各委員会所管事項の動向

－第213回国会（常会）における課題等－

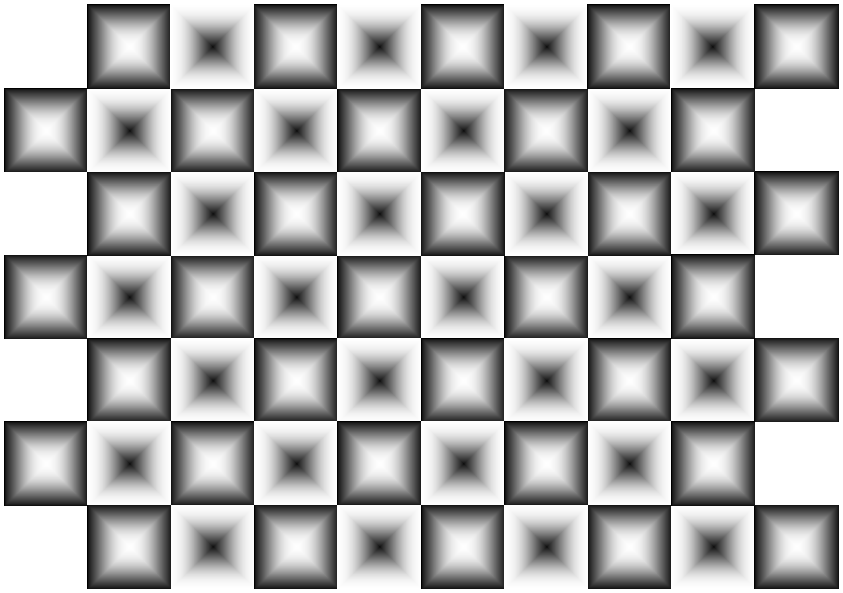

令 和 ６ 年 ２ 月

衆 議 院 調 査 局

本書は、各委員会の所管事項に関する、最近の主なトピックスについて、これまでの経緯や今後の動向等を取りまとめたものです。本書が国会における皆様の御活動の一助となれば幸いです。

本書の執筆は、各調査室が担当いたしました。記載内容についてのお問合せは、各調査室の担当者までお願いいたします。

なお、御意見等がございましたら、調査局調査情報課（内線31853）までお電話いただければと存じます。

衆議院調査局長　近藤　博人

目　　次

○内閣委員会 …… 1

所管事項の動向

経済財政政策（新しい資本主義 / 物価高への対応）
経済安全保障（経済安全保障とは / 経済安全保障推進法の概要 / 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の検討 / 基幹インフラの対象分野追加の検討）
公益法人制度改革（概要 / 近年の公益法人制度改革の動き）
独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化（ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの現状 / ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化に関する動き / 法案提出についての政府の方針）
日本学術会議（概要 / 日本学術会議の在り方の検討）
皇室制度（皇族の構成等 / 皇室制度に関する議論）
警察制度（交通安全対策 / 銃規制 / 保管場所標章の廃止 / 犯罪被害給付制度）

○総務委員会 …… 16

所管事項の動向

地方行政（第 33 次地方制度調査会の動向 / 地方公共団体情報システムの標準化 / 地方公務員制度）
地方財政（令和６年度地方財政対策）
地方税（政府税制調査会の答申 / 令和６年度税制改正要望 / デフレ完全脱却のための総合経済対策 / 地方法人課税に関する検討会 第２次中間整理 / 令和６年度税制改正大綱）
情報通信（ＮＴＴ法の見直し等の情報通信政策をめぐる議論について / インターネット上の誹謗中傷等への対策）
放送（デジタル時代における放送の在り方 / ＮＨＫのインターネット活用業務）
郵政事業（デジタル社会における郵便局の地域貢献に関する検討 / 定期性の旧郵便貯金の時効による消滅問題と運用見直し / 郵便料金の値上げ）
消防行政（消防団の充実強化 / 救急車の適時・適切な利用）

○法務委員会 …… 33

所管事項の動向

民事関係（離婚及びこれに関連する家族法制（離婚後単独親権制度等）の見直し / 区分所有法制の見直し / 公益信託制度の見直し / 同性婚 / 性同一性障害者特例法に関する最高裁決定）
刑事関係（犯罪被害者等支援弁護士制度の創設 / 刑事裁判手続等のデジタル化 / 再犯防止 / 保護司制度）
出入国在留管理関係（出入国管理及び難民認定法と在留管理制度 / 外国人技能実習制度 / 特定技能制度 / 外国人技能実習制度及び特定技能制度に関する検討 / マイナンバーカードと在留カードの一体化）
「旧統一教会」の被害者救済に関する法律の成立・施行

○外務委員会 …… 47

所管事項の動向

イスラエル・パレスチナ情勢（概況 / ガザ地区情勢をめぐる国連の動き / 我が国の対応）
ロシア（ロシアによるウクライナ侵略 / 日露関係 / ロシア大統領選挙）
米国（日米関係 / 大統領選挙をめぐる動き / 米中関係）
中国・台湾（日中関係 / 台湾総統選挙）
朝鮮半島（韓国 / 北朝鮮（核・ミサイル開発、拉致問題））
令和６年度外務省予算

○財務金融委員会 …… 59

所管事項の動向

財政（我が国の財政の現状 / 財政に関する最近の動き）
税制（税収の推移 / 令和６年度税制改正に向けた議論の動向 / 令和６年度税制改正等の概要）

金融（日銀の金融政策 / 金融行政に関する最近の取組と課題）

○文部科学委員会 …… 77

所管事項の動向

教育政策の動向（教育振興基本計画 / 教育未来創造会議）
初等中等教育（教員に関する諸課題 / 小学校における 35 人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進 / 部活動改革（部活動の地域移行） / いじめ、不登校 / 教育の情報化の推進 / 学校給食の無償化）
高等教育（大学改革 / 奨学金等の学生に対する経済的支援）
科学技術及び学術の振興（科学技術政策 / 研究開発の現状 / 科学技術の基盤的な力の強化 / 我が国の大学の研究力の向上 / 原子力損害賠償制度）
文化及びスポーツの振興（文化芸術政策 / 文化財 / 著作権 / 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求 / スポーツ施策の推進）

○厚生労働委員会 …… 93

所管事項の動向

社会保障（社会保障給付費等 / 全世代型社会保障の構築）
医療・健康施策（医療保険制度 / 診療報酬等の改定 / 医療提供体制 / 新型コロナウイルス感染症及び新たな感染症対策 / 再生医療及び臨床研究に関する法規定の見直し）
介護保険制度
年金制度（公的年金制度の概要 / 年金制度改革の動向 / 年金積立金の運用）
生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
障害者施策
労働政策（近年の雇用情勢 / 賃金 / 三位一体の労働市場改革等 / 雇用保険制度 / 仕事と育児・介護の両立支援）

○農林水産委員会 …… 104

所管事項の動向

食料・農業・農村基本法の見直し（食料・農業・農村基本法の見直し / 基本法見直しに関連する法制度の検討）
物価高騰対策（個別品目 / 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正（輸入原材料））
太平洋クロマグロの資源管理
その他（円滑な食品アクセスの確保 / 家畜伝染病への対応強化 / 新たな花粉症対策の展開 / 東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の処分に係る課題）

○経済産業委員会 …… 113

所管事項の動向

我が国経済の動向
中小企業政策（中小企業の動向 / 生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資の促進 / スタートアップ支援 / 事業承継の促進 / 下請取引の適正化）
資源・エネルギー政策（我が国の一次エネルギー供給 / 各エネルギーの現状 / ＧＸ実現に向けた動き / エネルギー価格高騰問題）
産業政策（自動車 / 半導体 / 産業競争力強化法の見直し）
知的財産政策
通商政策
独占禁止政策（公正取引委員会の概要 / プラットフォーマー型ビジネスをめぐるルール整備 / モバイル・エコシステムに関する競争評価）

○国土交通委員会 …… 128

所管事項の動向

国土政策及び社会資本整備の動向（国土形成計画の改定及び二地域居住等の推進 / 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発 / 社会資本整備重点計画及びインフラ老朽化対策 / 道路政策の動向 / 整備新幹線等の整備 / 水道整備、管理行政の移管）
安心・安全で豊かな暮らし（地域交通の確保及び利便性向上 / 建設産業政策の動向 / 都市政策の

動向 / 住宅政策の動向 / 令和６年能登半島地震による住家被害等 / 流域治水の推進 / 物流・自動車関係 / 今後の気象業務の在り方）
航空、港湾、海事政策の動向（航空政策の動向 / 港湾政策の動向 / 海事政策の動向）
観光施策の動向
海上保安の動向

〇環境委員会 …… 145

所管事項の動向

脱炭素社会の構築（気候変動に関する国際的な取組 / 気候変動に関する我が国における取組 / 脱炭素社会の実現に向けた今後の主な課題）
循環型社会の形成（循環型社会を形成するための法体系等 / 循環経済（サーキュラーエコノミー） / プラスチックごみ問題への対応 / 災害廃棄物処理に関する取組）
自然共生社会の形成（生物多様性に関する国際的な取組 / 生物多様性に関する我が国の取組 / 国内における個別課題への対応）
有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）問題
東日本大震災対応等（放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応 / 原子力規制委員会の発足等）

〇安全保障委員会 …… 157

所管事項の動向

我が国を取り巻く安全保障環境（中国、尖閣、台湾 / 北朝鮮）
安保三文書（各文書のポイント / 安保三文書策定後の主な動向）
防衛装備移転三原則等の改正等（改正の経緯 / 改正内容の概要 / 継続協議事項 / パトリオットミサイルの移転）
防衛関係予算等（５年間の防衛力整備水準等 / 2024（令和６）年度防衛関係費）
在日米軍（普天間飛行場移設問題 / ＰＦＡＳによる水質汚染問題）
自衛隊の処遇等の改善（ハラスメントへの対応 / 人材確保に向けた課題）
能登半島地震に係る自衛隊の災害派遣

〇国家基本政策委員会 …… 171

所管事項の動向

党首討論の導入と国家基本政策委員会設置の経緯（党首討論と国家基本政策委員会の関係 / 国会審議活性化法の概要 / 「国会審議活性化法」成立までの経緯）
党首討論の運営申合せ（「運営申合せ」決定までの経緯 / 「運営申合せ」の概要）
直近の党首討論における主な討議内容
党首討論の課題（開会回数の確保 / 討議時間の拡大 / 発言時間における「片道方式」の導入）

〇予算委員会 …… 181

所管事項の動向

我が国の財政状況（一般会計における歳出・歳入の状況 / 普通国債残高の推移 / 国及び地方の長期債務残高）
財政健全化に向けた取組（財政健全化目標 / 国・地方を合わせたＰＢ黒字化の見通し）
令和６年度予算編成（令和６年度予算の編成等に関する建議 / 令和６年度予算の編成の基本方針 / 令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 / 令和６年度予算（案）の決定）
今後の課題（予備費に関する説明の在り方 / 急増した基金の効率的な運用 / 「金利のある世界」における財政運営）

〇決算行政監視委員会 …… 191

所管事項の動向

決算及び検査報告等（令和４年度決算等の概要及び審議状況 / 令和４年度決算検査報告の概要 / 令和２年度決算等の概要及び審議状況 / 令和３年度決算等の概要及び審議状況 / 令和４年度予備費使用等の概要及び審議状況 / 令和５年度予備費の予算計上等）
会計検査院による報告（国会及び内閣に対する報告（随時報告） / 国会からの検査要請事項に関

する報告）
政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果（政策評価 / 行政評価・監視）

○災害対策特別委員会 …… 198

所管事項の動向

最近の自然災害をめぐる状況（我が国における自然災害の状況 / 令和６年能登半島地震）
国土強靱化の推進（強靱化法及び強靱化基本計画 / 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策 / 強靱化法の改正）
地震・津波対策（南海トラフ地震対策 / 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策 / 首都直下地震対策 / 中部圏・近畿圏直下地震対策）
雪害対策
火山対策
災害に関する法制度等の動向（避難対策（災害対策基本法、避難情報に関するガイドライン等） / 災害救助法による救助 / 被災者生活再建支援制度 / 激甚災害制度）

○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 …… 210

所管事項の動向

衆議院の一票の較差是正（アダムズ方式による定数配分の導入 / 令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正 / 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定 / 選挙制度に関する今後の協議 / 第49回衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟）
参議院選挙制度改革
公職選挙法等をめぐる最近の動き（投票率の低下 / 投票環境の向上方策 / 主権者教育 / 女性や若者の政治参画促進）
政治資金規正をめぐる動き（政治資金規正法改正の経緯 / 本委員会に付託されている政治資金規正法改正法案 / 最近の動き）
本委員会の最近の動き（選挙運動等についての自由討議）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… 223

所管事項の動向

沖縄関係（沖縄振興 / 在沖米軍基地問題等）
北方関係（北方領土問題と平和条約締結交渉 / 北方四島における共同経済活動に関する動き / 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業））

○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …… 235

所管事項の動向

北朝鮮による拉致問題（北朝鮮による拉致問題とは / 経緯と現状 / 「特定失踪者」の問題）
国会の対応（北朝鮮関連法の制定及び改正 / 国政調査）
政府の取組（「拉致問題対策本部」の設置 / 日本と北朝鮮との会談・協議等 / 近年の日本政府の動き / 北朝鮮に対する制裁措置 / 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動）
米朝協議及び北朝鮮の動向等（米朝協議の動向 / 近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の状況等）
国際社会への働き掛け

○消費者問題に関する特別委員会 …… 247

所管事項の動向

令和６年度の消費者庁関係予算案の概要（予算案の概要 / 地方消費者行政に対する国の支援に関する予算案の概要 / 消費者庁新未来創造戦略本部に関する予算案の概要 / 食品衛生基準行政の機能強化に関する予算案の概要）
最近の消費生活相談の傾向と特徴（消費生活相談の傾向と特徴 / 定期購入に関する相談）
食品ロスの削減の推進
ＳＮＳを用いた勧誘販売の規制の在り方
「破綻必至商法」に対する方策等

○東日本大震災復興特別委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257

所管事項の動向

東日本大震災の概要
復興の基本方針の策定及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立
「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の策定
復旧・復興の現状（被災者支援 / 住宅再建・復興まちづくり / 産業・生業）
福島の復興・再生（福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況 / 放射性物質による環境汚染への対処 / 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策 / 福島国際研究教育機構の設立）

○原子力問題調査特別委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268

所管事項の動向

原子力問題調査特別委員会の設置等（原子力問題調査特別委員会の設置 / 原子力規制委員会の発足）
現行の規制基準の概要等（原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し / 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況 / 特重施設の設置 / 現行の運転期間延長認可制度（令和５年改正前） / 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の見直し）
原子力規制検査制度（現行の検査制度 / 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況）
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組（廃止措置等の実施に向けた基本方針等 / 汚染水・処理水対策）
原子力災害対策
核燃料サイクル（核燃料サイクルの仕組み / 使用済燃料の貯蔵 / 使用済燃料の再処理 / 高速炉開発）
高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 ・・・ 283

所管事項の動向

地域活性化（デジタル田園都市国家構想 / 地方分権改革 / 国家戦略特区制度）
こども政策（少子化の現状 / こども家庭庁 / こども未来戦略 / 児童手当法等改正 / 日本版ＤＢＳ法案）
マイナンバー制度（マイナンバー制度の概要 / マイナンバーカード及びマイナポータル / マイナンバー法の制定及び近年の改正 / マイナンバー制度の今後）

※本書は、原則として令和６年１月19日時点の情報をもとに作成しています。

内閣委員会

内閣調査室

所管事項の動向

１　経済財政政策

(1) 新しい資本主義

ア　岸田内閣の方針

令和３年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示した。その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示している[1]。

政府は、「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとしている[2]。

（図表）新しい資本主義のイメージ

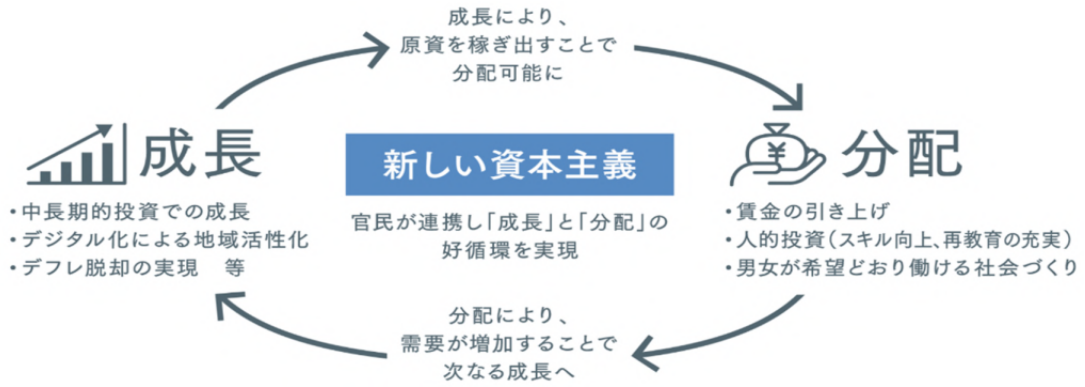

（出所）政府広報オンラインＨＰ

イ　新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

令和４年６月７日、政府は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定した。実行計画では、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行うとし、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、ＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）及びＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の４本柱に投資を重点化することとされた。

---

[1] 第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和３年10月８日）

[2] 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）

政府は、実行計画の閣議決定以降、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業の投資意欲の高まりなどの前向きな動きが見られる一方、少子高齢化による国内市場の縮小や労働市場と企業組織の硬直化、投資の遅れなどの課題への対処を急ぐ必要性も明らかになったとして、令和５年６月16日には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（以下「実行計画2023」という。）を閣議決定した。実行計画2023には、①構造的な賃上げを実現するため、リ・スキリング（学び直し）の支援などを通じた労働市場改革の推進、②半導体などの分野での戦略的な投資拡大、③スタートアップ育成と企業の参入・退出の円滑化等が盛り込まれた。

ウ　経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）

令和５年６月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下「骨太方針2023」という。）では、中小企業の価格転嫁対策、人への投資、スタートアップ推進等により、「賃金と物価の好循環」に持続性を確保しつつ、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた消費・国内需要の持続的拡大が実現する「成長と分配の好循環」を目指すとされた。

(2) 物価高への対応

世界規模の物価高騰がみられる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、輸入物価の上昇を通じて、エネルギー・食料品を中心としたコストプッシュ型の物価上昇が生じた。こうした生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、政府は、累次にわたり対策を講じてきた。

さらに、令和５年11月２日には、日本経済についてはコロナ禍の３年間を乗り越えて改善しつつある一方、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げているとの認識の下[3]、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。同対策は、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の２つを車の両輪として、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を更に加速するためのものと位置付けられている。同対策は、以下の５本の柱で構成されており、所得税・個人住民税の定額減税、低所得世帯への支援等の具体的な施策が盛り込まれている。

①物価高から国民生活を守る
②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する
③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する
④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する
⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

同対策の規模としては、令和５年度補正予算における一般会計追加額は13.1兆円、これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると17兆円台前半程度と見込ま

[3] 第212回国会における鈴木財務大臣の財政演説（令和５年11月20日）

れている。令和５年11月29日には、同対策等を実行するための令和５年度補正予算が成立した。

２　経済安全保障

(1) 経済安全保障とは

「国家安全保障戦略[4]」において、経済安全保障は、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」とされている。政府は、安全保障の裾野が経済分野へ急速に拡大する中で、国家及び国民の安全を経済面から確保することが喫緊の課題であるとの認識の下、①自律性の確保（国民の生活や経済活動を支える重要な産業の脆弱性の解消等）、②優位性ひいては不可欠性の獲得・維持・強化（機微な技術情報等の流出の防止等）、③国際秩序の維持・強化（通商・データ・技術標準等の公正な国際ルールの維持・強化・構築等）の実現に向けて、必要な取組を推進していくこととしている[5]。

(2) 経済安全保障推進法の概要

令和４年５月、経済安全保障推進法[6]が制定され、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開に関する４つの制度が整備された。

①重要物資の安定的な供給の確保	・特定重要物資（半導体、重要鉱物等）の指定 ・民間事業者の供給確保計画の認定・支援措置（助成等） ・民間事業者への支援措置だけでは安定供給確保が困難な場合、国が備蓄等を実施 ・物資所管大臣によるサプライチェーン調査
②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	・14分野（電気、ガス、水道等）の基幹インフラ事業を対象に、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査 ・審査結果に基づく勧告・命令
③先端的な重要技術の開発支援	・先端的な重要技術（宇宙、海洋、量子、ＡＩ等）の研究開発等に対する資金支援等 ・官民協議会の設置 ・調査研究業務の委託（シンクタンク）
④特許出願の非公開	・安全保障上機微な発明（核技術等）の特許出願の保全指定・公開留保 ・安全保障上機微な発明の外国出願制限 ・保全指定による損失の補償

経済安全保障推進法は、公布（令和４年５月18日）から６月以内から２年以内に段階的に施行することとされており、①及び③については既に制度の運用が開始され、②及び④については令和６年５月に制度の運用が開始される。

---

4 「国家安全保障戦略」（令和４年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定）26頁

5 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和４年９月30日閣議決定）3, 8-9頁

6 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第43号）

(3) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の検討

我が国の情報保全の強化に向けた取組の一環として、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度（重要情報を取り扱う者への資格付与制度）導入の動きがある。

我が国には、国家公務員法[7]における守秘義務、特定秘密保護法[8]における特定秘密の保護、不正競争防止法[9]における営業秘密の保護等、政府や民間が保有する機微な情報を保護する様々な枠組みが存在する。その中で、特定秘密保護法については、政府が特定秘密として指定できる情報は防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止の４分野に限られ、指定された情報にアクセスできるのは行政機関の職員等が中心であり[10]、民間事業者等の割合は低く、かつ、防衛産業に集中している。このため、経済安全保障上重要な情報に関して、特に、経済関係省庁や防衛産業を超えた民間において、セキュリティ・クリアランス制度を含む情報保全の一層の強化が必要となっている[11]。セキュリティ・クリアランスをめぐっては、経済界からも導入を求める声が高まっている[12]。

令和５年２月、岸田内閣総理大臣は、高市経済安全保障担当大臣に対し、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度に関する有識者会議を立ち上げ、今後１年程度を目途に、検討作業を進めるよう指示した[13]。「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」は、同年６月６日に中間論点整理を公表した後、引き続き制度の具体的な方向性について議論を行っている。岸田内閣総理大臣は、有識者会議での議論を踏まえ、令和６年の常会における法案の提出に向けた準備を進めていくとしている[14]。

(4) 基幹インフラの対象分野追加の検討

基幹インフラの対象分野は、安全保障と経済活動の自由を両立する形で予見可能性に配慮するとともに、事業者の経済活動が過度に制限されることがないよう、国家国民の安全に与える影響に鑑み真に必要なものに限定する趣旨から、その外縁として14分野が法定された[15]。一方、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、基幹インフラの対象分野の追加等も含めた制度の見直しを適時に行うこととされており、高市経済安全保障担当大臣は、港湾及び医療を対象とする必要性を指摘している[16]。

---

7 昭和22年法律第120号

8 「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）

9 平成５年法律第47号

10 令和４年末時点で、特定秘密の取扱いの業務を行える者は約13万人、保有者の比率は、官が97%、民が３%

11 「中間論点整理」（令和５年６月６日経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議）２頁

12 『読売新聞』（令5.3.9）

13 第４回経済安全保障推進会議（令和５年２月14日）議事要旨

14 第212回国会参議院会議録第３号10頁（令5.10.25）岸田内閣総理大臣答弁

15 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号７頁（令4.4.26）小林国務大臣答弁

16 「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」（令和５年４月28日閣議決定）34頁、高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和５年８月25日）

港湾に関しては、国土交通省の「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」において検討がなされており、政府は、「港湾運送」を基幹インフラとして追加するよう必要な法改正を行うとの報道がなされている[17]。

３　公益法人制度改革

(1) 概要

ア　公益法人

公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）とは、公益の増進を図ることを目的とする民間の法人である。公益法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県の知事）が、一般法人[18]の申請に基づき、一定の基準に適合する場合に認定する（公益認定法[19]第５条）。

公益法人制度は、明治31（1898）年施行の旧民法[20]に始まり、学術、技芸、慈善等の公益に関する社団又は財団で、営利を目的としないものが、その目的・事業に関連する事務を所掌する主務官庁の許可を得て公益法人になるとされた。旧民法による制度は、公益性の判断基準のあいまいさや営利法人類似の公益法人の存在に対する批判、公益法人の不適切な運営が問題となったことなどを受け、平成18年に公益法人制度改革関連三法[21]が制定された。これを受け、平成20年12月、法人格の取得と公益性の判断を分離し、主務官庁による設立許可・監督制を廃止した現行制度が開始された。

イ　公益信託

公益信託とは、個人や法人が、財産を、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益の目的のため信託銀行等の受託者に預け、受託者が、定められた目的に従って、その財産を管理又は運用し、公益的な活動を行う制度である。公益信託は設定に主務官庁の許可を要し（公益信託法[22]第２条第１項）、主務官庁の監督に服する（同法第３条）。

公益信託が規定された旧信託法[23]は、制定以来大きな見直しがされていなかった。旧信託法の現代化を図るため、平成16年９月、法務大臣は法制審議会に信託法の見直しに関する諮問を行い、平成18年２月、法制審議会は「信託法改正要綱」を法務大臣に答申した。なお、当時、公益法人制度の全面的見直しが進んでいたため、答申は私益信託に関する制度の部分に限定された。

---

17 「ＮＨＫニュース」（R5. 12. 27）

18 一般社団法人及び一般財団法人。なお、一般法人は登記により簡便に設立することができる。

19 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）

20 「民法」（明治29年法律第89号）（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）による改正前の民法）

21 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）

22 「公益信託ニ関スル法律」（大正11年法律第62号）

23 「信託法」（大正11年法律第62号）

これを受けて、同年12月、新信託法[24]が制定され、公益信託に関しては、旧信託法の法律名を「公益信託ニ関スル法律」と改正した上で、旧信託法の内容が維持された。そのため、当時の衆・参両院（法務委員会）の附帯決議において、「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされた。

平成25年11月に公益法人の新制度への移行期間が満了するなど、新たな公益法人制度が定着してきた。こうした状況の下、法制審議会において公益信託の見直しの検討が開始され、平成31年２月、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官庁制の廃止等を内容とする「公益信託法の見直しに関する要綱」が法制審議会から法務大臣に答申された。

(2) 近年の公益法人制度改革の動き

ア　公益法人のガバナンスの更なる強化等の検討

骨太方針2019[25]において、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うこととされた。これを受け設置された「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」は、令和２年12月、最終報告[26]において、ガバナンスの不全による不祥事が複数発生しているという認識のもと、理事等への外部人材の選任などの公益法人のガバナンス強化策を提案した。

イ　新しい時代の公益法人制度の在り方の検討

実行計画（１(1)イ参照）及び骨太方針2022[27]では、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する旨示された。これを受け設置された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」は、令和５年６月、最終報告[28]において、「民間も公的役割を担う社会」の実現を柱の一つとする「新しい資本主義」の実現に向け、公益法人が社会的課題の変化等に対応し、より柔軟・迅速で効果的な公益的活動を展開できるよう法人の自主的・自律的な経営判断が尊重される仕組みを整備することと、それに伴う法人のガバナンスや説明責任の充実が必要との考え方を踏まえ、具体的な制度改革の方向性を示した。

---

24 「信託法」（平成18年法律第108号）

25 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年６月21日閣議決定）

26 「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和２年12月公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議）

27 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定）

28 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告」（令和５年６月２日新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議）

ウ　実行計画2023及び骨太方針2023

令和５年６月の最終報告を受け、実行計画2023（１(1)イ参照）では、①公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則[29]や遊休財産規制[30]の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行うこと、②公益信託制度について、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築することを内容とする法案を令和６年の常会に提出するとともに、体制整備を図る旨が示された。また、骨太方針2023においても、公益法人制度改革のため、最終報告に基づく関連法案を提出するとともに所要の環境整備を図る旨が示された。

４　独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化

(1) ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの現状

ア　ＮＷＥＣの現状

ＮＷＥＣは、文部科学省所管の機関であり、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている[31]。昭和52年７月に「国立婦人教育会館」として埼玉県に設置され、平成13年４月より「独立行政法人国立女性教育会館」に移行した。

イ　男女共同参画センターの現状

男女共同参画センターは、男女共同参画のための総合的な施設として、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供等の事業を始めとして、地域の様々な課題に応じた実践的な活動を行っている。法律上の根拠はなく、都道府県や市区町村において条例等に基づき、令和４年４月１日現在で、全国に356施設が設置されている[32]。

(2) ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化に関する動き

ア　ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化に関する政府の方針

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）[33]」において、女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会を実現するため、①全国の男女共同参画センターを強力にバックアップする男女共同参画のナショナルセンターとして、ＮＷＥＣの主管府省を内閣府に移管し、地域における女性リーダー等の人材育成機能と各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うこと、②男女共同参画セ

---

[29] 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律

[30] 使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の１年相当分を超えて保有することができないとする規律

[31] 「独立行政法人国立女性教育会館法」（平成11年法律第168号）第３条

[32] 第１回男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（令和５年11月10日）資料４　１頁

[33] 令和４年６月３日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

ンターについて、専門人材の確保、関係機関・団体との連携強化、地域による取組の温度差の解消を強力に進め、その機能強化を図ることについて決定した。

イ　ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化に関する検討

「女性版骨太の方針2022」に基づき、令和４年12月から、男女共同参画会議の下に「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」が設置され、ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化の在り方について議論が行われ、令和５年４月、報告書[34]が取りまとめられた。

同報告書において、①各地域における様々な課題への対応力の強化を図るための人材育成・専門性向上、②男女共同参画センター同士や関係機関とのネットワークの構築・強化、③男女共同参画に関する政策の企画立案を支える「ＥＢＰＭ」機能の強化、④国・地方公共団体の施策との連動性の確保と施策の推進機能の強化という基本的方向性の下で、ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの具体的な機能強化策が示された。

また、男女共同参画センターの機能強化を図るに当たり、令和５年11月から「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」において、機能強化WG報告書を踏まえ、その業務及び運営に係るガイドラインの作成に関する検討が行われている。

同ワーキング・グループにおいて、令和６年夏頃に、ガイドラインの作成検討に向けた提言を取りまとめた後、この提言を基に、内閣府において、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドラインを作成する予定である[35]。

(3) 法案提出についての政府の方針

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）[36]」において、「新しい資本主義」の中核と位置付けられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、①機能強化WG報告書に盛り込まれた施策・取組について計画的に実施すること、②①の一環としてＮＷＥＣの主管の内閣府への移管や、ＮＷＥＣ及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案を令和６年の常会に提出することを目指すとした。

---

[34] 「独立行政法人国立女性教育会館（ＮＷＥＣ）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書」（令和５年４月11日）（以下「機能強化WG報告書」という。）

[35] 第１回男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ（令和５年11月10日）資料３

[36] 令和５年６月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定

５　日本学術会議

(1) 概要

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること[37]を目的とする内閣府の「特別の機関」である。日本学術会議は独立してその職務（科学に関する重要事項の審議や研究の連絡等）を行うこととされ[38]、総会や３つの部会（人文・社会科学、生命科学、理学・工学）、30の分野別の委員会などを開催するとともに、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告や科学技術に関する声明、提言等を行っている。また、日本学術会議の活動について意見を聴くための外部評価有識者を委嘱しており、原則として毎年１回、外部評価書が作成されている。

日本学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命する会員（定員210名）[39]及び会長が任命する連携会員（約2,000名）から構成される。会員の任期は６年で、３年ごとに半数を改選している。会員は非常勤の特別職国家公務員、連携会員は非常勤の一般職国家公務員に該当し、会議出席などの活動に対し、手当や旅費が支給される。日本学術会議に関する経費は国庫の負担とされ[40]、毎年度の予算は約10億円である。

(2) 日本学術会議の在り方の検討

ア　日本学術会議における議論

令和２年10月に行われた会員の半数改選において、菅内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち、６名を除く99名を任命した[41]。同月、梶田日本学術会議会長（当時）は菅総理と面会して、任命されていない会員候補者の任命等を求める要望書を手渡した。その際、両者の間で、日本学術会議の在り方について未来志向で検討することで合意がなされた。さらに、井上内閣府特命担当大臣（科学技術政策）（当時）と日本学術会議との意見交換において、梶田会長は、日本学術会議の提言機能、情報発信力、国際活動等において検討すべき課題があり、日本学術会議において検討するとした[42]。また、同年11月、井上大臣から梶田会長に対し、日本学術会議の設置形態についても検討するよう提案がなされた[43]。

これらを踏まえ、日本学術会議は、令和３年４月、設置形態に関する検討も含めた自己改革案[44]を取りまとめた。この中で、国の機関としての形態を変更する積極的理由を見いだ

---

37 「日本学術会議法」（昭和23年法律第121号）第２条

38 日本学術会議法第３条

39 日本学術会議法第７条、第17条

40 日本学術会議法第１条第３項

41 令和５年10月の会員の半数改選においては、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者全員が会員に任命された。なお、推薦された105名には、令和２年10月の半数改選の際に任命されていない６名の会員候補者は含まれていない。

42 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和２年10月23日）

43 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和２年11月27日）

44 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和３年４月22日日本学術会議）

すことは困難とした。また、日本学術会議を国から切り離して法人化する場合には、その役割を適切に発揮していく上で解決すべき様々な課題があるほか、法令等の改正に加え、組織面・財政面の課題への対応などに相当な準備と時間が必要となると見込まれるとした。

イ　総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会

令和３年５月以降、井上大臣の要請を受けた総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会において、日本学術会議の在り方に関する政策討議が行われ、令和４年１月、議論の取りまとめが公表された[45]。その中では、日本学術会議の組織形態について、現在の形態が最適なものであるという確証は得られていないとされた。

ウ　政府の方針

政府は、これらの取りまとめを踏まえて日本学術会議の在り方について検討を進め、令和４年12月、「日本学術会議の在り方についての方針[46]」を公表した。この中で、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図るため、国の機関として存置した上で、必要な措置を講じ、改革を加速すべきとされた。

また、同月、政府は、日本学術会議に対し、具体化検討案[47]（会員選考に関して意見を述べる選考諮問委員会の設置等）を示し、その中で、今後、日本学術会議の意見も聴取しつつ、法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和５年の常会に所要の法案を提出することを目指すとした。

エ　日本学術会議法改正案の提出に関する議論

令和５年４月17日、政府は、日本学術会議総会において、日本学術会議法改正案の概要を説明した。これに対し、日本学術会議は、翌18日の総会において、政府に対する勧告[48]を議決し、改正案の提出を思いとどまり、学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けることを求めた。また、改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性があるとして、国民に対し問題提起する声明[49]を決定した。

同月20日、政府は、第211回国会（令和５年の常会）への日本学術会議法改正案の提出見送りを発表した[50]。

---

45 「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」（令和４年１月21日総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会）

46 「日本学術会議の在り方についての方針」（令和４年12月６日内閣府）

47 「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」（令和４年12月21日内閣府総合政策推進室）

48 「勧告　日本学術会議のあり方の見直しについて」（令和５年４月18日日本学術会議）

49 「声明　『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」（令和５年４月18日日本学術会議）

50 第１回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（令和５年８月29日）議事録13頁

オ　日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会

令和５年６月に閣議決定された骨太方針2023において、「日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」とされた。これを受けて、同年８月、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が設置され、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討が進められた。同年12月、同有識者懇談会は中間報告[51]をとりまとめ、この中で、日本学術会議は、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされた。これを受けて、政府は、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする方針を示し、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進めるとした[52]。政府は、早ければ令和６年秋の臨時会に法案を提出したい考えであるとの報道がある[53]。

６　皇室制度

(1) 皇族の構成等

ア　皇族の構成

皇室は、天皇皇后両陛下、上皇上皇后両陛下と皇族殿下方で構成されている。これらの方々は、内廷にある方々と、それ以外の宮家の皇族殿下方とに分かれる。

現在、内廷にある方々は、天皇皇后両陛下及び愛子内親王殿下並びに上皇上皇后両陛下の５方で、宮家の皇族殿下方は、秋篠宮（４方）、常陸宮（２方）、三笠宮（４方）、高円宮（２方）の各宮家の12方である（令和６年１月１日現在）。

イ　皇位継承

現在、皇位継承資格を持つ皇族は３方である。継承順位は、１位が皇嗣である秋篠宮皇嗣殿下、２位が秋篠宮皇嗣同妃両殿下の長男の悠仁親王殿下、３位が上皇陛下の弟の常陸宮正仁親王殿下である。

なお、悠仁親王殿下（17歳）の同世代の皇族は、愛子内親王殿下（22歳）、佳子内親王殿下（29歳）の２方である。また、天皇（63歳）皇后（60歳）両陛下の同世代の皇族は、秋篠宮皇嗣（58歳）同妃（57歳）両殿下のほか、彬子女王殿下（42歳）、瑶子女王殿下（40歳）、承子女王殿下（37歳）の３方である（令和６年１月１日現在）。

(2) 皇室制度に関する議論

ア　皇室典範特例法案に対する附帯決議（平成29年）

平成29年６月、衆議院議院運営委員会において、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位の実現等を定める皇室典範特例法案[54]に対する附帯決議が付された。

51　「中間報告」（令和５年12月21日日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会）

52　「日本学術会議の法人化に向けて」（令和５年12月22日内閣府特命担当大臣決定）

53　『毎日新聞』（令5.12.23）

54　「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」（第193回国会閣法第66号）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

一　政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二　一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとすること。

（以下略）

参議院においても、同様の附帯決議が付された。

イ　「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議（令和３年）

令和３年３月より附帯決議において示された課題について有識者会議[55]が開催された。同年12月、「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議　報告」が決定され、同日、岸田内閣総理大臣へ提出された。

同報告では、皇位継承と皇族数の減少についての基本的な考え方として、

○　今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにしてはならない

○　悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえって皇位継承を不安定化させるおそれがある

○　悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべき

○　まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であり、その際、多様な世代の方が男女共に、悠仁親王殿下を支えるということが重要

とされた。

その上で、皇族数確保の具体的方策として、次の３つの方策が示された。

①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること
②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること
③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること

そして、①及び②の２つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきであり、③については、①及び②の方策では十分な皇族数を確保することができない場合に検討する事柄と考えるべき、とされた。

[55] 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議

ウ　国会での検討

岸田内閣総理大臣は、令和４年１月、衆参両院の正副議長に、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づく政府における検討結果を報告し、これを受けて、同月、両院の正副議長及び各党各会派代表者が、政府から説明を聴取した後、質疑を行った。その際、細田衆議院議長（当時）は、国会として検討を行い、立法府としての総意をまとめる必要があり、各党各会派において議論していただきたい旨述べた。

また、額賀衆議院議長は、令和５年10月、就任記者会見において各党の協議の経緯や状況を把握したうえで立法府の考え方を整理していくと述べ[56]、同年12月、各党幹部と会談し、各党の意見集約を進めるよう要請した[57]。

７　警察制度

(1) 交通安全対策

警察は、自転車利用者による交通違反に対する指導取締りについて、現状では、指導警告を行い、警告に従わずに違反行為を継続したり、違反行為により車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたりするなど、悪質・危険な態様の違反に対しては積極的な取締り（検挙措置）を行うこととしている。さらに、交通の危険を生じさせるおそれのある、信号無視や遮断踏切立入りなど、15類型の危険行為を反復して行った自転車利用者については、自転車運転者講習の受講命令の対象となる。しかし、自転車の違反者の検挙措置については刑事手続によることから、供述調書の作成など、違反者、警察双方に負担となっている。

自転車関連事故や自転車の交通違反に対する指導取締りの情勢等を踏まえて、令和５年８月、警察庁は、「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」を開催した。同検討会では、自転車に関するより効果的な交通安全教育、自転車の交通違反に対する効果的な違反処理及び自転車が通行しやすい交通規制の在り方について検討を行い、同年12月、自転車を交通反則通告制度[58]（いわゆる「青切符」）の対象とすること等を内容とする中間報告書をとりまとめた。警察庁は、令和６年の常会へ道路交通法[59]の改正案の提出を目指しているとされる[60]。

また、警察庁は、電動アシスト自転車と混同される、ペダル付原動機付自転車のモペットについて、道路交通法に車両区分を明記する方針である[61]。

56　『読売新聞』（令5.10.21）

57　『日本経済新聞』（令5.12.20）

58　軽車両以外の車両等の運転者がした反則行為（簡易迅速な処理になじむ、現認可能・明白・定型的な違反行為）について、これを簡易迅速に処理することで違反者・捜査機関双方の負担軽減を図るものであり、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合には公訴が提起されない制度。

59　昭和35年法律第105号

60　『日本経済新聞』（令5.12.22）

61　「時事通信社iJAMP」（令5.12.21）

(2) 銃規制

安倍晋三元内閣総理大臣の銃撃事件や令和５年５月に長野県中野市で４人が殺害された事件を受け、警察庁は、令和６年の常会に銃刀法[62]の改正案を提出する方針とされる。具体的には、銃の自作動画を投稿し、不法所持をあおる行為などに対する罰則の新設、ハーフライフル銃[63]の許可基準の厳格化等が想定される[64]。

(3) 保管場所標章の廃止

自家用車の保管場所について、車のナンバーから照会できるシステムの整備が終わり、全国で照会可能になっていることから、警察庁は、自家用車の保管場所を示す「保管場所標章」を廃止する方針を決め、標章を定めた車庫法[65]の改正案を提出する考えだとされる[66]。

(4) 犯罪被害給付制度

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律[67]」に基づく犯罪被害給付制度は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害を対象とし、被害者等からの申請を受けて行われる各都道府県公安委員会の裁定により、被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて遺族給付金や障害給付金が算定され、支給される制度である[68]。

（図表）犯罪被害給付制度

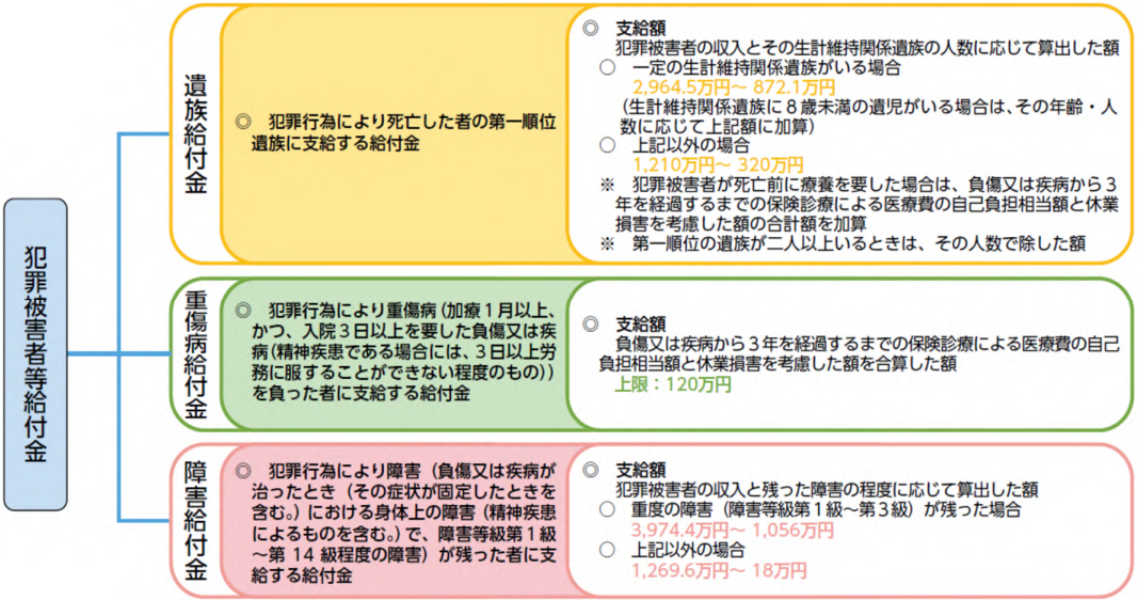

（出所）国家公安委員会・警察庁『令和５年版犯罪被害者白書』８頁

---

62 「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和33年法律第６号）

63 猟銃の一つであり、ライフル銃より射程が短い。

64 『日本経済新聞』（令5.12.22）

65 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）

66 『朝日新聞』（令5.12.22）

67 昭和55年法律第36号

68 内閣府『平成18年版犯罪被害者白書』４頁

令和５年６月、政府の犯罪被害者等施策推進会議は、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」[69]を決定した。この中で、犯罪被害給付制度について、「警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、１年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。」とされた。これを受け、同年８月、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」が開催された。同検討会は、給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、令和６年５月中までに取りまとめを行うことを想定している。

内容についての問合せ先
内閣調査室　田中首席調査員（内線 68400）

[69] 令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定

総務委員会

総務調査室

所管事項の動向

１　地方行政

(1) 第33次地方制度調査会の動向

ア　経緯

新型コロナウイルス感染症への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、国と地方の関係やデジタル技術の活用等に関する様々な課題が指摘された。

このようなことを背景として、令和４年１月、第33次地方制度調査会が発足し、岸田内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

イ　審議の動向

第33次地方制度調査会は、まず、各議長会から「地方議会の在り方」について早期の審議を求める意見があったことを踏まえ、特に、議会の位置付け等の明確化、立候補環境の整備、議会のデジタル化等について集中的に審議を進め、令和４年12月、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を取りまとめた。

政府は、同答申等を踏まえ、令和５年３月、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化や、地方議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の改正案を提出し、同年４月、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和５年法律第19号）が成立した。

また、同調査会は、令和５年１月以降、非平時における国と地方及び地方公共団体相互間の役割分担、地方公共団体相互間の連携・協力の在り方、地方行政のデジタル化等についての議論を進め、同年12月、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を取りまとめ、岸田内閣総理大臣に答申した。

ウ　ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申

令和５年12月の答申では、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の急激な変化やこれに伴う対応が、これまで指摘されてきたにもかかわらず未だ十分な対応ができていなかった課題を顕在化させたとし、様々な分野でデジタル技術の活用の可能性が広く認識されるに至ったことや、感染症危機に際し従来の法制においては想定されていなかった事態が相次いだことなどを、基本的な認識として整理した。その上で、今後の地方行政の在り方に関し、①デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の進展を踏まえた対応、②地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携の深化、③大規模な災害、感染症のまん

延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が必要であるとし、それぞれの課題について具体的な対応策を提言した。

【第33次地方制度調査会の答申（令和５年12月）における主な提言事項】

Ⅰ　ＤＸの進展を踏まえた対応 ①　ＤＸによる地方公共団体の業務改革（書かない窓口、標準準拠システムへの移行 等） ⇒地方税以外の公金納付について、制度上、幅広くeLTAXを活用できるようにすべき ②　国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能等（国と地方の共通クラウドの利用 等） ③　地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材 ⇒地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の方針の策定義務及び方針に基づく措置の実施義務を課すこととすべき
Ⅱ　地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携の深化 ①　地方公共団体相互間の連携・協力（合意形成が容易ではない課題への対応 等） ②　公共私の連携 ⇒地域課題の解決に取り組む主体について、法律上、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意すべき
Ⅲ　大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応 ①　情報共有・コミュニケーションの課題と対応（通知の法的性格の適切な区分と明示 等） ②　役割分担の課題と対応 ⇒個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合、国民の生命等の保護のため、国が地方公共団体に対し、必要な指示を行うことができるようにすべき ⇒都道府県の事務と規模・能力に応じて市町村が処理する事務（保健所事務等）との調整が必要な場合には、国の指示に基づき、都道府県が調整のために必要な措置を講じるものとすべき ③　必要な職員の確保の課題と対応 ⇒国民の生命等の保護のために必要な場合には、国が地方公共団体間の応援や職員派遣の調整の役割を担うことを明確化すべき

（出典）第33次地方制度調査会の答申（令和５年12月）に基づき当室作成

上表のうち、Ⅲ②の国の指示権の創設に対しては、地方の自主性・自立性を尊重すべき、極めて限定的かつ厳格な制度とすべき等の意見があったことも踏まえ、答申では、国による指示は、閣議決定を経て行うものとすることが適当とされたほか、目的を達成するために必要最小限度の範囲で、地方公共団体の自主性・自立性に配慮して行うようにしなければならないものとされた。

同答申を受け、政府において、その具体化に向けた検討が進められており、今国会に地方自治法の改正案が提出される見込みである。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化

地方公共団体においては、業務において様々な情報システムが活用されているが、これらは、そのほとんどが標準化されておらず、各団体が個別に維持管理や改修などを行っているため、人的・財政的な負担となっている。加えて、今般の感染症対応において、国・地方のシステムが異なるため、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化した。こうした状況を踏まえ、令和３年５月に「地方公共団体情報システムの標準化に

関する法律」（令和３年法律第40号）が成立し、標準化対象事務[1]を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

ア　標準準拠システムへの移行期限

政府は、令和４年10月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定し、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとした。しかし、同年度の政府調査では、令和７年度までの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなった。そのため、政府は、令和５年９月に同基本方針を改定し、令和７年度末の移行期限を堅持しつつも、移行が極めて困難なシステム[2]については、デジタル庁と総務省が対処方法を精査した上で、所要の移行完了期限を設定することとした。

報道によれば、標準化対象の全てのシステムを令和７年度末までにガバメントクラウドに移行できる見込みの団体は、1,487団体のうち940団体（63％）とされており[3]、地方からは、安全かつ確実な移行のため、移行期限についての柔軟な対応が求められている[4]。

イ　標準準拠システムへの移行経費

標準準拠システムへの移行経費は、国がデジタル基盤改革支援補助金（補助率10/10）によって支援しているが、地方六団体からは、大幅な補助上限額の超過が相当数見込まれるとして、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直しなどが要望されていた[5]。このため、総務省は、同補助金について、令和５年度補正予算で5,163億円を追加計上し、総額6,988億円を確保した上で、地方公共団体に対し、要望に応えられる額を計上できたとのメッセージを送付した[6]。

一方で、地方六団体からは、その後も、①補助上限額の見直しと交付対象の拡大、②移行経費の全額国庫補助による措置、③影響を受ける全システムの改修費等への財政的支援などが要望されており[4]、引き続き、移行経費に係る財政支援の在り方が課題となっている。

(3) 地方公務員制度

ア　会計年度任用職員

(ｱ) 会計年度任用職員制度の創設

地方公共団体においては、財政難や行政改革の推進等により、常勤職員が大幅に減少す

---

[1] 政令（令和４年政令第１号）により、住民基本台帳、税務関係、社会保障関係などの20事務が対象とされた。

[2] ①現行システムがメインフレーム（大型汎用コンピュータ）であり、標準準拠システムへの移行に時間を要する場合や、②現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合などが想定されている。

[3] 『時事通信社iJAMP』（2023.10.17）

[4] 地方六団体「令和６年度予算編成及び地方財政対策について」（令和５年12月14日）

[5] 地方六団体「骨太方針の策定等について」（令和５年５月31日）。

[6] 総務大臣メッセージ「令和５年度補正予算（第１号）に係るデジタル基盤改革支援基金の追加計上等について」（令和５年12月12日）

る一方、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員（特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員）が増加し、地方行政の重要な担い手となる一方で、制度の趣旨に沿わない任用が行われている等の課題が指摘されていた。

そこで、平成29年に、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化を図るほか、一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度を創設し、採用方法や任期等に関する規定を整備するとともに、期末手当の支給を可能とする法改正[7]が行われた（令和２年４月１日施行）。

なお、令和５年４月１日現在における会計年度任用職員は約66.2万人[8]（令和２年度調査比約4.0万人増）となっている。

(ｲ) 勤勉手当の支給を可能にする改正

制度創設の当初、会計年度任用職員については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員との均衡を図る観点等から、勤勉手当を支給しないこととされていた[9]。しかし、制度の運用開始から３年が経過し、国では対象となる全ての非常勤職員に勤勉手当が支給される状況となったことに加え、地方公共団体からは、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との給与の均衡を図る観点から「会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立」が求められていた[10]。

これらを踏まえ、令和５年４月、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とする内容を含む「地方自治法の一部を改正する法律」（令和５年法律第19号）が成立した（令和６年４月施行）[11]。

イ　地方公務員の定年延長

(ｱ) 定年延長に係る地方公務員法改正法の施行

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入する「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第61号）が、令和５年４月１日に施行された。

地方公務員においても、国家公務員と同様に役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するための「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和３年法律第63号）が同日に施行された。

これに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務

---

[7] 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

[8] フルタイムの会計年度任用職員は約 7.4 万人、パートタイムの会計年度任用職員は約 58.8 万人（総務省「令和５年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）」）。

[9] 地方自治法上、フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は可能であったが、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第２版）」（平成 30 年 10 月）において支給しないことが基本とされる一方、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、同法上、支給できないこととされていた。

[10] 令和４年地方分権改革に関する提案募集における徳島県等からの提案。

[11] フルタイムの会計年度任用職員に対しては、勤勉手当の支給が可能となるよう改正法の施行（令和６年４月）にあわせてマニュアルの改訂が予定されている（「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和５年５月８日））。

員の定年を基準として、また、給与については国家公務員の給与の取扱いを考慮して、条例を定める必要があること等を示した[12]。

国家公務員の定年の段階的引上げ

	～令和４年度	令和５年度 ～６年度	令和７年度 ～８年度	令和９年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(ｲ) 60歳超の職員の給与に係る検討状況

国家公務員については、当分の間、60歳超の職員の給与水準を７割とする措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、政府は、人事院の検討状況を踏まえ、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を講ずることとされている[13]。

令和５年８月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前・60歳超の職員の給与水準（給与カーブ）について、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で検討を行っていくこととされた[14]。同年９月に人事院に設置された人事行政諮問会議においては、人材育成や給与等の公務員人事管理の在り方について、課題横断的な議論を行うこととされ、同会議は、令和６年秋に提言を取りまとめるとしている。なお、同勧告においては、給与水準の在り方等について、令和６年以降も引き続き分析・研究・検討することとしている。

地方公務員については、地方公務員制度の在り方について総合的な見地から検討を行うため、総務省に「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が設置され、令和５年10月17日、初会合が開催された。

２　地方財政

令和６年度地方財政対策

政府は、令和６年度の地方財政の運営方針を定める令和６年度地方財政対策を令和５年12月22日に決定した。今後、この地方財政対策を踏まえ、令和６年度地方財政計画が策定されるとともに、同計画を踏まえ、地方交付税の総額の特例等を定める地方交付税法等改正案が立案され、今国会に提出されることとなる。

令和６年度地方財政対策の主な内容は、次のとおりである。

ア　一般財源総額の確保等

令和６年度の一般財源（使途の制限がない地方税、地方交付税等）の総額は、前年度比0.6兆円増の65.7兆円であり、水準超経費[15]を除く交付団体ベースで前年度比0.6兆円増の

---

[12] 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和３年８月 31 日）等

[13] 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第61号）附則第16条第２項

[14] なお、同勧告においては、「今後の公務員給与の在り方に関する有識者との意見交換」（令和５年２月から６月に実施）から得られた、高齢期までを見据えた給与カーブ等の在り方についての考え方が示された。

[15] 地方交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。なお、地方財政計

62.7兆円が確保された。このうち、地方税は42.7兆円（前年度比0.1兆円減）となり、地方譲与税は2.7兆円（同0.1兆円増）、地方特例交付金等は1.1兆円（同0.9兆円増）となった。また、地方交付税は、令和５年度からの繰越金0.5兆円も活用し、６年連続の増加となる18.7兆円（同0.3兆円増）が確保された。

一方で、財源不足は前年度比0.2兆円減の1.8兆円まで減少し、これに伴い、財源不足に対処するために発行する臨時財政対策債（赤字地方債）が前年度比0.5兆円減の0.5兆円へと抑制され、令和６年度末の累積残高も前年度末から3.2兆円減少し、45.8兆円となる見込みとなっている。加えて、令和２年度第３次補正予算に係る国税減額補正精算分[16]について、0.2兆円を前倒しして精算することとするなど、地方財政の健全化に向けた取組も盛り込まれている。

イ　定額減税による減収への対応

所得税・個人住民税の定額減税の実施に伴う令和６年度の個人住民税の減収（9,234億円）は、地方特例交付金により全額国費により補填することとした。また、所得税の減税に伴う令和６年度の地方交付税の減収（7,620億円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（１兆1,982億円）により対応することとし、さらに、後年度、2,076億円[17]の加算を実施し、交付税特別会計借入金の償還に充てることとした。

ウ　こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和６年度の地方負担分（2,250億円程度）について、地方財政計画の歳出に全額計上し、必要な財源を確保することとした。

また、地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額することとしたほか、こども・子育て支援機能強化に係る施設の整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」（500億円）を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」（充当率90％、交付税措置率50％又は30％）を創設することとした。

さらに、普通交付税の算定に当たり、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、「こども未来戦略」等に基づく地方団体の財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分（社会福祉費、（保健）衛生費等）を統合し、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設することとした。

画においては、地方財源を適切に確保するための技術的な措置として、当該額を「地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費」（水準超経費）という項目を立てて歳出に計上する取扱いが行われている。

[16] 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額分の補填に要した額2.6兆円（国が全額補填）のうち、地方負担分1.8兆円について、令和５年度及び９年度から26年度までの各年度の地方交付税総額から減額して精算するもの。

[17] 令和６年度分の地方交付税の減収7,620億円の補填財源を借入れにより調達した場合の利子相当額。

エ　給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保

令和５年人事院勧告に伴う給与改定に要する経費（3,300億円程度。うち会計年度任用職員分600億円）や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費（1,810億円）を計上することとした。

オ　物価高への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額[18]）するほか、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、①津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と②公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を、それぞれ11％引き上げることとした。

３　地方税

(1) 政府税制調査会の答申

令和３年10月４日に発足した岸田内閣は、基本方針（令和３年10月４日閣議決定）において、「『成長と分配の好循環』と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、『コロナ後の新しい社会の開拓』をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していく」とした。

翌月12日、岸田内閣総理大臣は、「新しい資本主義」を実現するため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を行うよう政府税制調査会に諮問した。

当該諮問を踏まえ、同調査会は令和５年６月30日、岸田内閣総理大臣に答申[19]した。この中では、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化・デジタル化、安全保障環境の変化等、我が国における経済社会の構造変化を概観し、その上で、個別税目の課題と「あるべき税制」の構築に向けた各税目の見直しの大きな方向性等について触れられている。

地方税に関しては、個人住民税の充実確保、固定資産税収の安定的確保、法人事業税に係る外形標準課税の見直しの検討の必要性等が示された。

(2) 令和６年度税制改正要望

我が国は、少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会を実現すること等の課題に直面しているとされる[20]。

---

[18] 令和５年度地方財政計画では、自治体施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を 700 億円増額した。

[19] 税制調査会「わが国税制の現状と課題―令和時代の構造変化と税制のあり方―」（令和５年６月30日）

[20] 経済財政運営と改革の基本方針 2023　加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実

こうした状況下、「骨太の方針2023[200]」においては、「新しい資本主義」を更に加速し、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げるとされた。

地方税体系の構築に向けては、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在是正に取り組むとされた。

その後、令和５年８月末までに各府省庁から総務省に改正要望が提出された。主な改正要望としては、森林環境譲与税の譲与基準の見直し、企業向け賃上げ税制の拡充及び延長、地方法人課税の見直し、外形標準課税・自動車関係諸税の在り方の検討等であった。

(3) デフレ完全脱却のための総合経済対策

我が国の経済は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きがみられる一方、国際的な原材料価格の上昇や円安があいまった輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続により国民生活への負担が生じているとされる[21]。

こうした経済状況を踏まえ、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を加速させるため、令和５年11月２日、変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」を車の両輪とした総合経済対策[21]が閣議決定された。

同経済対策においては、予算、税制、制度・規制改革など、あらゆる政策手段を総動員するとされており、税制については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための所得税・個人住民税の定額減税の実施等が明記された。

(4) 地方法人課税に関する検討会 第２次中間整理

経済社会の構造変化に伴い、法人事業税の外形標準課税の対象法人[22]（以下「外形対象法人」という。）の数や態様が大きく変化していることを踏まえ、総務省地方財政審議会に設置された検討会[23]は、令和４年 11 月、「中間整理」を取りまとめた。与党税制調査会においても中間整理をもとに議論が行われ、令和５年与党税制改正大綱（令和４年 12 月 16 日 自由民主党、公明党）においては、資本金の減資による外形対象法人数の減少等は、法人税改革の趣旨[24]等を損なうおそれがあるとし、対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することが明記された。

その後、検討会は議論を再開し、令和５年 11 月 14 日、「第２次中間整理」を取りまとめ、実質的に大規模といえる法人が外形対象法人にならない問題への対応策として、減資・組織再編に対応するための追加的な基準を付け加えることが適当とした。

現～（令和５年６月 16 日閣議決定）

[21] デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～（令和５年 11 月２日閣議決定）

[22] 資本金１億円超の普通法人が対象とされている。

[23] 地方法人課税に関する検討会

[24] 課税ベースを拡大する一方で税率を引き下げ、高収益をあげる企業の税負担を緩和し、法人課税を広く薄く負担を求める構造にすること。

(5) 令和６年度税制改正大綱

令和６年度与党税制改正大綱（令和５年12月14日 自由民主党、公明党。以下「令和６年度与党大綱」という。）においては、地方税に係る主なものとして、デフレマインドの払拭と好循環の実現の観点からの所得税・個人住民税の定額減税の実施、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえた法人事業税における外形標準課税の適用対象法人の見直し等が示された。

これを受けて政府は、令和５年12月22日、令和６年度与党大綱のうち令和６年度税制改正の具体的内容に係るものを「令和６年度税制改正の大綱」として閣議決定した。

４　情報通信

(1) ＮＴＴ法の見直し等の情報通信政策をめぐる議論について

ア　議論の経緯

昭和59年の日本電信電話株式会社法[25]（以下「ＮＴＴ法」という。）及び電気通信事業法の制定による通信の自由化から約40年が経過し、情報通信産業の構造がめまぐるしく変化する中で、ＮＴＴ[26]に課せられる規制や義務を始めとする情報通信政策の在り方については、抜本的な見直しの必要性が指摘されている。

令和５年８月、総務省の情報通信審議会は通信政策特別委員会を設置し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について、令和６年夏頃の答申を目指して検討を開始した。同委員会は令和５年12月、第一次報告書を公表し、ＮＴＴの時代に即した自由な経営を確保するため、①研究の推進責務の撤廃、②研究成果の普及責務[27]の撤廃、③外国人役員規制[28]の緩和については、必要な制度整備を速やかに実施すべきとした。これを受けて、総務省は、今国会に同法改正案の提出を検討している。

その一方で、自由民主党においても令和５年８月からＮＴＴ法の在り方について議論され、同年12月初旬に政府へ提言を提出した。この内容は、段階的に必要な整備[29]を行った上で、令和７年をめどにＮＴＴ法を廃止することを求めるものである。

こうした動きに対してＮＴＴ以外の事業者等は、ＮＴＴ法を含めた情報通信政策の見直しには賛成している一方で、ＮＴＴ法の廃止には強く反対を表明している[30]。

---

[25] 現在の題名は「日本電信電話株式会社等に関する法律」である。

[26] 本項では、日本電信電話株式会社（ＮＴＴ（持株会社））、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ東西）の３社を「ＮＴＴ」とする。なお、ＮＴＴドコモ等はＮＴＴ法の対象には含まれていない。

[27] 「電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。」（ＮＴＴ法第３条）

[28] 外国人からの影響力に対する経営の自主性を確保するため、日本国籍を有しない人はＮＴＴの取締役又は監査役になることができない。（ＮＴＴ法第 10 条第１項及び第 18 条の２）

[29] 令和６年にＮＴＴの研究推進・成果普及に関する責務を撤廃し、令和７年に①現在ＮＴＴ法で規定されているＮＴＴへの責務や規制等を電気通信事業法へ、②外資の流入規制等を外為法へ、それぞれ整備することを提言している。

[30] 代表的な例として、令和５年 12 月４日、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人ケーブルテレビ連盟を含む、電気通信事業者や地方自治体などの計 181 者が「ＮＴＴ法の見直しに関する意見表明」を公表し、ＮＴＴ法の「見直し」には賛成、「廃止」には反対を表明している。

イ　４つの論点

(ｱ) ユニバーサルサービスの確保（通信サービスが「全国に届く」）

ＮＴＴには、ＮＴＴ法において固定電話の「全国あまねく提供する責務」が課されており、利用者数が大幅に縮小して赤字が続くＮＴＴの固定電話事業に掛かる負担は大きくなっている。そこで、ユニバーサルサービス制度の在り方について、固定電話中心から高速度データ伝送（ブロードバンド）を軸とした義務に改めることや[31]、無線通信なども組み合わせることの是非が議論されており、ラストリゾートの確保（「最終保障提供責務」）を担う主体をどう考えるか等の課題が挙げられている。

(ｲ) 事業者間の公正競争の確保（「低廉で多様」なサービスが利用できる）

ＮＴＴ法にはＮＴＴの業務範囲が定められているが、かつての固定電話役務を前提とした概念[32]が残るなど、時代に適した見直しが適当とされている。他方、ＮＴＴは、公社時代に整備された全国規模の線路敷設基盤[33]を継承して独占的に保有しており、この前提がある中でのＮＴＴの業務範囲の拡大及び規制の緩和や撤廃は公正競争の確保に支障が生じかねないとの考えから、他の事業者等は強い懸念を表明している。

(ｳ) 国際競争力の確保

ＮＴＴ法における研究成果の普及責務を受けて、ＮＴＴが行う研究の成果については適正な対価を前提として開示する運用が行われている[34]。しかし、先端的な機微技術を外資企業も含めて広く開示することとなり得るため、ＮＴＴの国際競争力強化を阻害しているとの意見や経済安全保障上の懸念のある企業への流出のおそれがあるとの指摘がある。ＮＴＴにおいても、海外のベンダーと知的財産権の帰属先を議論する際にパートナリングを拒否されることがあるとして見直しを求めており、通信政策特別委員会でも当該責務の撤廃が適当とされている。

(ｴ) 経済安全保障の確保

ＮＴＴ法により、通信インフラの安全・信頼性の確保に対する役割に鑑み、ＮＴＴには外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため「外国人役員規制[35]」が、ＮＴＴ（持株会社）にはこれに加えて、外資企業に対しＮＴＴ株式における総量の３分の１に達する株式取得を規制する「出資規制」（総量規制）が課せられている。「外国人役員規制」につい

---

[31] 令和４年の電気通信事業法改正により、新たにブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度が創設されたが、これは不採算地域におけるサービスの維持費用の一部を支援するものであり、特定の事業者にあまねく提供の責務が課せられているわけではない。

[32] ＮＴＴ法では、ＮＴＴ東西にあっては同一都道府県の区域に閉じる通信の媒介が本来業務とされている。しかし、ＩＰ化が進展した現在、ＮＴＴ東西は、本来禁止される県間通信を伴う役務の提供に当たるブロードバンドや光ＩＰ電話の提供を、総務大臣に事前届出を行って特例的に実施している。

[33] 電柱や管路等がこれに該当する。ボトルネック設備とも呼ばれる。ＮＴＴ以外の事業者はこれらを「特別な資産」と称し、これを有するＮＴＴの特殊性を主張している。

[34] ＮＴＴ再編成時の「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成９年 12 月 19 日郵政省告示第 664 号）に従い作成した「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」（平成 11 年５月 21 日認可）に基づいた運用を行っている。この実施計画では、研究成果の開示の例外について、「a. プライバシーやセキュリティの保護に関連する研究成果は開示できないことがある。b. 事業者の個別のサービス・商品を実現する個性化・商品化のための研究成果は開示時期を個別に判断する。」とされている。

[35] 脚注 28 に同じ。

ては、通信政策特別委員会において、国際競争力が激しくなる中でグローバルな視点でのマネジメントができないことなどの支障を考慮し、役員の３分の１未満に緩和すること等が適当とされている。

外資規制としては、「出資規制」の他に、外為法[36]による、事業者に対する我が国の安全を損なうおそれのある投資を個別審査する制度が存在するが、総務省等は両者では目的や手段が異なるとしている。これまで両法律による規制により外資からの保護を図ってきたところであるが、経済安全保障上の観点から、出資規制対象がＮＴＴのみであることに対する見直しや外為法の強化の必要性など、両法律の在り方について議論がされている。

(2) インターネット上の誹謗中傷等への対策

ア　現状

社会問題化するインターネット上の誹謗中傷等に対して、政府は、制度改正や啓発活動などを通して対策を進めてきたが、必ずしも十分ではないとの指摘も多く、また、総務省が設置する「違法・有害情報相談センター」に寄せられる相談件数は高止まりしており、依然として深刻な状況にある。相談が多い投稿の削除に関して、プラットフォーム事業者による迅速な削除が行われるような仕組みの導入が求められる一方で、利用者の表現の自由を制約しかねないといった課題もある。

イ　政府のこれまでの主な取組

総務省は、令和２年９月に公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」において、次の４つを柱とする施策を掲げ、関係省庁等と連携して取組が進められてきた。

① ユーザに対する情報モラル及びＩＣＴリテラシーの向上のための啓発活動
② プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティ（説明責任）の向上
③ 発信者情報開示に関する取組
④ 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

令和４年10月には、上記③の強化として改正プロバイダ責任制限法[37]が施行された。損害賠償訴訟を起こす場合の発信者の特定には、従来、２回の裁判が必要であり、１年程度を要するケースも多くあったが、この改正によって手続を簡略化する非訟手続が新設され、早ければ１か月以内に開示されるようになった[38]。

---

[36] 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）

[37] 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 27 号）。他にも、発信者特定のために必要となるログイン時情報が開示対象となることが明確化された。

[38] 東京地裁では、発信者情報開示に関する本案訴訟によらない裁判の受付件数は、平成 31 年（令和元年）は 630 件（仮処分申立て）であるのに対し、非訟手続施行後の令和４年 10 月から翌年９月までは 3,019 件（新たな裁判手続き）であった。

その他にも、侮辱罪の法定刑を引き上げる改正刑法[39]が令和４年７月から施行された[40]。

ウ　プラットフォーム事業者への行政の関与

上記イ②については、従来、自由な言論の場を提供するプラットフォーム事業者による自主的な取組が特に重要とされてきた。しかし、令和４年８月、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が公表した「第二次とりまとめ」では、プラットフォーム事業者による運用の透明性やアカウンタビリティの確保が不十分であることから、「行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要である」とした。

それを受けて、同年12月に同研究会の下に設置されたワーキンググループで検討が重ねられ、令和５年11月にとりまとめ[41]が公表された。そこでは、プラットフォーム事業者に誹謗中傷等の情報を迅速かつ適切に削除を行う等の責務があるとし、権利侵害情報の流通が生じやすいＳＮＳ事業者のうち、国内・海外事業者を問わず、一定規模以上の事業者[42]に対して必要な措置を求めることが適当であるとされた。具体的には、日本語での申請窓口や手続の整備、権利侵害情報に対する削除申請等から１週間程度での対応結果の通知[43]、削除指針の策定とその運用状況の公表等[44]を求めることが適当であるとしている。

一方で、罰則付きの削除義務化や送信防止措置請求権（削除請求権）の明文化[45]については、表現の自由への制約等の観点から「引き続き慎重に議論を行うことが適当」とされている。

５　放送

(1) デジタル時代における放送の在り方

放送は、信頼性の高い情報発信や災害・地域情報等の共有等、社会基盤として大きな役割を果たしているが、その一方で、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴端末の

---

[39] 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）

[40] その他の取組として、電話番号を開示対象に追加する省令改正（令和２年８月施行）、文部科学省や法務省等と連携した啓発活動の強化等がある。

[41] 同とりまとめ（WGとりまとめ）は、令和６年１月に公表予定の同研究会の「第三次とりまとめ」の一部となる見込みである。

[42] WGとりまとめでは、「アクティブユーザ数や投稿数といった複数の指標を並列的に用いて捕捉することが適当」とされ、具体的な指標は示されていない。

[43] WGとりまとめでは、この「１週間程度以内の対応結果通知」について、違法情報はプラットフォーム事業者による個別判断が困難であること、また、有害情報は法律上の定義が困難であること等から、その対象は誹謗中傷等の権利侵害情報に限定されている。

[44] WGとりまとめでは、本文に挙げたものを含めて、大きく７つの対応を求めることとしている。その内容は、「対応の迅速化に係る規律」として、①日本語での削除申請の窓口や手続の整備、②削除申請等の受付通知、③我が国の文化・社会的背景に明るい人材の配置、④申請から１週間程度以内の対応結果の通知が挙げられている。加えて、「運用状況の透明化に係る規律」として、⑤削除指針の策定及び公表、⑥発信者に対する削除理由の通知、⑦削除指針に基づく運用状況の公表が挙げられている。

[45] 人格権に基づく差止請求として、権利侵害情報の削除請求権は判例法理上認められているとされているが、「海外事業者は明文化しないと応じてもらえない」といった指摘があることなどから、総務省において明文化の要否について議論されていた。なお、日本新聞協会は、「表現の自由や国民の知る権利に悪影響を及ぼしかねない」とし、明文化に反対している。

多様化、テレビ離れ、放送の広告市場におけるシェアの縮小等、取り巻く環境が急速に変化している。

このような環境変化等を踏まえ、総務省は、令和３年 11 月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、令和４年８月に第１次取りまとめを、令和５年 10 月に第２次取りまとめを公表した。これらの取りまとめでは、今後も放送が社会的役割を果たしていくため、放送ネットワークインフラの将来像や放送の真実性・信頼性の確保等の放送が抱える課題について今後の方向性等を提言している。

(2) ＮＨＫのインターネット活用業務

ア　経緯

ＮＨＫのインターネット活用業務[46]は、インターネットを用いた放送番組の配信やウェブサイト上の情報コンテンツの提供であり、その実施がＮＨＫの判断に任されている任意業務[47]とされている。

令和元年の放送法改正により、放送番組のインターネット常時同時配信が実施可能となり、ＮＨＫは令和２年４月から「ＮＨＫプラス」として、一部の地上放送番組の「常時同時配信」及び放送終了後７日間の「見逃し番組配信」を提供している。

その後、ＮＨＫは、令和３年８月の武田総務大臣（当時）の要請を受け、視聴時間が１日当たり１時間程度以下の者を対象に、インターネット配信についての社会実証を２回にわたり実施した。令和４年４月から行った第一期では、ＮＨＫの機能やサービスに高い評価を受けたため、ＮＨＫが放送で担ってきたことと同一の社会的な意義について、インターネット上で果たすことの妥当性が一定程度示されたと言えるとした[48]。次いで、令和５年２月、より具体的にＮＨＫに期待される役割・機能を検証するため、「災害マップ[49]」、「一望・連続再生[50]」についての社会実証（第二期）を行った結果、いずれのサービスも、放送と同様の効用をもたらすことが確認されたとした[51]。

イ　公共放送ワーキンググループ

(ｱ) 背景・検討事項

令和４年９月、総務省は、ＮＨＫにおけるインターネット配信の在り方について具体的かつ包括的に検討を行うため、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の下に「公共放送ワーキンググループ」を設け、①インターネット時代における公共放送

---

[46] あらかじめ実施基準を定め、その実施基準について総務大臣の認可を要する。

[47] 放送法第 20 条第２項。インターネット活用業務については同項第２号及び第３号。

[48] ＮＨＫ「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」（令和４年６月２日）

[49] 災害報道の情報を蓄積して、地図上に可視化し、危険予測・判断材料を提供する機能。社会実証では、令和２年７月に熊本県の球磨川流域を中心に発生した豪雨災害を例に、被害状況の映像などを地図上で時系列に可視化した。

[50] 総覧視聴や番組・ニュースリスト、検索などの機能で、多角的視点に触れるようにＮＨＫが選んだ主要ニュースや番組などを混ぜて提示するサービス。

[51] ＮＨＫ「インターネットでの社会実証（第二期）の結果報告」（令和５年５月 23 日）

の役割、②ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方、③同業務に関する民間放送事業者との協力の在り方、④同業務の財源と受信料制度について検討することとした。

同ワーキンググループが令和５年 10 月に公表した取りまとめ[52]（以下「取りまとめ」という。）では、「ＮＨＫは、放送の二元体制の枠組みの下で、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する役割を主体的に担っていくべきと考えられる」とした。

(ｲ) ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

現在、任意業務であるインターネット活用業務に対し、取りまとめは、視聴者の多くが、インターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえ、少なくとも地上波放送番組の配信について必須業務[53]とすることにより、インターネットでも、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴することのできる制度に変更すべきとした。なお、衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送の同時・見逃し（聞き逃し）配信の必須業務化の是非等に関しては、同ワーキンググループにおいて結論を得るべく、引き続き検討されている。

また、取りまとめでは、現在、ＮＨＫが無償でインターネットにおいて提供している理解増進情報[54]の制度は、廃止すべきとした。その上で、ＮＨＫが必須業務として提供するテキスト情報については国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報等に限定すべきとした。さらに、取りまとめにおいて、民放等との公正競争を担保するための競争評価の仕組みを講じるべきとされた。これを踏まえ、令和５年 11 月より、総務省は、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」[55]を開催し、インターネット活用業務が必須業務化された場合における、①インターネットを通じた情報等の配信に関する競争評価の枠組み、②具体的な範囲や提供条件に係る基本的な考え方及びＮＨＫが策定する原案に関する事項について検討しており、令和６年夏頃に検討結果がまとめられる見込みである。

(ｳ) インターネット活用業務の財源と受信料制度

現行制度においては、ＮＨＫのテレビ放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、ＮＨＫと受信契約を締結する義務を負う（放送法第 64 条第１項）こととされており、インターネットに接続された通信端末を所持することをもって、ＮＨＫとの受信契約を締結する義務はない。

常時同時配信サービスであるＮＨＫプラスは、受信料を財源とする放送の補完であることから、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用することができる。

これに対し、取りまとめでは、テレビなどの受信設備を持たずにＮＨＫプラスで視聴する者に対しても、相応の費用の負担を求めることが適当であるとした。ただし、スマート

---

[52] 総務省「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」（令和５年 10 月 18 日）

[53] 放送法第 20 条第１項

[54] 放送法第 20 条第２項第２号。特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものであり、番組を周知・広報するものや番組内容を解説・補足するもの、視聴に関して参考となるべき情報等とされている。

[55] 会合の構成員として、有識者のほか、ＮＨＫ、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会、（一社）日本民間放送連盟等が参加している。

フォン等の通信端末を取得・保有しただけで費用負担を求めることは適当でないとして、①視聴アプリのダウンロード、②ＩＤやパスワードの取得・入力、③一定期間の試用・利用約款への同意等の積極的な行為を費用負担の要件として例示している。

ウ　放送法改正案の提出

以上のような提言及び検討結果等を踏まえ、ＮＨＫのインターネット活用業務を必須業務とすること等を内容とする放送法の改正案が今国会に提出される予定である。

６　郵政事業

(1) デジタル社会における郵便局の地域貢献に関する検討

総務省は令和４年10月、デジタル社会において郵便局が果たす地域貢献の在り方について、情報通信審議会に諮問した。同月より郵政政策部会で調査審議が進められ、同年12月に「『デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方』中間報告」が公表された。

中間報告では、地方自治体から寄せられた郵便局への多種多様な地域貢献ニーズを整理するとともに、「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」に関して、基本的な考えと実施すべき取組が示された。これに基づき、令和５年にマイナンバー法[56]が改正されたため、今後、市町村から指定された郵便局において、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能となった。

郵政政策部会では、中間報告において示した「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」のための取組についてフォローアップするとともに、最終的な答申の取りまとめに向けて、引き続き調査審議が進められている。

(2) 定期性の旧郵便貯金の時効による消滅問題と運用見直し

平成19年の郵政民営化以前に預入した定期性の郵便貯金（定期郵便貯金・定額郵便貯金、以下「旧郵便貯金」という。）は、民営化後においても政府保証を継続する等の理由により、ゆうちょ銀行ではなく、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（現在の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、以下「機構」という。）に移管された[57]。旧郵便貯金は、満期翌日から20年後に送付する催告書の発送の日から２か月間貯金の払戻しがない場合に権利消滅することとなっており[58]、令和３年度の権利消滅額は457億円に上るが[59]、催告書の８割が未達となっている[60]。

また、権利消滅の取消しを請求することは可能であるが、入院や海外転居等の事由により催告書が届かなかったことを証明する書類の提出が求められるなど、権利消滅の取消し

---

56 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

57 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号、以下「整備法」という。）附則第４条

58 旧郵便貯金には、整備法附則第５条の規定により、廃止された旧郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 29 条「貯金に関する権利の消滅」の規定が廃止後もなお効力を有するものとして適用される。

59 令和４年度は 197 億円であった。

60 『朝日新聞』(2023.9.2)

承認のハードルが高く審査が不透明であるとの指摘もされていた[61]。

このような事態を受け総務省は、令和５年９月１日、機構に対し旧郵便貯金の払戻しに関する運用見直しを検討すること、及びその検討結果について同月７日までに報告するよう要請した。

要請では運用見直しの方向性として、①貯金や催告書の存在を認識していなかった等の事項について、真にやむを得ない事情があったと認められる場合には払戻しの請求に応じること、②払戻しの請求の確認に当たっては、適切かつ請求者にとってより負担の少ない形で行うこと、③運用見直しの態勢の整備及び実施時期の明確化、④見直しの周知に取り組むことを求めている。

機構は同月７日、上記①～④の要請に沿って運用の見直し等を実施する旨、総務省に報告した。その後、郵便貯金の存在を認識していなかったこと等の場合において、真にやむを得ない事情があったと認められる場合には、払戻しの請求に応じるとした基準[62]を同年12月に公表した。

(3) 郵便料金の値上げ

郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている[63]。郵便料金の変更は総務大臣への事前届出で良いが[64]、封書等の第一種郵便物のうち25グラム以下の定形郵便物については、総務省令[65]によりその上限が定められている[66]。

一方、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少しており、社会のデジタル化の進展により、郵便物数は更に減少すると見込まれており、令和４年度の郵便事業の営業損益は、郵政民営化以後初めて赤字（▲211億円）に転落した。

このような状況を踏まえ総務省は令和５年12月18日、当該定形郵便物の料金額の上限を84円から110円に改めるとした総務省令改正案を情報通信行政・郵政行政審議会に諮問した。日本郵政は、郵便料金の値上げを令和６年10月に実施したいとしている[67]。

７　消防行政

(1) 消防団の充実強化

我が国の消防体制は、専任の消防職員からなる常備消防（消防本部及び消防署）と他に職業を持つ非常勤職員で構成される消防団からなっている。このうち、消防団は、常備消

---

61 『朝日新聞』(2023.5.23)

62 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構「郵政民営化前に預け入れられた定期性の郵便貯金の払戻しの請求に応じる基準の公表等について」（令和５年 12 月 20 日）

63 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第３条

64 郵便法第 67 条第１項

65 郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第５号）第 23 条

66 郵便法第 67 条第２項第３号。なお、郵便法施行規則第 23 条により上限の額は 84 円と定められており、当該定形郵便物の値上げには省令改正が必要。

67 『日本経済新聞』(2023.12.23)

防機関のない町村においては、消防活動を全面的に担っており、常備消防機関のある市町村においても、火災時に初期消火や消防隊員の後方支援、大規模災害時に住民の避難誘導や救出・救助活動を行うなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかし、消防団員数は、令和５年４月時点で約76万人であり減少が続いている。特に直近の２年間では、単年度の減少幅が連続して２万人を超えるなど危機的な状況となっている。このため、消防庁は、報酬等の処遇改善に取り組むとともに、被雇用者、女性、学生などの多様な人材の入団を促す取組を行っている。

(2) 救急車の適時・適切な利用

近年、救急車による救急出動件数は、高齢化の進展等を背景として増加傾向[68]にあり、令和４年は、集計開始以来最多の723万件（対前年比104万件増）[69]となっている。また、救急車の出動件数が増えたことで、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）も延伸傾向（令和４年中：全国平均で約47.2分（10年前と比較して8.5分延伸））にあり、これによる救命率の低下を防ぐため、救急車の適時・適切な利用を推進する必要がある。

そこで、消防庁は、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきかを医師・看護師等の専門家に電話で相談できる「救急安心センター事業（＃7119）」の全国展開を推進しており、令和５年11月現在、全国24地域（都府県単位又は複数・単独の市町村単位）において、国民の約６割に当たる7,400万人を対象に同事業が行われている。

内容についての問合せ先
総務調査室　相原首席調査員（内線 68420）

[68] ただし、令和２年及び３年は、コロナ禍の外出自粛等の影響によって令和元年よりも少なかった。

[69] 総務省消防庁「令和４年中の救急出動件数等（速報値）」の公表（令和５年３月 31 日）

法務委員会

法務調査室

所管事項の動向

１　民事関係

(1) 離婚及びこれに関連する家族法制（離婚後単独親権制度等）の見直し

ア　離婚に伴う子の養育

未成年の子を持つ父母の離婚に伴う子の養育の在り方については、父母の離婚を経験した子の置かれている状況、子育ての在り方やそれに関する国民意識の多様化、社会の各分野における女性の一層の参画といった社会情勢、あるいは子に関わる近時の立法の動向や児童の権利条約の批准後の状況等を背景に、国内外から様々な指摘がされており、例えば、「離婚後の親権及び監護の在り方」、「面会交流の円滑な実現」、「継続的な養育費支払い」等の点について、国会でも検討の必要性が指摘されている[1]。

イ　離婚後の親権

民法は、父母の婚姻中はその双方が共同して親権を行うことを原則としつつ（第818条第３項）、父母の離婚後は、父母の一方を親権者と定めなければならない（第819条）と規定している。

離婚後の親権をめぐっては、父母の離婚後もその双方が子の養育に責任を持ち、子に関する事項が父母双方の熟慮の上で決定されることが子の最善の利益に資するという意見がある。一方で、離婚後の父母の双方が共同して親権を行使することとなると、父母双方が協力することができる関係性が構築されていない限り、親権行使を適時に行うことができないおそれがあるとの意見があるとともに、ＤＶや虐待等への懸念も指摘されている。

ウ　親子交流

親子交流（面会交流）とは、民法第766条第１項にいう「父又は母と子との面会及びその他の交流」のことで、別居中の非監護親ないし、離婚によって親権者又は監護者とならなかった親が子と定期的に接触したり交流を持ったりすることをいう。

親子交流をめぐっては、親子交流を禁止すべき事由が認められない限り、子が別居親と適切な形で親子交流をすることが基本的にはその健全な成長に有益なものであるとの意見がある一方で、別居親との親子交流が子の心身に与える影響は各家庭の事情によって様々であり、親子交流の実施が子の最善の利益に反する場合もあるとの意見もある。

---

[1] 平成23年の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）では、面会交流や養育費の取決めを促進するため、民法第766条第１項において離婚後の父母が取り決めるべき事項として、面会交流と養育費の分担が例示されたが、同法律案に対する衆議院法務委員会附帯決議においては、「離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、…面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討…等、必要な措置を講ずること。」や、「今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、…離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。」（参議院法務委員会も同旨）が盛り込まれている。

エ　養育費

我が国におけるひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、ひとり親世帯において現在も養育費を受けている割合は低調な水準にとどまっている[2]。そのため、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払を十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっていると指摘されている。

オ　法制審議会における検討

以上のような指摘などを踏まえ、令和３年２月10日、上川法務大臣（当時）は、法制審議会に対し、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについて諮問し、これを受けて同審議会は、「家族法制部会」を設置した。同部会では、令和４年11月15日に中間試案が取りまとめられ、同年12月６日から令和５年２月17日まで実施されたパブリックコメントの結果を踏まえて調査審議が進められており、要綱案（案）が提示されている。

「家族法制の見直しに関する要綱案（案）」の概要

親権及び監護等に関する規律

○親権行使に関する規律の整備

・親権は、父母が共同して行う。
・子の利益のため急迫の事情等（ＤＶ・虐待からの避難等）があるときには、親権の単独行使を可能とする。
・特定の事項に係る親権の行使について父母の協議が調わない場合に、当該事項については家庭裁判所が父母の一方の単独行使と定めることができる。

○父母の離婚後等の親権者の定め

・父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。
・裁判上の離婚の場合には、裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定める。その判断の際に裁判所が親子の関係や父母相互間の関係を考慮する。
・子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。この場合、家庭裁判所は、協議の経過その他の事情（ＤＶ等の有無など）を考慮するものとする。

○離婚後の子の監護に関する事項の定め等

・父母の双方を親権者と定めるに当たって、父母の一方を監護者とする定めを必須とする旨の規定は設けない。

養育費等に関する規律

・養育費等に関する請求権につき、子の監護に要する費用として相当な額について、一般の先取特権を付与する。
・父母が子の養育費の定めをすることなく協議上の離婚をした場合に、一定の要件の下で、離婚の時から父母の一方が他の一方に対して法定額の養育費（法定養育費）を請求することができ

[2] 厚生労働省「令和３年度全国ひとり親世帯等調査」（実数値）によると、養育費の取決め率は、母子世帯で46.8%、父子世帯で 28.2%であり、現在も養育費を受給している割合は、母子世帯で 28.1%、父子世帯で8.8%である。また、面会交流の取決め率は、母子世帯で30.1%、父子世帯で31.3%であり、現在も履行されている割合は、母子世帯で29.8%、父子世帯で47.6%である。法務省では、離婚届用紙に設けられた面会交流及び養育費の取決め状況に関するチェック欄の集計を行っているが、その結果によれば、「取決めをしている」者の割合は、面会交流及び養育費のいずれについても近年、60%前後を推移している。

る。
・養育費に関係する家事審判事件等で家庭裁判所が当事者に対し収入等に関する情報の開示を命ずることができる。
・養育費の民事執行手続で、相手親に対する財産開示・情報提供の申立てがあった場合には、差押命令の申立てがあったものとみなす。

親子交流に関する規律
・父母の別居中における親子交流の規律を明文化する。
・家庭裁判所は、一定の要件の下で、事実の調査のために親子交流の試行的実施を促すことができ、当事者に対し、結果の報告等を求めることができる。

（出所）法制審議会家族法制部会第 36 回会議（令和６年１月９日）部会資料 35－１を参考に作成

(2) 区分所有法制の見直し

近年、築後相当年数を経過して劣化し、何らかの対処をすることが必要な老朽化マンションが増加しており、国土交通省の推計によれば、築 40 年超のマンションは令和４年末の 126 万戸から 10 年後には約 2.1 倍の 261 万戸、20 年後には約 3.5 倍の 445 万戸となることが見込まれている。

その一方で、共用部分の変更決議等のいわゆる特別決議（区分所有者及び議決権の各４分の３以上の賛成）や建替え決議（区分所有者及び議決権の各５分の４以上の賛成）を要する場合などでは、集会に出席せず議決権も行使しない区分所有者は、現行法上集会の決議において反対者と同様に扱われることから、区分所有者の多様化・高齢化や相続による区分所有者の所在不明等に伴って合意形成がより困難になるおそれがあるとの指摘もある。

このような状況の下、令和４年９月 12 日、葉梨法務大臣（当時）は、法制審議会に対し、区分所有法制の見直しについて諮問し、これを受けて同審議会は、「区分所有法制部会」を設置した。同部会では、令和６年１月 16 日に要綱案を取りまとめたところである。

「区分所有法制の改正に関する要綱案」の概要

第１　区分所有建物の管理の円滑化を図る方策
○集会の決議の円滑化
・裁判所の決定により、所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組みを創設する。
・基本的に現行法の多数決割合を維持しつつ、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みを創設する。
○区分所有建物の管理に特化した財産管理制度
・「所有者不明専有部分管理制度」、「管理不全専有部分管理制度」及び「管理不全共用部分管理制度」を創設する。
○共用部分の変更決議及び復旧決議の多数決要件の緩和
・共用部分の変更決議の基本的な多数決割合を現行法どおり４分の３以上とした上で、一定の客観的事由がある場合には３分の２以上とする。
・復旧決議の多数決割合を３分の２以上とする（現行法では４分の３以上）。

第２　区分所有建物の再生の円滑化を図る方策
○建替え決議を円滑化するための仕組み
・基本的な多数決割合を現行法どおり５分の４以上とした上で、一定の客観的事由がある場合には４分の３以上とする。

・建替え決議がされた場合の賃借権等の終了請求を可能とする。

○多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消

・建替え決議と同様の多数決要件で、建物と敷地の一括売却、建物取壊し等、建物の更新（一棟リノベーション）の決議を可能とする。

第３　団地の管理・再生の円滑化を図る方策

○団地内建物の建替えの円滑化

・団地内建物の一括建替えについて、団地全体では一棟単位でする建替え決議と同様の多数決要件とし、各棟では３分の１を超える反対がない限り一括建替え決議を可能とする（各棟につき、現行法では３分の２以上の賛成がある場合に限り可能）。

○団地内建物・敷地の一括売却

・団地内建物の一括建替え決議と同様の多数決要件で、団地内建物・敷地の一括売却決議を可能とする。

第４　被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

○被災した区分所有建物の再建等に関する多数決要件の緩和

・大規模一部滅失した区分所有建物の建替え決議等の多数決割合を３分の２以上とする（現行法では５分の４以上）。

○大規模一部滅失時等の決議可能期間の延長

・大規模一部滅失時の決議可能期間を災害指定政令の施行日から３年を経過する日まで延長する（現行法では１年）。

（出所）法制審議会区分所有法制部会第 17 回会議（令和６年１月 16 日）部会資料 27－１を参考に作成

(3) 公益信託制度の見直し

信託法（大正 11 年法律第 62 号。旧信託法）は、大正 11 年に制定されて以来、実質的な改正がなされてこなかったが、近年の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、私益信託に関する制度の部分については、受託者の義務等の合理化、多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備等を内容とする信託法案が平成 18 年の第 164 回国会に提出され、同年 12 月８日、第 165 回国会（臨時会）において信託法（平成 18 年法律第 108 号。新信託法）として成立した。

他方、公益信託[3]については、公益法人制度改革を踏まえた上で平成 28 年６月から検討が行われ、平成 31 年２月 14 日に法制審議会は、「公益信託法の見直しに関する要綱」を決定し、山下法務大臣（当時）に答申した。

要綱の主な内容は、①主務官庁による許可・監督制の廃止、②公益信託の受託者の範囲の拡大、③公益信託の信託財産及び信託事務の範囲の拡大である。

令和４年 10 月から、内閣府の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」において、公益法人制度の見直しと併せて、法制審議会の答申を踏まえた公益信託制度の改革について議論が行われた。

同会議が令和５年６月２日に取りまとめた「最終報告」においては、法制審議会の答申を踏まえ、公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を

[3] 個人の篤志家や企業などの委託者がその保有する財産を学術、技芸、慈善等の公益目的のため受託者に信託し、受託者が信託財産を管理、運用して公益目的の信託事務を遂行するもの

多様化し、活性化するための環境を整備することとされている[4]。

(4) 同性婚

同性婚とは、当事者双方の性別が同一である婚姻のことをいうが、政府の答弁書[5]によれば、現行法令上、憲法第 24 条第１項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定し、同性婚の成立を認めることは想定されていないとされている。また、民法や戸籍法においても、「夫婦」とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず、同性婚をしようとする者による婚姻の届出を市区町村長が受理することはできないとされている。

他方、諸外国においても、婚姻は、異性間においてなされるものとされていたが、2001（平成 13）年にオランダが同性婚を容認して以来、2024（令和６）年１月現在では、おおむね 36 の国・地域において同性婚が認められているとされている[6]。

我が国においても、同性婚が認められていないことに起因する不利益として、①相続人となることができないこと、②医療現場で家族として扱われないこと、③安定した環境で子どもを育てることができないこと等が挙げられている[7]。

平成 31 年には、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして、国に対し損害賠償を求めた訴訟が５か所の地方裁判所に提起された[8]。同性婚を認めていない現行規定の合憲性について、札幌地方裁判所は、憲法第 14 条第１項に違反し、名古屋地方裁判所は、同項に加え第 24 条第２項にも違反すると判断した。また、東京地方裁判所及び福岡地方裁判所は、憲法第 24 条第２項に違反する状態にあると判断し、大阪地方裁判所は、将来的に同項違反となる可能性に言及しつつも、結論としては合憲と判断した（各地方裁判所はいずれも原告らの請求を棄却した。これに対し、原告らはいずれも控訴した。）。

なお、令和５年３月６日、第 211 回国会において、立憲民主党から同性婚を法制化することを内容とする「民法の一部を改正する法律案」が提出され、衆議院において継続審査に付されている。

---

[4] 令和５年 11 月 30 日の新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合において、公益信託に関する法律案（仮称）のイメージ等が提示され、同年 12 月 31 日までの間、同フォローアップ会合資料の内容について意見募集が行われた。

[5] 第 196 回国会、平成 30 年４月 27 日衆議院議員逢坂誠二君提出「日本国憲法下での同性婚に関する質問」（質問第 257 号）に対する平成 30 年５月 11 日付け政府答弁書

[6] ＮＰＯ法人ＥＭＡ日本ＨＰ

[7] このような声を踏まえ、多数の地方自治体において、同性カップルを公的に認定するための制度（パートナーシップ制度）を導入する取組が進んでいる（渋谷区・虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」によれば、令和５年６月 28 日時点で、同制度を導入した地方自治体の累計数は 328、日本の総人口に対する導入自治体の人口カバー率は 70.9％である。）が、同制度によって具体的な法的効果が付与されるものではないとされている。

[8] さらに、令和３年３月 26 日には東京地方裁判所に第二次訴訟が提起され、令和６年１月現在、同裁判所で審理が続いている。

同性婚に関する各地方裁判所の憲法判断

	憲法第 14 条第１項	憲法第 24 条	
		第１項	第２項
	すべて国民は法の下に平等であって、人種や性別などにより差別されない	婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する	婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない
札幌地裁（令和３年３月）	違憲	合憲	合憲
大阪地裁（令和４年６月）	合憲	合憲	合憲（将来違憲となる可能性あり）
東京地裁（令和４年 11 月）	合憲	合憲	違憲状態
名古屋地裁（令和５年５月）	違憲	合憲	違憲
福岡地裁（令和５年６月）	合憲	合憲	違憲状態

（出所）報道等を参考に作成

(5) 性同一性障害者特例法に関する最高裁決定

性同一性障害とは、生物学的な性別と心理的な性別（性の自己意識）が一致しない状態のことをいう。性同一性障害者については、就業上の差別・困難など、社会生活上様々な不利益が生じていたことから、その解消のため、立法による対応を求める議論が高まり、平成 15 年に議員立法（参法）で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成 15 年法律第 111 号。以下「特例法」という。）が成立した。

特例法は、性同一性障害者であって①18 歳以上であること（年齢要件）、②現に婚姻をしていないこと（非婚要件）、③現に未成年の子がいないこと（子なし要件）、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（外観要件）のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、家庭裁判所は性別の取扱いの変更の審判（以下「性別変更の審判」という。）をすることができるとしている（第３条第１項）。性別変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の適用について、他の性別に変わったものとみなされる（第４条第１項）。

令和５年 10 月 25 日、最高裁判所大法廷は、生殖不能要件及び外観要件の合憲性が争われた特別抗告審[9]で、生殖不能要件は過酷な二者択一を迫るもので制約の程度は重大であるなどとし、憲法第 13 条に違反するとして、全員一致で、原決定を破棄し、原審の判断していない外観要件に関する抗告人の主張について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す決定をした（外観要件も違憲等とする裁判官３名による反対意見あり）。

政府は、最高裁判所の判断を踏まえ、立法府の動向を注視しつつ、関係省庁間で連携して適切に対応するとしている。

[9] 性同一性障害の男性が、生殖腺除去手術等をせずに、男性から女性への性別変更の審判を申し立てた事案

２　刑事関係

(1) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等[10]の多くは、十分な支援を受けることができず、社会において孤立することを余儀なくされていると指摘されてきた。そのような背景を踏まえ、平成16年12月、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、衆議院内閣委員会提出の「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。また、同法に基づき、平成17年４月、犯罪被害者等施策推進会議が設置され、同年12月には第１次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されるなど犯罪被害者等施策が進められてきた。

法務省は、令和２年７月から犯罪被害者支援弁護士制度検討会等を設置し、弁護士による犯罪被害者の支援の法制度化に向けた検討を進め、令和５年４月、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた具体的な検討を速やかに行うことを内容とする「『犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会』取りまとめ」が取りまとめられた。

また、同年６月６日、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（犯罪被害者等施策推進会議決定）[11]が決定され、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、１年以内をめどに結論を出し、所要の法整備を含めた必要な施策を実施することとされた。

これらを踏まえ、法務省において、日本司法支援センター（法テラス）の業務について定める「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）の改正案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

(2) 刑事裁判手続等のデジタル化

裁判関連手続のデジタル化については、民事裁判手続等のＩＴ化が先行して議論されてきたが、新型コロナウイルス感染症の社会的な感染拡大を契機として、刑事裁判手続等の分野における議論も進展することとなった。

刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上でその在り方を検討することを目的として法務省が設置した「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」は、令和４年３月15日、「『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書」を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、同年６月27日、古川法務大臣（当時）は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について、法制審議会に諮問した（諮問第122号）。

---

[10] 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

[11] 以下の各取組を実施することとしている。
① 犯罪被害者給付制度の抜本的強化に関する検討
② 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設
③ 国における司令塔機能の強化
④ 地方における途切れない支援の提供体制の強化
⑤ 犯罪被害者等のための制度の拡充等

この諮問を受けて、同審議会に設置された「刑事法（情報通信技術関係）部会」で検討が進められ、令和５年12月18日、①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること、②刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続において、映像・音声の送受信により行うことなどを内容とする要綱（骨子）案が取りまとめられた。

この要綱（骨子）案を基に、今後、法制審議会の答申が行われることが見込まれている。

(3) 再犯防止

今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている[12]。

この課題に対応するため、平成 28 年 12 月、衆議院法務委員会提出の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）が成立した。同法は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に再犯防止推進計画の策定を義務付けるなど、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めること等を内容としている。

令和５年３月 17 日、令和５年度から令和９年度末までの５年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）が閣議決定された。

第二次計画に盛り込まれた施策は、可能な限り速やかに実施することとされ、犯罪対策閣僚会議の下に設置された犯罪防止対策推進会議において定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとされた。

また、同計画に掲げられた７つの成果指標については、同計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その向上を図ることとされた。

第二次再犯防止推進計画の概要

・再犯防止施策の実施者の目指すべき方向・視点である５つの基本方針を掲げ、７つの重点課題と課題ごとの具体的施策の整理

【５つの基本方針】

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

[12] 近年の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数は平成８年から毎年戦後最多を更新して平成 14 年にピークに達したが、翌年から減少に転じ、平成 27 年から令和３年までは戦後最少を更新していたが、令和４年は 20 年ぶりに増加し、60 万 1,331 件（前年比３万 3,227 件（5.8%）増）であった。一方、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は、初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成９年以降上昇傾向にあったが、令和４年は 47.9%（前年比 0.7pt 低下）であった。また、法務省が行った戦後約 60 年間にわたる犯歴記録の分析結果（平成 19 年犯罪白書 222 頁参照。）では、全犯罪者の約３割に当たる再犯者によって約６割の犯罪が行われていることが示されるなど、今日の我が国においては、再犯防止が、犯罪を減らし、国民が安全で安心して暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

【７つの重点課題】
① 就労・住居の確保等
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③ 学校等と連携した修学支援の実施等
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤ 民間協力者の活動の促進等
⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

【再犯の防止等に関する施策の７つの成果指標】
① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
③ 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率
④ 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65 歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率
⑤ 出所受刑者の３年以内再入者数及び３年以内再入率
⑥ 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65 歳以上）、女性、少年）別３年以内再入率
⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

(4) 保護司制度

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。その中でも更生保護の中核としての役割が期待されている保護司[13]は、近年、その人数が減少傾向[14]にあり、高齢化も進んでいる。その背景には、人口の減少や地域における人間関係の希薄化といった社会的要因に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、保護司制度の維持が危惧される状況にあるとされている。

政府は、こうした状況を踏まえ、地域社会の変化に適応し、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れ、やりがいを持って長く活動できるよう、保護司活動に対する支援に取り組む必要があるとして、第二次再犯防止推進計画の中で、持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援として、５つの具体的施策[15]を掲げている。

また、同計画において、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、２年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされたことから、法務省は、「持続可能な保護司制度の確

[13] 保護司は、民間協力者のうち、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。「保護司法」（昭和 25 年法律第 204 号）に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

[14] 平成 16 年における保護司数は４万 9,389 人であったが、令和５年における保護司数は４万 6,956 人となっている。なお、保護司の定数は、保護司法により５万 2,500 人を超えないものと定められており、令和５年における保護司充足率は 89.4％である。

[15] ① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行
② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進
③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供
④ 地方公共団体からの支援の確保
⑤ 国内外への広報・啓発

立に向けた検討会」を設置し、検討を進めている。

３　出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。入管法）は、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある[16]。

【在留資格一覧】

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野※１の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格※２	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※１　介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
※２　資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(2) 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長５年間受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度であり、平成５年に創設された。令和５年

[16] 戦前より我が国に在住していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第71号。入管特例法）に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。
なお、入管法上の在留資格をもって在留する「中長期在留者」と「特別永住者」を合わせた在留外国人数は、令和４年末に初めて300万人を超え（307万5,213人）、令和５年６月末現在では322万3,858人となっている。

６月末現在、全国に35万8,159人の外国人技能実習生が在留している。

外国人技能実習には、我が国の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が外国人技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型があり、団体監理型による受入れが98.3%を占めている（令和５年６月末現在）。

【技能実習の流れ等】

	技能実習１号（１年目）		技能実習２号（２年目、３年目）	技能実習３号（４年目、５年目）
技能実習の流れ	講習（座学）	実習	実習	実習
		労働関係法令適用		
対象職種	制限なし		送出し国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種（90種165作業（令和５年10月現在））	技能実習２号移行対象職種と同一
対象者	・18歳以上 ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者 ・帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること 等		所定の技能評価試験の学科試験及び実技試験に合格した者	所定の技能評価試験の実技試験に合格した者

（出所）法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官「外国人技能実習制度について」等を基に作成

外国人技能実習制度は、実質的には低賃金労働者の確保に利用され、様々な人権侵害行為が発生しているとの問題点が指摘されていた。そこで、平成28年11月、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）が成立し、平成29年11月から施行された。

なお、同法の附則には、施行後５年を目途として、同法の施行状況を勘案し、必要があれば同法の規定について検討を加え、検討結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられている。

(3) 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成30年の入管法改正を経て、平成31年４月に開始された。

特定産業分野は、①介護、②ビルクリーニング、③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、④建

【特定技能制度のポイント】

	特定技能１号	特定技能２号
対象者	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
在留期間	１年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限５年）	３年、１年又は６か月ごとの更新（上限なし）
技能水準	試験等で確認（注）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（注）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外
在留者数（令和5年9月末現在）	188,790 人	21 人

（注）技能実習２号を修了した外国人は試験等免除

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

設、⑤造船・舶用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨農業、⑩漁業、⑪飲食料品製造業及び⑫外食業の12分野となっている[17]。

なお、特定技能制度の在り方については、平成30年の改正入管法の附則において、同法施行後２年を経過後に検討を加え、必要があれば検討結果に基づき所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられている。

(4) 外国人技能実習制度及び特定技能制度に関する検討

外国人技能実習制度及び特定技能制度のいずれも検討の時期を迎えていることを踏まえ、令和４年11月、政府は、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的とする「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置した[18]。同有識者会議は、同年12月から両制度の利用者や関係者からのヒアリングも行いつつ議論を進め、令和５年11月に最終報告書を取りまとめ、同関係閣僚会議に提出した（最終報告書における提言の概要は、下図参照）。この最終報告書を踏まえ、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

[17] これまで④建設及び⑤造船・舶用工業のみを対象としていた「特定技能２号」の対象分野が、令和５年６月の閣議決定及び同年８月の関係省令等の公布・施行により、残る 10 分野のうち、専門的・技術的分野の在留資格「介護」が既にある①介護以外の９分野にも広げられた。

[18] 同有識者会議の設置に先立つ令和４年２月から６月にかけ、古川法務大臣（当時）は「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を開催し、両制度の在り方について関係者から意見聴取を行った。

(5) マイナンバーカードと在留カードの一体化

平成30年の改正入管法の附則において、「政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号(中略）その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との検討条項[19]が設けられた。

以降、政府は、マイナンバーカードと在留カードの一体化に向けた検討を進め、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和５年度改訂)」（令和５年６月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においては、マイナンバーカードと在留カードの一体化について、必要となる関連法案を速やかに国会に提出する旨が盛り込まれている。

これらを踏まえ、法律案の立案作業が進められ、今国会に提出される予定である。

４　「旧統一教会」の被害者救済に関する法律の成立・施行

令和５年10月、文化庁は、東京地裁に対し、「旧統一教会」（現在は「世界平和統一家庭連合」）の解散命令請求を行った。解散命令が確定するまでには長期間を要することが見込まれるところ、その間に「旧統一教会」の財産が散逸するおそれがあることから、被害者の救済に資するよう「旧統一教会」の財産の散逸を防ぐための法整備を求める声が高まっていた。

こうした状況を踏まえ、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」が衆議院における修正を経て12月13日に成立し、日本司法支援センター（法テラス）の業務の特例など一部の規定を除き、同月30日から施行された[20]。

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」の概要

１　日本司法支援センターの業務の特例

特定不法行為等に係る被害者について、その資力の状況にかかわらず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、当該費用の償還及び支払は、一定期間猶予することとしなければならず、かつ、一定の場合に該当するときを除き、免除で

[19] 衆議院における修正（自民、公明及び維新の３会派共同提案）によるもの。同条項の趣旨について、修正案提出者は「今人手不足が非常に喫緊の課題になっている状況の中で、失踪というものが国民にとっても大変心配でございます。現在、在留カードで管理というような形にはなっておりますけれども、年間7,000人以上の失踪ということが行われている中で、これをどうやって解決をしていけばいいのか。昨今、その偽造だとか変造だとかいろいろな問題もある中で、もう少し強固な管理というようなものができないだろうかというようなことで、マイナンバーカードなどを提案させていただきながら、その在留管理、雇用管理、そして社会保険制度の管理、こういったようなことを進めていきたいと、こういうようなことで提案させていただいております。」と説明している（第197回国会参議院法務委員会会議録第６号25頁（平30.12.4）串田誠一衆議院議員答弁）。

[20] 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準案については、文化庁により、令和６年１月４日から２月３日までパブリックコメントが実施されている。

きるものとしなければならないこととする。

２　宗教法人による財産の処分及び管理の特例

⑴ 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

ア　所轄庁は、被害者が相当多数存在すると見込まれ、財産の処分及び管理の状況を把握する必要があると認める対象宗教法人を、指定宗教法人として指定することができることとする。

イ　指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、少なくとも１月前に所轄庁に通知し、所轄庁は、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこととする。

ウ　イに違反してした不動産の処分又は担保としての提供については、無効とする。

エ　指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

⑵ 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

ア　所轄庁は、指定宗教法人の要件に該当する対象宗教法人であって、財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができることとする。

イ　特定不法行為等に係る被害者は、⑴エにより提出された特別指定宗教法人に係る書類及び特別指定宗教法人の指定前に提出された財産目録等（特別指定宗教法人の指定があった日の属する会計年度の前会計年度に係るものに限る。）の写しの閲覧を求めることができることとする。

３　施行期日等

１は、公布の日（令和５年12月20日）から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和５年12月30日）から施行する。

この法律は、施行の日から起算して３年を経過した日に、その効力を失う。

４　検討

政府は、施行後３年を目途として、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

内容についての問合せ先

法務調査室　勝部首席調査員（内線68440）

外務委員会

外務調査室

所管事項の動向

１　イスラエル・パレスチナ情勢

(1) 概況

2023年10月７日、パレスチナ武装勢力（ハマス及びイスラム聖戦（ＰＩＪ））がイスラエルを攻撃し[1]、民間人を含む1,200名以上が殺害され、外国人を含む240名以上が人質として拉致された[2]。これに対しイスラエルはガザ地区への空爆を実施し、両者間の大規模な衝突へと発展した。同年11月24日から30日まで、イスラエルとハマスの合意により、人質の解放と戦闘の休止が実施されたが、12月１日、イスラエルとハマスは戦闘を再開した[3]。イスラエル国防軍（ＩＤＦ）はハマス等との戦闘でガザ地区北部をほぼ制圧し[4]、中部や南部へと軍事作戦を拡大している[5]。ＩＤＦは、2024年１月８日に、ガザ地区で陸軍と空軍の規模を徐々に縮小し、ハマスの幹部らに狙いを定めた「新たな段階」の軍事作戦を始めたと明らかにした[6]。

（図表１）パレスチナ暫定自治区

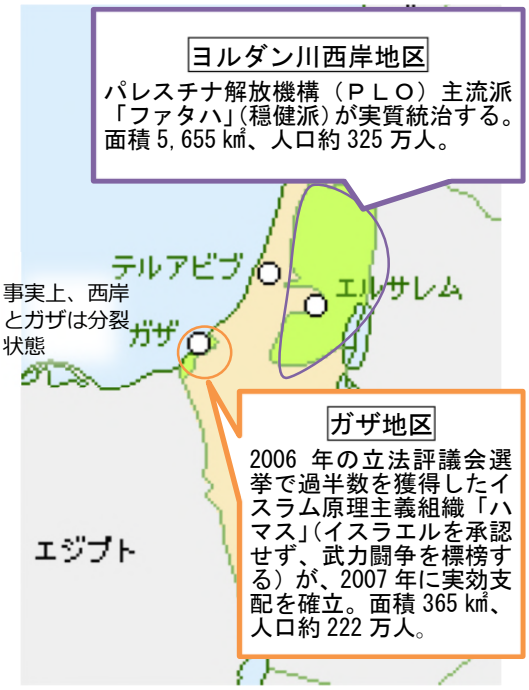

（出所）外務省ウェブサイト等を基に当室作成

イスラエルとハマス等パレスチナ武装勢力との衝突開始から３か月余が経過し、この間のガザ地区の死者は２万４千人を超えた（2024年１月15日現在）[7]。ガザ地区では、人口の85％に当たる190万人が避難生活を強いられており、また93％が飢餓に直面しているとされ、人道状況が深刻化している[8]。他方、イスラエル人ら約130人が依然としてハマスの人質となっている[9]。

ハマス等パレスチナ武装勢力のみならず、2023年10月７日以降、イスラエルの隣国レバノン南部を拠点とするイスラム教シーア派組織ヒズボラやイエメンのシーア派武装組織ホ

---

1 外務省ウェブサイト「イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突について（外務大臣談話）」（令和５年 10 月８日）

2 ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢ「【７日詳細】戦闘から２か月 イスラエルとハマス 最新情報」（2023.12.8）

3 『日本経済新聞』（2023.11.23）、『朝日新聞』（2023.11.25）、『読売新聞』（2023.12.2）等

4 『読売新聞』（2023.12.3）、『朝日新聞』（2023.12.28）等

5 『日本経済新聞』（2023.12.5）、『朝日新聞』（2023.12.28）、ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢ「【詳細】イスラエル軍ガザ地区中部 南部で軍事作戦拡大」（2023.12.28）等

6 『毎日新聞』（2024.1.10）

7 『日本経済新聞』（2024.1.16）

8 『読売新聞』（2024.1.8）

9 『読売新聞』（2024.1.9）

ーシーなど[10]がイスラエルへの攻撃を強めており、それに対してイスラエル側が迎撃するなどの緊張状態が続いている[11]。11月19日、ホーシーは、日本企業がチャーターして運行する貨物船ギャラクシー・リーダー号を紅海で拿捕し、イスラエルに属する全船舶が合法的な標的となると警告した[12]。その後もホーシーはスエズ運河につながる紅海で商船を狙った攻撃を繰り返しており、日本や欧州など世界の海運で紅海を迂回する動きが広がっている[13]。

(2) ガザ地区情勢をめぐる国連の動き

国連安全保障理事会（安保理）では、2023年10月７日にイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突が始まって以降、同月25日までに、ガザ地区の戦闘に関する決議案が４回にわたって採決されたが、常任理事国の米国、ロシア、中国が拒否権行使の応酬を繰り広げたことにより、４件いずれも否決された[14]。

これを受けて、10月27日、国連総会の緊急特別会合が開かれ、ハマスに直接言及はせず、パレスチナとイスラエル双方の民間人に対する暴力を非難し、「即時かつ持続的な人道的休戦」を求める決議案（ヨルダン提出）が121か国の賛成（我が国は棄権）で採択された[15]。

その後、安保理では11月15日に緊急会合が開かれ、ガザ地区における戦闘の「緊急かつ人道的な一時休止」を要請する決議案（マルタ提出）が採択された[16]。12月８日には、グテーレス国連事務総長の要請を受け、安保理において、ガザ地区での人道目的の即時停戦を求める決議案（ＵＡＥ提出）が採決されたが、米国の拒否権発動により否決された[17]。

これを受け、同月12日、国連総会の緊急特別会合が開かれ、イスラエルとハマスの双方に即時の「人道的停戦」を求める決議案が、我が国を含む153か国の賛成で採択された[18]。

12月22日には、安保理において、ガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する決議案（ＵＡＥ提出）が、我が国を含む賛成多数で採択された[19]。

なお、安保理は、2024年１月10日に紅海上の船舶に対するホーシー派の攻撃を非難するとともに、ホーシー派に対して、あらゆる攻撃の即時停止や日本企業が運行するギャラクシー・リーダー号及びその乗組員の即時解放を求めることなどを内容とする決議案（日米提出）を採択している[20]。

---

10 ハマスやヒズボラ、ホーシーは、イランを後ろ盾とし、その支援を受けているとされる（『朝日新聞』（2023.11.7）等）。

11 『日本経済新聞』（2023.11.7）等

12 『毎日新聞』（2023.11.21）、『日本経済新聞』（2023.11.21）等

13 『朝日新聞』（2023.12.20）、『日本経済新聞』（2023.12.20）等

14 『産経新聞』（2023.10.27）、『日本経済新聞』（2023.10.27）、『毎日新聞』（2023.11.17）等

15 『毎日新聞』（2023.10.29）等

16 『日本経済新聞』（2023.11.16 夕刊）等

17 『日本経済新聞』（2023.12.10）等

18 『毎日新聞』（2023.12.13 夕刊）、『日本経済新聞』（2023.12.13 夕刊）等

19 外務省ウェブサイト「ガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する国連安保理決議の採択について（外務報道官談話）」（令和５年 12 月 23 日）等

20 外務省ウェブサイト「紅海上の船舶に対するホーシー派の攻撃を非難する国連安保理決議第 2722 号の採択

(3) 我が国の対応

我が国政府は、10月７日のハマス等パレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃を、テロ攻撃として非難しており[21]、テロ資金の抜け穴をつくらないとの観点から国連安保理決議第1373号に基づきハマスの幹部らに対して資産を凍結するなどの制裁を科している[22]。岸田総理は、12月６日、Ｇ７首脳テレビ会議において、①ハマス等のテロ攻撃を断固として非難すること、②全ての人質の即時解放を引き続き求めること、③ガザの人道状況は極めて憂慮すべき状況にあること、④全ての当事者に国際人道法を含む国際法の遵守や安保理決議に基づく誠実な行動を求めていくことが重要である旨等を指摘している[23]。同会議においてＧ７首脳は、事態の鎮静化や人々への支援を引き続きＧ７が主導していくことを確認している[24]。

また、我が国政府は、ガザ地区の人道状況の悪化を受け、国連パレスチナ難民救済事業機関（ＵＮＲＷＡ）及び赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）を通じ、食料、水、医療等の1,000万ドルの緊急無償資金協力及びＪＩＣＡを通じた支援物資の供与を実施しており[25]、これに加えて、当面の措置として、パレスチナに対し、今後約6,500万ドルの追加的な人道支援等を行うべく取り組んでいる旨発表している[26]。

２　ロシア

(1) ロシアによるウクライナ侵略

ア　概況

2022年２月24日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナに対する全面的な侵略を開始してからまもなく２年が経過する。

ウクライナ軍は、2023年６月から同国の東部や南部でロシア軍に対する大規模な反転攻勢を開始したが、ロシア軍の強固な防衛線に阻まれ、目立った成果は上げられていないとされる[27]。12月下旬から翌2024年１月にかけて、ロシア軍は、首都キーウを含むウクライナの主要都市に大規模なミサイル攻撃を行い、多くの死傷者が発生した[28]。米国政府によると、この攻撃において、ロシアは北朝鮮から提供された弾道ミサイルを、12月30日に少なくとも１発、１月２日にも複数発使用したとされる[29]。これに対して、１月10日、我が国は米国をはじめとする有志国と共に、「露朝間のミサイル移転に関する外相共同声明」を発出

について（外務報道官談話）」（令和６年１月 11 日）

[21] 外務省ウェブサイト「上川外務大臣会見記録（令和５年 12 月８日）」等

[22] 『朝日新聞デジタル』(2023.10.31)、『日本経済新聞電子版』(2023.12.26) 等

[23] 外務省ウェブサイト「Ｇ７首脳テレビ会議（概要）」（令和５年 12 月７日）

[24] 同上

[25] 外務省ウェブサイト「ガザ地区における人道状況の悪化を受けた緊急無償資金協力」(令和５年10月24日)、在エジプト日本国大使館ウェブサイト「日本のガザ支援紹介パンフレット」（令和５年 12 月７日）等

[26] 外務省ウェブサイト「上川外務大臣臨時会見記録（令和５年 11 月３日（金曜日）18 時 45 分　於：ヨルダン・アンマン)」等

[27] 『産経新聞』(2023.12.31)

[28] 『産経新聞』(2024.1.4)

[29] 『産経新聞』(2024.1.6)

し、ロシア及び北朝鮮を強く非難した[30]。

ロシアは、2022年３月以来、ウクライナ南部のザポリッジャ原子力発電所の占拠を続けるとともに、2023年６月には、戦術核兵器のベラルーシへの搬入を開始した。ベラルーシのルカシェンコ大統領によると、同年10月にロシアからベラルーシへの戦術核兵器の配備が完了したとされる[31]。また、11月、プーチン大統領は、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の批准撤回に関する法律に署名し、同法は即日発効した[32]。このほかロシアは、核実験再開の可能性も示唆しており、対立する欧米諸国をけん制する狙いがあるものとみられる[33]。

イ　ウクライナ支援の現状

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、ウクライナへの「支援疲れ」を指摘する声もある[34]。大統領選挙を控える米国では、与野党の対立により、ウクライナ支援のための追加予算案の議会承認のめどが立っていない[35]。また、ＥＵでは、昨年12月の首脳会議において、500億ユーロ規模の追加支援に関する採決が行われたが、ハンガリーが反対したため、ウクライナ支援をめぐる協議は年明けに先送りされた[36]。

一方、我が国は、昨年12月のＧ７首脳テレビ会議において、ウクライナに対する45億ドルの追加支援を表明するとともに、１月７日には、上川外務大臣がウクライナを訪問し、日・ウクライナ外相会談を行った。また、２月19日には東京において「日・ウクライナ経済復興推進会議」の開催を予定している。

(2) 日露関係

我が国はロシアによるウクライナ侵略を「既存の国際秩序の根幹を揺るがす暴挙[37]」と厳しく非難している。その上で、Ｇ７諸国と足並みをそろえ、累次にわたり個人・団体等に対する資産凍結や輸出入禁止品目を拡大するなど、ロシアに対する制裁を維持・強化している[38]。

一方、ロシアは、2022年３月、我が国の対露制裁を理由に、我が国との平和条約交渉を継続する意思がないことを表明するとともに、北方領土をめぐる「ビザなし交流」と「自由訪問」の中止、共同経済活動に関する協議からの撤退を発表した[39]。

---

30 外務省ウェブサイト「露朝間のミサイル移転に関する外相共同声明」（2024.1.10）

31 ＮＨＫオンライン「プーチン大統領『最初の戦術核兵器 ベラルーシ領内に搬入』」（2023.6.17）及び『日本経済新聞』（2023.12.26 夕刊）

32 『日本経済新聞』（2023.11.3）

33 同上

34 ＮＨＫオンライン「ウクライナ 年末も激しい戦闘続く 欧米の“支援疲れ”の指摘も」（2024.1.1）

35 『読売新聞』（2024.1.1）

36 同上

37 外務省『外交青書 2023』３頁

38 直近では、2023 年 12 月６日に発出されたＧ７首脳声明において、ロシアで採掘、加工又は生産された非工業用ダイヤモンドの輸入制限の導入が明記されたことを受け、我が国政府は、2024 年１月以降、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を導入した。

39 ロシアは、2022 年９月３日付の政令で「ビザなし交流」と「自由訪問」に関する合意の効力を停止した。

また、2023年12月、ロシアのラブロフ外相は、テレビのインタビューにおいて、日本を含む他国との領土問題の存在を否定する発言を行った[40]。これに対して、上川外務大臣は、ロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられず、政府としては、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく旨述べた。政府は、北方四島交流等事業の再開を今後の日露関係の最優先事項の一つとし、特に北方墓参に重点を置いて、ロシアに対して事業の再開を引き続き強く求めていくとしている[41]。

(3) ロシア大統領選挙

プーチン大統領の支持率は、ウクライナへの侵略直後の2022年３月の調査において、前月の71%から83%に上昇し、その後も高い支持率を維持している[42]。

ロシアでは、３月17日に大統領選挙が予定されており、プーチン大統領は通算５期目を目指し、2023年12月８日に同選挙への立候補を表明した[43]。プーチン氏に対抗する有力候補はおらず、同氏の当選が確実視されている[44]。

３　米国

(1) 日米関係

日米両国は、基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。2022年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」では、日米安保条約に基づく日米安保体制を中核とする日米同盟は、我が国の安全保障のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定の実現に不可欠な役割を果たすとの考えの下、日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していくとされている。2023年11月のアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会談の際に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領から岸田総理に対し、2024年早期の国賓待遇での米国訪問の招待があり、同年４月上旬の日程で調整が進められていると報じられている[45]。

2024年１月、上川外務大臣が訪米して行われたブリンケン国務長官との外相会談では、日米関係がグローバルなパートナーシップとなっているとの認識の下、これを一層強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するとともに、一人一人の「人間の尊厳」が守られる世界を確保すべく、連携して取り組んでいくことで一致したとされる。また、2024年早期の岸田総理大臣の国賓待遇での米国公式訪問の成功に向けて引き続き緊

---

[40] また、2024年１月11日、プーチン大統領は北方領土を含む、いわゆるクリル諸島に必ず訪問する旨の発言を行った。これに対して林官房長官は、政府として今後の状況を注視して適切に対応するとしている。

[41] 上川外務大臣発言（第212回国会衆議院外務委員会議録第１号４頁（令5.11.1））

[42] 2023年12月の調査における支持率は83%である（レヴァダセンターウェブサイト<https://www.levada.ru/indikatory/>）。

[43] ロシア大統領の任期は６年であり、2020年の憲法改正によって、「連続２期まで」の「連続」という文言が削除された。ただし、大統領経験者については、これまでの任期はリセットされ、2024年以降さらに２期12年大統領職を務めることができる。これによりプーチン氏の任期は最長2036年まで続く可能性がある。（溝口修平「憲法」油本真理・溝口修平編『現代ロシア政治』法律文化社（2023）61頁）

[44] 『日本経済新聞』(2023.12.30)

[45] 『読売新聞オンライン』(2024.1.18)

密に連携していくこと、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた取組を進めていくこと等について一致したとされる[46]。

日米両国は、強固な二国間関係を基盤としつつ、日米韓や日米豪印（いわゆる「クアッド」）等の連携も進めており、クアッドについては、2023年５月の首脳会談で、日米豪印首脳が目指す世界の在り方を示した「日米豪印首脳ビジョンステートメント」を発出するとともに、2024年にインド主催による首脳会談開催に合意した。

岸田総理は、年頭の記者会見で、国賓待遇での訪米を通じて両国の緊密な連携を示していくとともに、日米韓、日米豪印等の枠組みでの首脳外交を通じ、パートナー国との連携を強化していくと述べている[47]。

(2) 大統領選挙をめぐる動き

米国では2024年11月５日に大統領選挙が行われる。今後、党員集会や予備選挙を経て、共和党は７月、民主党は８月の全国大会で候補者が指名される。民主党ではバイデン大統領が有力候補とされるが、81歳と高齢であることから支持率が低迷していることに加え、ガザ情勢をめぐるイスラエル寄りの姿勢に若者を中心に反発が強まっている[48]。共和党ではトランプ前大統領が有力候補とみられているが、選挙戦と同時並行で進む刑事裁判で有罪となれば影響が出る可能性も指摘されている[49]。また、トランプ氏の大統領選立候補の資格をめぐる訴訟[50]が連邦最高裁に係属している。

(3) 米中関係

2023年11月、バイデン大統領と習近平国家主席の間で、１年ぶりとなる首脳会談が行われた。会談では、2022年８月のペロシ下院議長の台湾訪問以降途絶えていた軍同士の対話を再開すること等に合意したものの、台湾問題や貿易問題等については進展が見られなかった。

米中間の貿易をめぐっては、2022年10月に米国が中国の先端技術力の向上や軍事転用を防ぐため中国向けの先端半導体やその製造装置の輸出を許可制とするなど輸出管理を強化した。2023年10月には半導体製造装置の規制対象を広げるとともに、第三国を経由して中国に輸出されるのを防ぐため対象国を中国以外にも拡大するなどの強化策を発表した。他方、中国は同年８月から希少金属（ガリウム、ゲルマニウム）の輸出管理を実施し、12月からは黒鉛も対象とした。これらの措置について中国は、特定の国や地域を標的としたものではないとしているが、米国への対抗措置とみられている。米国は、先端半導体製造装

---

46 外務省ウェブサイト「日米外相会談」（2024.1.12）

47 首相官邸ウェブサイト「岸田内閣総理大臣記者会見」（2024.1.4）

48 『読売新聞』（2023.12.24）

49 『毎日新聞』（2024.1.4）、『日本経済新聞』（2024.1.6）

50 米国憲法が定める立候補資格は犯罪歴について触れていないが、憲法擁護を宣誓しながら反乱などに関わった者が官職に就くことを禁じる米国憲法修正第14条第３項を理由としてトランプ氏の立候補資格のはく奪を求める訴訟が複数の州で提起されている。各州の司法判断は割れており、2023年12月、コロラド州最高裁がトランプ氏の立候補を認めない判断を下したことに対し、トランプ氏が連邦最高裁に上訴した。

置の輸出規制に関し、主要製造国である我が国及びオランダに同調を求めたとされ[51]、我が国は同年７月に先端半導体製造装置の輸出管理を強化した[52]。こうした輸出管理強化による我が国企業への影響が注視される。

また、バイデン大統領は、同年８月に半導体、量子情報技術、人工知能（ＡＩ）の３分野で、米国企業や米国人による中国への投資を規制する大統領令に署名した（実施時期は未定）。米国は、投資規制についても同盟国に同様の措置を導入するよう要請しているとされる[53]。我が国政府は、米国の投資規制について「規制の効果や影響も含めて、米国の今後の対応や検討状況ついて注視し、引き続き、よく意思疎通を図っていきたい」としている[54]。

４　中国・台湾

(1) 日中関係

2023 年 11 月 16 日、岸田総理と習近平中国国家主席は１年ぶりとなる日中首脳会談を行った。会談において、岸田総理は「次世代のために明るい日中関係の未来を開けるよう力をあわせていきたい」と呼びかけ、習主席は「戦略的互恵関係の位置づけを再確認し、新たな意味合いを持たせ新時代の要求を満たす中日関係の構築に尽力すべきだ」と述べ[55]、両首脳は 2008 年の「日中共同声明」に明記された「戦略的互恵関係」を包括的に推進することを再確認し、その上で、日中関係の新たな時代を切り開くべく、2022 年の首脳会談でも確認した「建設的かつ安定的な日中関係」という大きな方向性を確認した。また、引き続き、首脳レベルを含むあらゆるレベルで緊密に意思疎通を重ねていくことで一致した。

日中間の懸案に関して、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出については、岸田総理は、科学的根拠に基づく冷静な対応を改めて強く求めるとともに、日本産食品輸入規制の即時撤廃[56]を求めた。習主席は「『核汚染水』の排出は全人類の健康、全世界の海洋環境、国際的な公共利益にかかわるものだ」と述べ、前向きな返答はなかったとされる[57]が、双方は、協議と対話を通じて問題を解決する方法を見出していくこととされた。また、中国における邦人拘束事案[58]について、岸田総理は、邦人の早期解放を求めた。

安全保障分野において、岸田総理は、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海情勢について、深刻な懸念を表明し、2023 年７月に明らかになった尖閣諸島周辺の我が国の排他的経

---

51 『日本経済新聞』（2023.1.29）

52 政府は、この措置は、安全保障上の理由から講じるもので、特定国を念頭に置くことなく、国際ルールに整合的であるとしている（西村経済産業大臣記者会見（2023.7.4））。オランダも９月１日から先端半導体製造装置の輸出管理規制を強化した。

53 『読売新聞』（2023.8.10 夕刊）

54 磯崎官房副長官記者会見（2023.8.10）（「時事ドットコム」（2023.8.10））

55 『日本経済新聞』（2023.10.18）

56 中国は、2023 年８月のＡＬＰＳ処理水の海洋放出に反発して開始した日本産水産物の全面輸入停止に加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 10 都県からの食品等の輸入停止等の輸入規制を継続している。

57 『読売新聞』（2023.11.18）

58 中国では、2014 年に「反スパイ法」が施行され、2015 年以降、スパイ行為に関わったなどとして拘束された邦人は 2023 年３月に拘束、10 月に逮捕されたアステラス製薬の現地法人幹部を含めて計 17 名になり、現在も５人が拘束中とされる。2023 年７月にはスパイ行為の定義を拡大し、取り締まりを強化する「改正反スパイ法」が施行された。

済水域（ＥＥＺ）内に中国により設置された海洋調査用とみられるブイの即時撤去を求めた。また、ロシアとの連携を含む中国による我が国周辺での軍事活動の活発化等についても深刻な懸念を表明した。

首脳会談後、岸田総理が記者会見[59]で述べたＡＬＰＳ処理水の海洋放出に関する専門家協議については2024年の早期に開始する調整に入ったとの報道もある[60]が、邦人の早期解放及びブイの即時撤去については、いずれも中国側は応じていない。山積する日中間の懸案への今後の政府の対応が注目される。

(2) 台湾総統選挙

2024年１月13日、蔡英文総統の２期目の任期満了に伴う台湾総統選挙が実施され、与党・民主進歩党（民進党）主席で現副総統の頼清徳氏が当選した。1996年に初めて総統を選ぶための直接選挙が実施されて以来、初めて同一政党が３期続けて政権を担うこととなる。頼氏は５月20日に就任する。同総統選挙は、頼氏、最大野党の国民党所属で新北市長の侯友宜氏及び第３勢力の台湾民衆党主席で前台北市長の柯文哲氏の３名で争われ、各候補者の得票数は、頼氏が558万6,019票（得票率40.05％）、侯氏が467万1,021票（同33.49％）、柯氏が369万466票（26.46％）であった。なお、総統の任期は連続２期８年までで、蔡総統は５月に任期満了となる。

総統選の争点の１つであった対中国政策については、独立も中国との統一も目指さない現状維持を掲げた点は共通だが、頼氏は米国との関係を重視した蔡総統の路線を引き継ぐとし、侯氏は中国との対話を必要とする融和路線を主張し、柯氏は中米との対話を重視する姿勢を主張した[61]。選挙結果を受けて、中国で台湾政策を担う国務院台湾事務弁公室の報道官は声明を発出し、「民進党は主流の民意を代表できていない」と反発し、「台湾問題を解決し国家統一を成し遂げる立場は一貫しており、その意志は揺るぎない」と主張した。今後も軍事と経済で台湾を揺さぶる構図は続くとみられている[62]。

一方、総統選と同時に実施された立法委員（国会議員）選挙では、与党・民進党は過半数を維持できなかったばかりか、第１党の座も国民党に譲ることとなった。定数113のうち、主要３政党の獲得議席数は、国民党52議席（改選前37）、民進党51議席（同61）、台湾民衆党８議席（同５）であった。与野党とも単独では過半数を確保できず、民進党は政策の推進には他党との連携が欠かせなくなったことから、台湾民衆党がキャスティングボートを握る構図になったと指摘されている[63]。

台湾は、我が国にとって、基本的価値を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、また、台湾海峡の平和と安定は我が国を含む国際社会にと

---

59 首相官邸ウェブサイト「日米首脳会談及び日中首脳会談についての会見」（2023.11.16）
60 『毎日新聞』（2023.12.31）
61 『東京新聞』（2024.1.13）
62 『日本経済新聞』（2024.1.14）
63 『朝日新聞』（2024.1.15）

っても極めて重要である。不動産価格の高騰や所得格差の拡大など内政にも課題がある中、我が国との繋がりも深い頼次期総統の今後４年間の政権運営に注目が集まる。

５　朝鮮半島

(1) 韓国

ア　日韓関係

2022 年５月に就任した尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領は、日韓関係の改善に強い意欲を示し、朝鮮半島出身労働者（「元徴用工」）問題で解決策を示すなど我が国との関係改善を積極的に進めている。他方で、元徴用工問題について韓国政府が示した解決策に係る問題や慰安婦問題など、依然として様々な問題がある。

元徴用工らが日本企業に対し損害賠償を求めた訴訟をめぐっては、2018 年 10 月及び 11 月、韓国大法院（最高裁）が損害賠償の支払い等を命じる判決を確定させている。これに関し、尹大統領率いる韓国政府は、2023 年３月、賠償金相当額を韓国政府傘下の財団が支払う「第三者弁済方式」による解決策を発表した。勝訴した原告 15 人のうち 11 人は、この解決策を受け入れ、財団から賠償額相当金を受け取った。解決策を受け入れない原告に対して、韓国政府は、同年７月から財団が賠償金相当額を裁判所に供託する手続きを開始した。しかし、供託の申請を受けた各地方裁判所が相次いで供託の申請を不受理としている。財団側は、地方裁判所による不受理に対し異議申し立ての手続きを進めているが、地方裁判所が供託を認めなければ、原告が日本企業の資産を現金化する可能性が高まることが指摘されている[64]。また、同年 12 月及び 2024 年１月、韓国大法院は、元徴用工らが日本企業に対し損賠賠償請求を求めた訴訟で、損害賠償の支払いを命じる判決を確定させた。韓国政府は、これらの訴訟についても第三者弁済方式による解決策を適用するとしているが、同様の訴訟は係争中のもので約 60 件あるとされ、今後も日本企業が敗訴する判決が相次ぐ場合、財団の財源が不足する可能性があると指摘されている[65]。

2023 年 11 月 23 日、ソウル高等裁判所は、日本政府に対し元慰安婦等への損害賠償の支払等を命じる判決を出した。日本政府は、主権国家は他国の裁判権に服さないとする国際法上の「主権免除」の原則に基づき、期限（12 月９日午前０時）までに上告せず、同判決は確定した。原告側は、韓国国内にある日本政府の資産の差押えを目指すため日本政府に財産目録の開示を求めるとみられるが、日本政府はそれに応じる可能性なく、原告が日本政府の資産を差し押さえることは困難とみられており、日韓関係への影響は現時点では限定的と考えられている[66]。他方、韓国は 2024 年４月に国会議員の総選挙を控えており、そこで日本の歴史問題で強硬な姿勢をとる革新系野党が勢いを得た場合、信頼関係を深めてきた日韓両政府の関係に影響する可能性も指摘されている[67]。

64　『東京新聞』(2023.12.22)
65　『朝日新聞』(2023.12.29)
66　『毎日新聞』(2023.11.24)
67　『日経新聞』(2023.11.24)

イ　日米韓首脳会合

2023年８月に米国のキャンプ・デービッドで開催された日米韓首脳会合では、日米同盟及び米韓同盟の戦略的連携を強化し日米韓の安全保障協力を新たな高みへと引き上げること、首脳級を始めとする少なくとも年に一度の日米韓の幅広いレベルの会合を定例化すること等で一致した。首脳会合等の定例化は、３か国の協力関係を維持・発展させるとの評価[68]がある一方、各国の政権事情に左右されずに、協力関係を維持・強化できるかどうかであると言われている[69]。

ウ　日中韓外相会議

2023年11月26日、韓国の釜山において、約４年ぶりに日中韓外相会議が開催された。同会議では、今後の具体的な協力の方向として、①人的交流、②科学技術、③持続可能な開発、④公衆衛生、⑤経済協力・貿易、⑥平和・安全保障の６分野をはじめとする様々な分野における取組を進めていくことで一致した。他方、2023年内の実施を目指していた日中韓サミットについては、早期開催に向けた作業を進めることで一致したが、目標時期を明示することはできなかった[70]。また、北朝鮮情勢について、前回（2019年）の日中韓外相会議では、朝鮮半島の完全な非核化に向け、国連安全保障理事会決議の完全な履行を含め緊密に連携することで一致したと発表[71]していたが、今回の会議では、同様の発表は行われなかった[72]。報道では、露朝との結びつきの強い中国との間で一致した認識を打ち出すことができなかったとされている[73]。

(2) 北朝鮮（核・ミサイル開発、拉致問題）

北朝鮮は、過去６回の核実験に加え、核兵器の運搬手段となる弾道ミサイル発射を強行してきた。2021年１月には、米国全土が入る射程15,000㎞圏内を打撃する命中率の向上、大陸間弾道ミサイルの開発促進、軍事偵察衛星の運用等を含む「国防５か年計画」を発表し、これまでにない高い頻度で弾道ミサイル等を発射している[74]。

北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し、安保理は、2006年からこれまでに11本の北朝鮮に対する制裁決議を採択[75]しているが、2017年を最後に新たな決議は採択されていない。

北朝鮮はこれまで中国を後ろ盾としてきたが、近年はロシアとの関係を深めており、2023年９月には約４年半ぶりに露朝首脳会談を実施した。同会談では、北朝鮮による武器供与

---

68 『東京新聞』(2023.8.22)

69 『読売新聞』(2023.8.20)

70 『読売新聞』(2023.11.27)

71 外務省ウェブサイト「第９回日中韓外相会議」(2019.8.21)

72 外務省ウェブサイト「第10回日中韓外相会議」(2023.11.26)

73 『読売新聞』(2023.11.27)

74 近年の北朝鮮による弾道ミサイル等の発射の回数は、2021年４回（６発）、2022年31回（59発）、2023年18回（25発）、2024年１回（１発）である（弾道ミサイルの可能性があるものも含む。）。(防衛省ウェブサイト「北朝鮮のミサイル等関連情報」、防衛省「北朝鮮による核・弾道ミサイル開発について」(2023年８月))

75 外務省ウェブサイト「安保理決議に基づく対北朝鮮制裁」(2023年10月31日)

の見返りに、北朝鮮が打上げに失敗していた軍事偵察衛星の技術支援をロシアが行うことなどについて協議したとみられており[76]、北朝鮮は 2023 年 11 月に軍事偵察衛星の打上げに成功したとしている[77]。同年 10 月のラブロフ外相の北朝鮮訪問に続き、本年１月には北朝鮮の崔善姫（チェ・ソンヒ）外相が訪露し、プーチン大統領との会談を行った。同訪露を通じ双方が緊密に協力していく立場を再確認したとされている[78]。

拉致問題については、2002 年に北朝鮮が初めて日本人の拉致を認め、５人の拉致被害者が帰国してから 20 年以上が経過したが、その後、新たな拉致被害者の帰国は実現していない。北朝鮮は、2014 年に拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（ストックホルム合意）ものの、2016 年の北朝鮮による核実験等を受け、日本が独自の制裁実施を発表したことに対し、調査の全面中止等を一方的に宣言した。

2023 年８月に行われた日米韓首脳会合において３か国首脳が合意したキャンプ・デービッド原則には「我々は、拉致問題、抑留者問題及び帰還していない捕虜の問題の即時解決を含め、人権・人道問題に取り組んでいく」との文言が盛り込まれた。また、岸田総理は、2023 年 11 月、北朝鮮による拉致被害者の家族らが開催した集会で、日朝首脳会談の早期実現に向けた働きかけを強めると述べた[79]。

拉致問題は基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であるとともに、被害者やその家族の高齢化が進み、時間的な制約のある人道問題であり、一日も早い解決が求められている。

６　令和６年度外務省予算

令和６年度一般会計予算案のうち、外務省予算には総額7,417億円（デジタル庁所管分を含む。）が計上され、特殊要因（Ｇ７サミットの日本開催）を除く令和５年度（当初予算）と比較して28億円の増額となっている。外務省は、予算の柱（重点項目）として、５つを掲げている。（図表２）

76 『時事通信ニュース』（2023.11.21）等

77 『読売新聞』（2023.11.23）

78 『日本経済新聞』（2024.1.18）等

79 ＮＨＫオンライン「岸田首相 “日朝首脳会談 早期実現に向けた働きかけ強める”」（2023.11.26）

（図表２）外務省の予算総額と「予算の柱」

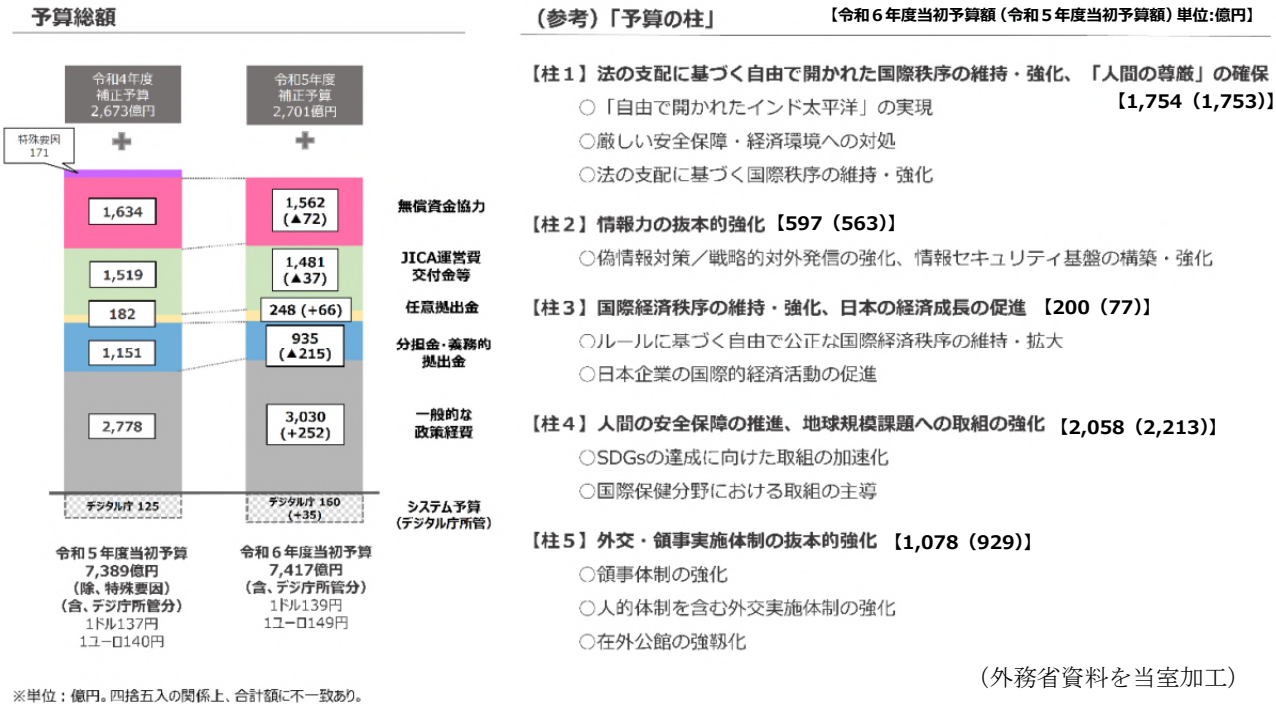

（外務省資料を当室加工）

外務省予算のうち、政府開発援助（ＯＤＡ）には4,383億円が計上されている。

外交実施体制については、在エリトリア大使館の兼勤駐在官事務所からの格上げ[80]、在ナイロビ国際機関政府代表部（兼館）の開設、外務省定員70名純増のための経費が計上されている。これにより、外務省定員は6,674名となる。

その他、新規に計上された項目及び前年度より増額となっている項目の中で主なものとして、ＴＩＣＡＤ（アフリカ開発会議）[81]閣僚会合開催経費に4.9億円（新規）、ＰＡＬＭ（太平洋・島サミット）[82]開催経費に3.1億円（前年度0.2億円）、政府安全保障能力強化支援（ＯＳＡ）[83]に50億円（同20億円）、次世代旅券・集中作成方式の導入を含めた旅券発給・管理関係経費に91億円（同38億円）、ＡＩの活用による業務合理化に1.2億円（新規）が挙げられる。

内容についての問合せ先
外務調査室　河上首席調査員（内線 68460）

[80] これにより、在外公館数は234（うち大使館156、総領事館67、政府代表部11）となる。

[81] 次回のＴＩＣＡＤ（第９回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ９））は、令和７年に日本で開催予定。

[82] 次回のＰＡＬＭ（第10回太平洋・島サミット（ＰＡＬＭ10））は、令和６年に日本で開催予定。

[83] ＯＳＡとは、開発途上国の経済社会開発を目的とするＯＤＡとは別に、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う新たな無償による資金協力の枠組みであり、令和５年度予算に新規計上された。

財務金融委員会

財務金融調査室

所管事項の動向

１　財政

(1) 我が国の財政の現状

ア　一般会計税収・歳出の概要

近年は、景気の持ち直しに伴い税収が増加傾向にあり、令和６年度一般会計（当初）において、税収は 69.6 兆円が見込まれている。一方、歳出総額は 112.6 兆円を計上することから、国債の新規発行額は 35.4 兆円と見込まれている。

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

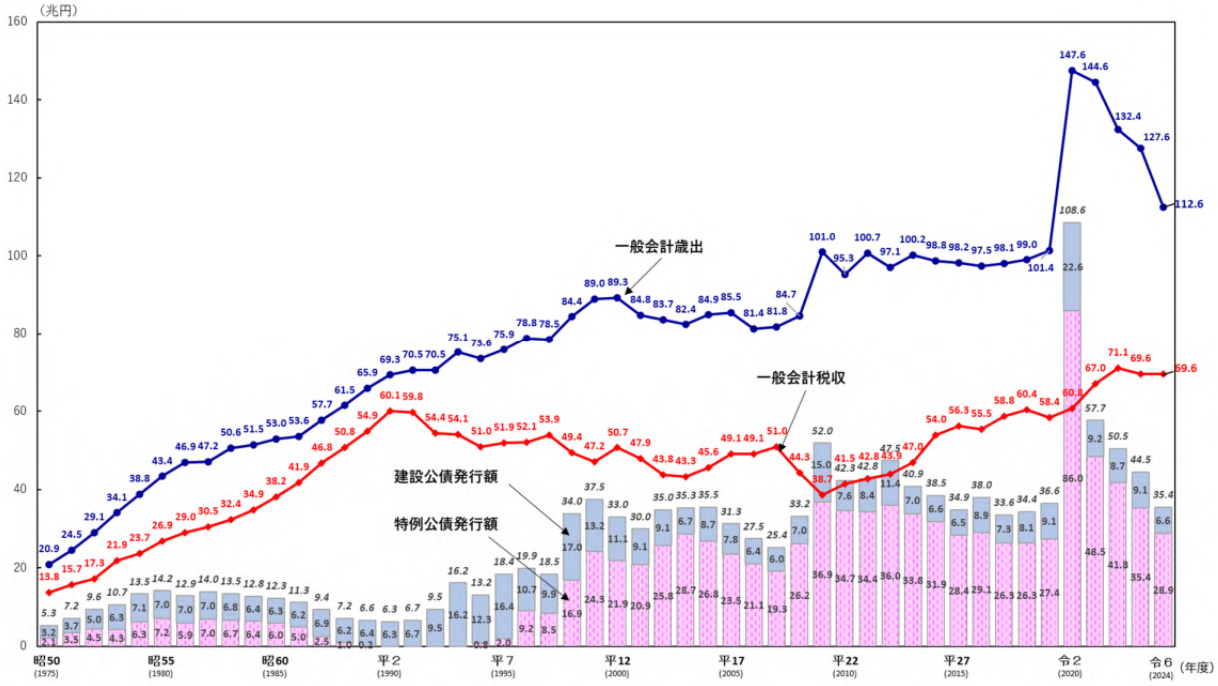

（注１）令和４年度までは決算、令和５年度は補正後予算、令和６年度は政府案による。
（注２）国債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成 23 年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成 24 年度及び平成 25 年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注３）令和５年度の歳出については、令和６年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入 4.4 兆円が含まれている。
（出所）財務省資料を基に作成

イ　国債依存の現状

我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続いており、歳入不足分の相当額を公債金収入に頼る国債依存体質となっている。

我が国では、昭和 40 年当時、不況による税収不足を補うための特例公債が、戦後初めて発行された。その後しばらくは特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化に伴う税収の伸び悩みにより、昭和 50 年度に再び特例公債を発行することとなった。

昭和 60 年代のいわゆるバブル経済による税収の伸びに恵まれ、平成２年度には特例公債を発行することなく予算を編成するに至ったが、その後の景気低迷への対応や、高齢化の進展による社会保障給付額の増加により、平成６年度以降は再び特例公債の発行を余儀なくされている。

その後も特例公債への依存が続いていたが、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれたことを受け、平成時代終期の公債依存度（一般会計歳出総額に占める国債発行額の割合）は 30%台で推移していた。

しかし、令和２年度には新型コロナウイルス感染症への対応等のために編成された補正予算で多額の追加歳出が計上され、その財源を主に公債金としたことから、公債依存度は 73.5%に急増した。なお、令和６年度の公債依存度は 31.5%と見込まれている。

国債発行額、公債依存度の推移

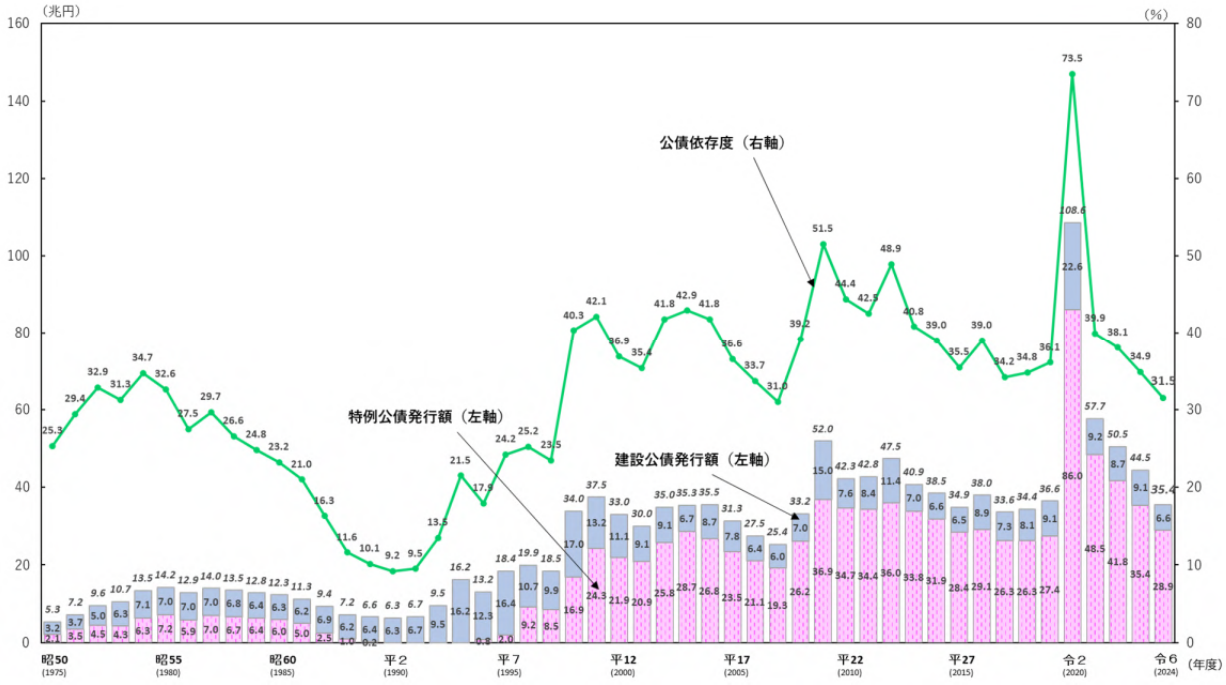

（注１）令和４年度までは決算、令和５年度は補正後予算、令和６年度は政府案による。

（注２）国債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３%から５%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成 23 年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成 24 年度及び平成 25 年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 財政に関する最近の動き

ア　財政健全化目標

平成 30 年６月に策定された財政健全化目標では、2025 年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス、ＰＢ）[1]の黒字化等が掲げられている。

[1] 「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和５年６月）においても、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならないとしつつも、必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではないとしている。

令和６年度予算編成を踏まえ、鈴木財務大臣は、現在の財政健全化目標について、令和６年度一般会計ＰＢがマイナス 8.3 兆円[2]となるなど、財政状況は厳しい状況にあるが、緊急時の財政支出を平時の支出に戻していく努力やメリハリの効いた予算編成を行うなど、歳出･歳入両面における様々な取組を行った結果､新規国債発行額も減額することができ、財政健全化に向けた１つの道筋は示すことができた旨を述べている[3]。

イ　ＩＭＦの増資に伴う対応

2023 年 12 月 18 日、ＩＭＦ（国際通貨基金）は、各加盟国からの出資をそれぞれ約５割増額し、計 3,200 億ドル（約 45.7 兆円）の増資を行うことを承認した。ロシアのウクライナ侵攻の影響や世界的な物価高、過剰債務問題に苦しむ途上国などへの金融支援が目的とされている。我が国の増資割当分は約３兆円であり、出資の根拠となるＩＭＦ法（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和27年法律第191号)）の改正が必要となる。

ウ　国家公務員等の旅費制度の見直し

我が国の国家公務員等の旅費制度は、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図るため、「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）において、旅費の計算原則、日当、宿泊料等の定額等を規定している。

デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、海外の宿泊料金の変動等により、我が国の旅費制度が、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、例外的な取扱いが増加し執行ルールが複雑化しているという問題が生じている。また、テレワーク等柔軟な働き方等による出張実態の変化を制度に反映させること、事務負担軽減や業務環境の改善を図ることも課題となっている。

こうした点を踏まえ、財務省は、財政制度等審議会財政制度分科会（令和５年 10 月 27 日）において、旅費法による法定額と実勢価格との乖離の解消、事務手続の簡素化・効率化等を内容とする見直し案を提示した。その後、「令和６年度予算の編成等に関する建議」（令和５年 11 月）において、「令和６年（2024 年）の通常国会に旅費法改正法案を提出すべきである」と明記された。

---

[2] 令和６年能登半島地震を受け、令和６年度予算（政府案）は、被災地の復旧・復興に機動的な対応を確保しつつ、他の予見しがたい事態に備えるため、予備費を 5,000 億円増額して１兆円とする概算の変更（令和６年１月 16 日閣議決定）がなされた。その増額分は特例公債の発行により対応することから、令和６年度一般会計ＰＢはマイナス 8.8 兆円となる。

[3] 鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣臨時閣議後記者会見（令和５年 12 月 22 日）

２　税制

(1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成２年度に60兆円に達した後、40兆円台から50兆円台で推移していた。平成21年度は経済情勢の悪化により30兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、平成30年度には再び60兆円、令和４年度には70兆円を超えた。令和６年度当初予算においては、令和５年度補正後予算額とほぼ同額の69.6兆円の税収が見込まれている。

税目別にみると、所得税は、近年20兆円を超える規模となっていたが、令和６年度当初予算においては、実施が予定されている定額減税の影響などにより[4]、前年度から約３兆円減の約17.9兆円と見込まれている。法人税は、平成21年度に消費税を大きく下回って以降、おおむね10兆円台前半で推移していたが、令和６年度当初予算では企業業績が好調に推移するとみられ[5]大幅な増収が見込まれている。消費税は、平成元年に制度が創設されて以降安定的に推移しており、三度の税率引上げを経て令和２年度には所得税を上回る税収となった。令和６年度当初予算では物価高等を背景に[6]過去最高の約23.8兆円と見込まれている。

なお、近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の80％以上を占めている。

一般会計税収（主要税目）の推移

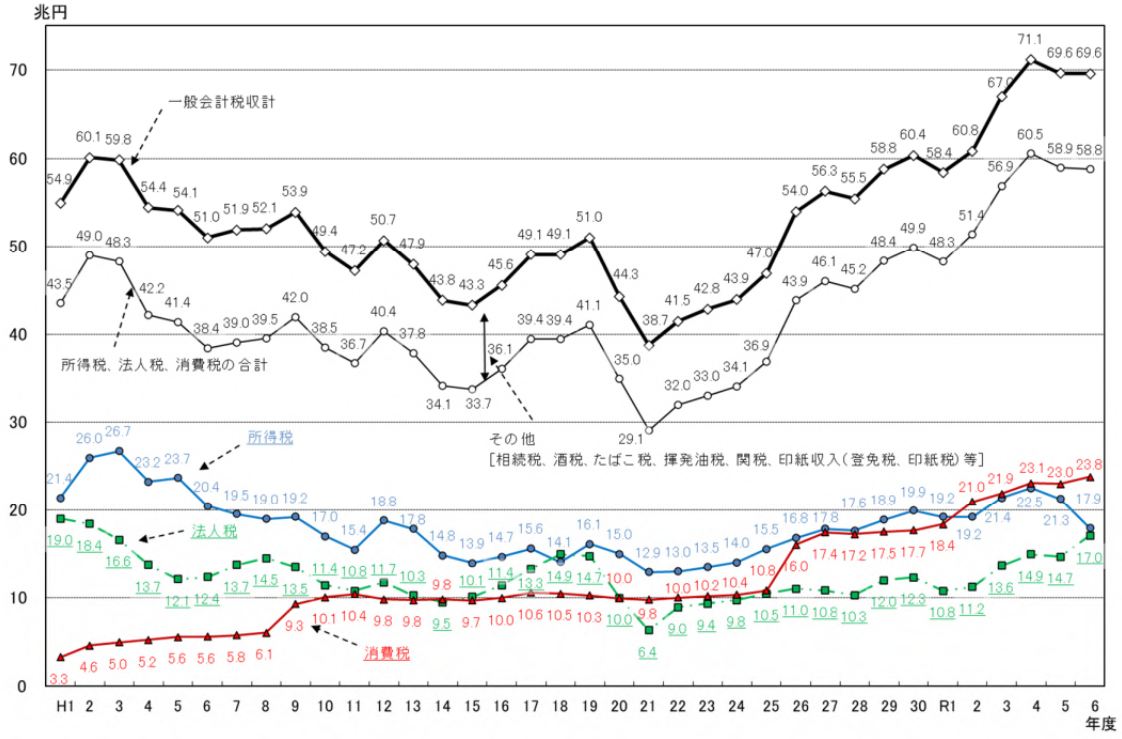

（注）令和４年度までは決算、令和５年度は補正後予算、令和６年度は政府案による。
（出所）財務省資料等を基に作成

4　『読売新聞』(2023. 12. 23)

5　前掲注４

6　前掲注４

(2) 令和６年度税制改正に向けた議論の動向

令和６年度税制改正に当たっては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税等の定額減税の実施や賃上げ促進税制の強化、生産性向上や供給力強化に向けた国内投資の促進に関する減税制度の創設などが焦点となった。

ア　岸田内閣の経済対策

令和５年９月 25 日、岸田内閣総理大臣は、成長の成果である税収増等を国民に適切に還元すること及び設備投資や人への投資による経済の好循環の実現を目的として、物価高対策、持続的な賃上げ、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進などを柱とする経済対策を実施する方針を表明した。その中では重点項目として、賃上げ促進税制の強化、戦略分野の国内投資促進や、特許などの所得に関する減税制度の創設等が挙げられた。翌 26 日、岸田総理は、10 月末を目途に同対策を取りまとめるよう閣僚に指示した。

成長の成果を国民に適切に還元する旨の岸田総理の発言に関し、与党内において、所得税減税の検討を提案する声が上がった[7]。この点、10 月 26 日に行われた政府与党政策懇談会において、岸田総理は「デフレ脱却のための一時的な措置として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するには、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税が最も望ましい」、「具体的には令和６年度税制改正において定額減税をお願いしたい」と述べ、令和６年度税制改正として、年末に成案を得るべく、その方向性を経済対策に盛り込む方針を明らかにした。

こうした経緯を踏まえ、11 月２日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（以下「総合経済対策」という。）が閣議決定された。「総合経済対策」に盛り込まれた税制措置（所得税・個人住民税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化、戦略分野の国内投資促進や特許などの所得に関する減税制度の創設、ストックオプション税制の措置の充実、事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長等）については、令和６年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出することとされた。

イ　少子化対策と扶養控除の見直し

令和５年１月に岸田総理が異次元の少子化対策に取り組む方針を示した[8]ことを受け、同年３月、「こども・子育て政策の強化について（試案）」（こども政策担当大臣）が公表され、今後３年間を集中取組期間として「こども・子育て支援加速化プラン」に取り組むとされた。同プランの具体的施策が示された「こども未来戦略方針」（令和５年６月13日閣議決定）において、児童手当の拡充の方針が示され、その際に高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理するとされた。

---

7 『読売新聞』（2023.10.18）など

8 年頭記者会見（令和５年１月４日）

ウ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

「令和５年度税制改正の大綱」（令和４年 12 月 23 日閣議決定）において、防衛力強化に係る安定的な財源を確保するとし、税制部分については複数年かけて段階的に実施し、法人税、所得税及びたばこ税により令和９年度において１兆円強を確保するとの方針が決定された。当該措置の施行時期については、令和６年以降の適切な時期とすることとされていたが、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和５年６月 16 日閣議決定）において、令和７年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう、税外収入の上積みやその他の追加収入を含めた取組の状況を踏まえ、柔軟に判断することとされた[9]。

エ　「令和６年度税制改正の大綱」の閣議決定

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和５年 12 月 14 日、「令和６年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党）（以下「与党大綱」という。）が決定された。

この中では、「総合経済対策」を踏まえた、所得税等の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制の創設等に関する税制改正の具体的内容が示された。

「与党大綱」に示された内容のうち、令和６年度税制改正において措置するものについて、同月 22 日、「令和６年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

なお、同大綱では、扶養控除の見直しについて、令和７年度税制改正において結論を得るとする方針が示された。

また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和５年度税制改正大綱に則って取り組むとした上で、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担差を解消することとし、これによる増収を防衛財源に活用する方針が示された。あわせて、「令和５年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和６年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする」とされた。

(3) 令和６年度税制改正等の概要

「令和６年度税制改正の大綱」で示された主な項目（国税関係）[10]の概要は次のとおりである。

①　令和６年度税制改正

ア　個人所得課税関係

(ｱ) 所得税・個人住民税の定額減税

・令和６年分の所得税・令和６年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき、所得税３万円・個人住民税１万円を控除する。ただし、納税

[9] 岸田総理は、令和５年 10 月 27 日の衆議院予算委員会で、防衛財源確保のための税制措置について、令和６年度から実施するという環境にはないと述べ、令和６年度の実施を見送る方針を表明した。

[10] 全体像の把握に資するため、一部地方税（総務委員会所管）についても言及している。

者の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合[11]に限る。

(ｲ) ストックオプションの利便性向上

・スタートアップが付与したストックオプションの場合に、年間の権利行使価額の限度額を最大で 3,600 万円（現行 1,200 万円）に引き上げる。

(ｳ) 住宅ローン控除の拡充

・令和６年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は 5,000 万円（現行 4,500 万円）、ＺＥＨ[12]水準省エネ住宅は 4,500 万円（現行 3,500 万円）、省エネ基準適合住宅は 4,000 万円（現行 3,000 万円）へと上乗せする。また、床面積要件を緩和[13]する。

イ　資産課税関係（法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長）

・特例承継計画の提出期限を２年延長する。

ウ　法人課税関係

(ｱ) 賃上げ促進税制の強化

・従来の大企業向けの措置について、原則の税額控除率を 10%（現行 15%）に引き下げる一方、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行った上、その適用期限を３年延長する。

・従来の大企業のうち従業員数が 2,000 人以下の法人（中堅企業）向けの措置を創設する。

・中小企業向けの措置について、５年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を３年延長する。

・子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置の創設等

(ｲ) 戦略分野国内生産促進税制の創設

・産業競争力強化法（改正を前提）の認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品生産用資産[14]の取得等をしたときは、その認定の日以後 10 年以内の日を含む各事業年度において、同資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額の税額控除ができることとする。

(ｳ) イノベーションボックス税制の創設

・国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、ＡＩ関連のプログラムの著作権）から

---

[11] 給与収入のみの場合、給与収入 2,000 万円超に相当

[12] ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

[13] 合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り 40 ㎡に緩和する。

[14] 事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体、電気自動車等）の生産をするための設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産をいう。

生ずる一定の所得について、30%を損金算入できることとする。

(ｴ) 交際費から除外される飲食費に係る見直し

・交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を１人当たり１万円以下（現行 5,000 円以下）に引き上げる。

エ　消費課税関係（プラットフォーム課税の導入）

・国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、プラットフォーム事業者[15]にそのデジタルサービスに係る消費税の納税義務を課す制度を導入する。

オ　国際課税関係（非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備）

・経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）において策定された暗号資産等報告枠組み（ＣＡＲＦ：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、租税条約等により非居住者の暗号資産に係る取引情報等を各国税務当局間で自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し、当該取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。

カ　納税環境整備関係（更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備）

・隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を重加算税の適用対象に加える。

② 扶養控除等の見直し　※令和７年度改正で対応

・16 歳から 18 歳までの扶養控除について、現行の一般部分（国税 38 万円、地方税 33 万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税 25 万円、地方税 12 万円）を復元する。

・控除額の見直しにより課税総所得金額や税額等が変化することで、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、各府省庁及び地方公共団体において適切な対応を行うようにし、これらの状況等を確認することを前提に、令和７年度改正において、令和８年分以降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

・ひとり親控除について、対象となるひとり親の所得要件を合計所得金額 1,000 万円以下（現行 500 万円以下）に引き上げ、控除額を所得税 38 万円（現行 35 万円）、個人住民税 33 万円（現行 30 万円）に引き上げる。こうした見直しについて、令和８年分以

[15] 本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が 50 億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする。

降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

③ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

・令和５年度税制改正大綱に則って取り組む。

・たばこ税について、加熱式たばこと紙巻たばこの間の税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、３円／１本相当の財源を確保することとする。

・令和５年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和６年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにする。

（参考）近年の税制改正に関する主な動き

令和３年	１月 26 日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和３年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設 ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 ・住宅ローン控除制度の特例の延長
	３月 26 日	「令和３年度税制改正法案」成立
	（10 月４日内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、岸田内閣発足）	
	（10 月 14 日解散、10 月 31 日総選挙、第２次岸田内閣発足）	
令和４年	１月 25 日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和４年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・賃上げに係る税制の拡充 ・オープンイノベーションの促進に係る税制の拡充 ・住宅ローン控除制度の見直し
	３月 22 日	「令和４年度税制改正法案」成立
	12 月 23 日	「令和５年度税制改正の大綱」閣議決定
令和５年	２月３日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和５年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充・恒久化 ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ・極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入 ・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等（相続時精算課税制度等の見直し） ・最低税率 15%以上の課税を各国ごとに確保するためのグローバル・ミニマム課税の導入
	３月 28 日	「令和５年度税制改正法案」成立
	10 月１日	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施
	12 月 22 日	「令和６年度税制改正の大綱」閣議決定

（出所）当室作成

３　金融

(1) 日銀の金融政策

ア　日銀の金融政策の概要

(ｱ) 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

平成 24 年 12 月にデフレからの脱却を掲げた第２次安倍政権が発足し、その直後の平成 25 年１月、政府・日銀は「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（いわゆるアコード）を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を２％とする「物価安定の目標」を導入した。

(ｲ) 「量的・質的金融緩和」及び「長短金利操作」などの導入

黒田前総裁就任後の平成 25 年４月、日銀は「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。この政策は、２％の物価安定目標を２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現するため、日銀が世の中に直接的に供給するマネタリーベース（流通現金及び日銀当座預金）を２年間で２倍に拡大するなどとするもので、「異次元の金融緩和」と呼ばれる。それまで日銀は短期金利を金融市場調節の操作目標として物価の安定を目指していたが、これにより主な操作目標は「量」（マネタリーベース）に変更された。

平成 28 年１月には、それまで欧州の一部で採用されていた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された。この政策は、金融機関が日銀に保有する当座預金の一部に▲0.1％のマイナス金利を適用するもので、短期金利を０％以下に押し下げる効果を狙ったものである。これにより、金融政策に再び「金利」の概念が追加された。

さらに、同年９月には、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入された。短期のマイナス金利のみならず、長期金利をも操作する長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）が政策枠組みの中心に据えられ、長期金利について 10 年物国債金利が０％程度で推移するよう長期国債の買い入れを行うこととされた。これにより、主な政策ターゲットは「量」から「金利」に戻ることとなった。

主な金融緩和策導入時点における金融政策の概要

金融緩和策			量的・質的金融緩和導入時点	マイナス金利付き量的・質的金融緩和導入時点	長短金利操作付き量的・質的金融緩和導入時点
時期			平成25年４月	平成28年１月	平成28年９月【令和５年12月】(注１)
金融市場調節方針	マネタリーベース・コントロール	マネタリーベース年間増加額	約60～70兆円	約80兆円	10年物国債金利が０％程度で推移するように国債の買入れ量を調整
	長短金利操作	長期金利	―		10年物国債金利が０％（±0.1%）程度【０%程度で、上限は1.0%を目途】(注２)
		短期金利	―	マイナス金利（金融機関が保有する日銀当座預金の「一部」に▲0.1%の金利を適用）	同左
資産買入れ方針	長期国債の買入れ量と年限	保有残高の年間増加ペース	約50兆円	約80兆円	約80兆円をめど【めど撤廃（上限なし）】
		買入れの平均残存期間	７年程度	７～12年程度	期間の定めを廃止
	ＥＴＦの買入れ	ＥＴＦ保有残高年間増加ペース	約１兆円	約3.3兆円	約６兆円【原則約６兆円を撤廃、上限約12兆円】

（注１）「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」については【】内で令和５年12月の金融政策決定会合後時点における内容を記載。
（注２）長期金利の水準については累次の柔軟化が行われている。令和５年10月の金融政策決定会合では、それまで1.0%水準で厳格に抑制するとしていた10年物国債金利の上限について、1.0%を上限の「目途」と位置付ける柔軟化がなされた。
（出所）当室作成

「量的・質的金融緩和」の導入により、「量」の概念である長期国債の保有残高は大幅に増加してきたが、平成 28 年９月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」が導入され、主な政策ターゲットが「量」から「金利」に修正されて以降は、増加ペースは鈍化に転じていた。しかし、令和４年度に入ってからは、再び保有長期国債の増加ペースが高まっていた。これは、海外主要中央銀行が我が国を大きく上回る 10%程度の物価上昇に対応するための政策金利の引上げなどによって、日本の長期金利にも上昇圧力が生じたことから、日銀が長期金利を一定の水準に維持するために国債の購入頻度を増やしていたためである。

このように「量的・質的金融緩和」の導入以降、日銀の長期国債保有残高は増加傾向が続いている。「量的・質的金融緩和」の導入直前の平成 25 年３月に 100 兆円弱であった日銀の長期国債保有残高は、令和５年９月末には 500 兆円台後半まで増加し、発行済長期国債残高に占める保有割合も 10%強から 50%を超える水準へと大きく上昇している。

日銀の保有国債増加額の推移

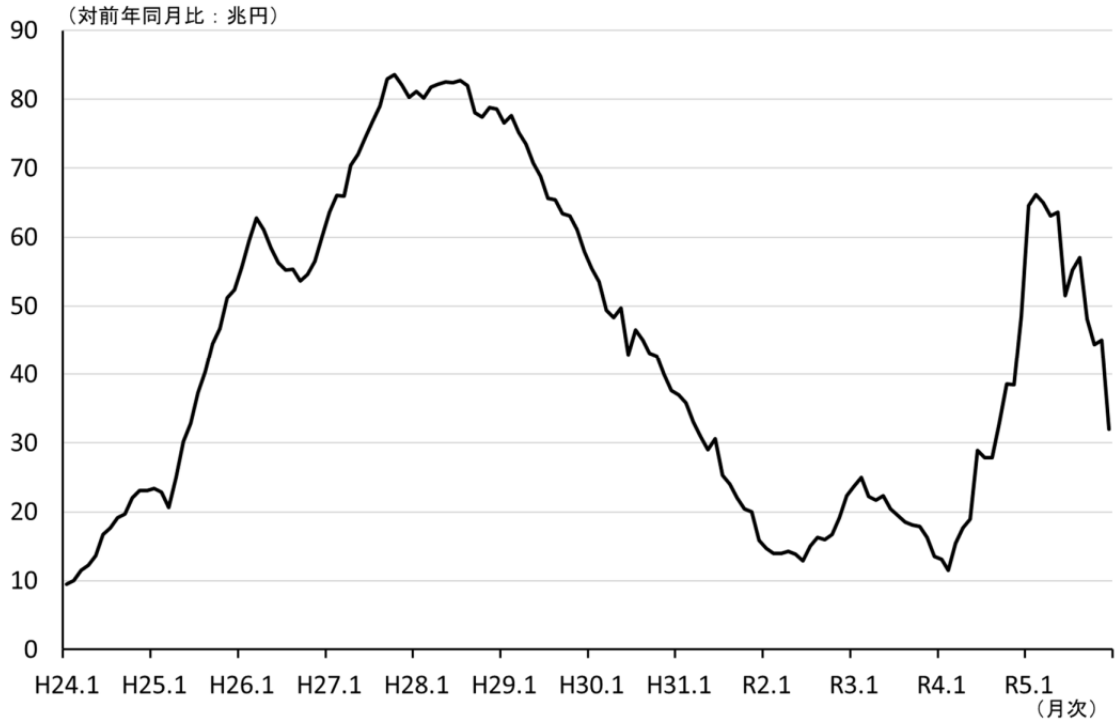

（出所）日銀統計を基に作成

なお、令和５年４月、再任により 10 年以上在任した黒田総裁が退任し、新総裁に経済学者の植田和男氏が就任した。同月に行われた就任後初の金融政策決定会合では、それまでの金融緩和の枠組みを基本的に維持することが決定された。このほか新たな取組として、1990 年代後半以降の約 25 年間の金融政策運営について、１年から１年半程度の時間をかけて、多角的にレビューを行うことが表明された。令和５年 12 月には、学者・専門家などを招いて「非伝統的金融政策の効果と副作用」をテーマ[16]としたワークショップが実施されている。

イ　物価の動向と見通し

(ｱ)「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

平成 25 年１月の２％の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率及び日銀による同目標達成時期の見通しは、下図のように推移している。

平成 25 年４月の「量的・質的金融緩和」導入当初、日銀は、２％の「物価安定の目標」の達成時期について、黒田前総裁の２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現との発言と整合的な 2015（平成 27）年度を中心とする期間との見方を示していた。しかし、平成 27 年４月以降、立て続けに見通しを後退させ、さらに平成 30 年４月には、計数のみに過度な注目が集まることは適当ではないとして達成時期の文言は削除された。

[16] 具体的には、①金融政策が市場機能度に与えた影響、②低金利下における金融機関のリスクテイク行動、③中央銀行の財務と金融政策運営、④非伝統的金融政策の効果と副作用――などが議論された。

各種消費者物価指数上昇率及び目標達成時期の見通しの推移

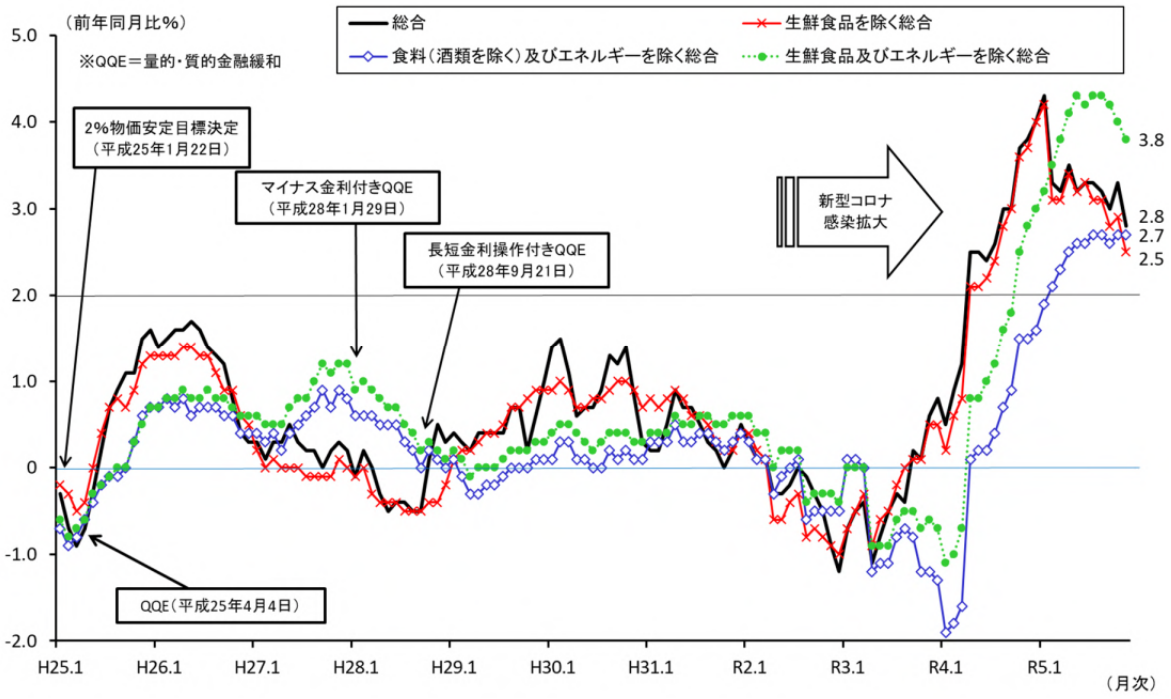

見通し公表時点		「物価安定の目標」の達成時期の見通し	見通し公表時点		「物価安定の目標」の達成時期の見通し
平成 25（2013）年	4 月	「2015 年度に」、「2015 年度を中心とする期間」(注)	平成 28（2016）年	4 月	「2017 年度中」
平成 27（2015）年	4 月	「2016 年度前半頃」		11 月	「2018 年度頃」
	10 月	「2016 年度後半頃」	平成 29（2017）年	7 月	「2019 年度頃」
平成 28（2016）年	1 月	「2017 年度前半頃」	平成 30（2018）年	4 月	達成時期の見通しについての記述を削除

（注）日銀は、「2015年度に」と「2015年度を中心とする期間」は同様であるとの認識。
（出所）総務省統計局「消費者物価指数（ＣＰＩ）」、「消費税調整済指数（参考値）」、日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

２％の「物価安定の目標」が達成できていない理由について、黒田前総裁は退任前最後の記者会見で、長きにわたるデフレの経験から、賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムが根強く残っていたことが影響していると述べている。

ただ物価上昇率は、令和３年後半以降、エネルギー価格の高騰や海外と我が国の金利差等を通じた円安による輸入物価の上昇などによって、４つの指数全てで上昇率が２％を超える状況が続いている。なお、エネルギー価格を含む２つの指数（「総合（――線）」「生鮮食品を除く総合（―×―線）」）の伸び率が直近で大きく鈍化しているのは、政府の負担軽減策の効果も含まれている。

残る２つの指数（「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合（―◇―線）」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合（…●…線）」）を比べると、食料（食品や外食）価格の上昇が顕著であることが分かる。これは、先述のエネルギー価格や輸入物価の上昇によるコスト増を消費者に価格転嫁する動きが広がっていることを受けたものである。このような動きは、

財ほどではないがサービス価格にもみられ、直近１年程度の数字だけをみると物価は基調的に上昇を続けているといえるが、足下では伸び率が横ばいになってきている。

このような物価上昇基調は、日銀のこれまでの見通しを上回っており、日銀の令和５年10月時点の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）では、2024年度にかけての消費者物価（除く生鮮食品）の前年比の見通しを上方修正し、輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響等により、２％を上回る水準で推移すると予想している。2025年度については、これらの影響が剥落して１％台に低下するものの、消費者物価の基調的な上昇率は、終盤にかけて物価安定の目標に向けて徐々に高まっていくとしている。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し(注)

（単位：%）	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
2023年10月時点	＋3.0 （実績値）	＋2.8	＋2.8	＋1.7
2022年10月時点	＋2.9	＋1.6	＋1.6	―

（注）消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（%）の政策委員見通しの中央値。
（出所）日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

日銀は、２％の物価安定目標が持続的・安定的に実現していく確度は高まっているとしつつも、企業の価格設定や賃金引上げの影響を含め、きわめて不確実性が高い状況にあることから、賃金と物価の好循環が強まっていくかを見極めていく必要があるとしている[17]。植田総裁は、企業の賃金・価格設定行動が変化してきている中で、粘り強く金融緩和政策を継続し、賃金が上昇しやすい環境を整えているところだとしている[18]。

(ｲ) 賃金の動向

黒田前総裁は物価安定目標の達成には、賃金上昇の必要がある旨を繰り返し述べていたが、令和５年４月の金融政策決定会合後の公表文には、それまで明記されていなかった「賃金の上昇を伴う形」での目標実現を目指す旨の文言が入った。異次元金融緩和開始以降の賃金と物価の伸び率の推移を確認すると、コロナ禍後、経済活動の活発化による人手不足等により企業の賃上げ行動の動きが見られ始めているものの、特に直近では賃金上昇が物価の上昇に追いついていない姿が続いていることがわかる（下図参照）。

今後は、物価上昇が落ち着きを取り戻しつつ企業の持続的な賃上げによって物価上昇を上回る賃金上昇が実現されることで、２％の物価安定目標が持続的・安定的に実現される状況へとなっていくのかどうかが重要となってくる。すなわち、黒田前総裁が２％の物価安定目標を達成できなかった理由として挙げた、家計や企業において賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムが変わっていくかどうかに注目が集まっている。

---

[17] 令和５年12月20日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

[18] 令和５年12月25日総裁講演「賃金と物価：過去・現在・そして将来」（日本経済団体連合会審議員会における講演）

賃金と物価の推移

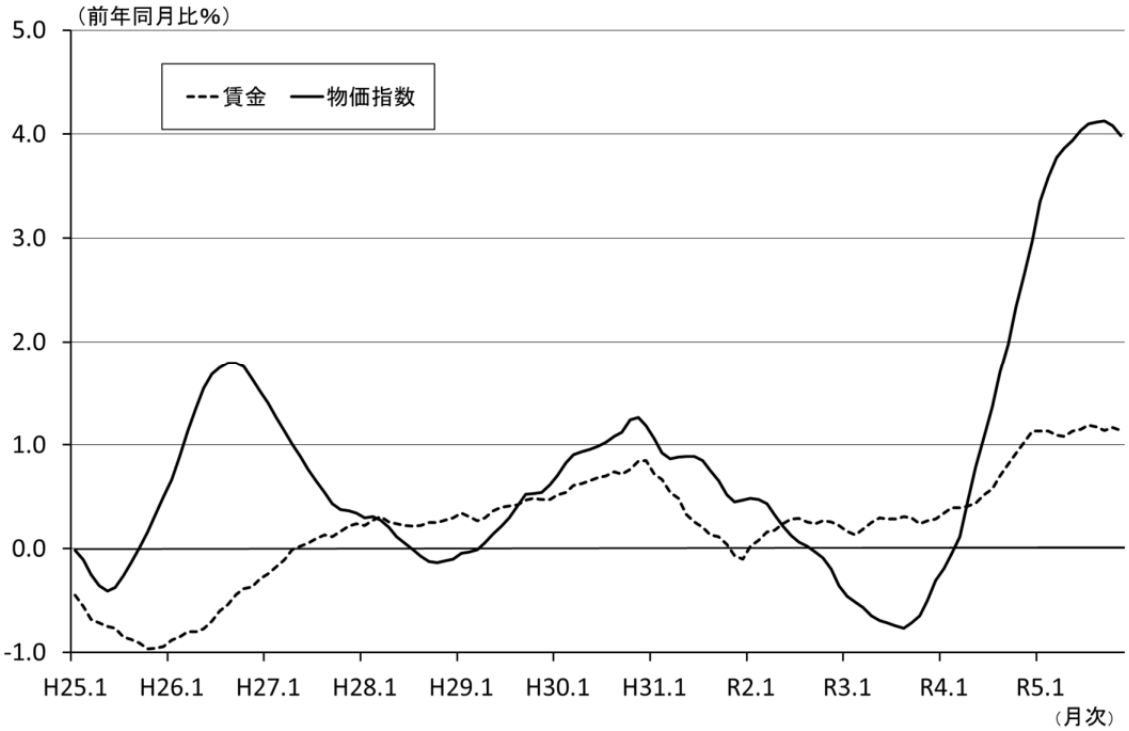

（注）賃金は事業所規模５人以上、全就業形態、全産業の（名目）所定内給与、消費者物価指数は、消費税調整済の帰属家賃を除く総合ベース。グラフに掲載している計数は月次計数を12月移動平均した値。
（出所）総務省「消費者物価指数」、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

(2) 金融行政に関する最近の取組と課題

ア　事業性に着目した融資の推進（新たな担保権の創設）

スタートアップや事業の成長・承継・再生等の局面にある事業者は、不動産等の有形資産担保や経営者保証[19]等がなければ融資による資金調達が難しいという課題が指摘されている。これに対応するため、金融審議会の「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」が令和５年２月 10 日に公表した報告では、下表のような、無形資産を含めその事業者が保有する事業全体の価値に対する担保（事業成長担保権）を可能とする制度の創設が提言された。

事業成長担保権に係る制度設計についての主な提言内容
✓ **事業成長担保権の担保目的財産には、会社の「総財産」のほか事業活動から生まれる将来キャッシュフローも含まれる制度であること** ✓ **事業成長担保権を設定し融資を受けた場合、与信者は当該事業者による粉飾等があった場合を除き経営者保証の行使を制限すること** ✓ **事業成長担保権の内容を理解していない事業者に対し、事業成長担保権が濫用的に取得・行使されることを防ぐため、事業成長担保権者については、免許審査や行為規制に服する信託会社に限定すること　等**

[19] 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させたり、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害したりする要因となっている等の課題が指摘されている。

事業成長担保権を活用した新たな融資実務の概要（イメージ）

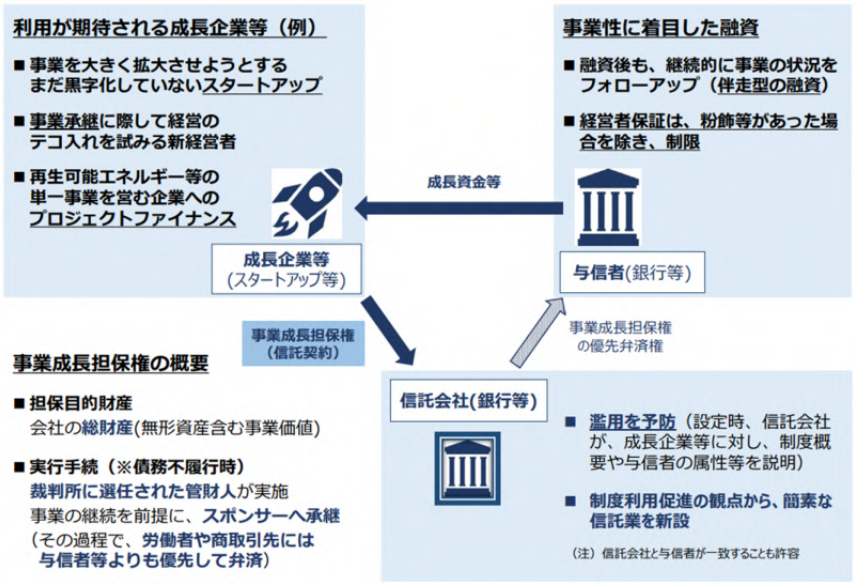

（出所）金融庁「2023 事務年度金融行政方針」（令和５年８月公表）より抜粋

金融庁は、上図のような融資スキームが可能となる制度設計の検討を進め、令和５年 12 月１日には、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」が閣議決定された。そこでは、以下の内容を含む事業性融資推進法案（仮称）を令和６年通常国会に提出することを目指し、金融庁において関係府省庁間の総合調整等を行うこととしている。

事業性融資推進法案（仮称）に含まれる内容
（１）金融機関等による事業性に着目した融資が推進されるよう政府の基本方針を定める。 （２）事業性に着目した融資の推進に関する司令塔機能を強化し、事業者及び金融機関等に対する施策の周知・浸透等、事業性に着目した融資の推進に総合的かつ集中的に取り組む。 （３）金融機関等が、事業性に着目した融資やそれに付随した経営支援をより実施しやすくなるよう、事業成長担保権（仮称）については、金融機関等の融資実務や体制整備の改善を推進するための措置（経営者保証の利用制限等）を組み入れ、事業性に着目した融資の推進に資する法制度として設計する。その際、制度が安定的に運用されるよう、当局の監督上の関与を確保する。 （４）事業性に着目した融資に関して高度な専門的知見を有し、融資実務や体制整備について金融機関等や事業者を支援する機関（認定事業性融資推進支援機関（仮称））の認定制度等を設計する。

（出所）閣議決定文書より抜粋。下線は当室による。

イ　資産運用立国の実現

家計への投資リターンを高めるなどの観点から、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和５年６月 16 日閣議決定）等において「資産運用立国」の実現に向けた資産運用業等の抜本的な改革が掲げられた。政府は、成長と分配の好循環を実現するため、これまで、「資産所得倍増プラン」（家計の安定的な資産形成の支援・販売会社等による顧客本位の業務運営の確保）、コーポレートガバナンス改革等（企業の持続的な成長や金融・資本市場の機能向上への取組）を実施している。現状の課題として、投資信託を設定し、顧客資金の運用指図を行う資産運用会社については、運用力向上、ガバナ

ンスや競争の不足が、年金等のアセットオーナーについては、受益者の最善の利益を確保するための委託先の厳選等といった運用力の高度化が、それぞれ指摘されており[20]、金融庁は、インベストメントチェーンの残るピースとして、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国に向けた取組を推進するとしている。

その後、金融審議会において、資産運用に関する金融面の課題を中心に議論され、「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」が令和５年 12 月 12 日に公表された（下図参照）。翌 13 日には、新しい資本主義実現会議の下で、政府全体の政策プランとして「資産運用立国実現プラン」[21]が策定されている。

金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

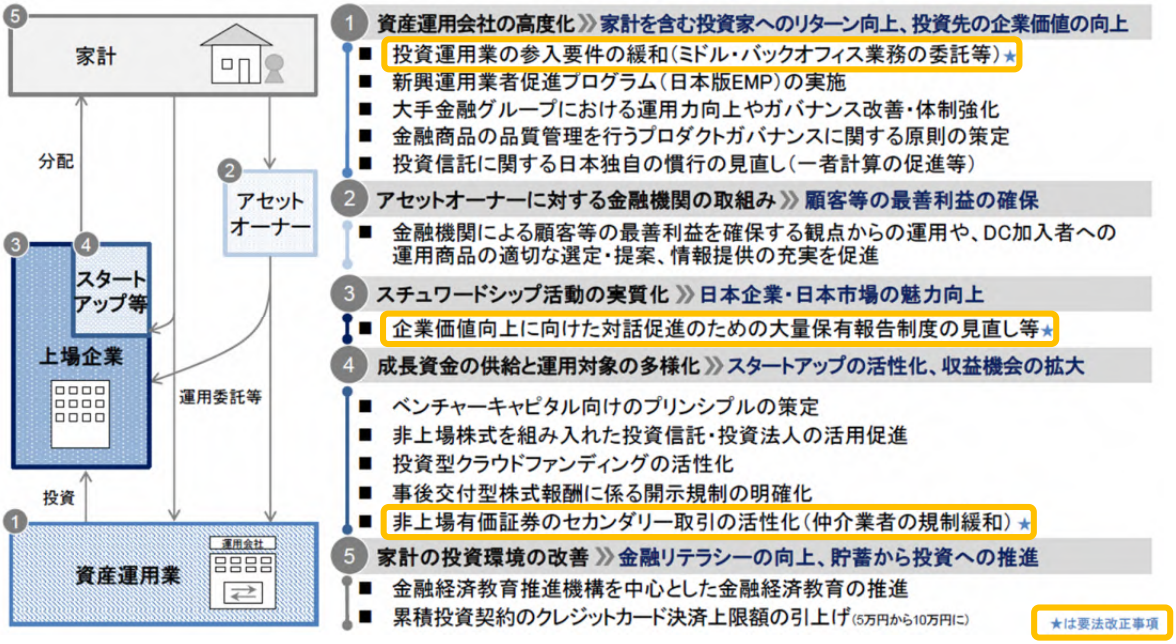

（出所）金融庁資料。当室にて要法改正事項に黄色枠を追加。

同報告書では、投資運用業について、ミドル・バックオフィス業務[22]を登録事業者に外部委託した場合に参入要件を緩和する制度の整備や、ファンド運営機能に特化するため運用指図権限の全部委託を可能とする規制緩和等の提言がなされた。また、非上場有価証券の

---

[20] 「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」（令和５年４月 21 日金融庁公表）には、①資産運用会社の「事務」と「運用」、販売会社の「商品提供」と「アドバイス」が一体運営され、同一の機能間の競争による高度化と効率化が遅れている、②家計・個人向けの情報開示の不足（情報の非対称性）や一部のアセットオーナーの専門性・人員不足等、③資産運用に対する家計・個人や企業の理解は必ずしも進んでいない――と整理されている。具体的には、①資産運用会社の信頼性向上、②運用の付加価値向上、③資産運用業界の効率性改善、④アセットオーナーの運用高度化、⑤企業型ＤＣ（企業型確定拠出年金）を活用した資産形成の促進――が課題として挙げられた。

[21] 同プランには、下図のほか、金融・資産運用特区の創設に向けた検討（令和６年夏目途でパッケージ策定予定）、アセットオーナーシップ改革として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通原則（アセットオーナー・プリンシプル）の策定などが盛り込まれた。

[22] 投資運用業務を行う上で必要となる機能には主に①ファンド等運営業務、②運用業務、③計理や法令遵守等に関する業務があるところ、ミドル・バックオフィス業務とはこのうちの③を指す。当該業務については、登録要件を満たすための体制整備の負担が重く、参入障壁となっているとの指摘がある。

セカンダリー取引（流通市場売買）の活性化に向け、プロ投資家を相手方とした一定の非上場有価証券売買の仲介業務について第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和すること等も提言された。

スチュワードシップ活動[23]の実質化のうち、株券等を大量に保有する者に一定の開示を求める大量保有報告制度の見直しについては、主に「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において議論され、実効的な対話促進のため、頻度・期限等が緩和された特例報告制度の適用に係る要件（重要提案行為）や共同保有者の範囲を明確化すること等を提言[24]した報告が、令和５年 12 月 25 日に公表された。また、同報告では、市場内取引等を通じた非友好的買収事例が増加していること等を踏まえ、企業支配権に重大な影響を及ぼすとして公開買付けによることが義務付けられている証券取引の範囲に、市場外取引だけでなく市場内取引（立会内）も含めるなどの見直し[25]等も提言されている。

これらを踏まえて、金融庁は、金融商品取引法等の改正案を今国会に提出する予定である。

内容についての問合せ先
財務金融調査室　相川首席調査員（内線 68480）

[23] 機関投資家等が、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）等を通じて企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任（スチュワードシップ責任）を果たすために行う活動をいう。

[24] ①パッシブ（株価指標連動型運用）投資家の対話促進のため、機関投資家が、企業支配権等に直接関係しない提案行為を、採否を発行会社に委ねる態様で行う場合には、重要提案行為に該当せず、特例報告制度を適用できること、②協働エンゲージメントの促進のため、複数の機関投資家が共同して株券等を保有し、協働してエンゲージメントを行うための合意をしている場合で、例えば、共同して重要提案行為等を行うことを当該合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をしている場合には、共同保有者の範囲から除外すること――を明確化することが提言された。

[25] 規制の対象となる買付け等後の株券等所有割合を、現行の３分の１超から、実態上、株主総会の特別決議を阻止可能な 30%超へ引き下げることも提言された。

文部科学委員会

文部科学調査室

所管事項の動向

１　教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

令和５年６月に閣議決定された新たな「教育振興基本計画[1]」（令和５～９年度）では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、今後の教育政策に関する５つの基本的な方針の下に、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されている。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
④教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 教育未来創造会議

教育未来創造会議[2]は、令和４年５月に、デジタル・グリーン等の成長分野への大学の学部等の再編促進に向けた支援[3]、給付型奨学金と授業料減免（高等教育の修学支援新制度）の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設（３(2)「奨学金等の学生に対する経済的支援」参照）等を内容とする「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」を取りまとめた。

令和５年４月には、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方について、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」を取りまとめた。第二次提言では、2033年までに日本人学生の海外留学者数50万人[4]、外国人留学生の受入数40万人[5]の実現等を目指すとしており、その実現に向けて、コロナ後の新たな留学生派遣・

---

[1] 教育振興基本計画は、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画である。

[2] 教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するため、高等教育を始めとする教育の在り方の方向性を明確にし、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的として、令和３年12月に設置されたもので、内閣総理大臣を議長とし関係閣僚及び有識者で構成されている。

[3] これを受け、同年 12 月に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」の改正が行われ、令和４年度第２次補正予算において、大学等の学部再編等支援のための基金（約 3,000 億円）が計上された。

[4] なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。
・高等教育段階での日本人留学生の長期留学者数 6.2 万人→15 万人
・高等教育段階での中短期の留学者数 11.3 万人→23 万人
・高校段階での留学者数（研修旅行（３か月未満））4.3 万人→11 万人、（留学（３か月以上））0.4 万人→１万人

[5] なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。
・高等教育機関及び日本語教育機関 31.2 万人→38 万人、高校 0.6 万人→２万人

受入れ方策、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進の取組を実施することとしている。また、９月には、第二次提言における具体的取組を着実に実行するため、政府が今後取り組む方策やスケジュールを示した工程表が公表されている。

２　初等中等教育

(1) 教員に関する諸課題

ア　教員不足

教員不足の状況

・令和３年度始業日時点 2,558 人（５月１日時点 2,065 人）
・令和４年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況
令和３年度に比べ、悪化 40、同程度 22、改善６
・令和５年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況
令和４年度に比べ、悪化 29、同程度 28、改善 11

（出所）文部科学省資料

近年、臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教員の数（配置数）が、各都道府県等の教育委員会において学校に配置されていることとしている教員の数（配当数）を満たしていない、いわゆる「教師不足」が生じている。

文部科学省が教育委員会に実施したアンケート調査においては、「教師不足」の発生要因として、①産休・育休取得者数や特別支援学級数の見込み以上の増加によって必要な臨時的任用教員数が見込みより増加したことや、②近年の大量退職に伴う採用者数の増加によって講師名簿登録者が正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが示されている。

このような状況を受け、文部科学省は、各教育委員会における教員不足に対応した様々な工夫を紹介するための通知を都道府県教育委員会等に対して発出したほか、全国各地の教員募集情報を一覧できるポータルサイトの開設や、令和５年度からは、年度の初期頃に産・育休を取得することが見込まれる教員の代替者を、都道府県教育委員会等が年度当初から任用する取組の支援等を行っている。

また、令和５年度補正予算では、「大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業」に５億円を、令和６年度予算案では、「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」に５億円をそれぞれ新規に計上している。

イ　教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、教員の処遇の改善等）

令和５年４月、文部科学省の「教員勤務実態調査（令和４年度）」の結果（速報値）が公表され、平成28年度実施の調査との比較において、教員の時間外勤務の状況が一定程度改善した一方で、依然として長時間勤務の教員が多い実態が明らかとなった。文部科学大臣は、同年５月、この調査結果等を踏まえ、更なる学校における働き方改革の在り方等について、中央教育審議会（以下「中教審」という。）に諮問[6]を行った。

---

[6] 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（諮問）」。

この諮問を受け、検討を行ってきた中教審の特別部会は、同年８月、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（緊急提言）を取りまとめ、文部科学大臣に提出した。

「緊急提言」の概要

教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

１．学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

２．学校における働き方改革の実効性の向上等

３．持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

（出所）文部科学省資料

今後、中教審においては、令和６年春頃を目途に最終的な取りまとめを行うことが予定されており、特別部会において、引き続き各諮問事項についての議論が行われている。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」（令和５年６月閣議決定）においては、「教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」とした上で、時間外手当の代わりに給料月額の４％を教職調整額として支給すること等を定めた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）について、「2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する」とされている。

(2) 小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進

令和３年３月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われ（同年４月１日施行）、公立小学校の学級編制の標準を、令和３年度から令和７年度までの５年をかけて、小学校第２学年から第６学年まで35人に段階的に引き下げることとされた。令和６年度予算案では、第５学年の学級編制の標準を35人に引き下げるための教職員定数の改善（3,171人）が計上されている。

なお、この改正法附則における検討規定に基づいて、35人学級等の効果検証に必要な実証研究が令和４年度から行われている[7]。

令和６年度計上分

学級編制の標準の段階的な引下げ

年度	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
小学校（40人（注）⇒35人）	小２	小３	小４	小５	小６

（注）小学校第１学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

また、学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、小学校高学年における教科担任制が推進されている。当初、令和４年度から７年度までの４年

[7] 骨太方針2023では、「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」とされた。

をかけて段階的に取組を進めることとされていたが、令和５年８月の中教審の「緊急提言」等[8]において、１年前倒しで実施することにより取組の強化を図る等とされたことを受け、文部科学省は令和６年度予算案において1,900人の定数改善を計上した。

(3) 部活動改革（部活動の地域移行）

学校の部活動をめぐる状況について、近年、特に深刻な少子化の進行に伴い、持続可能性の観点から厳しさを増していることが指摘されているほか、部活動指導が教員にとって大きな業務負担となっているとの課題も認識されている。

スポーツ庁及び文化庁は、運動部・文化部の部活動改革を推進する具体的な方策等について、令和４年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとし、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

なお、スポーツ庁及び文化庁は、令和５年度から、運営団体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施しており、これらの取組のため、令和５年度補正予算に15億円、令和６年度予算案に12億円が計上されている。

また、この実証事業の成果については、令和５年度から令和７年度の間に普及・検証等を進め、令和８年度以降に実施する支援方策の検討に資することとされている。

(4) いじめ、不登校

ア　いじめ

文部科学省の「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和４年度問題行動等調査）（令和５年10月公表）における小・中・高等学校等でのいじめの認知件数は681,948件（対前年度66,597件（10.8％）増）で過去最高となった。また、いじめの重大事態[9]の件数は923件（対前年度217件（30.7％）増）となった。

この結果を受け、文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であるとし、令和５年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、これに基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら不登校・いじめ対策等を早急に推進することとした。

同パッケージにおいては、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実や、１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進等とともに、重大事態の国への報告を通じ

---

[8] このほか骨太方針2023では、「2024年度から小学校高学年の教科担任制の教科や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進める」とされた。

[9] いじめの重大事態とは、いじめ防止法第28条第１項各号において、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

た実態把握・分析等を踏まえた、各地方公共団体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策の強化などが示された[10]。

イ　不登校

文部科学省の令和４年度問題行動等調査では小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人（対前年度54,108人（22.1％）増）となり、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が114,217人（対前年度25,286人（28.4％）増）と、いずれも過去最多となった。

文部科学省は、令和５年３月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン[11]）」を策定し、不登校対策を進めていたところであるが、上記調査結果を受け、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であるとし、同年10月、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定した。

同パッケージにおいては、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなＳＯＳの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、ＣＯＣＯＬＯプランの対策の前倒しとあわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化することなどが示された。

なお、文部科学省は、従来「不登校特例校[12]」と呼称されていた学びの場を、同年８月に「学びの多様化学校」に改称することを決定した。

(5) 教育の情報化の推進

学校におけるＩＣＴ環境整備については、文部科学省が平成29年に取りまとめた「平成30年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」に基づく「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画」の下で整備が進められ、その後のＧＩＧＡスクール構想[13]の実現に向けた取組によって大幅に整備が推進されてきた。中教審は、ＧＩＧＡスクール構想を踏まえた成果や課題等を検証し、令和７年度以降の新たな学校におけるＩＣＴ環境整備方針を策定するため、令和５年４月、初等中等教育分科会に特別委員会を設置し、検討を行っている。

令和５年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」においては、初等中等教育におけるデジタル人材育成システムの抜本的強化が、我が国の成長戦略に不可欠な重要施策であるとされた。これを受けて、文部科学省は、ＧＩＧＡスクール構想の

---

[10] 同パッケージを踏まえ、令和５年度補正予算においては、不登校対策と合わせて51億円が計上された。

[11] ＣＯＣＯＬＯプラン（Comfortable, Customized and Optimized Locations of Learning）とは、文部科学省が、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実などを推進することを目指し、①不登校児童生徒全ての学びの場の確保、②「チーム学校」での支援、③学校風土の見える化を目標として掲げた取組である。

[12] 不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。なお、当面は「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」と記載することとされている。

[13] ＧＩＧＡ（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想とは、義務教育段階の１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子供たち一人一人に個別最適な学びの実現を目指すもので、令和元年度補正予算及び令和２年度第１次補正予算で措置された。なお、ＧＩＧＡスクール構想で整備された１人１台端末については、早ければ令和６年度に更新時期を迎える地方公共団体がある。

第２期を念頭に、予備機を含む１人１台端末の計画的な更新を行うため、各都道府県に基金（５年間）を造成し、令和７年度までの更新分（約７割）に必要な経費として、2,643億円を令和５年度補正予算に計上した。

また、同経済対策において、教育ＤＸのフロンティアを切り拓くとされたことを受け、文部科学省は、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化のための「高等学校ＤＸ加速化推進事業（ＤＸハイスクール）」に必要な経費として、100億円を令和５年度補正予算に計上した。

(6) 学校給食の無償化

物価高騰やコロナ禍を背景として、地方公共団体において学校給食費の無償化の動きが相次いでいること等を踏まえ、政府が令和５年３月に公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、学校給食費の無償化に向けた課題整理等が盛り込まれた。

また、「こども未来戦略方針」（令和５年６月閣議決定）では、学校給食費の無償化の実現に向け、学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組実態等を速やかに調査し、１年以内にその結果を公表するとした上で、法制面等も含め課題整理を行い、具体的方策を検討するとされた。

これを受け、文部科学省は、学校給食の実施方法や学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組状況等について調査を実施している。

３　高等教育

(1) 大学改革

ア　これまでの動向

第４次産業革命、Society5.0と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくないという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中教審において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（グランドデザイン答申）が取りまとめられた。これまでに国立大学法人における一法人複数大学制度の導入、地域連携プラットフォームの構築に関するガイドラインの策定など、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められてきた。

そのほか、国立大学について、令和５年12月、管理運営の改善等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人（特定国立大学法人）についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設や、長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大等を定める国立大学法人法の改正が行われた（一部の規定を除き、令和６年10月施行）。

また、私立大学については、令和５年４月、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、学校法人の理事、監事、評議員、会計監査人の資格及び選解任の手続等の管理運営制度の見直し等を内容とする私立学校法の改正が行われた（一部の規定

を除き、令和７年４月施行)。

イ　急速な少子化が進行する中での高等教育の在り方

令和５年７月、文部科学省は、中教審大学分科会において、2040～50 年における国内の大学入学者数の推計を公表した。少子化により、2040 年の大学入学者数は約 51 万人、2050 年までの 10 年間は 50 万人前後で推移するとされ、大学入学定員の総数が令和４年度と同数を維持する場合、８割程度の定員充足率となるとしている。

以上のような急速な少子化やグランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化を背景に、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められているという問題意識から、令和５年９月、文部科学大臣は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を中教審に諮問した。主な検討事項は、以下のとおりである。

主な検討事項

①2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿
これからの時代を担う人材に必要とされる資質・能力の育成に向け、成長分野をけん引する人材の育成や大学院教育の改革等の重要性にも留意しながら、高等教育機関に関して今後更に取り組むべき具体的方策について検討

②今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方
今後の高等教育全体の適正な規模も視野に入れながら、地方の高等教育機関が果たす多面的な役割も考慮した上で、学部構成や教育課程の見直しなどの教育研究の充実や高等教育機関間の連携強化、再編・統合等の促進、情報公表の方策等、高等教育へのアクセス確保の在り方を検討

③国公私の設置者別等の役割分担の在り方
設置者別（国立大学・公立大学・私立大学）、機関別（短期大学、高等専門学校、専門職大学、専門学校）等の役割分担の在り方や果たすべき役割・機能、その実現方策を検討

④高等教育の改革を支える支援方策の在り方
教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費等の充実、民間からの投資を含めた多様な財源の確保の観点も含めた、今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等について検討

（出所）文部科学省資料をもとに当室作成

(2) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア　修学支援新制度

令和元年５月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和２年４月から実施されており、令和２年度は約27万人、令和３年度は約32万人、令和４年度は約34万人の学生等に対し支援が行われた。令和６年度予算案においては、修学支援新制度に係る費用として5,438億円（対前年度比127億円増）が計上された。

高等教育の修学支援新制度の概要

○　授業料等減免

・　授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。

・　非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の３分の２又は３分の１を減免

・　中間層の多子世帯（扶養される子供が３人以上）の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の４分の１を減免（令和６年度から開始予定）

・　中間層の理工農系の学生等に対しては、文系との差額分を減免（令和６年度から開始予定）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円

○　給付型奨学金

・　非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の３分の２又は３分の１を支給

・　中間層の多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する給付額の４分の１を支給（令和６年度から開始予定）

	国公立		私立	
（月額）	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200 円	66,700 円	38,300 円	75,800 円
高等専門学校	17,500 円	34,200 円	26,700 円	43,300 円

（出所）文部科学省資料をもとに当室作成

イ　奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の２種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和６年度予算案においては、第一種に係る事業費（後述する大学院修士段階の授業料後払い制度に係る事業費を含む。）として2,732億円（対前年度225億円減）が、第二種では5,820億円（同129億円減）が計上された。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

ウ　支援の充実

令和４年５月の教育未来創造会議（１(2)「教育未来創造会議」参照）第一次提言を受けて、令和５年４月、文部科学省は安心してこどもを産み育てられるための奨学金制度の改正を令和６年度より行うことを決定した。具体的には、①高等教育の修学支援新制度の多子世帯（扶養される子供が３人以上）及び理工農系の学生等の中間層への支援の拡大、②大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、③貸与型奨学金における減額返還制

度の年収要件等の柔軟化による拡充が実施される予定である。

さらに、「こども未来戦略」（令和５年 12 月閣議決定）において示された今後３年間で集中的に取り組む「加速化プラン」に基づき、令和７年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化するとしている。授業料後払い制度についても、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進めるとしている。

４　科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学技術・イノベーション基本計画[14]」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和５年度の科学技術関係予算の全府省総額は４兆7,882億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は43.0％に当たる２兆579億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③研究費、研究開発評価、④研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑤産学官連携、地域科学技術振興、スタートアップ支援、⑥科学技術・学術の国際活動、⑦分野別の研究開発等がある。

(2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、地震・防災、海洋など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

ア　宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画[15]」（令和５年６月閣議決定）に沿って行われている。令和５年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は4,268億円（当初予算対前年度比10％増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,527億円である。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）では、固体燃料ロケット「イプシロン[16]」及び新型基幹ロケット「Ｈ３ロケット[17]」等の輸送システムや人工衛星の開発・

---

[14] 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10 年先を見通した今後５年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和３年３月、令和３年度から令和７年度を対象期間とする「第６期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。

[15] 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等が定められている。

[16] 平成25年に初号機を打ち上げて以降、令和３年11月に打ち上げた５号機までは打上げに成功していた。しかし、令和４年10月に打ち上げた６号機は、目標姿勢がずれたために打上げに失敗した。ＪＡＸＡによる原因調査の結果報告では、第２段ガスジェットエンジンから推進薬が漏洩したことが直接の要因であるとの見解が示されている。

[17] 令和５年３月に試験機１号機が打ち上げられたが、第２段エンジンが着火せず、打上げは失敗した。ＪＡ

運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。令和５年11月には、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」が成立し、ＪＡＸＡの業務として、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行う業務が追加された[18]。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機「こうのとり[19]」の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ＩＳＳ）計画[20]」に参画するとともに、国際宇宙探査計画である「アルテミス計画[21]」への参画を表明している。

イ　原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年９月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）は、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年６月にＪＡＥＡが策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、おおむね30年間での廃止が予定されている[22]。

ウ　量子科学技術

政府が第５期科学技術基本計画において、量子技術を重要基盤技術として位置付けたことを受け、統合イノベーション戦略推進会議[23]は、令和２年１月に量子技術の研究開発戦略として「量子技術イノベーション戦略」を策定し、量子技術イノベーションを牽引すべく、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

ＸＡによる原因調査の結果報告では、失敗の原因を、第２段ロケットの推進系のコントロールを行う機器の下流で過剰な電流が発生したことと特定している。令和６年２月には２号機の打上げが予定されている。

[18] 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月閣議決定）において、民間事業者・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため、ＪＡＸＡに10年間の「宇宙戦略基金」を設置し、総額１兆円規模の支援を行うことを目指すこととされた。

[19] 令和２年の９回目の補給ミッションを完遂し運用を終了した。現在、後継機「ＨＴＶ－Ｘ」の運用に向けた準備が進められている。

[20] 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの５極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年までのＩＳＳの運用延長への参加を決定している。

[21] 火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。ＪＡＸＡでは、日本人宇宙飛行士が月面でも活躍することを想定し、令和５年２月、14 年ぶりに新たな宇宙飛行士候補者２名を選抜した。候補者は約２年間の訓練を経て、正式に宇宙飛行士として認定されることとなる。

[22] ４つの廃止措置段階のうち、第１段階（燃料体取出し期間）が令和４年10月に完了し、令和５年４月からは第２段階（解体準備期間）に入っている。

[23] 「統合イノベーション戦略」（平成30年６月閣議決定）に基づき内閣府に設置された、内閣官房長官を議長とする会議体であり、全ての国務大臣で構成されている。

文部科学省は、同戦略に基づき、基礎研究から技術実証まで一気通貫で取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、産学官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行っている[24]。また、「量子未来社会ビジョン[25]」（令和４年４月策定）及び「量子未来産業創出戦略[26]」（令和５年４月策定）を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等の取組を推進している。

エ　海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第４期海洋基本計画」（令和５年４月閣議決定）[27]等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

オ　地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っているほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所において陸海統合地震津波火山観測網（ＭＯＷＬＡＳ）等を活用した防災研究開発を行っている。また、令和２年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を踏まえ、学校施設等の老朽化対策などについて、財政支援などの必要な対策に取り組んでいる。

令和５年６月に成立した活動火山対策の更なる強化のための「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」を受け、令和６年４月１日の「火山調査研究推進本部[28]」設置に向けた準備が進められている。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②知の基盤、③資金改革のそれぞれの強化に取り組んでいる。

人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士後期課程に進学する学生が減

---

[24] 「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-ＬＥＡＰ）」として令和６年度予算案において45億円が計上されている。

[25] 量子技術による社会変革に向けた戦略のこと。

[26] 量子技術の実用化・産業化に向けた方針や実行計画を示した戦略のこと。

[27] 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね５年ごとに見直しが行われる。

[28] 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に関する施策の立案や調査観測計画の策定、関係機関の調査研究予算等の調整等を行う機関であり、令和６年４月から文部科学省に設置される。

少しているなどの状況を踏まえ、博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備（博士課程修了後のポストへの接続）を一体として実施する大学に対し支援を行っている。

知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（科研費）[29]等の改革や研究施設、データ等の共同利用及び共同研究体制を通じた多様な研究の展開等に取り組んでいる。

資金改革の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

(4) 我が国の大学の研究力の向上

ア　10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている[30]。この原因として、我が国の大学は、世界のトップ大学と比較して資金力が乏しく、研究基盤の整備や若手研究者への支援を拡充できていないことなどが挙げられている。

政府は、世界に比肩するレベルの研究を行う大学（世界と伍する研究大学）を実現するため、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした[31]。その後、大学ファンドの支援対象となる大学についての制度を構築することを内容とする「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が令和４年５月に成立した[32]。

文部科学省は、令和６年度からの支援開始に向け、支援対象となる大学（国際卓越研究大学）を公募し、令和５年８月、申請のあった10大学のうち初回の公募における認定候補として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して東北大学を選定した[33]。

また、同年12月、国立大学法人の国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の整備を可能にする「国立大学法人法の一部を改正する法律」が成立した。

---

[29] 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和６年度予算案において 2,377 億円が計上されている。

[30] 科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数(Top10％補正論文数・分数カウント法)において、日本は 2009-2011 年（平均）では６位だったが、2019-2021 年（平均）では 13 位となっている。

[31] 令和３年１月に成立した「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律」により、国立研究開発法人科学技術振興機構が大学ファンドの運用及び大学に対する助成を行うこととなった。ファンドの運用は令和４年３月から開始されており、その資金として、令和２年度第３次補正予算～令和４年度予算において、10兆円（一般会計出資金１兆1,111億円、財政融資資金８兆8,889億円）が措置された。

[32] 文部科学大臣が、大学の申請に基づく国際卓越研究大学（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学）の認定及び国際卓越研究大学が作成した研究等の体制強化計画の認可を行い、国立研究開発法人科学技術振興機構が、認可を受けた研究等の体制強化計画に対し大学ファンドから助成を行うこととなる。

[33] 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。

イ　地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学だけでなく、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和４年２月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定し、令和５年２月に改定を行った。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備するための支援を行っている[34]。

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、原子力事業者の無過失・無限責任や損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年３月の東京電力福島原子力発電所事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、平成23年８月に原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和４年12月、審査会は、同原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第５次追補を策定・公表した。

また、東京電力福島原子力発電所事故の経験等を踏まえ、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するためには、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要であることから、同原子力発電所事故における対応のうち、仮払資金の貸付制度の創設や和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例など、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じるための原賠法の改正が行われた（平成30年12月成立、令和２年１月全面施行）。

５　文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。

令和５年３月、第２期文化芸術推進基本計画が閣議決定された。第２期基本計画では、第１期基本計画の目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後５年間（令和５～９年度）において推進する施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

---

[34] 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」を実施している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転し、令和５年５月、職員の７割に当たる390人の体制で本格的稼働を開始した。

(2) 文化財

ア　文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

第２期文化芸術推進基本計画において、近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興が重点施策として掲げられた。これを受け、文化庁に設けられた「建築文化に関する検討会議」において、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方等について検討が行われ、令和５年５月、建築文化の振興に向け、法制面、税制面での専門的な検討を行うことなどを内容とする報告書が取りまとめられた。

イ　世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和３年７月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は25件（文化遺産20件、自然遺産５件）となった。

文化庁は、令和４年２月、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録を目指して推薦書をユネスコに提出した[35]。また、令和５年７月、関係自治体から推薦の希望のあった「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」についての文化審議会の意見を踏まえ、令和５年度は世界遺産の新規候補の選定を行わないこととした。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

令和５年５月には、利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の時限的な利用に関する新たな裁定制度の創設等を内容とする著作権法の改正が行われた（一部

[35] ユネスコ事務局から推薦書の一部に不十分な点があると指摘されたことを受け、令和５年１月に推薦書を再提出した。

を除き、公布日から３年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)。

ＡＩ技術の進展、特に生成ＡＩの技術の急速な進歩により、ＡＩ生成物と著作権等の関係について様々な議論が生じている。内閣府の「ＡＩ戦略会議」が令和５年５月に取りまとめた「ＡＩに関する暫定的な論点整理」や、「知的財産推進計画2023」（令和５年６月知的財産戦略本部決定）における、著作権侵害事案が大量に発生することにより紛争解決対応が困難になるおそれがあるなどのＡＩ生成物の著作権侵害リスクについての指摘を踏まえ、生成ＡＩと著作権との関係について、ＡＩ技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討することとしている。

これらを受け、文化審議会著作権分科会において、令和５年12月に「ＡＩと著作権に関する考え方について（素案)」が示されるなど、生成ＡＩと著作権に関する論点整理についての検討が進められている。

(4) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求

文化庁は、旧統一教会に対する７回にわたる報告徴収・質問権の行使や被害者等へのヒアリングを通じて情報収集し、詳細に検討した結果、旧統一教会の行為が法令に違反して著しく公共の福祉を害しており、宗教団体の目的を著しく逸脱していると判断して、令和５年10月、宗教法人審議会の意見聴取を経て、東京地方裁判所に対して解散命令を請求した。また、文化庁は、解散命令請求だけではなく、報告徴収・質問権の行使において旧統一教会から報告されなかった事項があったとして、令和５年９月、宗教法人審議会の意見聴取を経て、宗教法人法に基づく過料を科すよう東京地方裁判所に対して通知している。

なお、令和５年12月、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（議員立法）が成立した（一部を除き、令和５年12月施行)。

(5) スポーツ施策の推進

令和４年３月に策定された「第３期スポーツ基本計画[36]」（令和４～８年度）では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた重点施策とともに、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の３つの「新たな視点」[37]を支える施策を示した上で、今後５年間にスポーツ庁が総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示された。

---

[36] スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 23 年８月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣は「スポーツの推進に関する基本的な計画」（スポーツ基本計画）を策定することとされている。

[37] 第２期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする４つの中長期的な基本方針が掲げられていた。第３期基本計画ではこの４つの基本方針を踏襲した上で、加えて「新たな視点」が必要だとしている。

今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

①多様な主体におけるスポーツの機会創出	⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
②スポーツ界におけるＤＸの推進	⑧スポーツを通じた共生社会の実現
③国際競技力の向上	⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
④スポーツの国際交流・協力	⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
⑤スポーツによる健康増進	⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
⑥スポーツの成長産業化	⑫スポーツ・インテグリティの確保

内容についての問合せ先
文部科学調査室　奈良首席調査員（内線 68500）

厚生労働委員会

厚生労働調査室

所管事項の動向

１　社会保障

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットであり、①社会保険、②社会福祉、③公的扶助、④保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。具体的には、①社会保険は年金・医療・介護・労働、②社会福祉は障害者や母子家庭などへの公的支援、③公的扶助は生活保護、④保健医療・公衆衛生は健康のための予防や衛生である。

(1) 社会保障給付費等

令和５年度の社会保障給付費は134.3兆円（対ＧＤＰ比23.5%：予算ベース）となっている。今後、高齢化の進展等に伴って社会保障給付費は更に増加すると見込まれている。

社会保障給付費の推移

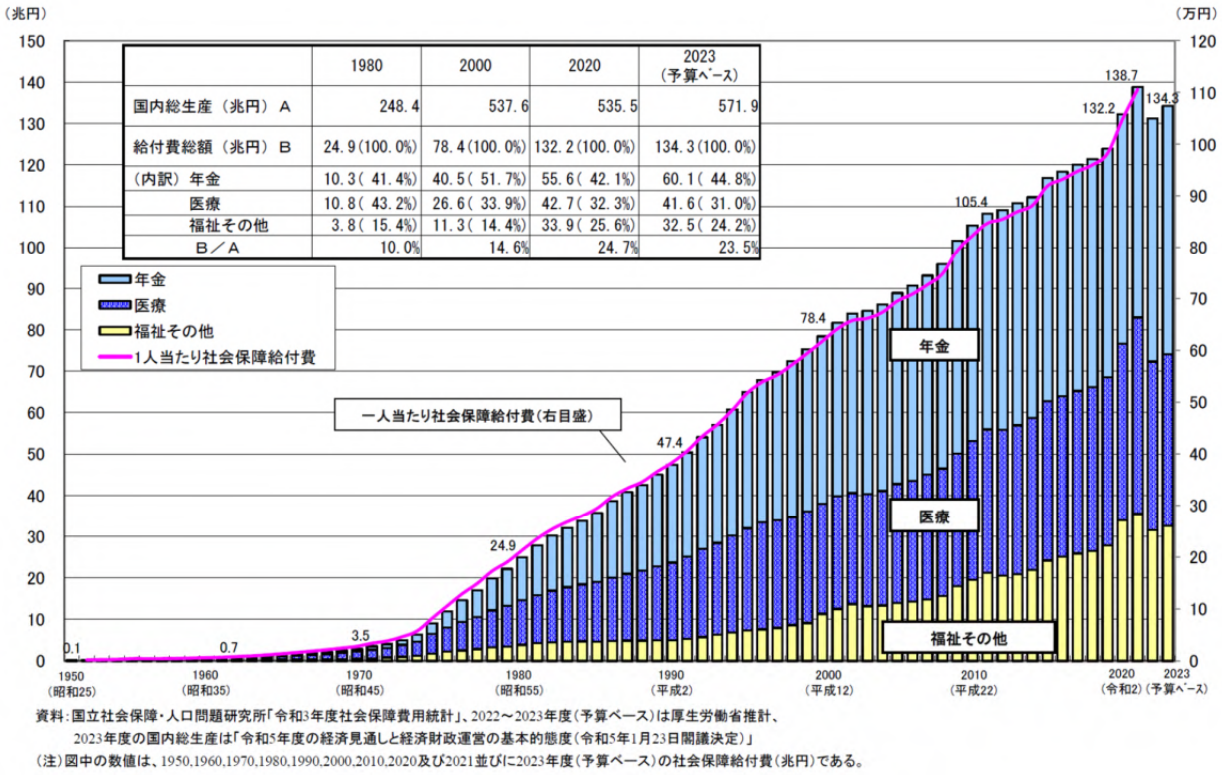

	1980	2000	2020	2023（予算ベース）
国内総生産（兆円）Ａ	248.4	537.6	535.5	571.9
給付費総額（兆円）Ｂ	24.9（100.0%）	78.4（100.0%）	132.2（100.0%）	134.3（100.0%）
（内訳）年金	10.3（41.4%）	40.5（51.7%）	55.6（42.1%）	60.1（44.8%）
医療	10.8（43.2%）	26.6（33.9%）	42.7（32.3%）	41.6（31.0%）
福祉その他	3.8（15.4%）	11.3（14.4%）	33.9（25.6%）	32.5（24.2%）
Ｂ／Ａ	10.0%	14.6%	24.7%	23.5%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」、2022～2023年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2023年度の国内総生産は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和5年1月23日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2021並びに2023年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

（出所）厚生労働省資料

社会保障給付費の財源の構成については、保険料（被保険者拠出及び事業主拠出）が77.5兆円、公費（国及び地方）が53.2兆円となっている（令和５年度予算ベース。このほかの財源として積立金の運用収入等がある。）。

他方で、令和６年度予算（政府案）における社会保障関係費は37兆7,193億円となってい

る。社会保障関係費の自然増[1]は5,200億円程度と見込まれていた中で、実質的な対前年度増加額は3,700億円程度（年金スライド分を除く）となっており、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）における2022年度から2024年度までの３年間、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるとの方針に沿ったものとなっている。なお、令和６年度厚生労働省予算案の一般会計総額は、33兆8,191億円であり、その99％が社会保障関係費（33兆5,046億円）となっている。

社会保障の給付と負担の現状（2023年度予算ベース）

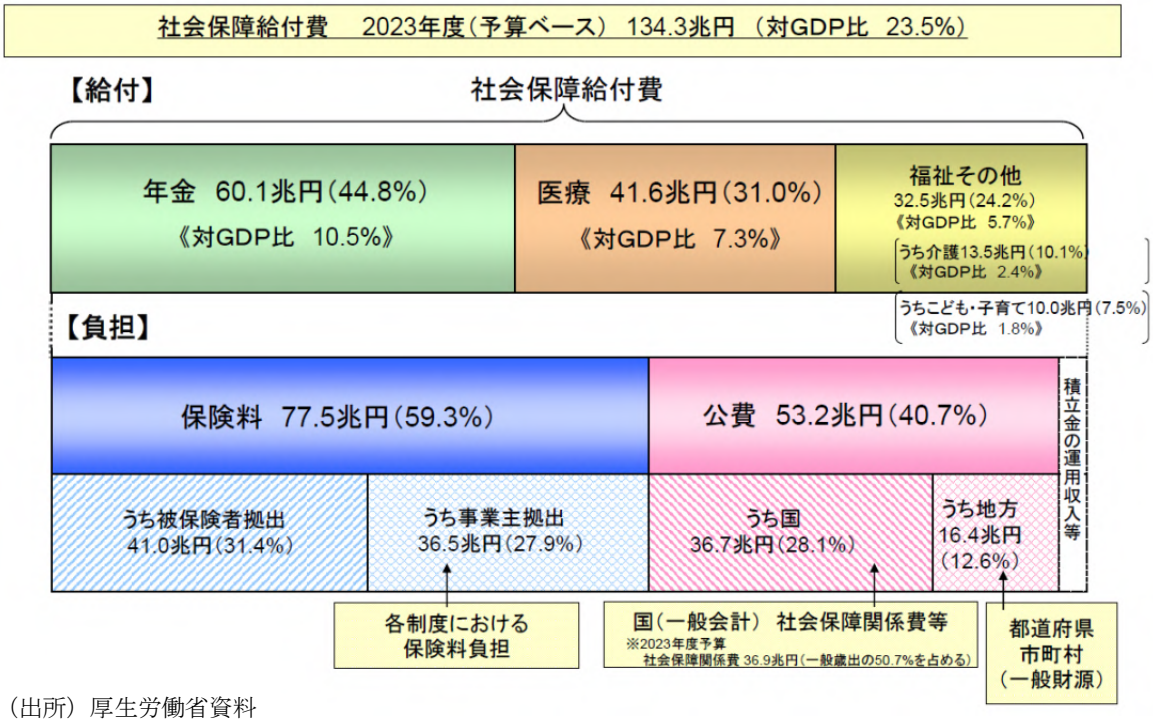

（出所）厚生労働省資料

(2) 全世代型社会保障の構築

本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとする我が国において、政府は、社会保障の持続性を確保し、「成長と分配の好循環」を実現するため、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築に向け、令和４年12月16日に取りまとめられた「全世代型社会保障構築会議」報告書の内容に基づく取組を進めている。

また、政府は、令和５年６月13日、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を「こども未来戦略方針」として閣議決定し、同年12月22日には「こども未来戦略」を閣議決定した。具体的政策として示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える財源は、徹底した歳出改革等によって確保することを原則として、実質的な負担が生じないこととされた。この歳出改革について、同日閣議決

[1] 社会保障関係費の自然増には、「高齢化による増加分」と「その他要因による増加分（医療の高度化による増加分や物価変動分等）」がある。

定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」では、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度等の改革」、「「地域共生社会」の実現」について、それぞれ、①2024年度に実施する取組、②同プランの実施が完了する2028年度までに検討する取組、③2040年頃を見据えた中長期的な取組の３つの時間軸に分けて具体的な改革の工程が示された。

なお、同プランに掲げられたいわゆる「年収の壁[2]」への対応について、政府は、令和５年９月27日に「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定し、当面の対応として、短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対する助成金の支給等の措置を講じるとともに、更なる制度の見直しに向け、被用者保険の適用拡大等についての検討を進めている。

２　医療・健康施策

(1) 医療保険制度

我が国の医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの制度に加入する「国民皆保険」体制になっている。具体的には、75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度、75歳未満の被用者を対象とする健康保険（健保組合と協会けんぽ）と各種共済組合、75歳未満の地域住民等を対象とする国民健康保険（市町村[3]と組合）がある。加入者は、保険料を納付し、医療機関の窓口でのマイナンバーカードによる被保険者資格確認や健康保険証の提示等により、一定割合の自己負担[4]で医療を受けることができる。自己負担部分以外の費用については、保険者から支払われる。

令和４年度の国民医療費は46.8兆円（実績見込み）であり、そのうち後期高齢者医療費は18.0兆円（国民医療費の38.4％）となっている。

医療保険制度に関しては、人口減少や少子高齢化が進行し、支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速する中、制度の持続可能性を確保することが重要な課題となっている。このため、令和５年の第211回国会（常会）においては、後期高齢者負担率の設定方法の見直し、前期高齢者の医療給付費に係る保険者間の調整の仕組みの見直し、後期高齢者医療制度が出産育児一時金[5]に係る費用の一部を支援する仕組みの創設、都道府県医療費適正化計画の記載事項の充実等の措置を講ずる健康保険法等の改正が行われた。

また、同国会においては、健康保険証を廃止しマイナンバーカードによる被保険者資格

---

[2] 被用者保険の適用事務所に勤務する者で、雇用契約時に所定内賃金が月8.8万円以上となると、被用者保険が適用され保険料負担が生じる「106万円の壁」、被扶養者の年間収入の見込額が130万円以上となった場合、配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険又は被用者保険の保険料の負担が生じる「130万円の壁」等があり、就労している被扶養者が手取り収入の減少を理由として就業調整を行う誘因となっていることが指摘されている。

[3] 市町村が行う国民健康保険については、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担っている。

[4] 70歳未満の者は３割（６歳（義務教育就学前）未満の者は２割）、70歳以上75歳未満の者は２割（現役並み所得者は３割）、75歳以上の後期高齢者は１割（現役並み所得者は３割、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上）の者は２割）

[5] 出産育児一時金は、令和５年４月より42万円から50万円に引き上げられた。（政令事項）

確認に原則一本化するマイナンバー法[6]等の改正も行われた。他方で、オンラインによる被保険者資格の確認に用いる資格情報の誤登録事案等が相次いだことを受け、マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検が行われた。政府は、同年12月12日、総点検の結果を公表し、同日、令和６年12月２日をもって現行の健康保険証を廃止する政令を閣議決定した。

(2) 診療報酬等の改定

診療報酬は原則２年ごとに改定される。令和６年度の本体部分の改定率は＋0.88%（①看護職員等の医療関係職種についてベースアップを実施していくための特例的な対応、②入院時の食費基準額の引上げの対応、③生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化を除く改定分は＋0.46%）となっている。また、薬価は△0.97%、材料価格は△0.02%の改定となっており、診療報酬・薬価等全体ではマイナス改定となる。

(3) 医療提供体制

高齢化の進展等により、医療・介護サービスの需要の増大・多様化が見込まれている中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療をより効果的・効率的に提供していくことが求められている。また、住み慣れた地域の中での医療と介護サービスの一体的な提供の確保や、地域間・診療科間での医師等の偏在の解消、病院勤務医の厳しい勤務環境の改善等も課題となっている。

質の高い医療を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来の在るべき姿を定める地域医療構想が全都道府県で策定され、病床機能の分化・連携に向けた取組が進められてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、局所的な病床・人材不足の発生など地域医療をめぐる様々な課題が浮き彫りとなった。こうした状況を受け、厚生労働省は、令和４年３月に各都道府県に対し、第８次医療計画（令和６年度から令和11年度）の策定作業と併せて、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めた。令和５年12月の「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」においても、地域医療構想については、令和７年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進めることとされている。また、令和８年度以降の地域医療構想の取組については、中長期的課題を整理して検討を行うとともに、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等について検討を行うこととされている。

医師の偏在に関しては、都道府県が策定した医師確保計画を通じた対策等が進められている。また、医師の働き方改革に関しては、本年４月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成等の取組が進められている。

---

[6] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

このほか、令和５年の第211回国会（常会）において、かかりつけ医機能について、情報提供強化及び地域での協議の仕組み構築等の措置を講ずる医療法の改正が行われた。

(4) 新型コロナウイルス感染症及び新たな感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日から感染症法[7]上の５類感染症とされた。厚生労働省は同年10月以降の対応として、通常の医療提供体制へ段階的に移行するとの基本的考え方を示すとともに、治療薬や入院医療費の自己負担に係る公費支援について見直しを行った。

また、令和５年10月４日、政府の新型インフルエンザ等対策推進会議は、次の感染症発生時における初動対処の具体の対応、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直し等について議論を行った。今後、同会議は、本年６月頃の同政府行動計画の改訂案取りまとめに向け議論を深めていくこととしている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、現在「特例臨時接種」に位置付けられている予防接種法上の位置付けを令和６年度以降「定期接種」に変更することとしている。これにより、令和６年度以降に行う定期接種の対象者は、季節性インフルエンザと同様、65歳以上の者及び60歳から64歳の一定の障害を有する者となり、費用は原則として有料となる。

(5) 再生医療及び臨床研究に関する法規定の見直し

人又は動物の細胞に一定の加工を施した細胞加工物を用いる再生医療等の安全性の確保に関する手続や細胞培養加工の外部委託のルール等を定めた「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成26年施行）には、施行後５年以内の検討規定が設けられている。また、医薬品等の開発に必要な臨床研究の実施に関する手続等を定めた「臨床研究法」（平成30年施行）にも、同様の検討規定が設けられている。

これらの規定を踏まえ、厚生労働省の関係部会においてそれぞれ検討が行われ、令和４年６月、それぞれの法律の見直しに向けた報告書が取りまとめられた。これを受け、政府は、先端的な医療技術の研究及び安全な提供の基盤を整備し、その更なる推進を図るため、①再生医療等の安全性の確保等に関する法律の対象拡大及び再生医療等の提供基盤の整備、②臨床研究法の特定臨床研究等の範囲の見直し等を内容とする両法律を改正する法律案を本通常国会に提出する予定である。

３　介護保険制度

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして、平成12年４月に創設された。介護保険の保険者は市町村であり、被保険者は、①65歳以上の者（第１号被保険者）、②40歳から64歳までの医療保険加入者（第２号被保険者）となっている。介護保険給付は、要介護・要支援状態と認定された場合に行われ（第２号被保険者は加齢に伴う特定

[7] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

の疾病が原因の場合に限り認定)、給付に必要な費用は、１割の利用者負担（一定以上の所得を有する第１号被保険者は２割又は３割負担）を除いて、公費50％と保険料50％で賄われている。

平成12年４月の制度創設以来、制度の定着やサービス利用者数の増加に伴い、介護費用が増大している。また、それに伴い、第１号被保険者が負担する保険料も増加しており、給付と負担の見直し等による制度の持続可能性確保のほか、介護人材の確保や介護現場の生産性向上の推進が課題となっている。

令和６年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善を着実に行うため、全体で＋1.59％の改定率となった。

また、給付と負担の見直しの検討を行っていた政府は、令和６年度から高所得者の第１号保険料の標準乗率引上げ等により、低所得者の保険料上昇を抑制することとしているほか、一部の介護医療院等における多床室の入所者について、令和７年８月から室料の負担を求めることとしている。利用者負担が２割となる一定以上所得の範囲の見直しについては引き続き検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和９年度）までに結論を得ることとしている。

４　年金制度

(1) 公的年金制度の概要

我が国の公的年金は、「国民皆年金」という特徴を持っており、国内に居住する20歳から60歳までの全ての人が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる２階建ての構造となっている。

年金制度の体系

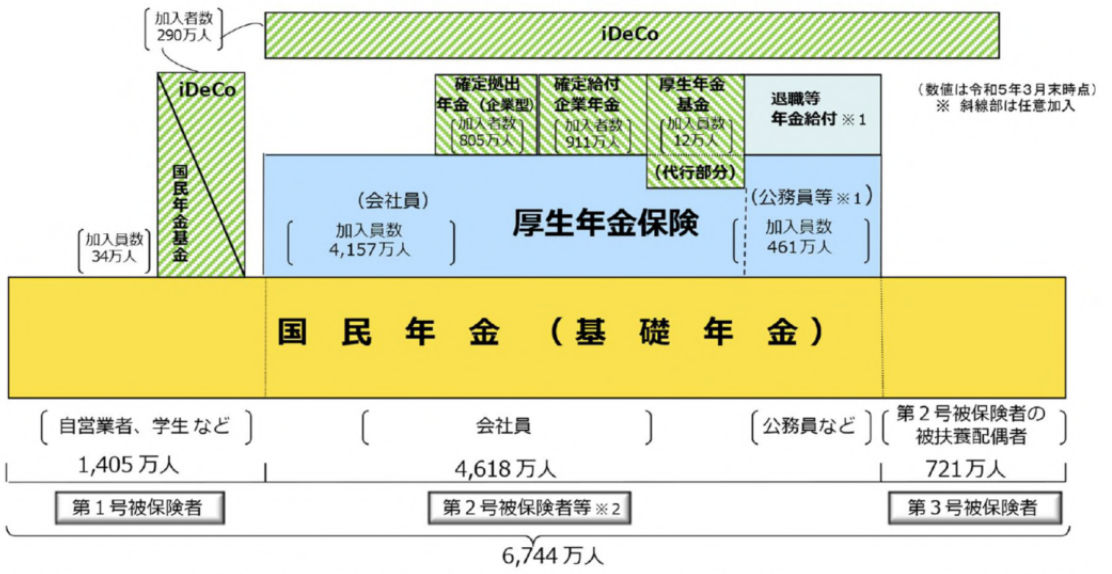

※１　被用者年金制度の一元化に伴い 平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され 新たに退職等年金給付が創設。
ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については 平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
※２　第２号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第２号被保険者のほか、65歳以上で老齢 または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む 。

（出所）厚生労働省資料を基に作成

老後には、受給資格を満たした全ての人が老齢基礎年金（月額68,000円：40年保険料納付 令和６年度の新規裁定者（67歳以下）の額）を、厚生年金に加入している人は基礎年金に加えて、在職中の報酬に比例した老齢厚生年金を受給することができる。

公的年金の財政方式は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（賦課方式）を基本としつつ、一定の積立金を保有し、その運用収入も活用している。また、基礎年金においては、給付費の２分の１が国庫負担となっている。

(2) 年金制度改革の動向

上記のような財政方式では、少子高齢化が進行すると年金財政の給付と負担の均衡を保つことが困難となる。このため、平成16年の制度改正により、保険料の上限を固定した上での保険料の引上げと財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。また、少なくとも５年ごとに財政検証を行い、財政の現況及び見通し、マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しを作成しなければならないこととされた。

令和２年の第201回国会（常会）においては、①被用者保険の適用拡大（企業規模要件の段階的引下げ等）、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時期の選択肢の拡大（60歳から70歳までを60歳から75歳までに拡大）等を内容とする国民年金法、厚生年金保険法等の改正[8]が行われた。しかし、マクロ経済スライドの調整期間が厚生年金と比べて長期化する基礎年金については、将来の給付水準の低下が大きくなると見込まれており、低下抑制の方策は今後の大きな課題となっている。

また、令和４年12月の全世代型社会保障構築会議の報告書において、次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目として、短時間労働者への被用者保険の適用拡大（企業規模要件の撤廃など）、常時５人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等が挙げられている。令和５年12月の「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」においても、2024年度末の結論に向けて引き続き検討することとしている。

現在、社会保障審議会年金部会等において、次期年金制度改正に向けた議論が進められており、本年夏に予定される財政検証の結果を踏まえながら、本年末を目途に結論を得ることとされている。

なお、令和５年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第１号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設し、2026年度に施行することとされた。政府が本通常国会に提出する予定の子ども・子育て支援法等の改正案の中に、国民年金法の改正案が盛り込まれる予定である。

(3) 年金積立金の運用

年金積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）における令和５年

[8] ①の適用対象とすべき事業所の企業規模要件は、令和４年10月に従業員数500人超から100人超へ引き下げられた。また、本年10月には50人超へ引き下げられる。②及び③は令和４年４月から施行されている。

度第２四半期の収益額は△6,832億円で、同期末現在の資産額は219兆3,177億円となった（市場運用を開始した平成13年度以降の累積収益額は126兆6,826億円）。

５　生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものを全て活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対して現金（医療扶助、介護扶助は現物）を給付し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものである。令和６年度の保護費は、約3.7兆円（全額公費（国3/4、地方1/4））が見込まれている。

生活保護受給者数は、平成７年度を底に増加に転じ、平成26年度まで増加を続けたが、以降減少に転じ、令和５年10月には約202万人となっている。世帯類型別の生活保護受給世帯数の動向を見ると、「高齢者世帯」は社会全体の高齢化の進行と単身高齢世帯の増加を背景に、近年では生活保護受給世帯の半数以上を占めているほか、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」（「高齢者世帯」、「母子世帯」及び「障害者・傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯）は、令和２年６月以降対前年同月伸び率で増加が続いている。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う生活困窮者自立支援制度が実施されている。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論が行われ、令和５年12月27日、最終報告書が公表された。政府は、これを踏まえ、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを内容とする生活困窮者自立支援法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。

このほか、令和５年10月から生活扶助基準の見直しが実施されている。当該見直しについては、令和４年12月の検証結果を適切に反映することを基本とした上で、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和５～６年度については、臨時的・特例的な対応として、本来減額となる世帯を含め従前の基準額を保障することとされた[9]。

６　障害者施策

我が国の障害者数（身体障害、知的障害、精神障害の各区分における概数）は、身体障害者（身体障害児を含む。）436.0万人、知的障害者（知的障害児を含む。）109.4万人、精神障害者614.8万人となっている。これらの障害者及び障害児については、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法[10]に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援が総合的に行われている。令和５年９月時点での障害福祉サービスの利用者数は約102.5万人となっている。

---

[9] 例えば、都市部の75歳以上の高齢単身世帯の生活扶助基準額は、検証結果を反映すると従前の月7.2万円が5.9%減額され月6.8万円となるが、臨時的・特例的対応として従前の月7.2万円に据え置かれる。

[10] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

また、障害者雇用促進法[11]に基づき、事業主に一定割合以上の障害者を雇用することを義務付け、これを満たさない事業主からは納付金を徴収し、障害者を多く雇用している事業主に調整金等を支給すること等により、障害者雇用を促進するための措置が講じられている。民間企業における障害者の実雇用率は上昇傾向にあり、令和５年６月時点で2.33％となって、法定雇用率（2.3％[12]）を上回った。

障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、令和４年の第210回国会（臨時会）では、地域における相談支援体制の拡充、就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援の創設及び障害者雇用の質の向上の推進、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進等を内容とする障害者総合支援法、障害者雇用促進法等の改正が行われ、一部を除いて本年４月１日から施行される予定となっている。

なお、令和５年４月のこども家庭庁創設に伴い、障害児支援施策は厚生労働省からこども家庭庁に移管され、子育て支援施策の中で一元的に推進することとされた。

このほか、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定は、全体で＋1.12％の改定率となった。

７　労働政策

(1) 近年の雇用情勢

令和２年１月の有効求人倍率は1.49倍、完全失業率は2.4％であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により悪化し、有効求人倍率は同年８月に1.04倍、完全失業率は同年10月に3.1％となった。その後は緩やかに持ち直して、令和５年11月はそれぞれ1.28倍、2.5％となっている。

(2) 賃金

我が国の賃金は、1990年代の後半以降、低迷が続いている。令和５年の春闘（春季労使交渉）における賃上げ率は、約30年ぶりの高い伸びとなったが、物価上昇が続く中、実質賃金は前年比でマイナスとなっており、物価上昇に見合う持続的な賃上げの実現が重要な課題となっている。

岸田内閣総理大臣は、本年１月４日の年頭記者会見において、医療・福祉分野の公的賃上げの新たな仕組みを動かしていくこと、中小企業の賃上げについて赤字企業を含めた賃上げ税制の拡充や公正取引委員会の労務費転嫁の新しい指針により後押しすることを表明した。

(3) 三位一体の労働市場改革等

政府は、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていくため、「経済財政運営と改革の基

[11] 障害者の雇用の促進等に関する法律

[12] 国、地方公共団体等は2.6％、都道府県等の教育委員会は2.5％。なお、法定雇用率は本年４月及び令和８年７月にそれぞれ0.2ポイントずつ引き上げられる。

本方針2023」（令和５年６月16日閣議決定）（以下「骨太方針2023」という。）等において、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行うとしている。また、これと併せて、多様な人材がその能力を最大限活かして働くことができるよう、多様な働き方を推進することとしている。

(4) 雇用保険制度

雇用保険制度は、労使が負担する保険料と国庫負担を財源として、失業等給付及び育児休業給付を行うとともに、雇用安定事業及び能力開発事業を行うものである。

骨太方針2023等において、三位一体の労働市場改革及び多様な働き方の推進に向けた検討事項が盛り込まれ、また、「こども未来戦略方針」には、共働き・共育ての推進に向けた検討事項が盛り込まれた。

これらを受け、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論が行われ、本年１月10日、報告書が取りまとめられた。政府は、これを踏まえ、①週所定労働時間20時間未満の労働者への適用拡大、②自己都合離職者の給付制限の見直し、③教育訓練中の生活を支えるための給付の創設等を内容とする雇用保険法等の改正案を本通常国会に提出する予定である。なお、同報告書に掲げられた育児休業給付の給付率の引上げ、育児のために時短勤務をしている場合の給付の創設等については、子ども・子育て支援法等の改正案の中に盛り込まれる予定である。

雇用保険制度の概要（体系）

（出所）厚生労働省資料

(5) 仕事と育児・介護の両立支援

子の養育や家族の介護をしながら働き続けることができる環境を整備するため、育児・介護休業法[13]において、育児休業、介護休業、短時間勤務制度等が規定されている。また、事業主行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、平成27年３月までの時限立法として、次世代育成支援対策推進法が制定され、令和７年３月まで延長されている。

平成28年及び平成29年に改正された育児・介護休業法の施行後５年の見直し規定等を踏まえ、厚生労働省の研究会において、仕事と育児・介護の両立支援制度の在り方について検討が行われ、令和５年６月19日に報告書が取りまとめられた。また、「こども未来戦略方針」には、共働き・共育ての推進に向けた検討事項が盛り込まれた。

これらを受けた労働政策審議会雇用環境・均等分科会における議論を経て、同年12月26日、同審議会から建議が行われた。政府は、これを踏まえ、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大、③次世代育成支援対策の推進・強化、④介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容とする育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正案を本通常国会に提出する予定である。

内容についての問合せ先
厚生労働調査室　須澤首席調査員（内線68520）

[13] 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

農林水産委員会

農林水産調査室

所管事項の動向

令和６年能登半島地震は、農林水産関係においても、漁船の転覆・座礁、畜産・農業用施設の断水・損壊、食料品工場や市場の損壊等様々な被害が確認されており、地盤の隆起により同じ場所での機能回復が困難とみられる漁港も発生している。一方で、道路の通行にも支障がある中、食品事業者から被災者への飲食物の提供といった動きもみられる。農林水産省は災害対策本部を立ち上げ、地方公共団体や地方農政局等とも協力して、職員派遣も行いながら、被害の状況把握・復旧や被災者への対応等を行っている。

１　食料・農業・農村基本法の見直し

(1) 食料・農業・農村基本法の見直し

ア　食料・農業・農村政策審議会への諮問と同審議会の答申

我が国農政の基本方向を示す「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）が平成 11（1999）年に制定されてから 20 年以上が経過した。令和４（2022）年９月、農林水産大臣は基本法の検証・見直しについて食料・農業・農村審議会に諮問した。同審議会は、令和５（2023）年９月、最終取りまとめを答申した。

食料・農業・農村政策審議会 答申（概要）

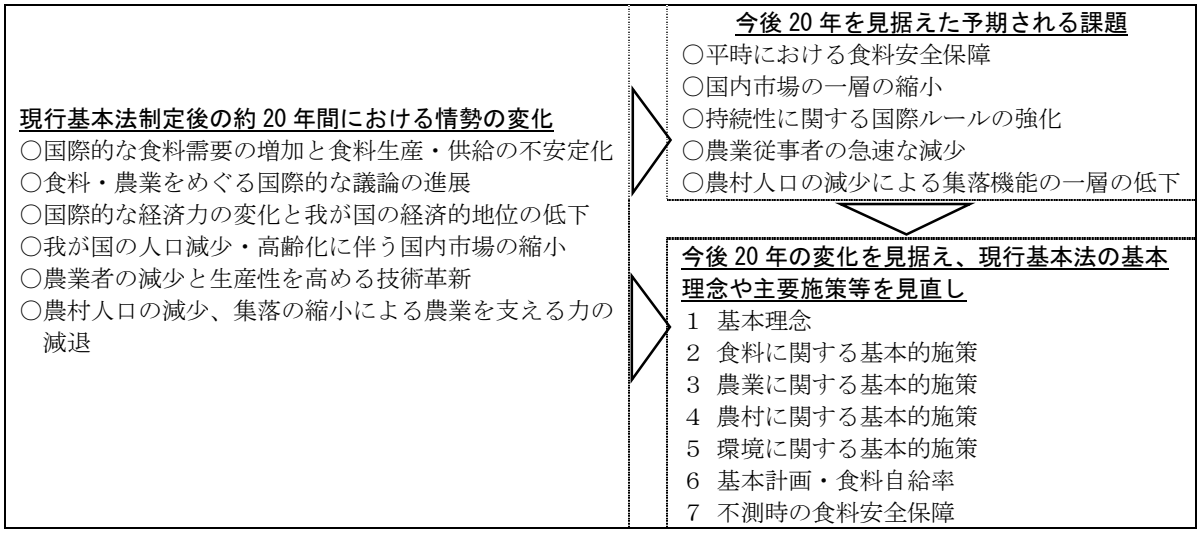

資料：食料・農業・農村政策審議会（第 42 回）（令和５年９月 11 日）配布資料を基に当室作成

イ　食料安定供給・農林水産業基盤強化本部の決定等

内閣総理大臣を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（以下「強化本部」という。）は、令和５（2023）年 12 月、「食料・農業・農村基本法の改正の方向性について」等を決定した。

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

○ 食料・農業・農村基本法について、
「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」
の観点から改正を行い、令和６年の通常国会への提出を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化	環境等と調和のとれた産業への転換
① 食料安全保障を柱として位置付け ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け ④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け） ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化 ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け	○ 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け **人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持** ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化 ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化 ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化 ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第６回）（令和５年 12 月 27 日）配布資料を基に当室作成

現在、政府において、基本法の改正案及び(2)で述べる関連法案を今国会に提出する準備が進められている。

(2) 基本法見直しに関連する法制度の検討

ア　不測時の食料安全保障の強化

不測時の食料安全保障について、現行の基本法では、食料増産、流通制限などを講ずる旨が規定され、農林水産省の緊急事態食料安全保障指針において、その具体的な手順等を定めている。しかし、政府全体で対処するための具体的な体制は定まっていない。

この点に関し、強化本部は、令和５（2023）年６月に決定した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（以下「展開方向」という。）において、①関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制を構築することと併せて、②食料安全保障上のリスクに応じた不測時の対応根拠となる法制度を検討することを示した。

これを踏まえ農林水産省に設置された「不測時における食料安全保障に関する検討会」は、同年 12 月、検討結果の取りまとめを行った。

不測時における食料安全保障に関する検討会 取りまとめ【概要】
-不測時の対策の全体イメージ-

事態の段階	政府の体制・対応	主な措置
平時	○　平時・不測時に実施する取組の基本的な考え方を整理 ○　国内外の食料需給に関する情報収集	**＜国内外の情報収集＞** □　国内外の食料需給の調査 □　民間（製造・流通）在庫の把握等
食料の供給減少（不測の事態）の兆候 食料の供給減少に繋がる事象が発生し、不測の事態に至るおそれがあることが明確化	→ 内閣総理大臣を長とする政府対策本部の立ち上げ **政府対策本部** ○　農林水産大臣の報告をもとに、内閣総理大臣が立ち上げを決定 ○　政府本部の下で、事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う必要な対策の実施方針を決定	**＜民間の自主的な取組の要請＞** □　出荷・販売の調整 □　輸入の拡大 □　生産の拡大　**の要請**
食料の供給減少による大きな影響の発生 食料の供給が大幅に不足（又はそのおそれ）し、国民生活や国民経済に実体上の支障が発生する事態	→ **本部による事態の宣言** ○　事態の進行に応じ、実施方針を見直し	**＜国による供給確保に向けた指示＞** □　出荷・販売の調整 □　輸入の拡大 □　生産の拡大　**の計画作成の指示** （必要量が確保できない場合） **計画変更の指示**
国民が最低限度必要な食料が不足するおそれ	→ **本部による事態の宣言** ○　事態の進行に応じ、実施方針を見直し	**＜熱量を重視した生産・配分等＞** □　生産転換の要請 □　割当て・配給の実施 □　価格の規制・統制

資料：農林水産省 web サイト「不測時における食料安全保障に関する検討会 取りまとめ（概要）」を基に当室作成

現在、政府において、不測時の食料安全保障を強化するための法律案を今国会に提出する準備が進められている。

イ　農地法制の見直し

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進んでいる。このような状況の中、展開方向においては、多様な農業人材の育成・確保のため、経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けて農業経営を後押しする仕組みを検討することが示された。また、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要があるとし、具体的には、「地方公共団体による農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化」「地域計画内の農地に係る転用規制強化」等の仕組みを検討することが示された。

その後、令和５（2023）年 12 月に開催された強化本部では、「農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し」が決定された。この中では、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化する必要、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化について所要の措置を講じていく必要があるとされ、具体的な措置の方向性について

示されている。

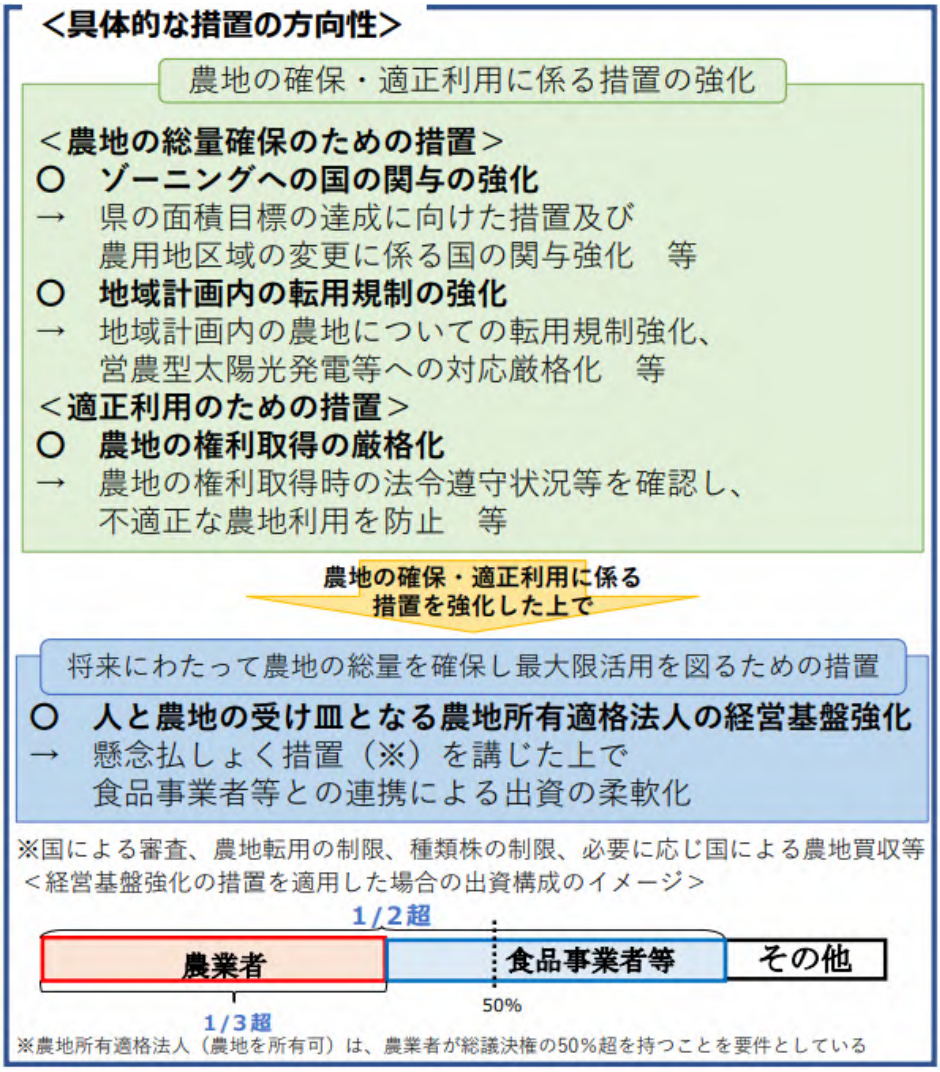

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し」（令和５年 12 月 27 日 本部決定）

現在、政府において、この方向性に沿った法律案を今国会に提出する準備が進められている。

ウ　スマート農業の促進

農業従事者の減少や高齢化が進展する我が国においては、生産性の向上と持続性の両立を図るために、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴ等の先端技術を活用した「スマート農業」の促進が必要となっている。

農林水産省は、当該先端技術を実際の生産現場に導入し、技術の導入による経営改善の効果を明らかにするため、令和元（2019）年からこれまで全国 217 地区において実証を行ってきており、推進上の課題として導入初期コストが高額であることや、スマート農業技術に詳しい人材及び営農におけるデータ活用が不十分といった課題が明らかとなったとされている。

これらを踏まえ、スマート農業の社会実装の加速化に向け、令和４（2022）年６月に新技術を積極的に取り入れる産地の支援をはじめとする施策をまとめた「スマート農業推進

総合パッケージ」が改訂された。

また、令和５（2023）年 12 月には強化本部において「スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設」が決定され、スマート農業技術等の研究開発・実用化やそれら技術の活用と生産・流通・販売方式の見直しの一体的な推進に向け、国が定める基本方針等に沿った取組計画を後押しする制度を創設することが示された。

現在、政府において、この制度に係る法律案を今国会に提出する準備が進められている。

エ　適正な価格形成

我が国においては、市場経済の下、農産物の価格は、品目ごとにそれぞれ需給事情に応じて形成されている。

原材料や原油をはじめとするエネルギーの価格上昇が懸念される状況の中、政府は、その上昇分を適切に転嫁することが重要であるとして、令和３（2021）年 12 月に閣議了解した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化、下請代金支払遅延防止法上の「買いたたき」に対する取締り強化など、価格転嫁の促進に向けた取組を実施している。

また、展開方向では、食料システム全体を持続可能なものとしていくため、食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、①適正取引を推進するための仕組みを、取引の実態・課題等を踏まえて構築する、②適正な価格転嫁について生産から消費までの関係者の理解醸成を図る、こととされた。

これを踏まえ、農林水産省は、「適正な価格形成に関する協議会」において、飲用牛乳及び豆腐・納豆の２品目について検討を進めている。

現在政府が提出の準備を進めている基本法の改正案においては、合理的な価格の形成が「基本理念」の１つとして盛り込まれる見込みである。

２　物価高騰対策

(1) 個別品目

ア　小麦等

小麦、とうもろこし、大豆といった穀物等の国際価格は、新興国の畜産物消費の増加等を背景とした需要やバイオ燃料などのエネルギー向け需要の増大、地球規模の気候変動の影響等により近年上昇傾向で推移している。

政府は、国産の小麦・大豆等の供給力強化等に向け、生産・流通・消費の各段階における取組を支援している。

イ　肥料

肥料は、農業生産に欠かせない資材であり、その費用は経営費の約４～18％と一定の割合を占めている。また、化学肥料原料の大部分を輸入に依存し、その資源も世界的に偏在しているため、供給量や肥料価格が国際情勢や為替の影響を受けやすい。

政府は、今後の肥料の価格高騰時の対応について、平時より通関における原料価格等を調査し、小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでに実施した価格高騰対策の仕組みや効果等を踏まえて影響緩和対策を実施することとしている。

ウ　飼料

飼料は、畜産物生産に欠かせない資材であり、その費用は経営費の約３～６割と大きな割合を占めている。また、とうもろこし等の飼料原料の多くを輸入に依存しており、飼料価格が国際情勢や為替の影響を受けやすい。

農林水産省は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度[1]を措置している。令和５（2023）年度からは、配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格の高止まりによる影響を緩和するため新たな特例が設けられたが、同特例の発動は連続３四半期（４～６月、７～９月、10～12 月）までとされている。

エ　燃油

燃油は、施設園芸や漁業に欠かせない資材であり、その費用は施設園芸で経営費の約２～３割、漁業で漁労支出の 14～16%を占めている。また、重油等の燃油価格は、国際的な市況等の影響で変動するため、国際情勢や為替の影響を受けやすい。

資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和補助金により、燃油価格の急騰を抑制していたところ、令和５（2023）年６月以降段階的に縮減したため、再び価格が高騰した。これを受け、同年９月から令和６（2024）年４月末までを期間として新たな激変緩和措置が発動されている。

オ　電気料金（農業水利施設）

農業水利施設（かんがい施設、排水施設）は、食料の安定供給に不可欠なインフラであるが、維持管理費に占める電気料金の割合が大きく、エネルギー価格高騰による影響を受けやすい。このため、農林水産省は、電気料金が高騰している状況を踏まえ、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区等の施設管理者に対し、エネルギー価格高騰分の７割を支援する対策を実施している。

(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正（輸入原材料）

農産加工品等の輸入により影響を受ける農産加工業者による経営改善の措置を支援する「特定農産加工業経営改善臨時措置法」は平成元（1989）年の制定以来５年ごとに有効期限が延長されてきているところ、現在、政府において、令和６（2024）年６月の期限をさらに５年延長するとともに、小麦や大豆等を主要な原材料として使用する農産加工業者による原材料の調達安定化の措置を支援対象に追加する法律案を提出する準備が進められて

[1] 配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料メーカーと生産者や国が基金を設け、配合飼料価格の上昇時に生産者に補塡金を交付する制度

いる。

３　太平洋クロマグロの資源管理

カツオ・マグロ類は、世界の全ての海域でそれぞれの地域漁業管理機関による管理が行われており、我が国は中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）に加盟している。令和６（2024）年の次回ＷＣＰＦＣ会合において、我が国は漁獲量の増枠を求める方針であると報じられている。

一方、こうした中で、令和５（2023）年、青森県大間において漁業者と産地仲買人が共謀して漁獲報告を偽り関係者が処罰される事態が発生した。これを受け、政府は、国際的な信用を傷つけかねないこのような事態の更なる発生の防止に向けて、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、管理の強化を検討していく方針を示した。

現在、政府において、漁獲可能量（ＴＡＣ）報告の情報を追加し、採捕・陸揚げと流通それぞれの段階の事業者に個体情報の伝達・保存等を義務付ける法律案を今国会に提出する準備が進められている。

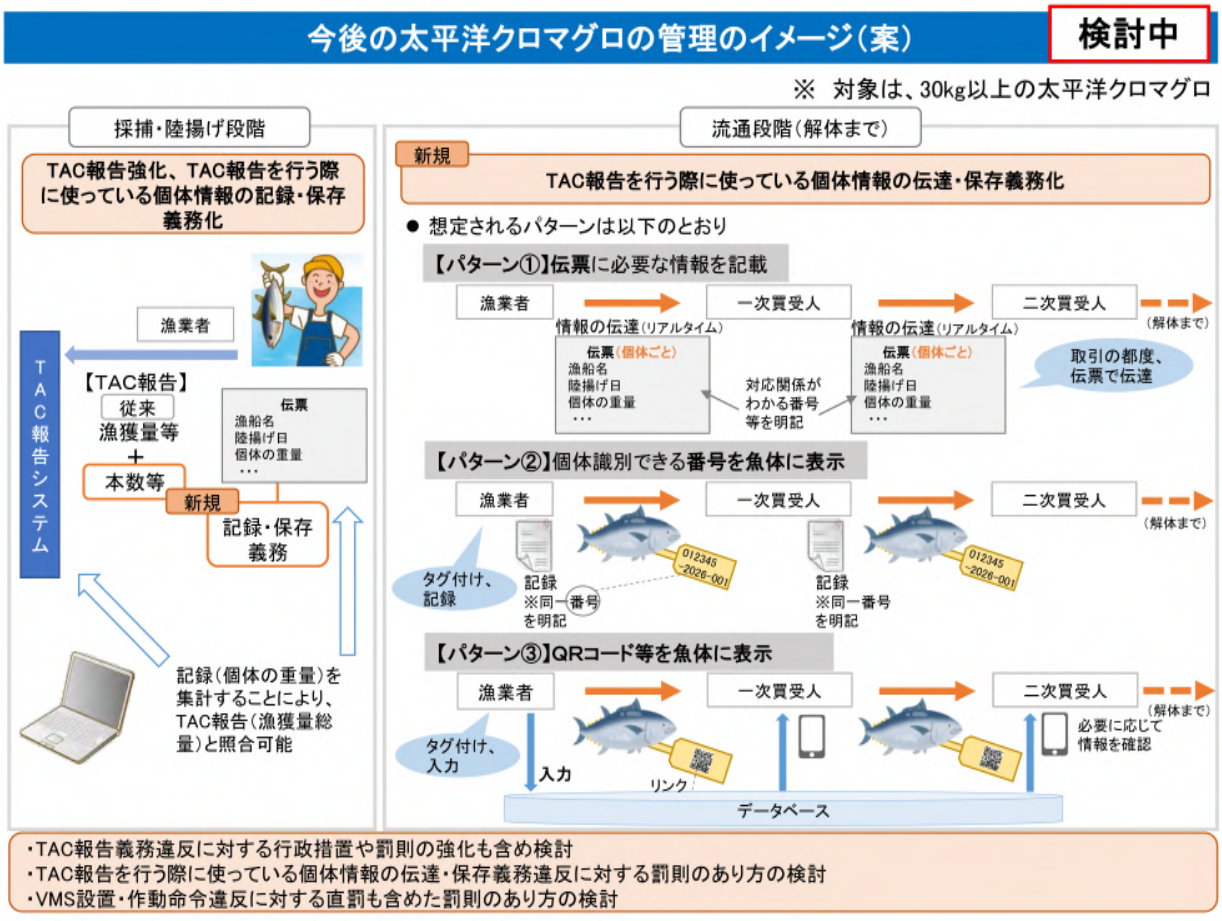

資料：水産政策審議会資源管理分科会（第 128 回）（令和５年 12 月 12 日）配布資料８－２「太平洋クロマグロに係る事案の現状と今後の対応に向けた検討状況について」を一部加工

４　その他

(1) 円滑な食品アクセスの確保

我が国では、高齢化や地元小売業の廃業により食品購入に不便を感じる者の増加、トラ

ックドライバーの時間外労働の制限による「2024 年問題」の発生、経済的理由により十分な食品を入手できない者の増加など、食品アクセスをめぐる状況が社会的な課題になっている。

全ての国民が良質かつ多様で十分な食品にアクセスできる状態を実現するためには、生活困窮者等へ食品が届きやすくする取組の支援等、食品アクセスの確保に向けた対応を図ることが重要とされている。

令和５（2023）年 12 月に改訂された食料安全保障強化政策大綱では、①ラストワンマイル配送や、フードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供に向けて地域の関係者が連携する体制づくり、②全国的な政府備蓄米の提供体制の整備を進めることと併せて、③食品ロス削減の取組を推進することなどにより、円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備を行うこととされている。

(2) 家畜伝染病への対応強化

家畜伝染病については、家畜伝染病予防法に基づき、発生予防措置、発生時のまん延防止措置（殺処分、移動制限等）、輸出入検疫が行われている。

高病原性鳥インフルエンザの家きんにおける発生は、令和５（2023）年度のシーズンにおいて、令和６（2024）年１月９日の時点で６県６事例で、昨シーズンと比較して少ない発生事例数だが、野鳥においても全国各地で感染が確認されており、厳重な警戒が必要とされている。

豚熱は、平成 30（2018）年９月から令和５（2023）年８月までの間、20 都県 89 事例発生している（令和５年８月には佐賀県で２事例が発生）。豚熱対策として、飼養豚でのワクチン接種、飼養衛生管理の徹底及び野生イノシシ対策（野生動物の農場への侵入防止のための防護柵の設置、サーベイランス及び捕獲の強化等）が実施されている。

また、アジア諸国で頻発しているアフリカ豚熱や口蹄疫等の国内侵入を防ぐために、海外からの旅行客がコロナ禍前の水準に回復しつつある中において、水際検疫をより一層的確に実施する必要がある。

(3) 新たな花粉症対策の展開

我が国の花粉症の有病率は、令和元（2019）年時点で４割を超えるとされており、花粉症は多くの国民を悩ませ続ける社会問題となっている。

この問題に対処するためには、関係各省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせて実行していくことが重要であり、息の長い取組が必要であるとして、令和５（2023）年４月、花粉症に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）が設置された。関係閣僚会議では、翌５月に「花粉症対策の全体像」が決定され、同年 10 月に「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が取りまとめられた。

発生源対策については、スギ人工林の面積を 10 年後の令和 15（2033）年度に約２割減少させることを目指して、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の対策を集中的に実施し、飛散対策については、民間事業者が実施する花粉飛散量の予測精度の向上を支援する

ことで、令和６（2024）年の花粉飛散時期には、より精度が高く、分かりやすい花粉飛散予測が国民に提供されることを目指し、発症・曝露対策については、花粉症の発症を予防し、症状を緩和させるため、花粉症の治療のための体制整備や適切な情報提供、花粉飛散時期に合わせた花粉症対策製品や予防行動の普及啓発等に取り組むこととされている。

現在、政府は、令和５（2023）年度補正予算で 60 億円が措置された「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策」等を推進している。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の処分に係る課題

令和５（2023）年８月からのＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い、政府は「『水産業を守る』政策パッケージ」に基づく水産業支援を実施している。

「水産業を守る」政策パッケージ
総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

令和５年９月４日
農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省

●ALPS処理水の海洋放出以降の**一部の国・地域の輸入規制強化等**を踏まえ、**科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていく**とともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した**８００億円の基金による支援**や**東電による賠償**に加え、**特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（３、４①②）**する。
●具体的に、以下の**５本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。**

１．国内消費拡大・生産持続対策

①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）
②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）
③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等

２．風評影響に対する内外での対応

①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

３．輸出先の転換対策

①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等

４．国内加工体制の強化対策

①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）

５．迅速かつ丁寧な賠償

一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

（注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

資料：経済産業省 web サイト

政府は、ホタテをはじめとした日本産水産物の輸出減少や価格低下を生じさせている中国等の輸入規制強化は科学的根拠に基づかない措置であるとの認識から、中国等に対して、輸入規制措置の即時撤廃を求めているが、実現に至っていない。

内容についての問合せ先
農林水産調査室　本山首席調査員（内線 68540）

経済産業委員会

経済産業調査室

所管事項の動向

１　我が国経済の動向

我が国の実質ＧＤＰ成長率は、新型コロナウイルス感染症のため初めて緊急事態宣言が発出された 2020 年４－６月期（Ⅱ期）に前期比 7.8%減と大幅マイナスになった。その後、感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いてきたが、2023 年７－９月期(Ⅲ期)には４期ぶりのマイナス成長となった。

＜実質ＧＤＰ成長率（前期比、季節調整済み）＞

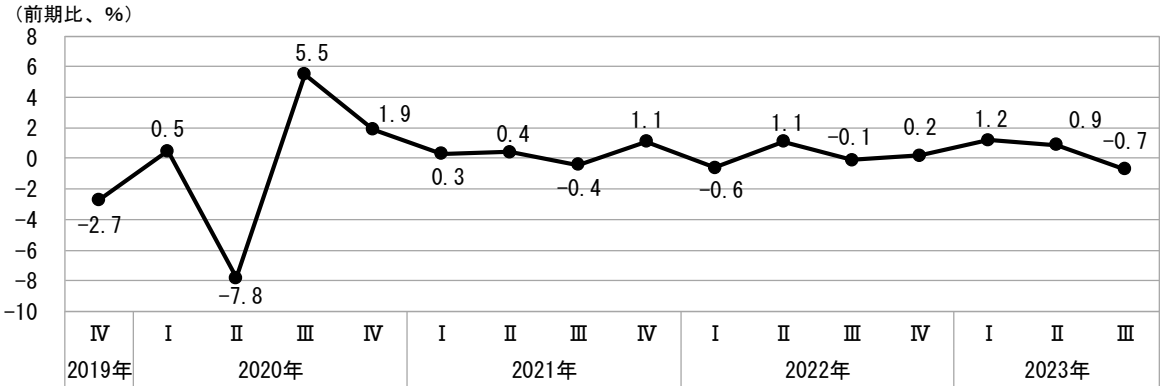

（出所）内閣府「国民経済計算（ＧＤＰ統計）」を基に当室作成

２　中小企業政策

(1) 中小企業の動向

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2021 年６月時点で約 336 万者（企業数全体の 99.7%）[1]であるが、厳しい経営環境の下、その数は長期にわたって減少傾向にある。

中小企業の業況判断ＤＩ（前期比季節調整値）[2]は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020 年４－６月期には△63.4（1980 年の調査開始以来最低）となった。その後は、中期的には回復基調にあるものの、直近の 2023 年 10－12 月期は、△18.9（前期差 6.1 ポイント減）となった。

倒産件数は、コロナ禍においては、政府による資金繰り支援策の効果もあり、コロナ禍前より低位にとどまっていた（2022年は6,428件）[3]。しかし、2022年４月以降、21か月連続で前年同月を上回っており、2023年は年間で8,690件（前年比35.1%増）となった[4]。倒産件

[1] 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数（2021 年６月時点）の集計結果を公表します」（2023 年 12 月 13 日）

[2] 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約 19,000 社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

[3] 東京商工リサーチ「2022 年（令和４年）の全国企業倒産 6,428 件」（2023 年１月 13 日）

[4] 東京商工リサーチ「2023 年（令和５年）の全国企業倒産 8,690 件」（2024 年１月 15 日）

数が増加している背景として、人手不足と物価高が企業収益を圧迫しているとの指摘[5]がある。

＜倒産件数の推移＞

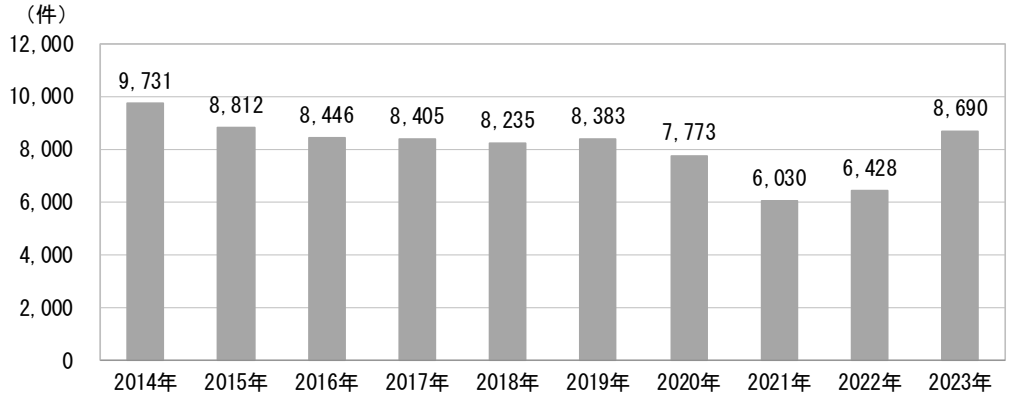

（出所）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に当室作成

(2) 生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資の促進

これまで、生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業等を後押しするため、新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する「事業再構築補助金」、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する「ものづくり補助金」、小規模事業者が経営計画を自ら策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」、自社の課題やニーズに合ったＩＴツールの導入を支援する「ＩＴ導入補助金」等の補助制度が設けられてきた。

このうち、「事業再構築補助金」は、基金事業（中小企業等事業再構築促進基金）として実施されているが、内閣官房行政改革推進本部事務局行政改革推進会議が実施した「令和５年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）」において、基金のうち新型コロナ対策としての役割に係る部分は廃止し、もしくは抜本的に事業を構築し直すべきであることなどが指摘された。これを受け、同補助金の在り方について、必要な見直しを行うこととされている。

また、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を支援する「中小企業省力化投資補助事業」が実施される予定であり、令和５年度補正予算に1,000億円が計上された（中小企業等事業再構築基金の活用等含め総額5,000億円規模）。

(3) スタートアップ支援

スタートアップ（新規創業）は、イノベーションや雇用の創出、社会課題の解決等に貢献しうる重要な存在である。しかし、我が国は、欧米主要国に比べ、開業率（2022年度：

[5] 「11月企業倒産38%増」『日本経済新聞』（2023.12.9）

3.9%[6]）が低く、スタートアップ向け投資額（2022年：9,459億円[7]）やユニコーン企業数（時価総額1,000億円超の未上場企業数）も少ないとされる。政府は、スタートアップを支援するため、情報提供や起業家教育支援、「産業競争力強化法[8]」に基づく創業関連保証や産業革新投資機構（ＪＩＣ）による資金調達支援等の取組を行ってきた。

2022年６月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、スタートアップへの投資が重点投資４分野の１つとして位置付けられた。また、同年11月には「スタートアップ育成５か年計画」が決定され、５年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍を超える規模（10兆円規模）とすることや、将来においてユニコーンを100社創出すること等が掲げられた。同計画に基づき、ストックオプション税制の拡充や、創業５年以内の法人等について経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設、米国シリコンバレーにおけるスタートアップ支援拠点の設立等、スタートアップ支援策の拡充が図られている。また、令和６年度予算案では、スタートアップ育成・新陳代謝の促進に543億円（令和５年度当初予算141億円）が計上されている。

(4) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在の企業が多数存在することから、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継[9]を行う際の支援が強化され、中小M&Aガイドラインの策定、M&A支援機関登録制度、経営資源集約化税制等の取組が行われている。また、2023年12月に閣議決定された「令和６年度税制改正の大綱」においては、贈与税・相続税の100%猶予を受けるために必要な特例承継計画の提出期限を２年延長することが盛り込まれている。

(5) 下請取引の適正化

中小企業が賃上げをしやすい環境を作り、経済の好循環を実現するためには、立場の弱い下請等中小企業の取引条件の改善が重要である。下請取引の適正化を図るため、政府は、「下請代金支払遅延等防止法[10]」において、親事業者の義務及び禁止行為を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法[11]」により、下請事業者の体質強化を図っている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査、

---

6 厚生労働省「雇用保険事業年報」を基に当室算出

7 INITIAL「Japan Startup Finance」（2023年７月14日時点）〈https://initial.inc/enterprise/resources/japanstartupfinance2023h1〉（2023.1.9閲覧）

8 平成25年法律第98号

9 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の３類型に分類される。

10 昭和31年法律第120号

11 昭和45年法律第145号

関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

2023 年 12 月の国内企業物価指数[12]は、119.9（速報値、2020 年平均＝100）となった。エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、価格転嫁によりコスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担することが重要であり、2021 年９月以降、政府は、９月及び３月を「価格交渉促進月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進するとともに、受注側企業に対し、価格交渉の状況についてのフォローアップ調査を実施している。2023 年９月の調査[13]においては、価格交渉については、発注企業の意識の向上が見られ、受注企業が価格交渉できる雰囲気が醸成されつつあり、価格転嫁については、全く転嫁ができなかったという企業が減少しており、価格転嫁の裾野が広がりつつあるなどの状況が明らかとなった。

また、公正取引委員会は、2023年11月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を取りまとめ、発注者に求められる行動（受注者から取引価格の引上げを求められていなくても定期的な協議の場を設けること等）や受注者に求められる行動（労務費の上昇傾向を示す根拠資料として最低賃金の上昇率等の公表資料を用いること等）を示した。

３　資源・エネルギー政策

(1) 我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給[14]」は、1960 年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970 年代の２度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：ＬＮＧ）や原子力等の導入が進められた。しかし、2011 年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にＬＮＧの割合が上昇した。一方、再生可能エネルギーの割合は、2012 年７月の固定価格買取制度（ＦＩＴ制度[15]）の開始により上昇している。

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率[16]は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった 2014 年度に過去最低（6.3%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2022 年度は 12.6%となった[17]。

---

[12] 企業間で取引される財を対象に、品質を固定した商品（財）の価格を継続的に調査し、現在時点の価格を基準時点（2020 年）の価格を 100 として指数化したもので、日本銀行が毎月公表している。

[13] 中小企業庁「価格交渉促進月間（2023 年９月）フォローアップ調査の結果について」（2023 年 11 月 28 日）

[14] 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

[15] Feed In Tariff:再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

[16] 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、ＩＥＡ（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

[17] 資源エネルギー庁「2022 年度エネルギー需給実績（速報）」

＜一次エネルギー国内供給の推移＞

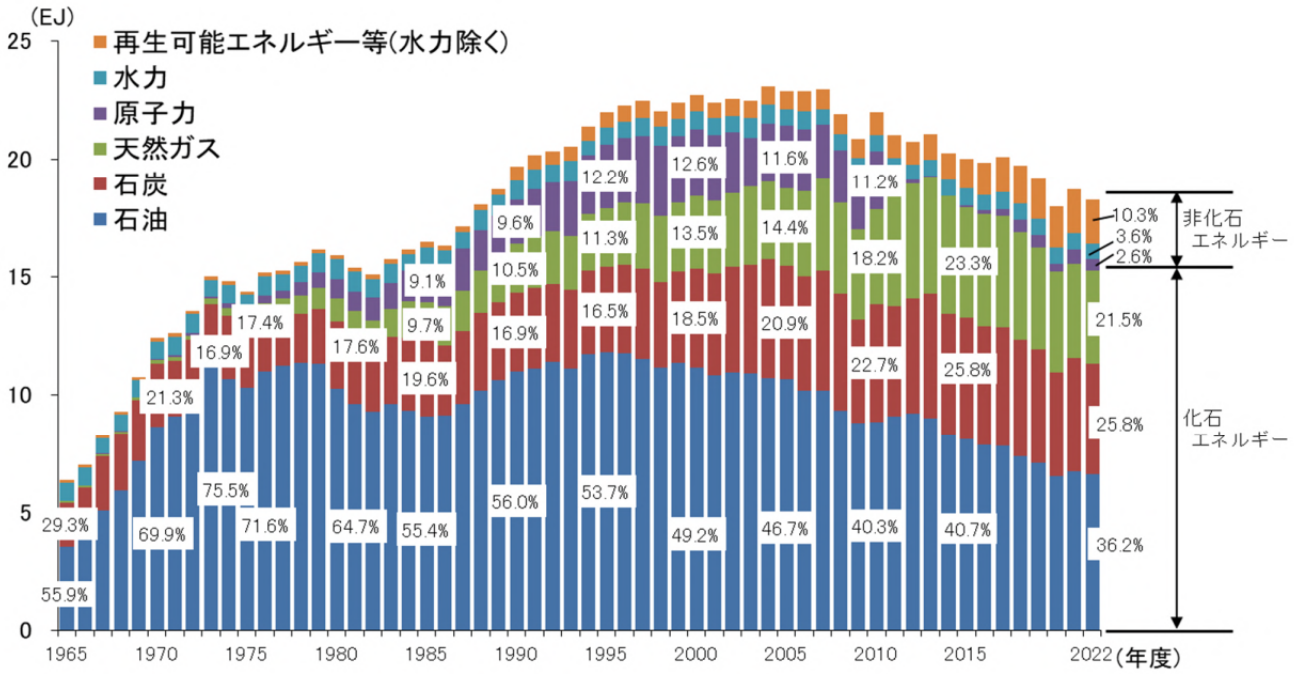

（出所）資源エネルギー庁「エネルギー白書 2023」、「2022 年度エネルギー需給実績（速報）」を基に当室作成

(2) 各エネルギーの現状

ア　化石燃料（石油、ＬＮＧ、石炭）

化石燃料のうち、石油については、一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡における中東情勢の地政学的リスク[18]や新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保、国家・民間での備蓄[19]等が進められている。

ＬＮＧについては、他の化石燃料に比べてＣＯ２排出量が少ないため、その需要が世界的に拡大していることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響等を踏まえ、戦略的にＬＮＧを確保する仕組みを構築するなど、安定供給に向けた取組が進められている。

石炭については、他の化石燃料に比べてＣＯ２排出量が多く、2021 年 10 月に閣議決定された「第６次エネルギー基本計画」では、非効率な石炭火力のフェードアウトを推進するとされている[20]。また、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略[21]」（以下「ＧＸ[22]推進戦略」

---

[18] 原油の 94.1%（2022 年）、ＬＮＧの 9.4%（同）が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由する（資源エネルギー庁「エネルギー白書 2023」）。

[19] 2023 年 11 月末で、国家備蓄が 4,203 万 kℓ（138 日分）、民間備蓄が 2,839 万 kℓ（93 日分）など計 240 日分備蓄されている（資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」（2024 年１月））。

[20] 岸田内閣総理大臣は、2023 年 11 月 30 日からアラブ首長国連邦で開催された「国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（ＣＯＰ28）」の首脳級会合で演説を行い、国内では排出削減対策の講じられていない石炭火力発電所の新規建設は行わない方針を表明した。

[21] 2023 年７月 28 日閣議決定

[22] 産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させる経済社会システム全体の変革のこと。

という。）では、今後は、よりクリーンな天然ガスへの転換を図るとともに、発電設備の高効率化や水素・アンモニア混焼・専焼の技術開発を進めることとしている。

イ　再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス）

再生可能エネルギーは、ＦＩＴ制度の開始により導入量が拡大しており、2022 年度の電源構成に占める割合は 20%超となっている。一方で、ＦＩＴ制度に基づく買取費用（国民負担）の増大[23]、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力の送電抑制等が課題となっている。これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るＦＩＰ制度[24]が 2022 年４月より開始されたほか、第 211 回国会（常会）において、ＧＸ脱炭素電源法[25]が成立し、特に重要な送電線の整備計画の認定制度を創設するなど系統の増強に向けた環境整備等の取組が進められている。

ウ　原子力

原子力発電は、気候や地政学的リスク等の変動要因が少なく、安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010 年度の電源構成に占める割合は約 25%であったが、福島第一原発事故を経た 2022 年度では約６％となっている。原子力発電所については、原子力規制委員会の「新規制基準」（平成 25 年７月施行）に適合すると認められた 12 基が再稼働している（2023 年 10 月 27 日現在）。政府は、近年の脱炭素化及びエネルギー安定供給の確保の観点から、安全確保を大前提として原子力の活用を進めることとしており[26]、第 211 回国会（常会）において成立したＧＸ脱炭素電源法において、発電用原子炉の運転期間の延長[27]に関する規定の整備等が行われている。

また、福島第一原発の原子炉建屋に流れ込む地下水により発生した汚染水は、多核種除去設備（ＡＬＰＳ）等で処理した上で原発敷地内において保管されてきたが、2023 年８月 24 日からＡＬＰＳ処理水の海洋放出が行われている。政府は、処理水の処分に伴う風評影響等に対処するため、処理水の処分完了まで全責任をもって取り組む方針を示している[28]。

資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理して、再度発電に利

---

[23] 再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2023 年度では 560 円となっている。また、同年度の買取費用の総額は約 4.7 兆円に達する見込みである（経済産業省ＨＰ）。

[24] Feed In Premium：ＦＩＴ制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

[25] 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 44 号）

[26] 米国や日本など 22 か国は、ＣＯＰ28 の開催に合わせて多国間宣言を発表し、各国の国内事情の相違を認識しつつ、2050 年までに 2020 年比で世界全体の原子力発電容量を３倍にするという野心的な目標に向けて協力することを確認した。

[27] 原子炉の運転期間については、従来 40 年とされ、延長は一回に限り、20 年まで可能であった。ＧＸ脱炭素電源法では、運転期間について、最大 60 年（原則 40 年、延長 20 年）とする枠組みを維持した上で、原子力規制委員会による安全性確認を大前提として、この 60 年のカウントから原子力事業者の予見し難い事由（安全規制に係る制度や運営の変更、仮処分命令等）による運転停止期間を除外することとされた。

[28] 「水産業を守る」政策パッケージとして、風評影響への対応や輸出先の転換対策等に総額 1,007 億円の予算が充てられている。

用する「核燃料サイクル」への取組を進めている。最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分することとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都（すっつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月に開始され、現在、原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）における文献調査の報告書の取りまとめが進められている。

(3) ＧＸ実現に向けた動き

ア　我が国の脱炭素化への取組

世界規模での脱炭素化に向けた動きを背景として、我が国では、2020年10月に菅内閣総理大臣（当時）が2050年カーボンニュートラル[29]を宣言し、同年12月に「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策として「グリーン成長戦略[30]」が策定された。

また、2021年４月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を表明した。同年10月に閣議決定された「第６次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底等の対応を定め、2030年度の電源構成の見通し（ＬＮＧ20%程度、石炭19%程度、石油２%程度、再生可能エネルギー36～38%程度、原子力20～22%程度、水素・アンモニア１%程度）[31]についても示している。

脱炭素化に向けた取組は、国際的にも、産業構造や社会変革を通じた成長の機会として捉えられているが、2022年２月のロシアによるウクライナ侵略により、国際的なエネルギー情勢が一変し、エネルギー安全保障上の課題についても改めて認識された。こうした変化を契機として、同年７月に設置された「ＧＸ実行会議」では、同年12月、産業・社会構造の変革や安定的で安価なエネルギー供給を実現するための今後10年のロードマップである「ＧＸ実現に向けた基本方針」が取りまとめられ、第211回国会（常会）において、ＧＸ実現に向けて必要となる関連法として、ＧＸ推進法[32]及びＧＸ脱炭素電源法が成立している。

また、エネルギー基本計画については、エネルギー政策基本法[33]において、少なくとも３年ごとの見直しの検討を求めている。政府は、エネルギー安定供給と脱炭素に向けた取組を両立させるべく、ＣＯＰ28での議論等を踏まえつつ、次期エネルギー基本計画の策定に向けた検討を進める方針を示している[34]。

---

[29] 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

[30] 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略。洋上風力、太陽光等の14の成長分野について数値目標等を盛り込んだ「実行計画」や10年間で２兆円の「グリーンイノベーション基金」の創設等を内容としている。2021年６月に一部改定された。

[31] 2022年度の電源構成（速報値）は、ＬＮＧ33.7%、石炭30.8%、石油等8.2%、再生可能エネルギー21.7%、原子力5.6%。

[32] 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和５年法律第32号）。①ＧＸ推進戦略の策定、②ＧＸ投資の支援のためのＧＸ経済移行債の発行、③カーボンプライシングの導入（化石燃料の輸入事業者等への賦課金の徴収及び発電事業者に対する負担金の徴収）等を内容とする。

[33] 平成14年法律第71号

[34] 『電気新聞』（2023.12.21）

イ　ＧＸ実現に向けた水素及びＣＣＳ（ＣＯ２回収・貯留）の活用

昨年７月に閣議決定されたＧＸ推進戦略では、「水素[35]」及び「ＣＣＳ[36]」の活用がＧＸ実現に向けた重要な取組として位置付けられている。このような方針の下、政府は、水素等[37]の導入や国内外でのＣＣＳ事業を行うための事業環境整備に向けた制度的措置の検討を進めてきた。

このような検討を踏まえ、政府は、ＣＯ２の排出が少ない低炭素水素等と既存燃料との価格差への支援及び拠点整備への支援等を内容とする水素社会推進法案（仮称）並びにＣＯ２の貯留事業に係る許可制度の創設及び貯留権の設定等を内容とするＣＣＳ事業法案（仮称）について、第213回国会（常会）に提出する方針とされている[38]。

(4) エネルギー価格高騰問題

ア　燃料油価格激変緩和対策事業

原油価格については、コロナ禍による産業活動の停滞に伴う世界的な原油需要の減退を受けたＯＰＥＣプラス[39]での減産合意の影響、その後の景気回復による原油需要の拡大やロシアによるウクライナ侵略を受け、世界的に高騰した。また、急速な円安の影響もあり、円建ての原油価格は更に上昇した。ＬＮＧ価格についても、ウクライナ侵略や世界各国が脱炭素化のため石炭からＬＮＧへの転換を進めていること等により、世界的に高騰した。

これらを背景として、ガソリン等の燃料油価格が高騰したことを受け[40]、政府は、2022年１月から「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施しており、総額約6.4兆円の予算を充てている。同事業は、補助金のない場合の予測価格と基準価格（168 円）との差額を石油元売会社に支給[41]しており、対象油種はガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料としている。

事業実施期間は 2023 年９月末までとされていたが、原油価格の高騰や補助上限及び補助率の引下げにより、燃料油価格が高騰し、８月28日にガソリン価格（レギュラー）は統計開始以降の最高値を更新した[42]。このため、同事業を12月末まで継続することとし、10月中に全国平均価格175円程度の水準となるよう補助額及び補助率を見直すこととされ、

---

[35] 昨年６月、「水素基本戦略」が改定された。同戦略は、①2040年の水素等の導入目標量の設定、②サプライチェーン構築・供給インフラ整備に向けた支援制度の整備等を内容としている。

[36] 昨年６月、ＪＯＧＭＥＣ（エネルギー・金属鉱物資源機構）は、ＣＣＳのモデル事例となる「先進的ＣＣＳ事業」を７件選定し、2030年に合計で1,300万ｔのＣＯ２貯留量を確保する計画を示している。

[37] 水素、アンモニア、合成燃料（合成メタンを含む）

[38] 『ガスエネルギー新聞』（2023.12.11）、『日本経済新聞』（2023.12.20）

[39] サウジアラビアやイラクなどのＯＰＥＣ（石油輸出国機構）加盟国及びロシアやメキシコなどの非ＯＰＥＣ加盟国により、2016年、設立の合意がなされた。

[40] ガソリンの小売価格の全国平均は、2020年５月11日にコロナ禍以降の最安値124.8円/ℓを付けた後、2022年１月24日に170.2円/ℓまで上昇し、補助金の支給が開始された。

[41] 補助金の上限額は、2022年12月末までは35円であったが、2023年１月以降は２円ずつ減少し、５月は25円となった。６月以降は、上限額を段階的に縮減させる一方で高騰リスクへの備えが強化され、９月以降は、補助額は17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5（流通の混乱を防ぐ観点から、９月は補助率3/10）とされた。

[42] これまでの最高値は185.1円/ℓ（2008年８月４日）であった。

その後、期限は 2024 年４月末まで[43]に延長された。

＜ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果＞

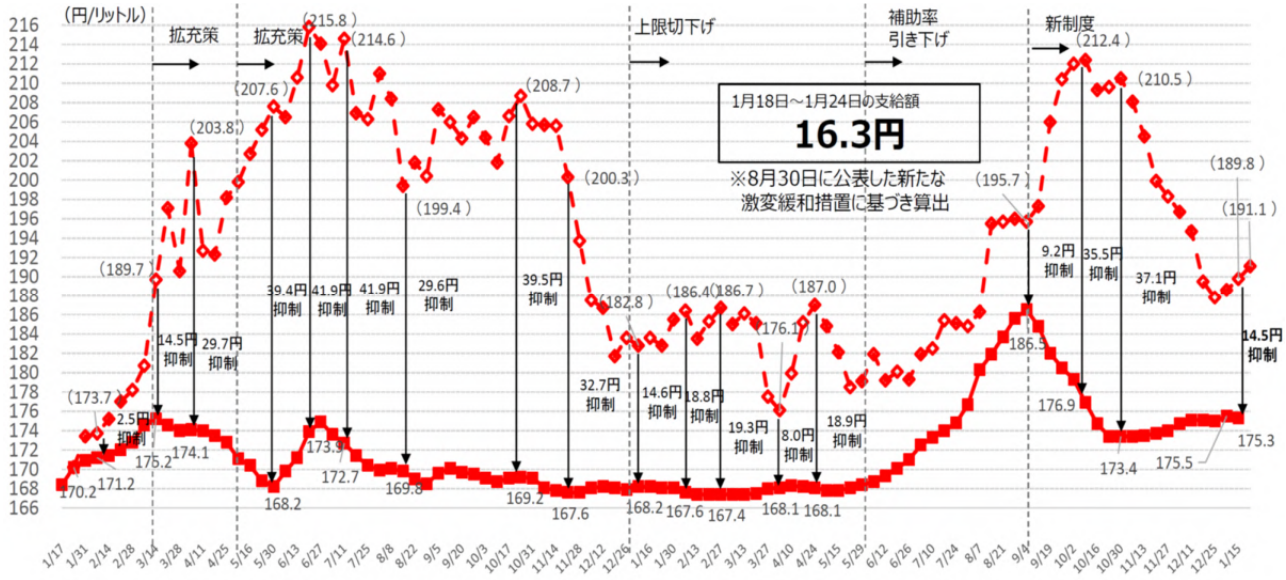

（出所）資源エネルギー庁「燃料油価格激変緩和補助金」（2024.1.18）

イ　電気・ガス価格激変緩和対策事業

世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・都市ガス料金の上昇は、我が国の経済社会に広範な影響を与えており、家庭や企業等の負担は増加した。

このため、負担緩和策として、各小売事業者等を通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引き[44]を行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業等を支援する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を 2023 年１月から実施しており、総額約 3.7 兆円の予算を充てている。同事業は、同年９月までとされていたが、燃料油価格激変緩和対策事業と同様に 2024 年４月まで[45]延長することとされた[46]。

４　産業政策

(1) 自動車

ア　電動化等の自動車の高機能化

自動車産業は現在 100 年に１度の変革期を迎えているとされ、「ＣＡＳＥ」と称される各領域（コネクテッド、自動運転、シェアリング・サービス、電動化）で技術革新が進んでいる。その中で電動化については、世界的な脱炭素化への移行に伴い、近年、各国政府が

[43] 賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に（原則月 3/10 ずつ）縮小するとしている。

[44] 電気料金については、低圧が７円/kWh、高圧が 3.5 円/kWh の値引き。ガス料金については、30 円/㎥の値引き（年間契約量が 1,000 万㎥以上の企業等は対象外）。９月分については、値引き額は半額とされた。

[45] 国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を 2024 年４月末まで講じ、同年５月は激変緩和の幅を縮小するとしている。

[46] 値引き額は、９月分と同様に、電気は低圧が 3.5 円/kWh、高圧が 1.8 円/kWh。ガスは 15 円/㎥とされた。

相次いでガソリン車規制に関する方針を表明している。

＜主要国の電動化目標＞

日本	2035 年までの乗用車新車販売での電動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）100%
ＥＵ	2035 年以降、ガソリン車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車を含む）の販売禁止としていたものの、2023 年３月、合成燃料のみで走行する内燃機関を搭載する車についても、一定条件下で新車販売を認める方向で検討が進む
中国	2035 年をめどに新車販売の半数を電気自動車等、残り半分をハイブリッド車に
米国	2030 年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車に

（出所）政府審議会資料や報道等を基に当室作成

こうした各国での動きに伴い、2022 年の電気自動車の世界販売台数はＩＥＡ（国際エネルギー機関）によると約 730 万台と前年と比べ約６割増となり、中国が約６割増の約 440 万台、欧州も約３割増の約 160 万台、米国は約 80 万台であった。一方、我が国の 2022 年の電気自動車の販売台数は約６万台にとどまっている。

＜世界の主要市場における乗用車の電気自動車販売台数＞

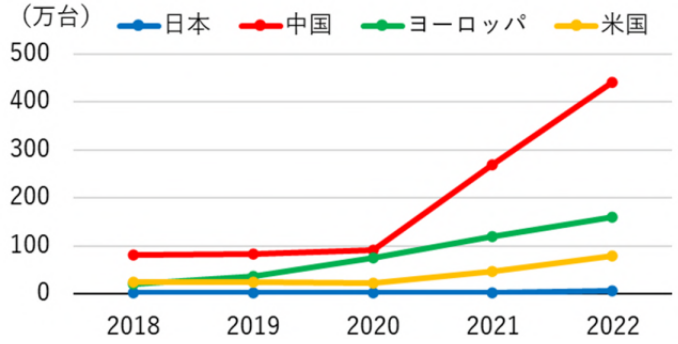

（出所）ＩＥＡ”Global EV Outlook 2023”を基に当室作成

イ　自動車産業への影響

引き続き、世界的にガソリン車から電動車への転換等に向けた動きが進んでいくことが見込まれるが、電気自動車はガソリン車と比較して部品点数が少なく、既存の部品メーカーの多くが影響を受けることが予想されている。また、ＭａａＳ（個々人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービス）や自動走行技術を活用した車の使い方の変革等に伴い、ＩＴ、電機等の他業種からの参入の動きも進んでおり、現在の完成車メーカーを頂点とした自動車産業の構造は大きな転換期を迎えている。

(2) 半導体

ア　我が国の世界シェア

半導体は、自動車、家電、デジタル機器等に使用され、５Ｇ・ＡＩ・ＩｏＴ・ＤＸ等のデジタル社会を支える基幹部品であり、産業に必要不可欠な「産業のコメ」とも言われる。

また、2022 年 12 月には経済安全保障推進法[47]に基づき特定重要物資として指定されている。日本企業の半導体売上高の世界シェアは、1990 年頃には５割を占めていたが、海外企業との競争激化により、2022 年時点で市場の１割弱に落ち込んでいる。

＜世界の半導体市場のシェア＞

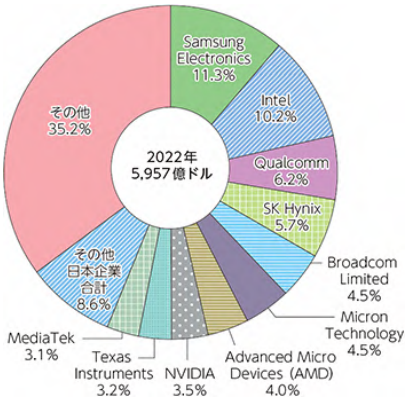

（出所）総務省「令和５年版　情報通信白書」

イ　半導体の国内生産基盤の整備に向けた政府の取組

近年、デジタル化の進展に伴うデジタル機器の需要拡大等により世界的に半導体の需給がひっ迫したことを踏まえ、各国で経済安全保障及び産業政策の観点から半導体の生産基盤を自国内に構築するための支援策を打ち出す動きが見られる。

我が国においても、先端半導体製造技術の開発等を支援する「ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業」（2020 年度開始）や、改正５Ｇ促進法[48]に基づき先端半導体の国内生産拠点の整備を支援する「特定半導体基金事業」（2021 年度開始）等により支援が実施されている。2023 年 11 月に成立した令和５年度補正予算においても、ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業に 6,773 億円[49]、特定半導体基金事業に 6,322 億円が計上されている。

＜ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業の主な採択状況＞

採択日	事業者名	事業概要	最大助成額
2022年11月11日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発(※)	700億円
2023年10月３日	マイクロンメモリジャパン	次世代型メモリの研究開発	250億円
2023年12月21日	サムスン	後工程技術の研究開発	200億円

※2023 年４月 25 日、同事業への 2,600 億円の予算増額が承認された。

（出所）政府資料等を基に当室作成

47　「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第 43 号）

48　「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律」（令和３年法律第 87 号）

49　生成ＡＩの基盤モデルの技術開発等、先端半導体製造技術の開発以外のものも含む。

＜特定半導体基金事業の主な採択状況＞

採択日	事業者名	最大助成額
2022年６月17日	JASM、TSMC	4,760億円
2022年７月26日	キオクシア等	929.3億円
2022年９月30日	マイクロンメモリジャパン等	464.7億円
2023年10月３日	同上	1,670億円

（出所）政府資料を基に当室作成

(3) 産業競争力強化法の見直し

「産業競争力強化法」は、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、各種措置を講ずることにより、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、2013 年に制定された。

産業構造審議会経済産業政策新機軸部会において、同法の見直しについて検討されており、その方向性として、足下で生じている様々な潮目の変化の中で日本経済を持続的な成長軌道に乗せていく構造改革を推進するため、戦略物資の投資・生産に対する大規模・長期の戦略分野国内生産促進税制の創設や、成長と所得向上に貢献する中堅企業に係る支援制度の創設、産業革新投資機構（ＪＩＣ）の運用期限の延長等が議論されている。

５　知的財産政策

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法に基づき毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとって推進されている。2023 年６月に策定された「知的財産推進計画 2023」では、競争力や新たな価値創造に結実する知財戦略や外部の知識・技術を積極的に取り込んでいくオープンイノベーションによる持続的な価値創造等が必要とした上で、多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて、今後、知的財産戦略推進上重要となる政策課題と施策が重点 10 施策として整理された。

＜知的財産推進計画 2023 の全体像＞

１．スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化
２．多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用
３．急速に発展する生成ＡＩ時代における知財の在り方
４．知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
５．標準の戦略的活用の推進
６．デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備
７．デジタル時代のコンテンツ戦略
８．中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化
９．知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化
10．クールジャパン戦略の本格稼働と進化

（出所）内閣府「知的財産推進計画 2023（概要）」を基に当室作成

同計画の「急速に発展する生成ＡＩ時代における知財の在り方」に関しては、ＡＩを利用した発明に係る特許審査実務上の課題等について諸外国の状況も踏まえて整理・検討すること等の方向性が示された。

2023 年 10 月に、知的財産戦略本部の下に「ＡＩ時代の知的財産権検討会」が設置され、生成ＡＩと知的財産権等との関係をめぐる懸念・リスクへの対応等やＡＩ技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について検討が行われている。

６　通商政策

2000 年代後半以降、ＷＴＯ（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は、貿易・投資の拡大のため積極的に二国間・地域間の経済連携協定（ＥＰＡ／ＦＴＡ）を締結するようになっている。

我が国では 2023 年 12 月現在、20 の経済連携協定が発効済みであり、2016 年２月に署名されたＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び同協定から米国が離脱したことを受けて残りの 11 か国で 2018 年 12 月に発効したＣＰＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、2022 年１月に発効したＲＣＥＰ（地域的な包括的経済連携）協定にも参加している。ＣＰＴＰＰ協定については、2023 年７月に英国の加盟が正式に承認された。また、このほかにも中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入を申請している。

2022 年５月にはＩＰＥＦ（インド太平洋経済枠組み）が立ち上げられた。これは米国を含む 14 か国が参加する経済枠組みであり、「貿易」「サプライチェーン」「クリーン経済」「公正な経済」の４つの分野について交渉を進めることとしているがＥＰＡやＦＴＡとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされている。また、インドを除く 13 か国は４つの全ての分野に参加するが、インドは「貿易」分野の参加を見送っている。同年 10 月にはカナダがＩＰＥＦへの参加意向を表明した。2023 年５月には半導体や希少金属などの重要物品を特定国に依存しない供給網や、緊急時に融通しあう仕組みを構築する「ＩＰＥＦサプライチェーン協定」が実質妥結に至り、同年 11 月に署名された。さらに、同月には、クリーンエネルギー移行を促進等する「ＩＰＥＦクリーン経済協定」及び贈収賄防止等に関する「ＩＰＥＦ公正な経済協定」が実質妥結した。

＜ＣＰＴＰＰ、ＲＣＥＰ、ＩＰＥＦの参加国＞

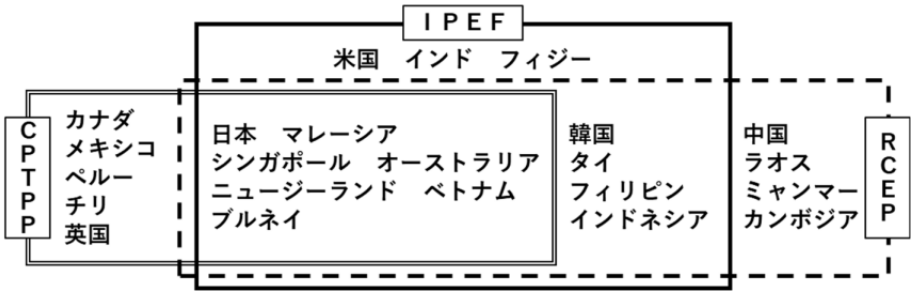

（出所）当室作成

７　独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められており、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法等について、違反行為の調査及び排除措置等を行うほか、各種ガイドラインの策定等による関係業界の指導、相談等を実施している。

(2) プラットフォーマー型ビジネスをめぐるルール整備

デジタルプラットフォーム[50]ビジネスについては、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律[51]」において、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示や透明性・公正性に関する評価等の措置が講じられており、2021 年４月に規制対象事業者としてアマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、Apple、Google が指定された。デジタル広告分野についても、2022 年 10 月に Google、Meta、ヤフーが規制対象事業者として指定された。

(3) モバイル・エコシステムに関する競争評価

近年、スマートフォンの急速な普及により、様々なサービスを享受できるようになっている。一方、スマートフォンを通じて顧客にアクセスする事業者は、モバイル・エコシステム[52]を構成するＯＳやアプリストア、ブラウザ等によって設定される仕様や「ルール」等に則ってサービスを提供する必要があるため、モバイル・エコシステムを司る少数のプラットフォーム事業者がデジタル空間のありようを決定する上で強い影響力を有するに至っている。

こうした中、デジタル市場競争本部[53]の下に設置されたデジタル市場競争会議は、デジタル市場における競争環境に関する構造的な課題を把握するため、2021 年６月から、モバイル・エコシステムによる影響等について競争評価を開始し、2023 年２月に公正取引委員会が公表した「モバイルＯＳ等に関する実態調査報告書」の知見も踏まえ、同年６月に、「モバイル・エコシステムに関する競争評価　最終報告」を公表した。本最終報告書においては、モバイル・エコシステムにおける、参入抑制や競争圧力の排除等といった競争上の懸念に対応するため、ルール変更等に伴う透明性や公正性の向上について政府が規律の大枠を定めながら、事業者の自主的な取組を尊重する規制枠組み（共同規制）と、一定の行為類型の禁止や義務付けを行う規制枠組み（事前規制）の２つの方向性が示され、諸外国の状況を見極めつつ、必要な法制度の検討を行っていくこととしている。

---

[50] インターネットを通じてＩＣＴやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するもの

[51] 令和２年法律第 38 号

[52] 「モバイル・エコシステムに関する競争評価　最終報告」（2023 年６月）においては、スマートフォンというハードと様々なサービスが展開されるソフトウェアをつなぐＯＳレイヤーと、それを基盤とした各レイヤー（アプリストア、ブラウザ等）が階層化する「レイヤー構造」が形成され、強いネットワーク効果などを背景にした、２つの強固なエコシステムとされている。なお、現在は２社の寡占状態が固定されている。（同報告書 24 頁）

[53] デジタル市場の評価並びに競争政策の企画及び立案並びに国内外の関係機関との総合調整を担うため内閣に 2019 年９月に設置された。

内容についての問合せ先
経済産業調査室　中川首席調査員（内線 68560）

国土交通委員会

国土交通調査室

所管事項の動向

１　国土政策及び社会資本整備の動向

(1) 国土形成計画の改定及び二地域居住等の推進

国土形成計画法に基づき策定される国土形成計画は、国土の利用、整備及び保全（国土の形成）を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、令和５年７月に新たに「第三次国土形成計画（全国計画）」（計画期間：2050年、更にその先の長期を見据えつつ、今後おおむね10年間）が閣議決定された。

同計画では、目指す国土の姿として「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、その実現に向けた国土構造の基本構想として「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることとしている。その具体的な取組として、広域レベルでは、リニア中央新幹線や新東名・新名神高速道路等の整備により東京、大阪、名古屋の三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」を形成すること、また、日常的な生活圏レベルでは、市町村界にとらわれない生活圏内人口10万人程度以上を一つの目安として、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」を形成することとしている。

同計画では、地域生活圏の形成を進め、地方への人の流れの創出・拡大につなげることとしていることから、その実行に向け、国土交通省は、国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会（委員長：小田切徳美　明治大学農学部教授）において検討を行い、令和６年１月に「中間とりまとめ」を公表した。「中間とりまとめ」では、「住まい（住環境）」、「なりわい（仕事）の確保・新しい働き方」、「コミュニティ（地域づくりへの参加）」等の課題について、子育て世代を含む若年層の二地域居住等へのニーズの高まりを的確に捉え、ソフト・ハードの総合的な政策のパッケージ化が必要であるとし、二地域居住等の促進に関し、市町村による計画の作成並びに計画に基づく事業に係る各種法令手続きの円滑化及びシェアハウスやコワーキングスペースなどの整備等についての財政的支援等の新たな制度設計を提言しており、これを踏まえ、今国会に関連法案の提出が予定されている。

(2) 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発

奄美群島及び小笠原諸島では、それぞれ昭和 28 年及び昭和 43 年の本土復帰以来、時限法である特別措置法の下、諸施策が講じられ、相応の成果をあげてきた。しかし、両地域は、本土から隔絶した外海に位置する厳しい地理的条件があり、台風の常襲に伴う災害のリスクに直面するなどの特殊事情による不利性を抱えており、生活面等での本土との諸格差が依然として存在している。一方で、国境離島である両地域は、我が国の領域の保全や海洋資源の利用等に重要な役割を果たしており、地域社会の維持に資する取組の重要性が高まっている状況にある。

現行の奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法は、令和５年度

末に期限切れを迎えることから、国土交通省に設置されている奄美群島及び小笠原諸島の各振興開発審議会において検討が行われ、令和５年７月、それぞれ意見具申が取りまとめられた。

各意見具申では、各地域の地理的・自然的特性に即した施策を展開し、本土との格差是正や諸課題の解決を図っていく必要があるとした上で、令和６年度以降の各地域の振興開発についても、地域の主体的な取組を推進する現在の法的枠組みを維持し、引き続き安定的に推進すべきであるとしている。これを受け、政府において、法の期限の延長等を内容とする両振興法の改正案の今国会への提出が予定されている。

(3) 社会資本整備重点計画及びインフラ老朽化対策

ア　社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画とは、社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定される計画であり、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、公園・緑地、河川等の事業を対象としている。現在は、令和３年５月に閣議決定された「第５次社会資本整備重点計画」（計画期間：令和３年度～７年度）に基づいてインフラ整備が進められている。

同計画では、計画期間内に達成すべき６つの重点目標（「防災・減災が主流となる社会の実現」、「持続可能なインフラメンテナンス」、「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」、「経済の好循環を支える基盤整備」、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」）が設定されている。そして６つの重点目標ごとに、その目標達成に向けて必要な事業横断的な 19 の政策パッケージが設定され、重点的に取り組む具体的な事業や施策が明らかにされている。

イ　インフラ老朽化対策

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後一斉に老朽化することが懸念されており、従来の事後保全からその機能に支障が生じる前に対策を行う予防保全への転換によるトータルコストの縮減及びコスト平準化が不可欠となっている。このような中、政府の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）に基づいて、国土交通省は、平成 26 年５月、自らが管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し（令和３年６月改定）、行動計画に記載された施設（道路、鉄道等）の管理者による「個別施設毎の長寿命化計画」に基づく取組が進められている。

人員や予算の不足等によりインフラメンテナンスの課題が深刻化している市区町村については、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会における提言を踏まえ、令和５年８月から、国土交通省は、区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、下水道等の複数、多分野のインフラを群として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的、効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能、性能を維持

する「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を全国的に展開するため、その計画策定手法や実施手法等について検討を行っている。また、国は、令和３年度～７年度の５か年に防災・減災、国土強靱化に関して追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定めた「防災･減災､国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月閣議決定）において、「重点的に取り組むべき対策」の１つとして「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を位置付け、国土強靱化の観点からも老朽化対策に取り組んでいる。国土交通省関連では、河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港等の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替えによる防災・減災対策等を行うこととされた。

(4) 道路政策の動向

老朽化が問題となっている我が国の道路施設のメンテナンスについては、平成25年の道路法等改正により、平成26年度から、道路管理者が、全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、５年に１度の点検を行うことが義務付けられている。平成30年度に１巡目点検が完了し、令和元年度から２巡目点検が実施されており、国土交通省は、令和５年８月、「道路メンテナンス年報」として令和４年度の調査結果等を取りまとめた。その中で、１巡目点検において修繕等の措置を講ずべき[1]とされた橋梁の実施状況について、地方公共団体の着手率、完了率ともに低水準となっていることなどが指摘されている。同省は、令和２年度予算において「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、地方公共団体による道路メンテナンス事業の計画的かつ集中的な支援を実施している。

１巡目点検（H26～H30 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置実施状況（令和4年度末時点）

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（C）	未着手施設数
国土交通省	3,359	3,337 (99%)	2,344 (70%)	22 (1%)
高速道路会社	2,533	2,402 (95%)	1,905 (75%)	131 (5%)
地方公共団体	61,466	46,043 (75%)	34,357 (56%)	15,423 (25%)
都道府県政令市等	20,071	17,770 (89%)	12,974 (65%)	2,301 (11%)
市区町村	41,395	28,273 (68%)	21,383 (52%)	13,122 (32%)
合計	67,358	51,782(77%)	38,606(57%)	15,576(23%)

（出所）国土交通省資料

このほか、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において高規格道路[2]ネットワークの在り方について議論が行われ、令和５年10月、同年７月に閣議決定された新たな国土形成計画で示された国土づくりの方向性を踏まえた「高規格道路ネットワークのあり方　中間とりまとめ」が公表された。中間とりまとめでは、４つの重点課題として、経済再興、国土安全保障、物流危機対応、低炭素化を挙げ、次世代の高規格道路ネットワークの在り方として「2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステム（通称：ＷＩＳＥＮＥＴ[3]）」の実現を目標に、シームレスなサービスレベルが確保された

[1] 判定区分は４段階。修繕等の措置を講ずべきとしているのは、判定区分Ⅲ及びⅣ（判定区分Ⅲ（早期措置段階）は、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。判定区分Ⅳ（緊急措置段階）は、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。）。

[2] 新広域道路交通計画における、国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間等を連結して、その時間距離の短縮を図る国土の骨格を支える基幹的な高速陸上交通ネットワークとして、高規格幹線道路と地域高規格道路などを一体とした規格の高い道路で、求められるサービスレベルが概ね 60km/h 以上の道路。

[3] ワイズネット。World-class Infrastructure with 3S (Smart, Safe, Sustainable) Empowered NETwork。

高規格道路ネットワークの構築、ＤＸ・ＧＸの推進、技術創造による多機能空間への進化を基本方針としている。また、物流構造を転換する切り札として自動物流道路（オートフロー・ロード）が提案されており、今後10年での実現に挑戦していくことが重要であるとされている。

(5) 整備新幹線等の整備

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、昭和 48 年に整備計画が定められた下表の５路線を指し、現在、表のとおりの２区間で整備が進められている。建設費用はＪＲが毎年支払う新幹線貸付料[4]がまず充当され、残額を国及び地方がそれぞれ２：１の割合で負担している。

整備新幹線の一覧

路線名	整備計画区間	開業（ゴシック体は建設中）
北海道新幹線	新青森～札　幌	新　青　森～新函館北斗…2016 年３月 開業 **新函館北斗～札　　幌…2030 年度末予定**
東北新幹線※	盛　岡～新青森	盛　　岡～八　　戸…2002 年 12 月開業 八　　戸～新　青　森…2010 年 12 月開業
北陸新幹線	東　京～大　阪	高　　崎～長　　野…1997 年 10 月開業 長　　野～金　　沢…2015 年３月 開業 **金　　沢～敦　　賀…2024 年３月予定** （敦賀～大阪間は未着工）
九州新幹線 （鹿児島ルート）	博　多～鹿児島中央	新　八　代～鹿児島中央…2004 年３月 開業 博　　多～新　八　代…2011 年３月 開業
九州新幹線 （西九州ルート）	博　多～長　崎	武 雄 温 泉～長　　崎…2022 年９月 開業 （博多～武雄温泉間は在来線）

※東北新幹線の東京～盛岡間は整備新幹線ではない。

北海道新幹線に関し、札幌延伸に伴い並行在来線となる函館本線の一部区間について、旅客線として沿線自治体が存続に消極的な同線を貨物路線として存続させる場合の課題等の検討のため、令和５年 11 月に国土交通省に有識者会議が設置され、令和７（2025）年度中に結論を得ることを目指している。

北陸新幹線は、令和６（2024）年３月に敦賀まで開業する予定であるが、敦賀より先の区間については、着工に向け必要となる環境影響評価の遅れ等から、令和５年度当初に見込まれていた着工が見送られている。

令和４年９月に暫定開業した九州新幹線西九州ルートでは、途中区間の新鳥栖～武雄温泉間の整備方針が定まっていない。沿線自治体の佐賀県は、佐賀駅経由で新幹線軌道を新設するフル規格について、財政負担の重さや移動時間の短縮効果が薄い等の理由から難色を示しているが、佐賀空港を経由するルートについては議論の余地があるとしており、現在、同県と国土交通省の間で、ルートや整備方針について協議が行われている。

他方、中央新幹線は、ＪＲ東海が、超電導リニア方式による令和９（2027）年の品川駅～名古屋駅間の営業運転開始を目標に、平成 26 年 12 月から工事に着手したが、水環境や生態系への影響の懸念から、南アルプストンネルの静岡県内の区間については、ＪＲと県との合意が得られず、未着工となっている。この問題について検証を行っていた国土交通省の有識者会議が、令和３年 12 月には水資源問題について、また令和５年 12 月には生態系等の環境保全について報告書を取りまとめたが、現在も両者の合意は得られていない。なお、工事の進捗を踏まえ、令和５年 12 月、ＪＲ東海は、工事完了の時期を「令和９年以降」とする認可の変更手続を行った。

[4] 整備新幹線は、トンネルや橋梁などの施設を独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）が建設・保有し、ＪＲ各社は、それらを借りて車両を運行させている。新幹線貸付料とは、ＪＲ各社が同機構に毎年支払う新幹線施設の使用料であり、その額は受益を限度とするとされている。具体的には、新幹線を整備した場合としない場合の 30 年間の収益の差額を 30 で除し、毎年の使用料が算定される。

(6) 水道整備、管理行政の移管

近年の水道整備、管理行政では、水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが求められている。このような状況の中、令和５年の第 211 回国会（常会）において、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立したことで、令和６年４月より、厚生労働省が所管している水道整備、管理行政を国土交通省に移管することとなった。これにより、国土交通省が所管する下水道等の他の社会資本と一体的な整備、管理を進め、機能強化を図るとしている。

また、令和６年度予算大臣折衝において、水道整備、管理行政が移管されることを踏まえ、上下水道一体での事業実施による効率化、基盤強化を進めるため、一体的な事業計画策定や官民連携、新技術の活用等の取組への支援を可能とする「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」が予算に盛り込まれることとなった。

２　安心・安全で豊かな暮らし

(1) 地域交通の確保及び利便性向上

地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や観光客等の移動の手段として大きな役割を担ってきたが、自家用自動車の普及や都市部への人口流出等による地方の人口減少などの社会経済環境の変化により、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。さらに、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域公共交通を取り巻く状況は劇的に変化し、地域鉄道や一般路線バスの旅客の輸送需要が激減するとともに、事業者の経営状況についても、一段と厳しい状況となった。

令和５年の第211回国会（常会）に成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」では、①法律の目的に地域の関係者の連携と協働の推進を規定するとともに、②ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充、③地域公共交通利便増進事業[5]の拡充、④道路運送高度化事業の拡充[6]、⑤鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設等を措置している。②に関して、ローカル鉄道の再構築を図るため、大量輸送機関としての鉄道の特性が十分に発揮できていない区間について、地方公共団体又は鉄道事業者は、国土交通大臣に再構築協議会の組織を要請できることとし、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見を聴取した上で、基準に合致すると認める場合には、再構築協議会を組織することとしている。同協議会において、鉄道輸送の維持・高度化又はバス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは、再構築方針を策定する等の措置を講ずるものとしている。また、同法に関する基本的な事項等を定める地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針が改訂され、再構築協議会の対象となる区間の具体的な要件等が示された。

---

[5] 地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、地域公共交通ネットワークの再編やダイヤ、運賃の改善等を行う事業。

[6] 乗合バス事業について、ＢＲＴ（Bus Rapid Transit）の導入により、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保といった運送サービスの質の向上を図るものであったが、交通ＤＸ・ＧＸを推進する事業を追加した。

同改正法の施行（令和５年10月１日）を受け、西日本旅客鉄道株式会社から国土交通大臣に対し、芸備線の備中神代（岡山県新見市）～備後庄原（広島県庄原市）間について、全国初となる同協議会の設置が要請され、関係自治体への意見聴取等の手続を経て、令和６年１月12日、国土交通省から同協議会の設置が公表された。なお、第１回目の協議会について、令和５年度中の開催を目処に調整中とされている。

(2) 建設産業政策の動向

建設業に関しては、建設技能者の高齢化が進んでおり、処遇改善や将来の担い手確保が従来から政策課題とされてきた。また、近年は、資材価格高騰が経営に影響を与えており、このような価格変動等が生じた場合のリスク負担の在り方が課題となっているほか、令和６年４月から適用される罰則付きの時間外労働規制への対応などが求められている。

このため、公共工事設計労務単価の引上げや、建設技能者の資格や現場での就業履歴等を登録及び蓄積して能力評価につなげる仕組みである「建設キャリアアップシステム」の普及及び活用の推進などによる処遇改善のための取組とともに、令和元年６月に成立した「新・担い手３法」（「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の改正）を踏まえて、適正な工期設定による請負契約の締結や公共工事の施工時期の平準化等による働き方改革の促進に向けた取組などが進められている。

また、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金や工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境を整備するため、令和５年９月、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会（委員長：小澤一雅　東京大学大学院工学系研究科特任教授）は「中間とりまとめ」を公表した。

これを踏まえ、政府は、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保や適正な工期設定の徹底等の働き方改革、資材価格の適切な価格転嫁対策のため、法令改正や不適切な契約を是正する組織体制の整備を含めた措置を講ずるとして、①中央建設業審議会が適正な労務費の目安（標準的な労務費）を勧告し、下請業者まで適正な労務費が確保された契約を徹底するとともに、②資材価格が変動した際に、賃金原資にしわ寄せをされないよう、請負代金の変更協議に関するルールを明確化すること等を検討しており、今国会での新・担い手３法の改正が見込まれる。

(3) 都市政策の動向

ア　都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティ等の推進

都市構造のコンパクト化を誘導するため、平成26年の「都市再生特別措置法」改正により立地適正化計画制度が創設された。同制度は、市町村が居住誘導区域や都市機能誘導区

域を定めた立地適正化計画[7]を作成し、居住や医療、福祉、商業等の都市機能の区域内への立地を予算・金融上の支援措置により誘導等するものである。

また、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の下に設置されている都市計画基本問題小委員会においては、多様な暮らし方、働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進も含めた、今後の都市政策の方向性を提言する中間取りまとめが令和５年４月に公表されている。

さらに、国土交通省は、まちなかのにぎわいの創出等による「地方都市の再生」や、こどもや子育て世帯が安心、快適に日常を暮らすための周辺環境の整備による「こどもまんなかまちづくり」といった重点課題に取り組むこととし、令和６年度予算においては関連する予算が盛り込まれている。

イ　まちづくりＧＸ

令和５年７月に開催されたＧ７香川・高松都市大臣会合の結果を受け、①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③Well-beingの向上の実現に向け、地方公共団体等による緑地の保全・整備等の推進とともに、都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化を進めるなど、まちづくりＧＸの総合的な推進が図られている。

また、同月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくりＧＸの推進を図ることとされており、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区[8]の活用等が行われている。しかし、多くの地方自治体において、財政的な制約や緑地の整備・管理に関するノウハウ不足が深刻となっており、そのため、土地の買入れが進まず、特別緑地保全地区の新規指定も抑制的になっている。

このような状況を踏まえ、国は、保全すべき緑地の買入れ等を行う国指定法人の創設や、民間投資を活用して良質な都市の緑地を創出・保全するための評価制度の創設等を行うこととしており、今国会に関連法案の提出が予定されている。

(4) 住宅政策の動向

ア　住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現と子育て世帯への支援強化

建築物の省エネ化等により、脱炭素社会の実現に資するため、令和４年の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等改正により[9]、住宅を含む原則全ての建築物の新築等に対する省エネ基準適合の義務付け（令和７年４月施行予定）等が措置された。

また、令和５年６月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約30万戸を確保する等の取組を打ち出しており、令和５年度

---

[7] 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。）の立地の適正化を図るための計画で、市町村が都市計画区域内について作成することができる。527都市が令和５年７月31日までに計画を作成・公表している。

[8] 都市の緑地を現状凍結的に保全する地区。都市計画決定により、建築行為等が原則不許可となる。

[9] 改正後における法律の題名は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」。

補正予算では、子の人数等に応じて住宅ローン金利の引下げを実施する「フラット35子育てプラス」や、子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得、住宅の省エネ改修等に対して支援する「子育てエコホーム支援事業」が創設されたほか、令和６年度予算においても関連する予算が盛り込まれるなど、子育て世帯に対する支援の強化が図られている。

イ　誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネット機能の強化のため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録されたセーフティネット登録住宅[10]について、改修費用の補助、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用の補助が行われている。

また、高齢者への施策として、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づくサービス付き高齢者向け住宅の整備が国庫補助等により促進されている[11]。

さらに、今後の単身高齢世帯等の増加等を踏まえ、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等の在り方等について検討を行う「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（座長：大月敏雄　東京大学大学院工学系研究科教授）が、令和５年７月に厚生労働省、国土交通省、法務省の３省合同で設置されている。同年12月に提示された中間とりまとめ（案）では、「関連する制度の諸課題を踏まえ、具体的な見直しに向けて必要な検討を進めるべき」とされており、これを受け、今国会に関連法案の提出が予定されている。

ウ　良質な住宅ストックと流通市場の形成

マンションの老朽化等に対応するため、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく管理計画認定制度[12]や「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づく団地における敷地分割制度[13]等により、マンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組が進められている。また、令和５年８月には、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（座長：浅見泰司　東京大学大学院工学系研究科教授）から、現時点で考えられる政策の方向性がマンション政策全般の大綱として取りまとめられた。今後は、法務省の法制審議会における区分所有法制の見直しの動向[14]等を踏まえ、更なるマンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組を進めることとされた。

さらに、平成 26 年制定の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき市町村によ

---

[10] 一定の基準に適合する住宅が登録対象となり、令和６年１月現在約89万戸が登録されている。

[11] 令和５年８月末時点で、8,257棟、285,267戸が登録されている。

[12] 適切な修繕積立金の設定等の基準を満たすマンションの管理計画を地方公共団体が認定する制度。

[13] 要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の５分の４以上の同意によりマンション敷地の分割を可能とする制度。

[14] マンションの建替え決議における多数決要件の緩和等について検討されている。

る空家等対策計画の策定[15]、特定空家等[16]に対する勧告、命令、代執行等が行われており、加えて、令和５年の改正[17]により、管理不全空家等[18]に対する勧告や空家等活用促進区域の創設、空家等管理活用支援法人制度の創設等により空き家の活用が促進されることとされた。

(5) 令和６年能登半島地震による住家被害等

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、１月 19 日時点において既に 230 人を超える死者や、38,000 件を超える住家被害が発生するなど甚大な被害[19]が生じている。特に、直接死の多くが家屋倒壊によるものとされている。また、９市町の住家等において火災が発生したことが判明している。

国は、同月 11 日に同災害を激甚災害（本激）に指定し、災害復旧事業に関する国庫補助額のかさ上げ等を行っており、各地方公共団体では、公営住宅の空き室を確保し、被災者に提供することとしている。また、12 日から石川県輪島市、珠洲市をはじめとして応急仮設住宅の着工が順次始まる[20]など、被災者の住まいを確保するための取組が進められている。

(6) 流域治水の推進

令和２年７月、国土交通省社会資本整備審議会は、近年の気候変動や水災害の状況においては、従来の国等の河川、下水道等の管理者が主体となった河川区域を中心としたハード整備だけでは、計画的に治水安全度を向上させていくことは容易ではないため、水災害対策の方向性は、これまでの管理者が主体となって行う対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全員（流域のあらゆる関係者）が協働して治水対策に取り組む「流域治水」への転換を提言した。

提言後の取組として、令和３年３月、全国 109 の一級水系において、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制等、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」が策定された。同プロジェクトは、気候変動の影響により 2040 年頃には降雨量が約 1.1 倍、流量が約 1.2 倍、洪水発生頻度が約２倍に増加すると見込まれることを踏まえ、流域治水の取組を加速化、深化させるため、今年度を目途に順次気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「流域治水プロジェクト 2.0」に更新することとされている。

---

[15] 1,450市区町村（83%）で既に策定済み（令和５年３月31日現在）。

[16] そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等。

[17] 同年６月に成立、12月に全面施行。施行に伴い、空き家対策に関する国の基本指針や地方自治体向けのガイドライン等が国土交通省により公表されている。

[18] 放置すれば特定空家になるおそれのある空家等。

[19] 一部報道によれば、被災地における木造建築物の密集、低い耐震化率及び液状化現象が被害を拡大させたとの指摘もある。

[20] 輪島市によれば、２月上旬から順次完成する予定とされている。

また、令和３年４月、流域治水の実効性を高めるための立法措置である「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（いわゆる流域治水関連法）が成立した。同法の主な内容は、①流域治水の計画・体制の強化[21]、②氾濫をできるだけ防ぐための対策[22]、③被害対象を減少させるための対策[23]、④被害の軽減、早期復旧・復興のための対策[24]であり、令和３年 11 月に完全施行された。同年 12 月、大和川水系大和川等について、流域治水関連法施行後、全国初となる特定都市河川の指定が行われ、今後も指定の拡大が見込まれるとともに、河川管理者が長期的な方針を定める河川整備基本方針について、気候変動及び流域治水の新たな視点を踏まえて改定が進められている。

(7) 物流・自動車関係

ア　物流の 2024 年問題

令和６年４月よりトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される。これにより、一部のトラックドライバーの労働時間が短縮されることも想定され、その結果、何も対策を講じなければ、2024（令和６）年度には輸送能力が約 14%不足し、さらに、2030（令和 12）年度には約 34%不足するとの試算も示されている[25]（いわゆる「物流の 2024 年問題」）。

国土交通省、経済産業省及び農林水産省の３省は、令和４年９月、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進め、物流を持続可能なものとしていくための方策を検討するため、有識者、関係団体及び関係省庁からなる「持続可能な物流の実現に向けた検討会」を設置し、令和５年２月に中間取りまとめ、同年８月に最終取りまとめを行った。

また、政府においては、令和５年３月、我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置し、同年６月に、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を盛り込んだ「物流革新に向けた政策パッケージ」、10 月に「物流革新緊急パッケージ」を取りまとめた。両パッケージにおいて、荷待ちや荷役時間の削減、多重下請構造の是正、適正な運賃収受や価格転嫁等に向けた「規制的措置」について、今国会での法制化も含めた枠組みを整備するとされている。

---

[21] 流域水害対策計画（特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画）を活用する河川について、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）等。

[22] 利水ダムの事前放流（より多くの洪水をダムに貯めるため、既存ダムの利水容量に貯めている水の一部を、河川の水量が増える前に放流してダムの水位を下げる取組）の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設等。

[23] 浸水被害防止区域（洪水等発生時に建築物への浸水等により住民の生命等に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、都道府県知事が指定）を創設し、住宅や要配慮者利用施設等の安全性を事前確認等。

[24] 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大等。

[25] 株式会社ＮＸ総合研究所提出資料「第３回持続可能な物流の実現に向けた検討会」（令和４年 11 月 11 日）

イ　いわゆる「ライドシェア」の導入

いわゆる「ライドシェア」の導入については、令和５年 10 月に岸田内閣総理大臣の指示を受け、デジタル行財政改革会議の課題発掘対話において議論が開始された。具体的な検討は、規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループにおいて行われ、令和５年 12 月 20 日、デジタル行財政改革会議において中間とりまとめが決定された。

中間とりまとめでは、地域交通におけるタクシー等のドライバー不足の深刻化と、急増するインバウンド観光や季節・時間帯等で変動する移動需要に的確に対応するサービス提供の仕組みの不足に対応するため、タクシーの規制緩和、タクシー事業者の運行管理下での新たな仕組みの創設（道路運送法第 78 条第３号[26]に基づく制度の創設）、従来の自家用有償旅客運送制度（同法第 78 条第２号[26]）の大幅な改善について、できるものから早期に開始し、実施効果を検証することとされた。このうち、道路運送法第 78 条第３号に基づく制度の創設では、都市部を含め、タクシーが不足する地域、時期、時間帯を特定した上で、タクシー事業者が運送主体となり、地域の自家用車・ドライバーを活用し、アプリによる配車とタクシー運賃の収受が可能な運送サービスを令和６年４月から提供することとされ、この制度創設に当たって、ドライバーとの契約形態については雇用契約に限らず検討を進めるとされた。また、従来の自家用有償旅客運送制度については、令和５年内から大幅に改善し、同制度の適用対象となる交通空白地に夜間など時間帯の概念も取り込むほか、対価の目安の引上げ（タクシー運賃の約８割）、ダイナミックプライシングの導入等の実施、地域公共交通会議等における協議において地方自治体の長が判断できるよう制度の改善を図ること、多様な主体の参画を促すべく運送実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化することなどが示された。なお、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度については、令和６年６月に向けて議論を進めていくこととされている。

このほか、令和５年 12 月 26 日に規制改革推進会議において取りまとめられた「規制改革推進に関する中間答申」においても、自家用自動車を用いた有償運送制度（道路運送法第 78 条第２号及び第３号）の改善、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法律制度について議論することなどが示されている。

ウ　型式指定申請における不正行為

ダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ」という。）は、令和５年４月にダイハツで開発

---

[26] 道路運送法第 78 条第２号では、自家用有償旅客運送について定められており、交通空白地での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活に必要な輸送等について、それらがバスやタクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、ＮＰＯ法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度である。また、同条第３号では、公共の福祉の確保のためにやむを得ない場合の有償運送について定められており、活用例として、通学通園のため学校等が自家用自動車で行う有償旅客運送や、福祉タクシー事業者が行う訪問介護員等による自家用自動車による有償旅客運送などがある。

を行った海外市場向け車両（４車種）の型式指定申請[27]において不正行為が確認されたことから、第三者委員会を設置して調査を行い、令和５年 12 月 20 日、その報告書を受領し、公表した。また同日、国土交通省及び経済産業省に対して、第三者委員会の調査結果や同社による検証結果等を報告した。

ダイハツから国土交通省等に対しては、第三者委員会の調査で、現行生産・開発中の全車種（28 車種）及び生産が終了している一部の車種（18 車種）において、型式指定申請に係る不正行為が確認されたこと等が判明したこと、ダイハツによる検証の結果、計 142 件の不正行為のうち 141 件は基準適合性、諸元値の妥当性が確認され、残り１件は不適合の可能性があり原因を調査中であること、５月より出荷停止している２車種を含め、全ての現行生産車の出荷を自主的に停止すること等が報告された。

上記報告を受け、国土交通省は、ダイハツにおいて、同省が基準適合性を確認するまで、現行生産車の出荷を停止することなどを指示したほか、令和５年 12 月 21 日から立入検査を行った。その結果を踏まえ、令和６年１月 16 日、特に不正行為が悪質な３車種の型式指定の取消手続きを開始するとともに、ダイハツに対する是正命令の発出、基準不適合の可能性がある２車種のリコール届出の指導を行った。

(8) 今後の気象業務の在り方

線状降水帯[28]は毎年のように発生する大きな被害をもたらす現象であり、その予測精度の向上が喫緊の課題となっている。気象庁は、観測強化のため、次期静止気象衛星「ひまわり」（令和 11 年度運用開始予定）の整備を進めるとともに、予測精度向上のため、令和５年度末には「線状降水帯予測スーパーコンピュータ」の利用により、予報時間を 10 時間から 18 時間に延長することとしている。

線状降水帯の発生等についての情報の改善策については、令和３年６月から、線状降水帯の発生を検知した際には「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されていたが、大雨災害への危機感をいち早く高めるため、令和５年５月からは、予測技術を活用し最大 30 分程度前倒しして発表し、令和８年からは予測時間をさらに延ばして２～３時間前に発表することを目指している。また、令和４年６月から、半日前から広域を対象に線状降水帯による大雨の可能性の発表が行われており、令和６年には県単位で、令和 11 年には市町村単位の危険度について、地図上の危険度分布形式の情報として半日前から提供することとしている。

さらに、国等が発表する住民の自主的防災行動等に資する防災気象情報について、警戒

---

[27] 自動車の型式指定制度は、大量生産される自動車に係る安全確保・環境保全のための検査を合理化する制度。本来、製造された自動車を初めて運行の用に供しようとするときは、個別に現車を提示し、国の定めた保安基準に適合しているかの国による検査（新規検査）を受ける必要がある。型式指定制度は、国土交通大臣が、自動車メーカー等からの申請を受けて、自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該自動車が均一性を有するものかどうか（品質管理体制）を自動車の型式ごとに審査し、指定するもので、指定を受けた型式の自動車は、自動車メーカー自らが一台ごとに保安基準適合性を検査する（完成検査）ことにより、国が行う現車提示による検査を省略することができる。

[28] 湿った空気の流入が持続することで次々と積乱雲が発生し、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することで大雨をもたらすもの。

レベル[29]導入に合わせ５段階に分類されたが、わかりにくいとの指摘があるため、情報をシンプルでわかりやすいものに再構築するとともに防災気象情報の名称についても検討が行われている。

３　航空、港湾、海事政策の動向

(1) 航空政策の動向

航空旅客需要は回復しつつあるものの、事業環境の構造的な変化により、特に地方路線の収支が厳しい状況となっていること等を踏まえ、引き続き、航空機燃料税の軽減措置[30]に加え、100 億円規模での空港使用料等の軽減を行うこととしている。

また、航空機の運航に不可欠である空港業務（グランドハンドリング（航空機の誘導等の地上支援業務）・保安検査等）は、厳しい労働環境等によりコロナ禍前から人手不足が懸念されていたが、国土交通省は、今後は、空港グランドハンドリング協会等と連携し、処遇改善や人材確保、育成を行っていくとしている。

無人航空機の利活用については、令和４年 12 月に有人地帯での補助者なし目視外飛行（レベル４飛行）が可能となり、令和５年 12 月には、ドローン配送の事業化に向けて、レベル 3.5 飛行[31]の制度が新設されている。いわゆる空飛ぶクルマについては、2025 年の大阪・関西万博に向けて、機体の安全性、操縦者の技能証明等に関する制度整備が進められることとなっている。

令和６年１月２日、羽田空港における日本航空機と海上保安庁機の衝突事故を受け、国土交通省は、同月９日、「航空の安全・安心確保に向けた緊急対策」を公表し、管制官による監視体制の強化や滑走路侵入に関するルールの徹底等の対策を講じた。また、羽田空港航空機衝突事故検討委員会を設置し、パイロットと管制官に対する注意喚起システムの強化等について検討し、今夏にも中間とりまとめを公表する予定としている。

(2) 港湾政策の動向

我が国が 2050 年のカーボンニュートラルの実現を目標としている中、港湾は、二酸化炭素の排出源が多く立地しその削減効果も大きいことから、国土交通省は、カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）の形成を推進しており、水素・燃料アンモニア等の次世代エネルギーの利活用の検討や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等への取組を推進しており、令和４年には、港湾の脱炭素化の推進等を内容とする改正港湾法が成立・施行され、全国の港湾でＣＮＰ形成に向けた取組が進められている。また、国土交通省は、港湾の脱炭素化を客観的に評価する認証制度の創設に取り組んでおり、令和５年３月に「ＣＮＰ認証」

---

[29] 災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもの（2019 年に導入）。

[30] 本則 26,000 円/kℓが 13,000 円/kℓへ軽減されている。

[31] レベル３飛行（無人地帯での補助者なし目視外飛行）に一定の要件（操縦者ライセンスの保有、保険への加入、緊急着陸地点の設定）を追加することで、立入管理措置の緩和や道路等の一時的な横断を可能とするもの。

の制度案を取りまとめ、同年 11 月より東京港等６港湾[32]において試行を開始した。

さらに、国土交通省は、国際基幹航路の寄港維持拡大に向け、京浜港及び阪神港を「国際コンテナ戦略港湾」に選定し、同港湾における「集貨」政策等の各種施策を推進する「国際コンテナ戦略港湾」政策では、大型船の入港に対応したコンテナターミナルの整備、国内及び東南アジア等からの航路網の充実、積み替え機能強化等、利便性・荷役の生産性の向上に向けた各種施策が講じられている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の混乱を経て、我が国においては国際基幹航路の維持拡大の重要性が一層高まったこと等を背景に、同省は今後の新しい国際コンテナ戦略港湾政策の目標や新たな戦略等についての検討を行っている。

「物流の 2024 年問題」に関しては、国土交通省はモーダルシフトの受け皿となる内航フェリーやＲＯＲＯ船[33]ターミナル[34]において必要となる港湾整備や荷役の効率化に資する次世代高規格ユニットロードターミナルを検討している。

令和５年７月､名古屋港のコンテナターミナルのシステムがサイバー攻撃を受け停止し、３日間にわたり同港のコンテナの搬入・搬出ができなくなった。国土交通省は同種事案の再発防止に向け、コンテナターミナルにおける必要な情報セキュリティ対策等の検討を行い、緊急に実施すべき対応策とともに、国によるシステムのセキュリティ対策の審査等の制度的措置について公表した。

このほか、穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物（バルク貨物）の安価な輸入の実現のための「国際バルク戦略港湾」政策や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い運航が停止されていた国際クルーズ船の受入の再開に伴い、令和５年３月の「観光立国推進基本計画」において示された、令和７（2025）年の訪日クルーズ旅客数 250 万人超等の新たな目標値を目指した取組を進めることとしている。

(3) 海事政策の動向

地球温暖化防止に向け、世界的な脱炭素化の流れが加速する中、我が国の海事分野においても 2050 年のカーボンニュートラルの実現を目標としている。我が国は、この目標を世界共通のものとすべく、ＩＭＯ（国際海事機関）に米英等と共同提案を行い、令和５年７月の第 80 回海洋環境保護委員会（ＭＥＰＣ80）において「2050 年頃までにＧＨＧ排出ゼロ」を含むＩＭＯのＧＨＧ削減戦略が採択された。この実現に向け、現在重油からより環境負荷の低いＬＮＧ燃料船の導入が進んでおり、今後は水素やアンモニア等の新燃料の導入も進むと考えられている。国土交通省は、これらの燃料の大型船を用いた技術実証やバンカリング（燃料補給）の環境整備等を推進することとしている。

一方、内航海運のＧＨＧ対策については、国土交通省は、代替燃料の活用に向けた取組の支援や、荷主と海運事業者が連携して取り組む「連携型省エネ船」の開発と普及を進め

[32] 東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び博多港
[33] 車両を自走させて船内に搭載し、また船内から揚陸させることができる貨物船のこと。
[34] 一度に大量（例えば一回の航行で 100 台以上の車両を運搬する等）のユニットロード貨物（一定の単位（ユニット）にまとめて輸送される貨物のこと）の運搬に対応できることを想定している。

ている。また、内航海運については、「物流の 2024 年問題」によるトラックドライバーの労働力不足等から、陸送からのモーダルシフトが期待されているが、そのためには十分な規模の港湾施設の整備や荷役の効率化等が必要であるとともに、内航海運自体も船員不足等が課題であり、令和３年５月に改正された内航海運業法や船員法に基づく取引環境改善や船員の働き方改革の取組が進められている。

そのほか、令和４年に成立した経済安全保障推進法[35]において「特定重要物資」に指定された舶用製品[36]の安定供給の確保の取組、実用化に向けた動きが世界的に活発化している自動運航船に関する開発支援やＩＭＯの自動運航船の規則策定に向けた国際的な議論の主導、また、令和３年に成立した海事産業強化法[37]に基づく造船・舶用事業者の事業基盤の強化や海運業の競争力強化等の各種の取組を通じ、我が国の経済安全保障の推進や海事産業の競争優位性の確立を目指すこととしている。

令和４年４月に発生した北海道知床沖の遊覧船の海難事故では安全対策の形骸化が露呈した。事故を受け、同年 12 月に「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられ、同対策の法制化のため令和５年の第 211 回国会（常会）において海上運送法等が改正されており、実施可能なものから速やかに実行に移されている。

令和５年 11 月に、イエメンのシーア派武装組織フーシにより日本郵船運航の自動車運搬船が拿捕された事案に関しては、国土交通省はこのような行為を断固避難する声明をホームページに掲載し、同月のＩＭＯ総会においても國場国土交通副大臣が同旨の発言を行った。

４　観光施策の動向

政府は、国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、訪日外国人旅行者数 2030 年 6,000 万人等を目標とする「明日の日本を支える観光ビジョン」を、平成 28 年３月に策定し、これらの目標達成のため、多言語対応といった受入環境整備等を行ってきた。その結果、平成 30 年には初めて訪日外国人旅行者数が 3,000 万人を突破した。

その後、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光需要が大きく減少し、深刻な影響を受けたが、政府による全国旅行支援などにより、国内の観光需要の回復が進み、令和４年 10 月から水際対策が緩和されたことにより訪日外国人旅行者数も増加[38]した。一方で、観光需要の急速な回復に伴い、混雑やマナー違反が地域住民の生活に影響を与えるなどのオーバーツーリズムへの対応が課題とされ、令和５年 10 月、観光立国推進閣僚会議において観光客が集中する地域における交通手段や観光インフラの充実、実情に応じた入域管理が異なる需要に対応した運賃設定の促進等を内容とする「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が取りまとめられた。

---

[35] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

[36] 船舶用機関（主機エンジン及びクランクシャフト）、推進器（プロペラ）及び航海用具（ソナー）

[37] 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

[38] 訪日外国人旅行者数は、令和５年 12 月、2,734,000 人（2019 年同月比 108.2%、前年同月比 199.5%）となっており、令和５年の年間では 25,066,100 人（2019 年比 78.6%）となっている。（「訪日外客数（2023 年 12 月および年間推計値）」2024 年１月 17 日　日本政府観光局）

また、政府は、令和５年３月「観光立国推進基本計画」を策定し、訪日外国人旅行消費額の早期の５兆円達成や訪日外国人旅行者数を令和７年までに 3,200 万人を超える水準にするなどの目標達成に向けて、同年５月に策定された「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」に定める施策を着実に実施するとしている。

ＩＲ（統合型リゾート）については、令和２年、特定複合観光施設区域整備法に基づく基本方針が決定され、令和４年４月に大阪府と長崎県が区域整備計画の認定申請を行い、外部有識者からなる審査委員会の見解を受け、令和５年４月、国土交通大臣は、大阪府の区域整備計画を認定した一方、同年 12 月、長崎県の区域整備計画の認定を行わないこととした。

５　海上保安の動向

尖閣諸島周辺の海域においては、平成 24 年の尖閣諸島の国有化以来、中国船舶の活動が活発化し常態化している[39]。特に平成 25 年の中国海警局の発足後は、同局船舶の隻数の増加とともに、船舶の大型化・武装化が進んでいる。

中国海警局所属船舶の勢力増強

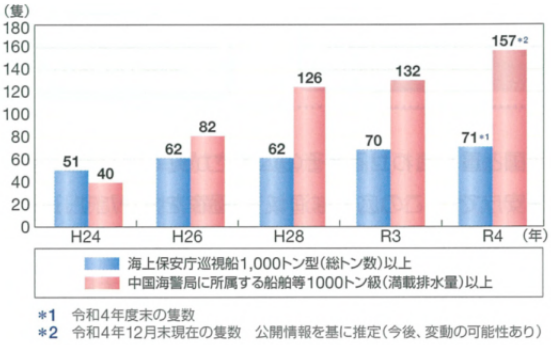

（出典：「海上保安レポート 2023」）

また、中国は令和３年２月に施行された海警法[40]を根拠に、尖閣海域を含む同国周辺海域における管轄権の主張や領海侵犯等の圧力を強めており、令和５年３月には、海警局の船舶が、過去最長の 80 時間以上にわたり尖閣諸島付近の領海に侵入する事案が生じており、我が国領海内において、日本漁船に接近しようとする事案も発生している。また、令和５年３月以降、中国公船の自らの位置情報を発信する船舶自動識別装置（ＡＩＳ）を作動させながらの航行[41]が確認されており、実効支配に向けた実績作りのための、尖閣諸島付近の海域での公船航行のアピールと考えられている。

このほか、我が国の排他的経済水域の外国漁船による違法操業、東シナ海や日本海のみならず沖ノ鳥島と南鳥島周辺海域まで広域化した外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動[42]、さらには、令和４年に入ってからかつてない頻度で日本海や太平洋に弾道ミサイルを着弾させている北朝鮮の動き等、我が国周辺海域を巡る状況は、近年、厳しさを増している。

このような状況に対応するため、内閣総理大臣が主催する海上保安能力強化に関する関係閣僚会議は、令和４年 12 月に、巡視船、航空機等の大幅な増強等のハード面の取組とと

[39] 荒天の日等を除き、ほぼ毎日、我が国の接続水域（領海の外側の 24 海里（約 44km）までの海域）に数隻の中国海警局船舶が入域し（令和５年の入域日数は 352 日で過去最高）、それらの船舶が、月平均３～４日程度、我が国の領海へ侵入している（令和５年において領海侵入のあった日数は 42 日である。）。

[40] 中国海警局の権限と役割を定めた法律で、「管轄海域」（具体的な範囲は示されていない）における、「武器の使用を含む一切の必要な措置」を認める内容となっている。このような規定について、我が国は、適用範囲や武器使用権限が曖昧であり、国際法に反するものであると主張している。

[41] 通常、警備船艇は業務の秘匿性等を理由にＡＩＳを作動させていない。

[42] 令和５年７月には中国による尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域内へのブイの設置が確認されている。

もに、警察、自衛隊、外国海上保安機関との連携強化等のソフト面の取組も推進することとする新たな「海上保安能力強化に関する方針」を決定し、令和９年度における海上保安庁予算の当初予算額を令和４年度の水準（約 2,200 億円）からおおむね 1,000 億円増額することとされている[43]

また、令和５年４月には、武力攻撃事態時において、自衛隊法に基づき海上保安庁を自衛隊の指揮下に置く手順を定めた「統制要領」が策定され、有事の際の自衛隊との役割分担や連携強化が図られている。

内容についての問合せ先
国土交通調査室　竹田首席調査員（内線68580）

[43] 国家安全保障戦略（令和４年 12 月 16 日閣議決定）では、令和９年度において、「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（ＧＤＰ）の２％に達するよう、所要の措置を講ずる。」と明記されている。

環境委員会

環境調査室

所管事項の動向

１　脱炭素社会の構築

(1) 気候変動に関する国際的な取組

ア　パリ協定

2015 年 12 月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）において、2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として２℃目標[1]が設定されるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが盛り込まれた。また、パリ協定に参加する全ての国に 2020 年以降の削減目標（国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution)。以下「ＮＤＣ」という。）の提出・更新が義務付けられている。パリ協定は 2016 年 11 月４日に発効し、2020 年１月１日から取組が開始されている。

パリ協定の主な内容

・世界共通の長期目標として２℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。
・主要排出国を含む全ての参加国が削減目標を５年ごとに提出・更新。
・全ての参加国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
・全ての参加国が長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（長期低排出発展戦略）を作成、提出。
・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
・イノベーションの重要性の位置付け。
・５年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク)。
・先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
・我が国提案の二国間クレジット制度（ＪＣＭ）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

（出所）環境省資料を基に当室作成

イ　世界の脱炭素化に向けた動き

パリ協定の長期目標を受けてＩＰＣＣ（国連気候変動に関する政府間パネル）は、1.5℃と２℃との影響の違いについての知見を 2018 年に「1.5℃特別報告書」としてまとめ、将来の平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界のＣＯ２排出量が正味ゼロ（カーボンニュートラル）となっていることが必要であることなどが示された。

こうした科学的知見に加え、近年頻発する気象災害などを受けて、多くの国々が気温上昇を 1.5℃に抑えることを目指し、そのための対策として 2050 年排出ゼロを目標とするようになり、さらに、2021 年 10 月に開催されたＣＯＰ26 で採択された「グラスゴー気候合意」では、1.5℃目標を追求し今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる 2030 年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。

ＩＰＣＣが 2023 年３月に公表した第６次評価報告書統合報告書（ＡＲ６）では、2011 年から 2020 年の世界平均気温は既に 1.1℃の温暖化に達しているとし、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されている[2]。

同年 11 月 30 日から 12 月 13 日までアラブ首長国連邦（ＵＡＥ）で開かれたＣＯＰ28 で

[1] 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも２℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標。

[2] 多くのシナリオでは 2030 年代前半とされている。

は、パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての決定が採択された。採択された決定文書には、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025 年までの排出量のピークアウト等が明記された。また、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠の決定などが行われた[3]。

(2) 気候変動に関する我が国における取組

2020（令和２）年 10 月、菅前内閣総理大臣は所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル宣言を行った。翌 2021（令和３）年４月には、2030 年度の温室効果ガス排出量 46%削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けることを地球温暖化対策推進本部において決定した。

こうした動きを受け、関係する計画等の見直しが行われ、同年 10 月 22 日、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。また、同日、2030 年度の温室効果ガス削減目標である「日本のＮＤＣ（国が決定する貢献）」[4]が地球温暖化対策推進本部で決定され、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」[5]が閣議決定された。

こうした中、温室効果ガス排出削減の国際公約及び我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、官民で巨額の投資（今後 10 年間で 150 兆円超）を実現するため、第 211 回国会で、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和５年法律第 32 号。ＧＸ推進法）が成立し、2023 年７月、同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が閣議決定された。同法では、成長志向型カーボンプライシング構想の下、カーボンプライシングの具体策として「排出量取引制度」「炭素に関する賦課金」の導入が示されている[6]。

さらに、地域における脱炭素の促進に向け、意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的・包括的に支援するスキームとして、令和４年度から「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金[7]」が新設され、地域脱炭素ロードマップ[8]で示された脱炭素先行地域[9]への重点的支援が行われている。

---

[3] 我が国は基金の立ち上げ経費として 1000 万米ドルのプレッジを表明。

[4] 我が国は 2030 年度に 2013 年度比 26%減とする温室効果ガス削減目標を、2020（令和２）年３月 30 日に国連気候変動枠組条約（ＵＮＦＣＣＣ）事務局に提出しＮＤＣとして登録されたが、2021（令和３）年４月の政府決定を受けて削減目標を 46%に引き上げた。

[5] パリ協定において温室効果ガス低排出型発展戦略を提出することが各国に招請されており、我が国は 2019（令和元）年６月に、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指すとするビジョンを提出していた。

[6] 「排出量取引制度」は 2026 年度に本格稼働した後、2033 年度から有償オークションを発電事業者に対して段階的に導入する。「炭素に対する賦課金」については 2028 年度に化石燃料の輸入事業者等に導入する。

[7] 令和６年度予算では、「特定地域脱炭素移行加速化交付金」等とともに、地域脱炭素推進交付金として合計 425.2 億円が計上されている。

[8] 今後５年間の集中期間に政策を総動員し、2030 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を創出する目標等を掲げ、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換を図ることとしている。

[9] 令和５年 11 月末現在で 36 道府県 95 市町村の 74 件が選定されている。

一方、気候変動への適応[10]については、近年の気温の上昇傾向を踏まえ、熱中症対策を強化するため、第 211 回国会において気候変動適応法等の改正法が成立している[11]。同改正法の成立を受け、2023 年５月には「熱中症対策実行計画」が閣議決定された。

(3) 脱炭素社会の実現に向けた今後の主な課題

ＣＯＰ28 で実施されたグローバル・ストックテイクの決定文書において、ＡＲ６が示した世界のＧＨＧ排出量を 2035 年までに 60％削減（2019 年比）とする必要性が盛り込まれるとともに、2030 年までの再エネ発電容量３倍・省エネ改善率２倍、化石燃料からの移行、ゼロ・低排出技術としての原子力やＣＣＵＳ等が明記されたことを受け、2025 年までに提出する次期ＮＤＣは、1.5℃目標に向けて更なる緩和の強化が求められることとなる。また、石炭火力発電を前提としたアンモニア混焼等を活用する我が国の方針は、化石燃料の延命との批判が見られる中[12]、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行を 10 年で加速するとの内容も明記されている。各国の事情に応じた多様な道筋の下でネット・ゼロを目指す方針を掲げる我が国においても、グローバル・ストックテイクを踏まえた上で、新たなＮＤＣの作成[13]に向けた今後の議論の動向が注視される。

地域脱炭素については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）の令和３年改正[14]において、地域共生型の再エネ導入拡大を推進する仕組みとして、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。しかしながら、同制度による「促進区域」の設定は 12 市町にとどまる[15]ことから、環境省の検討会[16]において、都道府県と市町村が共同で促進区域を設定可能とすることなどが提言されており、必要な立法措置を行うため、今国会に地球温暖化対策推進法の改正案が提出される予定となっている。

２　循環型社会の形成

(1) 循環型社会を形成するための法体系等

我が国の循環型社会を形成するための法体系は、この分野の基本法である「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）、同法の下に位置付けられ一般的な仕組みとしての「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年法律第 48 号）、特定の素材に着目した包括的な法制度としての「プラスチックに係る資源循環の促進等に関す

---

[10] 気候変動適応とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることを指す。

[11] 従来からの熱中症警戒アラートに加え、極端な高温現象により国民の健康へ重大な支障を及ぼす事態が生じる場合に、一段上の熱中症特別警戒情報を発表する等が主な改正内容となっている。

[12] 令和５年 12 月 16 日付毎日新聞

[13] エネルギー基本計画の見直し（エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）第 12 条第５項）も予定されている。現行の「第６次エネルギー基本計画」は 2021 年 10 月に閣議決定されている。

[14] 令和４年４月１日施行。

[15] 令和５年８月時点

[16] 地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会

る法律」（令和３年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）、個別物品の特性に応じた規制法としての容器包装や家電等の個別リサイクル法等で構成されている。

循環基本法においては、施策の優先順位が、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④熱回収、⑤適正処分という順位で規定されており、これらを踏まえて、循環型社会の実現に向けた取組が行われている。また、循環基本法は政府に循環型社会の形成に関する基本的な計画の策定を義務付けている。この循環型社会形成推進基本計画は、概ね５年ごとに策定されており、現在の第四次循環基本計画が、平成 30 年６月 19 日に閣議決定されていることから、令和６年６月頃の閣議決定を目指して第五次循環基本計画の検討が行われている。

(2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）[17]

ア　循環経済の意義と循環経済工程表

大量生産・消費型の社会は環境に負荷をかけ、気候変動などの様々な環境問題と密接に関係している。これに対し「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への取組が、国際社会共通の課題となっている。循環経済への移行により、３Ｒ（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとする資源循環の取組を進め、製品等のライフサイクル全体での温室効果ガスの排出低減につながることが期待されている。

環境省は令和４年９月、現行の第四次循環基本計画の進捗状況の点検結果に基づき「循環経済工程表」を公表した。循環経済への移行は、脱炭素のほか、経済安全保障、持続可能な経済の実現などの点からも必要とされ、同省はこの工程表において 2050 年を見据えた目指すべき循環経済の方向性及び 2030 年に向けた素材・製品ごと等の施策の方向性[18]を示した。政府は、こうした循環経済の取組を持続可能なものとし、社会経済活動の中で主流化させるため、2030 年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の約 50 兆円から 80 兆円以上に拡大する目標を掲げている。

イ　動静脈連携による資源循環の推進に向けた動き

我が国における温室効果ガス全排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門の割合は約36％という試算[19]もあることから、資源循環とカーボンニュートラルの取組が一体的に進められている。令和５年６月に閣議決定された、いわゆる骨太の方針では、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する方針が示されている。こうしたことから、環境省は循環型社会を実現す

---

[17] 「循環経済とは、従来の３Ｒの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。」（『令和３年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』45 頁）

[18] 企業や自治体によるプラスチック資源回収量を 2030 年度までに倍増することなどが明示されている。また、今後廃棄量が急増する太陽光発電設備の再資源化の促進について、速やかに、制度的対応の検討を行うとしている。

[19] 「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第２回点検及び循環経済工程表に関する参考資料集」（令和４年９月）

るために必要な静脈産業[20]の脱炭素型資源循環システムを構築するため、中央環境審議会に「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」を設置し、令和５年７月から議論を開始するなど静脈産業の脱炭素化について検討を進め、令和６年２月までに意見具申を取りまとめる予定としている。

(3) プラスチックごみ問題への対応

不適正な管理等により一般環境中に流出したプラスチックごみは、野生生物の摂食等によって生態系へ影響を及ぼすだけでなく、海洋流出により漁業や観光にも影響を与えるなど、様々な問題を引き起こしている。また、環境中で劣化するなどによりプラスチックが微小化するマイクロプラスチックの問題も大きな課題となっている。

プラスチック廃棄物削減に向けた国際的な取組としては、2019（令和元）年６月のG20大阪サミット首脳宣言において、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。なお、令和５年４月に開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合では、2040年までの追加的プラスチック汚染ゼロが合意された。現在、国連の下で国際条約作りが進められており、令和５年11月にケニアで開催された第３回政府間交渉委員会（ＩＮＣ３）では、条約の素案を基に、各国の提案が全て盛り込まれた改定版が作成された。同委員会は、2024年の作業完了を目指しており、令和６年４月にカナダで開催される第４回会合では、この改定版を基に条文案交渉が行われることとなった。

一方、国内では、国内外からのプラスチック等の漂着物に係る対策が行われるとともに、プラスチック資源循環戦略の策定等により対策が講じられている[21]。令和４年４月１日に施行されたプラスチック資源循環法は、プラスチックという素材に着目し、製品の①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの各段階において、あらゆる主体による資源循環等の取組を促進する措置を講じている。これに基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制のため、特定プラスチック使用製品（無償で提供されるストロー・スプーン等）の使用の合理化[22]の取組が行われている。

市区町村は、同法によって、プラスチック製容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・リサイクルが可能となった。環境省は、令和４年度から市区町村が実施する一括収集やリサイクルに関する経費について特別交付税措置を講じ、市区町村の取組を更に後押ししている。また、市区町村が再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて事業者と連携して再商品化を行うことができる制度が創設され、令和５年11月までに８つの自治体が認定を受けている。

---

[20] 使用済み製品を回収し、再使用、再生利用、適正処分を行う産業。資源を採取し、加工して製品を製造し、販売する「動脈産業」と対比される。

[21] その他にも、平成30年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）が改正され、漂流ごみ等の法の対象への追加やマイクロプラスチック対策に係る規定の新設等が行われた。また、令和２年にはレジ袋有料化義務化が行われた。

[22] 使用の合理化の具体的な方法としては、省令において、①有償提供、②景品等の提供（ポイント還元等）、③消費者への意思確認、④繰返し使用を促すことなどが挙げられている。

(4) 災害廃棄物処理に関する取組

台風や地震などの自然災害は多量の災害廃棄物を発生させる。災害廃棄物処理の遅滞は被災地の復興の妨げとなるため、平時の備えとなる災害廃棄物処理計画の策定等や、発災時における迅速かつ適切な初動対応、国による被災地支援体制の構築などが重要となる。

環境省は、自治体等における災害廃棄物対策の支援充実のため、災害廃棄物に関する有識者、技術者、業界団体等で構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」を構築し、災害の種類・規模等に応じて災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう災害廃棄物処理計画の策定等に対する技術支援、発災時の初動対応、復旧・復興対応支援等を行っている。また、地方環境事務所が中心となって、自治体や事業者等の参画により、地域ブロック協議会が全国８か所に設置され、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成、共同訓練の実施、自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援の取組が実施されている。

過去の発災時には、自治体による災害廃棄物処理計画の未策定により災害廃棄物への対応が遅れた事例があった。現在は、計画策定率の目標は達成されているものの[23]、以前より市区町村では専門知識を持つ職員や予算の確保が困難であることが指摘されており、引き続き国による支援が求められている。

本年１月１日に発生した令和６年能登半島地震で生じた災害廃棄物に関しては、環境省から自治体に対し仮置場の確保や分別の徹底等を周知するとともに、同省の職員を派遣し、現場状況の確認及び助言を行うなどの支援が進められている。

３　自然共生社会の形成

(1) 生物多様性に関する国際的な取組

生物の多様性を包括的に保全するとともに、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992（平成４）年に、「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択された。その後、2010（平成 22）年に愛知県で開催された同条約の第 10 回締約国会議（ＣＯＰ10）で 2020 年までの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する世界目標「愛知目標」が採択された。

愛知目標は 2020 年を達成年としていたが、同年９月に発表された国連の生物多様性条約事務局の報告書「地球規模生物多様性概況第５版（ＧＢＯ５）」は、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標のいずれも完全に達成されたものはなかったと結論付け、森林減少や種の絶滅といった生物多様性の損失に歯止めがかかっていないと指摘している。

こうした状況を踏まえ、新たな世界目標が検討されてきたが、2022 年 12 月に開催されたＣＯＰ15 では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。同枠組は、2050 年までの「自然と共生する世界」の実現を目指すもので、枠組の中の 2030 年ターゲットでは、2030 年までに陸地と海洋の少なくとも 30%の保全を目指す「30by30 目標」を始め、

[23] 第四次循環型社会形成推進基本計画では令和７年度末に都道府県で 100%、市区町村で 60%とする目標が掲げられた。令和３年度末で同計画を策定した自治体は、都道府県では 100%、市区町村では 72%となっている。

愛知目標を引き継ぐ2030年までに達成すべき23項目の目標が掲げられた。また、同枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みも決定された。

2023 年４月に開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の迅速かつ完全な実施の重要性が確認されるとともに、全ての部門において生物多様性保全を主流化させるための知識の共有や情報ネットワーク構築の場としての「Ｇ７ネイチャーポジティブ経済アライアンス」が設立された。

なお、企業に対する生物多様性に及ぼす影響の評価・情報開示については、令和５年９月に、民間企業や金融機関が自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である「自然関連財務情報開示タスクフォース（ＴＮＦＤ）」が、最終提言として情報開示の枠組みを公表した。

(2) 生物多様性に関する我が国の取組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、令和５年３月31日に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された[24]。同国家戦略は、2030年までに自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、５つの基本戦略を掲げ、各基本戦略の下に、状態目標（15個）と行動目標（25個）の計40の目標が紐付けられている。

基本戦略の下で達成すべき行動目標では、可能なものについては関連指標の現状や数値目標が明記され、例えば、30by30目標を達成するために14か所の国立公園等の保護地域の新規指定や大規模拡張を目指すほか、海域公園地区の面積を約11万haに倍増させることなどが示されている。

他に、企業に対して生物多様性に及ぼす影響を評価し、ＴＮＦＤ等の国際的な枠組みに対応した情報開示を促進すること、食品ロス半減など環境配慮の消費行動を促進することや、生物多様性に有害な補助金を特定して見直すことも盛り込まれている。

(3) 国内における個別課題への対応

ア　30by30目標の達成

環境省は、ＣＯＰ15の国際枠組採択に先駆けて、「30by30目標」の国内達成に向けたロードマップを令和４年４月に策定している。同ロードマップでは、国立公園等の保護地域の拡張に加え、2018 年のＣＯＰ14 で国際的定義が採択された新たな概念の自然環境保全地域である「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（ＯＥＣＭ[25]）」の認定を通じて30％の目標達成を目指す方針が示されている。

環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する制度を令和５年度から開始し、令和５年中に100か所以上の認定が

[24] 現在、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則は、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）において定められている。同法では、政府に生物多様性国家戦略の策定を義務付けている。

[25] Other Effective area-based Conservation Measures の略。具体例として、里地里山、企業の水源の森、社寺林などが想定されている。

目標とされた。「自然共生サイト」認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域については、ＯＥＣＭとして国際データベースに登録することとしている。

環境省は、「自然共生サイト」に認定する仕組みを構築するため、令和４年度に認定の試行を前期と後期に分けて実施し、前期 23 サイト、後期 33 サイトを認定相当と評価した。

令和５年度から認定の仕組みを本格運用しており、10 月には、令和５年度の前期分として 122 か所を認定した。令和５年の認定の目標数が 100 地域以上であったため、同年の目標は達成されることとなった。今後、本年３月頃に令和５年度の後期分の認定が行われる予定となっている。

自然共生サイトの認定制度について、環境省は令和５年７月に開催した検討会[26]において、法制化を前提に中央環境審議会において検討を進める方針を示した。その後、同年８月、自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき講ずべき措置について、環境大臣から中央環境審議会に対して諮問がなされ、これを受けて、同審議会自然環境部会に「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」が設置され、同年 10 月から、法制度創設の検討が行われている[27]。

イ　外来生物法の改正

生物多様性の保全策のうち、問題を引き起こす海外起源の外来種による自然環境への影響等を防ぐ立法措置として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）（外来生物法）が平成 16 年に公布され、平成 17 年から施行されている。

令和４年の第 208 回国会においては、特定外来生物[28]となっているヒアリの対策強化、大量遺棄等の弊害が想定されるために特定外来生物に指定されていなかった外来種のアメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備、各主体による防除の円滑化等を図るための同法の改正法が成立した。なお、アカミミガメとアメリカザリガニについては令和５年６月１日より条件付特定外来生物[29]に指定され、規制が開始されている。

---

[26] 令和５年度第１回「ＯＥＣＭの設定・管理の推進に関する検討会」・第１回「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」（令和５年７月 18 日）

[27] なお、同年６月 16 日閣議決定された骨太の方針にも、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、令和６年の常会までの提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討や、グリーンインフラ、Ｇ７ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進するとされている。

[28] 外来生物法に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある海外起源の外来生物で政令で指定されたものをいう。特定外来生物は、輸入、飼養等（飼育・栽培・保管・運搬）、譲渡し等（譲渡し・譲受け・引渡し・引取り）、野外への放出等（放出・植栽・は種）が原則禁止されるとともに、防除等を行うこととされている。

[29] 外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とするとして政令で指定されたものをいう（現時点で指定されているのは、アカミミガメとアメリカザリガニのみ）。適用除外とする規制の内容もそれぞれの種ごとに政令で指定される。アカミミガメとアメリカザリガニについては、一般家庭等での飼養等については許可なしで行うことができる一方で、販売・頒布を目的とした飼養等、販売・頒布・購入、輸入、野外への放出等については原則として特定外来生物と同様の規制がかかることになる。

４　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ[30]）問題

近年、全国各地において国の暫定指針値[31]を超える濃度のＰＦＡＳが検出されており、関係自治体や地元住民からはその影響に関する不安や、目標値等の検討等の対策を求める声が上がっている。こうした状況を受け、環境省は令和５年１月に、①ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに係る水質の目標値等の専門家会議、②ＰＦＡＳに対する総合戦略検討専門家会議の２つの専門家会議を設置し、検討を行い、同年７月に②の会議において、現時点で取り組むべき事項を「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」として取りまとめるとともに、国民向けの「ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集」を作成した。

各国・各機関においても、目標値や管理の在り方等の議論が進む中、国内外の最新の科学的知見に基づくＰＦＡＳ対応策の更なる検討、国民の安全・安心に向けた取組強化が望まれている。

５　東日本大震災対応等

(1) 放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）に由来する放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、平成 23 年８月に「平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が制定され、平成 24 年１月より全面施行されている。

ア　帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

福島第一原発事故後、原子力発電所の周辺約 20～30 ㎞は避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に分類された。このうち避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染土壌等の除染を実施し、平成 30 年３月までに全ての面的除染が完了し、令和２年３月までに避難指示が解除された。

一方、帰還困難区域については、平成 28 年８月に政府方針[32]が定められ、５年を目途に避難指示を解除し居住可能とすることを目指す「復興拠点」を設定して整備することとされ、翌 29 年に除染や廃棄物処理の費用を国が負担すること等を定める「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号）の改正が行われ、帰還困難区域内に特定復興再生拠点区

---

[30] 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称し「ＰＦＡＳ」と呼び、１万種類以上の物質があるとされている。ＰＦＡＳのうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）とペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。半導体用反射防止剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使われてきたが、現在は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号。以下、「化審法」という。）により製造・輸入等が原則禁止されている。加えて、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）についても、本年２月１日に施行予定の化審法政令改正により、製造・輸入等が原則禁止される予定である。

[31] 令和２年に環境省は公共用水域や地下水における暫定指針値をＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値50ng/Ｌ以下と定めている。

[32] 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年８月 31 日）

域(以下「拠点区域」という。）を設定し、除染や避難指示解除を進めることとした。これを受け、令和５年５月１日までに双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の６町村の拠点区域において避難指示が解除された[33]。

また、拠点区域外についても令和３年８月に政府方針[34]が定められ、2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めることとされた。令和５年の第 211 回国会において福島復興再生特別措置法が改正され、「特定帰還居住区域[35]」が制度として創設されたことを受け、同法に基づく手続きが進められている。

イ　福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組

放射性物質に汚染された福島県内の土壌等を最終処分するまで安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、政府と地元自治体との協議が進められた結果、平成 26 年９月、福島県は大熊町及び双葉町の２町への施設の建設受入れを容認する旨政府に伝達した。これを受け、特殊会社の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）[36]の中間貯蔵事業への活用と、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることを主な内容とする「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 120 号）が同年 11 月に成立し、翌 12 月に施行された。

平成 27 年３月には中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が開始され、令和３年度末までに概ね完了している。令和２年３月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転が開始されている。

また、福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を低減することが重要であるため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることとしている[37]。

中間貯蔵事業が実施されている中で、用地の確保[38]、除去土壌の再生利用、法定化されている福島県外での最終処分の方針の実現に向けた取組が、地元自治体や住民、更には広く国民の理解を得つつ、確実かつ適正に行われていくのかが引き続き注目される[39]。

---

[33] 富岡町の点・線拠点については別途協議とされていたが、令和５年 11 月 30 日に避難指示が解除されたことをもって、特定復興再生拠点区域の全てにおいて避難指示が解除された。

[34] 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和３年８月 31 日）

[35] 帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする地域。帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で、市町村長が設定する。

[36] 法案提出当時の会社名は、「日本環境安全事業株式会社」。

[37] 除去土壌等の減容・再生利用については、その中長期的方針を平成 28 年４月に策定し、平成 31 年３月に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づき具体的取組が進められている。再生利用の実証事業については、現在福島県内において取り組まれている。

[38] 施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、地権者と契約済みの面積は令和５年 11 月末現在で約 1,295ha（約 80.9%）となっている。なお、契約済みの面積には、公有地約 95ha が含まれている。

[39] 環境省は福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた全国での理解醸成活動の一環として、除去土壌等の減容・再生利用の必要性・安全性等に関する「対話フォーラム」を開催している。

ウ　指定廃棄物の処理

帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物[40]及び福島県内の指定廃棄物[41]については、１kg当たり 10 万ベクレル以下のもの[42]は、福島県富岡町の特定廃棄物埋立処分施設において埋立処分が行われてきた。同施設は、既存の民間管理型最終処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を平成 28 年４月に国有化[43]したもので、翌 29 年 11 月に施設への廃棄物の搬入が開始された[44]。

一方、福島県以外で指定廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している５県[45]では、国がこれを各県で集約して管理するため、長期管理施設の建設候補地の選定作業を進めている。

環境省は現在、５県のうち宮城県、栃木県及び千葉県に対して詳細調査候補地[46]を提示している。茨城県においては平成 28 年２月に、群馬県においては同年 12 月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、１kg当たり 8,000 ベクレル以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

(2) 原子力規制委員会の発足等

福島第一原発事故により失墜した原子力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、政府は、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針[47]」を平成 23 年８月に閣議決定した。

その後、翌 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案[48]及び自民・公明案[49]がそれぞれ提出され、与野党協議の結果、いわゆる「３条委員会[50]」の「原子力規制委員会」を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」を設けるこ

---

[40] 現在、福島県内の 10 市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域として指定されており、同地域から排出される廃棄物については対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めている。対策地域内廃棄物の例としては、地震・津波によって生じたがれき、家屋解体によって生じた廃棄物等が挙げられる。

[41] 放射性セシウム濃度が１kg 当たり 8,000 ベクレルを超えると認められる廃棄物（焼却灰や汚泥等）で放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定するものをいう。

[42] １kg当たり 10 万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設に搬入されている。

[43] 福島県、富岡町及び搬入路がある楢葉町は、平成 27 年 12 月に埋立処分事業を容認している。

[44] 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の整備事業に由来する廃棄物等のうち１kg当たり 10 万ベクレル以下のものについては、東日本大震災後休止していた大熊町の管理型処分場「クリーンセンターふたば」での埋立処分が令和５年６月より再開されている。

[45] 宮城県、群馬県、栃木県、茨城県及び千葉県。

[46] 宮城県：栗原市、加美町及び大和町、栃木県：塩谷町、千葉県：千葉市。なお、これらの市町は候補地の返上や詳細調査の受入拒否を表明している。

[47] 同方針では、「『規制と利用の分離』の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、内閣府に設置されている原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省の外局とする」などとしていた。

[48] 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 11 号）、「原子力安全調査委員会設置法案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 12 号）及び「地方自治法第 156 条第４項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件」（内閣提出、第 180 回国会承認第１号）。

[49] 「原子力規制委員会設置法案」（塩崎恭久君外３名提出、第 180 回国会衆法第 10 号）。

[50] 国家行政組織法第３条第２項に基づく委員会をいう。

とで合意し、同年６月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

同法の成立に伴い、同年９月に、原子力の推進と規制を分離するため、環境省の外局として原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が発足し、規制委員会の事務局として原子力規制庁が設置された（規制委員会の主な取組等については「原子力問題調査特別委員会」の頁を参照。）。

内容についての問合せ先
環境調査室　鈴木首席調査員（内線68600）

安全保障委員会

安全保障調査室

所管事項の動向

１　我が国を取り巻く安全保障環境

(1) 中国、尖閣、台湾

中国は、我が国周辺の海空域において、力を背景とした一方的な現状変更やその試みを推し進めている。尖閣諸島周辺海域では、中国海警船がほぼ毎日接続水域で確認されているほか、領海侵入も頻繁に繰り返しており[1]、近年、それら海警に所属する船舶は大型化・武装化が図られている。また、我が国周辺で中露軍が艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行を実施するなど、ロシアとの軍事面での連携を強化している。

中国は、台湾周辺での軍事活動も活発化させている。2022（令和４）年８月に米国のペローシ下院議長が台湾を訪問すると、中国人民解放軍は同月４日、９発の弾道ミサイルを発射し、そのうち５発は我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に落下した。台湾当局によれば、その後、中国軍機による台湾海峡における中台「中間線」越えが常態化しているとされる[2]。中国は、台湾政策について「最大の誠意と努力を尽くして平和的統一の実現を目指す」としつつ、「決して武力行使の放棄を約束しない」姿勢を示している[3]。

このような中国の動向等から、我が国は、2022（令和４）年 12 月に策定した国家安全保障戦略において、台湾海峡の平和と安定について「インド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている」と述べるとともに、中国の対外的な姿勢や軍事動向等を「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と位置付けている。

台湾有事が発生した場合の我が国の関与について、政府はこれまで具体的に示していないが、そのまま放置すれば我が国への直接の武力攻撃に至るおそれがあるとして「重要影響事態」に認定し、台湾防衛に従事する米軍等への後方支援活動を行う可能性や、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされるとして「存立危機事態」に認定し、集団的自衛権に基づいて防衛出動を行う可能性も指摘されている。なお、在日米軍基地を含む我が国領土への直接の攻撃があれば「武力攻撃事態」に認定し、個別的自衛権に基づく武力行使が可能となる。

台湾有事への懸念が高まる中、2024（令和６）年１月 13 日に行われた台湾総統選では、対中強硬派として知られる与党・民進党の頼清徳副総統が当選した。これについて中国政府は、「民進党が（台湾）島内の主流の民意を代表できないことを示した。祖国が最後には統一されるのを妨げることはできない」と表明し、反発した。中台関係の今後の動向が注目される。

---

[1] 2023（令和５）年には中国海警船が接続水域に１年間で過去最多の回数となる 352 日入域した。また、同年３月末から４月初めには海警船の同海域の領海への連続侵入が 80 時間超と過去最長を更新した。

[2] 1950 年代に米国が設定したとされる台湾海峡上の線。「中間線」越えは偶発的衝突も招きかねない行為であることから、従前は暗黙の了解により、長く中間線以東への進入は控えられてきた。なお、台湾当局によると、2023（令和５）年末以降、中国が飛ばしたとみられる気球が中間線を越えて飛来し、そのうち一部は台湾本島の上空を通過したとされる。

[3] 2022（令和４）年 10 月の中国共産党大会における習近平総書記の報告などによる。

(2) 北朝鮮

北朝鮮は、近年、極超音速ミサイルと称するものや、新型短距離弾道ミサイル（ＳＲＢＭ)、大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）級など、各種ミサイルを立て続けに発射している。2023（令和５）年にＩＣＢＭの発射は５回あり、いずれも弾頭重量等によっては米国全土が射程に含まれるとみられ、このうち３回は従来の液体燃料式に比べ、保管や取扱いが容易で即時発射などの点で優位にある固体燃料式であったと推定されている。また、衛星の打上げを目的とした弾道ミサイル技術を用いた発射では、同年５月及び８月の２回は失敗したが、11 月の発射について、防衛省は何らかの物体が地球を周回していることを確認したとしている。

核開発についても、北朝鮮が 2018（平成 30）年に爆破を公開した北東部・豊渓里（プンゲリ）の核実験場の再整備を進め、核実験の準備を完了したとの分析があり、７回目の核実験を行う可能性が懸念されている。

2023（令和５）年９月、金正恩氏はロシアを訪問し、露朝首脳会談を行った。ウクライナ侵略で兵器不足に陥ったロシアへの砲弾提供や、軍事偵察衛星開発を進める北朝鮮への技術支援など、軍事協力拡大について協議したとみられる[4]。

他方、同年 12 月の朝鮮労働党中央委員会総会において、同氏は南北統一を目指さない政策方針を明言し、2024（令和６）年１月５日以降、北朝鮮軍が韓国との海上の軍事境界線にあたる北方限界線付近で連日砲撃を行うなど、朝鮮半島の緊張は高まっている。

最近の北朝鮮によるミサイル等発射の動き（2023（令和５）年以降）

年月日	ミサイルの種類	飛翔距離	主な特徴
2023. 1. 1	弾道ミサイル１発	約 350 km	○最高高度約 100 km程度を飛翔と推定
2.18	ＩＣＢＭ級の弾道ミサイル１発	約 900 km	○最高高度約 5,700 km程度で、北海道渡島大島の西方約 200 kmのＥＥＺ内に落下したと推定
20	弾道ミサイル２発	①約 400 km ②約 350 km	①最高高度約 100 km程度を飛翔と推定 ②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
23	戦略巡航ミサイル４発	約 2,000 km（※1）	○北朝鮮は、2,000 km先の標的に命中した旨発表
3. 9	短距離弾道ミサイル６発（※2）	－	
12	戦略巡航ミサイル２発	約 1,500 km（※1）	○北朝鮮は、潜水艦から発射したミサイルが 1,500 km先の標的に命中した旨発表
14	短距離弾道ミサイル２発（※2）	611.4 km（※3）	○北朝鮮は、「地対地戦術弾道ミサイル」を発射し、611.4 km先の標的に命中した旨発表
16	ＩＣＢＭ級の弾道ミサイル１発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 km以上を飛翔と推定
19	弾道ミサイル１発	約 800 km	○最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
22	戦略巡航ミサイル４発	約 1500 km～1800 km（※1）	○北朝鮮は、４発のうち２発を高度 600m で空中爆発させたと発表
27	弾道ミサイル２発	約 350 km	○最高高度約 50 km程度を飛翔と推定

[4] 『東京新聞』(2023.9.14)等

年月日	ミサイルの種類	飛翔距離	主な特徴
4. 13	ＩＣＢＭ級の弾道ミサイル１発	約 1,000 km	○新型の３段式・固体燃料推進方式のＩＣＢＭ級弾道ミサイルと推定 ○北朝鮮は「火星 18」と発表
5. 31	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの（１発）	－	○黄海上空で焼失したと推定 ○北朝鮮は、軍事偵察衛星を発射したが黄海に墜落したと発表
6. 15	弾道ミサイル少なくとも２発	①約 850 km ②約 900 km	①②最高高度約 50 km程度で、石川県舳倉島の北北西約約 250 kmのＥＥＺ内に落下したと推定
7. 12	ＩＣＢＭ級の弾道ミサイル１発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 km以上を飛翔と推定 ○北朝鮮は「火星 18」と発表
19	弾道ミサイル２発	①約 550 km ②約 600 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
22	巡航ミサイル数発（※2）	－	
24	弾道ミサイル２発	①約 350 km ②約 400 km	①②最高高度約 100 km程度を飛翔と推定
8. 24	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの（１発）	－	○衛星の打上げに失敗したものとみられる ○北朝鮮は、軍事偵察衛星の打上げに失敗したと発表
30	弾道ミサイル２発	①約 350 km ②約 400 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
9. 2	戦略巡航ミサイル２発	約 1500 km （※1）	○北朝鮮は、標的の上空高度約 150m で空中爆発させたと発表
13	弾道ミサイル２発	①約 350 km ②約 650 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
11. 21	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの（１発）	－	○北朝鮮が発射した何らかの物体が地球を周回していることを確認 ○北朝鮮は、軍事偵察衛星「万里鏡１号」の打上げに成功したと発表
12. 17	弾道ミサイル１発	約 400 km	○最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
12. 18	ＩＣＢＭ級の弾道ミサイル１発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 kmを飛翔と推定
2024. 1. 14	弾道ミサイル１発	少なくとも約 500 km	○最高高度約 50 km程度以上を飛翔と推定
24	巡航ミサイル数発（※2）	－	

（※1）北朝鮮の発表による。（※2）韓国軍の発表による。（※3）報道による。
（出所）防衛省資料及び報道等を基に作成

２　安保三文書

2022（令和４）年 12 月 16 日、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の安保三文書が国家安全保障会議及び閣議で決定された。

(1) 各文書のポイント

ア　国家安全保障戦略

１　国際秩序が重大な挑戦に晒され、国際関係において地政学的競争や地球規模課題への対応等、対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代。

我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。周辺国・地域が急速に軍備増強。力による一方的な現状変更の試みが増加。有事・平時と軍事・非軍事の境目が曖昧に。

伝統的な外交・防衛のみならず、経済・技術など多岐にわたる安全保障上の問題が生起。我が国は、国益を守るべく、総合的な国力を有機的かつ効率的に活用する。

【各国・地域の安全保障上の動向】

中国

現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきものとなっている。

北朝鮮

北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

ロシア

ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である。

2　「戦略」は、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換。今後取り組む施策の代表的なものは次のとおり。

①「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの下での外交の展開
②反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化
③防衛力抜本的強化を補完し、不可分一体のものとして、総合的な防衛体制を強化
④安全保障上意義が高い防衛装備移転等を円滑に行うための防衛装備移転三原則や運用指針等の見直しの検討
⑤能動的サイバー防御の導入とサイバー安保を一元的に総合調整する組織の新設
⑥海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充
⑦経済安全保障政策の促進

3　2027 年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在のＧＤＰの２％に達するよう、所要の措置を講じていく。

4　我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

（出所）政府資料を基に作成

イ　国家防衛戦略

〇策定の趣旨

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、防衛力の抜本的強化とともに、国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って実施していく必要がある。このような認識の下、防衛目標とその達成のためのアプローチ等を示す「国家防衛戦略」を策定

〇戦略環境の変化

中国：軍事力の質・量を急速に強化し、東シナ海等で活動を活発化させるなど、我が国と国際社会の深刻な懸念事項。これまでにない最大の戦略的な挑戦
北朝鮮：弾道ミサイルの関連技術・運用能力を急速に向上させるなど、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威
ロシア：ウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすもの。北方領土を含む極東地域でも軍事活動を活発化。中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念

〇防衛上の課題

脅威は「能力」と「意思」の組み合わせで顕在化するところ、「意思」把握は困難であるため、相手の「能力」に着目した防衛力が必要

〇我が国の防衛の基本方針
・３つの防衛目標
(1) 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
(2) 現状変更やその試みを、同盟国、同志国等と協力・連携して抑止・対処
(3) 万一、我が国への侵攻が生起した場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除
・防衛目標を達成するための３つのアプローチ
(1) 我が国自身の防衛体制の強化
・防衛力の抜本的強化（抑止の鍵となるのは、ミサイル防衛によりミサイルの飛来を防ぎつつ、更なる武力攻撃を防ぐための、スタンド・オフ防衛能力等を活用した「反撃能力」）
・国全体の防衛体制強化
(2) 日米同盟による抑止力と対処力を更に強化
(3) 同志国等との連携の強化（豪、印、英・仏・独・伊、韓国等）

〇防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力
・侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除
①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力（反撃能力を含む）
・万一、抑止が破られた場合、領域横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保
③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能
・迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念
⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性

〇いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

〇防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための人的基盤等の強化

（出所）政府資料を基に作成

ウ　防衛力整備計画

１．自衛隊の能力等に関する主要事業
(1) スタンド・オフ防衛能力
・12 式地対艦誘導弾能力向上型（地・艦・空発）、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾の開発・試作、量産
・トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入
(2) 統合防空ミサイル防衛能力
・極超音速滑空兵器（ＨＧＶ）対処用レーダー・迎撃ミサイルの能力向上
・イージス・システム搭載艦の整備
(3) 無人アセット防衛能力
・情報収集等用ＵＡＶ、多用途・攻撃型ＵＡＶ、ＵＳＶ等の取得
(4) 領域横断作戦能力
・宇宙を活用した情報収集、通信の能力向上
・サイバー体制の強化（Ｒ９年までに部隊規模４千人、関連要員２万人）
・電磁波領域の能力向上、指向性エネルギー技術の早期装備化
(5) 指揮統制・情報関連機能
・目標の探知・追尾能力獲得を目的とした衛星コンステレーションの構築
(6) 機動展開能力・国民保護
・輸送機等の取得、南西地域における補給拠点の整備
(7) 持続性・強靱性
・所要の弾薬・誘導弾を早期整備
・部品不足による非可動を解消し、装備品の可動数を最大化
・主要司令部等の地下化、施設の重要度に応じた構造強化、災害対策

２．自衛隊の体制等
(1) 統合運用の実効性強化に向けて、常設の統合司令部を創設
(2) 第 15 旅団の師団化。通信学校をシステム通信・サイバー学校に改編
(3) 護衛艦、掃海艦艇等を一元的に管理する水上艦艇部隊に改編
(4) 「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改称

３．所要経費等
(1) Ｒ５年度からＲ９年度までの防衛力整備の水準に係る金額は、43 兆円程度
(2) 各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、40.5 兆円程度
(3) 新たに必要な事業に係る契約額（物件費）は 43.5 兆円程度
(4) 財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずる。

（出所）政府資料を基に作成

(2) 安保三文書策定後の主な動向

第 211 回国会において、防衛費増額に必要となる財源確保のための防衛力強化資金の創設などを柱とする防衛財源確保法と、防衛産業による装備品等の安定的な製造等の確保に必要な施策等が盛り込まれた防衛生産基盤強化法が成立した。

防衛費の規模をめぐり、第 212 回国会の質疑等においては、円安や資材価格の高騰によって装備品の価格が上昇し、５年間の総額が 43 兆円の枠内に収まらないのではないかとの疑義も呈されたが、政府は、43 兆円を超過することは考えていないとの認識を示している。

また、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設することが明記されたことを受けて、2024（令和６）年度防衛関係予算に統合作戦司令部（仮称）の創設が盛り込まれており、今後の法律改正も見込まれる。このほか、同予算には、スタンド・オフ防衛能力（各種スタンド・オフ・ミサイルの整備）、統合防空ミサイル防衛能力（イージス・システム搭載艦の整備）、持続性・強靱性（弾薬の確保、装備品等の維持整備、施設の強靱化）といった、安保三文書が重視する分野に関連する経費も多数計上されている。

スタンド・オフ防衛能力に関しては、政府はスタンド・オフ・ミサイルの早期整備を目指しており、米国製のトマホークの取得と国産の１２式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の配備について、当初計画の 2026（令和８）年度から 2025（令和７）年度への１年前倒しを既に決定している。

３　防衛装備移転三原則等の改正等

(1) 改正の経緯

国家安全保障戦略等において、防衛装備移転の推進が示されたことなどを背景に、自民、公明両党の実務者で構成されるワーキングチーム（以下「与党ＷＴ」という。）は、移転三原則等の見直しに向けた協議を行い、2023（令和５）年 12 月 13 日、防衛装備移転に係る提言をとりまとめ、同月 15 日、岸田総理に提出した。これを受け、政府は、同月 22 日、防衛装備移転三原則とその運用指針を改正した。

(2) 改正内容の概要

新たな防衛装備移転三原則等は、米国以外の国からのライセンス生産品についても、部品に加え完成品もライセンスバックを可能とするなど、防衛装備の移転基準が緩和されたものとなっている。

防衛装備移転三原則等改正による移転基準緩和の主なポイント

	改正前	改正後
ライセンス生産品の提供	米国からのライセンス生産品に係る部品に限り、米国へのライセンスバックと米国からの第三国移転が可能	米国とそれ以外の国からのライセンス生産品について、部品、完成品ともに、ライセンスバックが可能 ※ただし、自衛隊法上の武器[5]に該当するライセンス生産品を、ライセンス元国以外の国に更に提供する場合には、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は不可
修理等の役務の提供	民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定	米国以外の外国軍隊に対しても修理等の役務提供が可能
部品の移転	５類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）に該当しない限り移転不可	我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対しては、部品については、総じて移転可能 ※防衛装備移転三原則上の部品の定義を明確化
被侵略国への非武器支援	国際法違反の侵略を受けているウクライナに対する自衛隊法第 116 条の３の規定に基づく装備品等の移転のみ可能 ※自衛隊不用品の無償・低額譲渡であり、開発途上国に限定。武器・弾薬や有償での移転は対象外	国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国に対して、自衛隊法上の武器に該当しない装備品の移転が可能 ※開発途上国以外も含め、有償による新品の移転も可能
５類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）	５類型に必要な武器が移転可能か不明確	①５類型に係る本来業務を実施する上で必要な自衛隊法上の武器と②自己防護のための自衛隊法上の武器を搭載しての移転が可能[6]
国際共同開発・生産	パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転のみ可能	左記に加え、パートナー国が完成品を移転した第三国への、我が国からの補用品（部品）や技術の直接移転が可能

（出所）内閣官房資料等を基に作成

(3) 継続協議事項

国際共同開発・生産については、パートナー国が完成品を移転した第三国への我が国か

[5] 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）

[6] 本来業務を実施に必要な武器の例としては「あわじ」型掃海艦に搭載される 20 ミリ機関砲（機雷処分用）が、自己防護のための武器の例としては輸送艦「おおすみ」に搭載される 20 ミリ機関砲（ミサイル迎撃用）が挙げられる。

らの部品・技術の直接移転が可能となった一方、完成品の直接移転は見送られ、与党ＷＴにおいて継続協議となっている。政府は、国際共同開発品である次期戦闘機に係る日英伊３か国協議が今春に本格化することから、2024（令和６）年２月末までに結論を出すよう、与党ＷＴに求めたことも報じられている[7]。

また、防衛装備の海外移転が可能な５類型への新たな業務の追加や類型自体の撤廃など、５類型の在り方の見直しも、与党ＷＴにおいて継続協議となっている。

(4) パトリオットミサイルの移転

政府は、防衛装備移転三原則等の改正を行った 2023（令和５）年 12 月 22 日、米国からのライセンス生産品で自衛隊が保有する地上配備型の迎撃ミサイル「パトリオット」を同国へ輸出する方針を決定した。これは、2014（平成 26）年の三原則策定以降、殺傷能力のある武器の完成品の海外移転として初めてのものである[8]。

なお、日米両政府は、日本から輸出したパトリオットを米国から第三国へ輸出しないことを確認しているが、米国の在庫を日本が補てんすることで、米国内にあったパトリオットをウクライナへ供与しやすくなるため、間接的なウクライナの戦闘支援につながるとの指摘がなされている[9]。パトリオットの米国移転の決定を受けて、ロシアは、日本が輸出したパトリオットは最終的にウクライナに渡る可能性があり、そうした事態が確認された場合は「ロシアへの敵対行為とみなされ、二国間関係において日本に最も深刻な結果をもたらすだろう」と警告している[10]。

４　防衛関係予算等

(1) ５年間の防衛力整備水準等

防衛力整備計画では、2023（令和５）年度から５年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は 43 兆円程度[11]とされている。

また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置[12]を別途とることを前提として、40 兆 5,000 億円[13]程度（2027（令和９）年度は８兆 9,000 億円程度）とされている。

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、国家安全保障戦略では、2027（令和９）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を現在のＧＤＰ比２％に達するよう所要の措置を講ずることが示されている[14]。

---

7 『読売新聞』（2023.12.23）、『毎日新聞』（2023.12.23）

8 『東京新聞』（2023.12.23）

9 『朝日新聞』（2023.12.24）

10 『朝日新聞』（2023.12.28）、『産経新聞』（2023.12.28）

11 円安や資材価格の高騰により装備品の価格が上昇し、５年間の総額が 43 兆円の枠内に収まらないのではないかとの指摘もなされたが、政府は、43 兆円を超過するということは考えていない旨説明している（2023（令和５）年 10 月 27 日　衆・予算委、木原稔防衛大臣答弁）。

12 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（１兆 6,000 億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000 億円程度）である。

13 この 40 兆 5,000 億円と、前掲脚注２の①と②の合計額である２兆 5,000 億円を足すと、43 兆円となる。

14 対ＧＤＰ比２％は約 11 兆円規模である。国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一

同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされている。

税制措置の開始時期について、政府は、2024（令和６）年度から実施する環境にはない[15]として、「令和６年度税制改正の大綱」に時期を明記していないことから、実施は 2025（令和７）年度以降にずれ込む見通しである。

なお、2023（令和５）年度に３兆 3,806 億円が繰り入れられた防衛力強化資金については、2024（令和６）年度予算では繰入れは計上されていない。

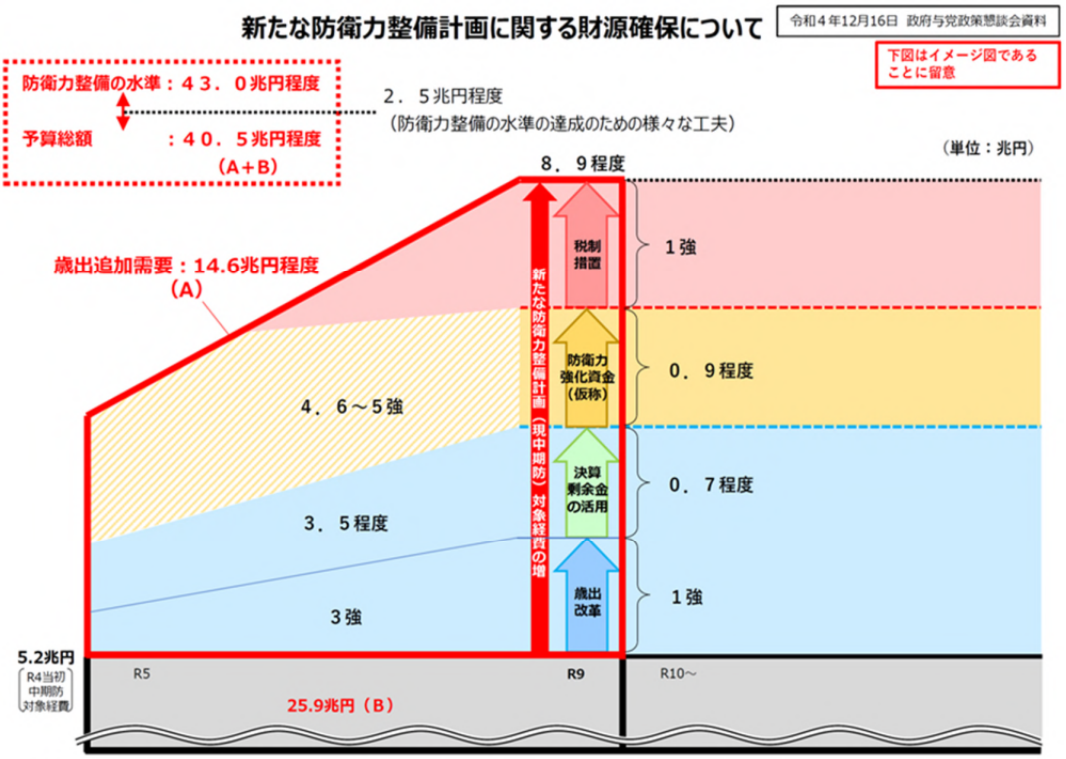

（出所）財務省資料

(2) 2024（令和６）年度防衛関係費

2024（令和６）年度予算においては、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化の実現に向け、過去最大の７兆 7,249 億円（対前年度当初予算１兆 1,248 億円（17.0%）増）が計上されている。

本予算における主な事業は、次頁のとおりである。

体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の４分野が挙げられている。

[15] 2023（令和５）年 10 月 27 日　衆・予算委、岸田文雄内閣総理大臣答弁

（出所）防衛省資料を基に作成

防衛予算（三分類）

（単位：億円）

区 分	令和5年度予算額		令和6年度予算額	
		対前年度増△減額		対前年度増△減額
防衛関係費	66,001 (68,219)	14,213[27.4] (14,214[26.3])	77,249 (79,496)	11,248[17.0] (11,277[16.5])
人件・糧食費	21,969	229[1.1]	22,290	320[1.5]
物件費	44,032 (46,250)	13,984[46.5] (13,985[43.3])	54,960 (57,206)	10,927[24.8] (10,957[23.7])
歳出化経費	25,182 (26,531)	5,531[28.1] (5,958[29.0])	37,928 (39,480)	12,745[50.6] (12,949[48.8])
一般物件費	18,850 (19,719)	8,453[81.3] (8,027[68.6])	17,032 (17,727)	△1,818[△9.6] (△1,992[△10.1])

（説明）
・[ ]は、対前年度伸率（%）である。
・計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
・「防衛関係費」の行の下段（ ）内は、SACO関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分を含んだものである。
・「防衛関係費」は、防衛省が所管する経費に、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたものである。

（出所）防衛省資料を基に作成

防衛関係費の推移

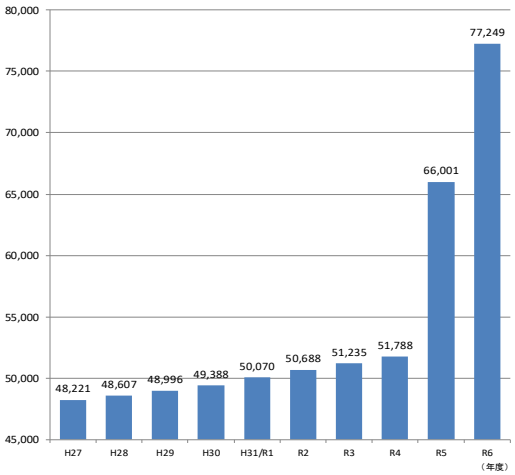

※　ＳＡＣＯ関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費等を含む事項要求を除き、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含む。

（出所）防衛省資料を基に作成

なお、本予算におけるＦＭＳ調達の予算額は 9,316 億円で、前年度当初予算額に比べ約 5,452 億円減少している。

主な事業としては、Ｆ－３５Ａの取得（８機）に 1,120 億円、Ｆ－３５Ｂの取得（７機）に 1,282 億円、ＳＭ－３ブロックⅡＡの取得に 699 億円が計上されている。

ＦＭＳ調達額の推移

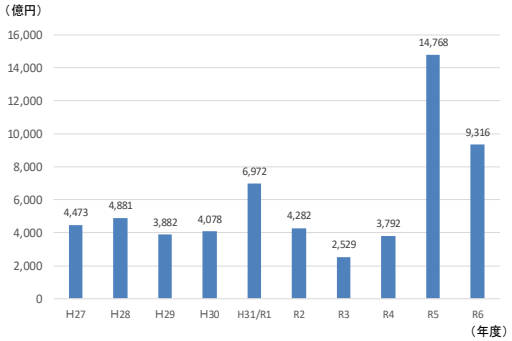

※　令和４年度までは調達実績額、令和５年度は当初予算額、令和６年度は当初予算案における要求額

（出所）防衛省資料を基に作成

５　在日米軍

(1) 普天間飛行場移設問題

政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設について、「辺野古移設が唯一の解決策であるとの方針に基づき、着実に工事を進めていくことが、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながる」[16]との立場を堅持している。しかし、沖縄県には県内移設に反対する意見が存在し、その是非が県知事選挙等における主要な争点の１つとなってきた。2022（令和４）年９月 11 日に実施された沖縄県知事選挙では、辺野古移設反対を訴えた玉城知事が再選され、本問題をめぐる国と県との対立が続いてきた。

政府は現在、代替施設の建設に向けて辺野古の埋立工事を進めており、キャンプ・シュワブ南側（約 41ha）については 2021（令和３）年４月に陸地化が完了した。しかし、海底に軟弱地盤が広がる大浦湾側については、沖縄県が 2021（令和３）年 11 月、防衛省が提出していた辺野古埋立ての設計変更承認申請を不承認としたため、未着手となっていた。この不承認処分をめぐっては、沖縄県が 2022（令和４）年８月から９月にかけて、同処分を取り消した国土交通大臣の裁決等を不服として国に対し３件の訴訟を提起し、このうち２件については 2023（令和５）年９月４日までに沖縄県の敗訴が確定した。これを受けて、斉藤国土交通大臣は同年 10 月、国が県に代わって承認する代執行のための訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。福岡高裁那覇支部は 12 月、沖縄県に承認を命じる判決を言い渡したが、沖縄県が従わなかったため、政府は沖縄県に代わって設計変更を承認する代執行に踏み切り、2024（令和６）年１月、大浦湾側の埋立工事に着手した。沖縄県は福岡高裁那覇支部の判決を不服として最高裁に上告しているが、最高裁で沖縄県側が逆転勝訴しない限り代執行の効力を止めることはできない。

政府は、軟弱地盤の改良工事を含む代替施設の総工費を約 9,300 億円、提供手続完了までに要する期間を約 12 年と見積もっており[17]、代替施設の供用開始は早くても 2030 年代後半になるものとみられる。

(2) ＰＦＡＳ[18]による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの合計値で 50ng/ℓ）を超える濃度のＰＦＡＳが検出され、周辺住民に不安視されている。

米軍基地が集中する沖縄県では、2016（平成 28）年に北谷浄水場やその取水源からＰＦＡＳが検出されたことを契機としてＰＦＡＳの問題に対する関心が高まっていたが、最近では沖縄県以外の米軍基地でも、基地周辺の地下水等から国の暫定指針値を上回る濃度の

---

16 防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和５年９月 13 日

17 2019（令和元）年 12 月公表

18 ＰＦＡＳとは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、１万種類以上の物質があるとされる。このうち、撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが泡消火薬剤やフライパン、半導体用反射防止剤などに幅広く使用されてきたが、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ）が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定されている。

ＰＦＡＳが検出されたり、漏出の事案が明らかになる例が相次いでいる。

2015（平成 27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故が発生した場合における米軍基地への立入調査の手続を定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍から通報が行われることを前提としている。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたＰＦＡＳ汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する排他的な管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望通りには実現していない。

近年の主なＰＦＡＳ漏出事案

基地名	主な事案等
横田基地（東京都）	2010～12 年に３回にわたり泡消火剤の漏出事故が発生していたことを米軍が 2019 年１月に防衛省に伝達していたが、防衛省が関係自治体に伝えたのは 2023 年６月だったことが 2023 年７月に報じられた。 また、2023 年１月にも泡消火剤（代替品）の漏出事故が発生していたことが同年 11 月に報じられた。汚染水からはＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されており、代替品にはＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは含まれていないとしていた米軍の説明が偽りだった可能性も指摘されている。
厚木基地（神奈川県）	2022 年９月、泡消火剤が基地内で漏出し、汚染された水の一部が基地外に漏れたと見られる。翌 10 月に行われた立入調査による検査の結果、基地内の調整池において国の暫定指針値の 18 倍に当たる濃度のＰＦＡＳが検出された。
横須賀基地（神奈川県）	2022 年５月、同基地内の排水から国の暫定指針値を超える濃度のＰＦＡＳが検出された。 同基地は活性炭フィルターを設置する措置を講じたが、2023 年７月、「原因の特定は困難」と結論付けた。

（出所）報道等に基づき作成

６　自衛隊の処遇等の改善

(1) ハラスメントへの対応

自衛隊では、かねてよりパワハラ、セクハラ、いじめ等のハラスメント事案が多く発生し問題となっており、これに対処するための施策が進められてきた。しかし、2022（令和４）年６月、性被害を契機に陸上自衛隊を退職に追い込まれた女性が自らが受けた性被害を実名で公表するというセクハラ事案が明らかになった。本事案を受け、防衛省は、同年９月にハラスメントに関する特別防衛監察の実施と、ハラスメント対策の抜本的見直しのための有識者会議[19]の設置を決定し、2023（令和５）年８月、監察結果の報告書と有識者会議の提言を公表した。同報告書では、同省のハラスメント相談窓口に不完全な対応等があったとされ、また、当該提言には、防衛省・自衛隊が取り組むべき具体的施策の方向性等が盛り込まれた。同年 12 月には、同省は特別防衛監察に関する進捗状況等を公表し、これまでに 245 人に対し懲戒処分等を行ったことを明らかにした。

同年８月の同報告書等の公表から３か月が過ぎた同年 10 月、特別防衛監察で報告を上げていなかった新たなセクハラ事案が海上自衛隊で発覚した。当該事案の発覚を受け、木原防衛大臣は全てのハラスメント案件に対して厳正な措置を求める指示を発出し、同省において緊急の調査が開始された。

[19] 防衛省ハラスメント防止対策有識者会議（座長：只木誠中央大学法学部教授）

同省では、2024（令和６）年１月をハラスメント防止月間に指定し、ハラスメント防止教育等を集中的に実施することとしている。

2024（令和６）年度予算においては、ハラスメント防止対策（各種教育機会等の充実）として、0.6 億円が計上されている。

(2) 人材確保に向けた課題

自衛隊員は、我が国の防衛力の中核であり、人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠であるとされるが、近年、急速に進む少子高齢化と人口減少等を背景として自衛官の採用環境は厳しく、自衛官の定員に対する充足率は 100%に満たない状況が続き、特に「士」の区分は、充足率が 70～80%程度にとどまっている。そうした中、自衛隊では、隊員の処遇や職場・生活環境の改善、女性自衛官の活躍推進、ワークライフバランスの推進等、恒常的な課題の解決に向けた取組を進めている。

2023（令和５）年２月には自衛隊の人材確保策などを検討する有識者検討会[20]が設置され、同年７月、報告書が公表された。同報告書には、人的基盤の強化に資する施策の方向性として、任期制自衛官等への既卒者の採用の強化、民間の高度人材を任期付きで採用する「特定任期付自衛官制度」の創設、再任用の活用と中途退職の抑制、任務の特殊性を踏まえた給与・手当の増額等の処遇改善、生活・勤務環境の改善、低充足が常態化している予備自衛官等の制度改革等が盛り込まれた。

現在、防衛省において、自衛官の任務の特殊性を踏まえた処遇の改善策を検討するため、自衛官の勤務実態調査や諸外国の軍人の給与制度等の調査が実施されている。

2024（令和６）年度予算においては、人的基盤の強化として、募集業務の充実及び再就職支援の充実・強化に 26.8 億円、女性活躍、働き方改革及び生活・勤務環境改善の推進に 3,984.1 億円などが計上されている。

７　能登半島地震に係る自衛隊の災害派遣

2024（令和６）年１月１日午後４時 10 分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度７の地震が発生した。同日午後４時 45 分に馳石川県知事からの災害派遣要請を受理したことを受けて、防衛省は翌２日午前 10 時 40 分、陸自中部方面総監を長として、陸海空の自衛隊を束ねて運用する統合任務部隊（ＪＴＦ）を１万人規模で編成した。以後、自衛隊は、倒壊した家屋の下敷きとなった住民の救助や、救援物資（糧食、飲料水、毛布、燃料等）の輸送支援、生活支援（給水、給食、入浴等）、衛生支援（診療、患者輸送等）などの活動を実施している。

土砂崩れ等による道路の寸断や火災・津波による被害、ビル・家屋の倒壊、集落の孤立、停電・断水など、被害の状況が日を追うごとに明らかになる中、現地に投入される自衛隊員も１月２日に約 1,000 人が投入されたのを皮切りに、３日に約 2,000 人、４日に 4,600 人と逐次増員されてきた。このような投入方法に対しては「初動が遅い」、「逐次投入になっている」との批判の声もあるが、木原防衛大臣は「（能登半島の先端で特に被害が大きく、

[20] 防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会（座長：齋野彦弥横浜国立大学大学院教授）

道路が寸断されているといった）今回の災害の特性を踏まえ、初期の段階では空中機動力を重視した航空機を活用した被害状況の把握に努めていた」、「道路の啓開の進捗、そして生活支援の質及び量の向上等も踏まえ、必要に応じて部隊を増強させていくという考え」と説明している[21]。

また、自衛隊は、１月３日の岸田総理大臣の指示を踏まえ、自衛官 400 人態勢で「御用聞き隊」を編成し、各避難所をまわり自治体が十分に把握しきれない被災者の細かな要望の聞取りも実施している。

能登地震発生の直後から、米国を含むＧ７諸国、中国や台湾など数十の国・地域から物的・人的支援の申し出があったが、受入れ態勢の構築に人手を要することから政府は当面、米国以外からの物的・人的支援は受け入れない方針である。他方、在日米軍による協力については受け入れる方向で調整を行った結果、在日米軍は１月 17 日から、小松基地から能登空港への物資の輸送支援を開始した。在日米軍は、東日本大震災（2011（平成 23）年）及び熊本地震（2016（平成 28）年）においても協力を実施した実績がある。

発災直後の防衛省・自衛隊の主な対応

月日	時刻	自衛隊の対応
1.1	16:10 16:30 16:45	• 能登地方を震源とする地震発生 • 自主派遣による災害派遣により航空偵察等を実施 • 石川県知事より災害派遣要請を受理 • 空自輪島分屯基地に避難を要する住民を最大約1,000名を受入れ
1.2	10:40	• 陸海空による統合任務部隊を編成（約１万人態勢） • 陸海空計**約1,000人**で人命救助活動等を実施
1.3		• 岸田総理大臣が、自衛隊に各避難所をまわりニーズをきめ細かく把握して輸送・提供を行うよう指示 • 陸海空計**約2,000人**に増員
1.4		• 陸海空計**約4,600人**に増員 • 海自のエアクッション艇（ＬＣＡＣ）にて大川浜への救援物資の搬送を実施
1.5		• 陸海空計**約5,000人**に増員 • 予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集決定 • 陸自が珠洲市等において道路啓開を実施
1.6		• 陸海空計**約5,400人**に増員 • 珠洲市上戸小学校にて入浴支援活動を実施
1.7		• 陸海空計**約5,900人**に増員
1.8		• 陸海空計**約6,100人**に増員
1.9		• 陸海空計**約6,300人**に増員 • 即応予備自衛官が生活支援活動を開始
1.10		• 医師又は看護婦の資格を有する予備自衛官を部隊に受入れ

（出所）統合幕僚監部資料及び報道に基づき作成

内容についての問合せ先
安全保障調査室　小池首席調査員（内線 68620）

[21] 防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和６年１月６日及び９日

国家基本政策委員会

国家基本政策調査室

所管事項の動向

１　党首討論の導入と国家基本政策委員会設置の経緯

(1) 党首討論と国家基本政策委員会の関係

衆参の国家基本政策委員会は、両者による合同審査会において内閣総理大臣と野党党首が討議する、いわゆる「党首討論」を行うことを目的として、平成12年に設置された。

衆参それぞれの委員会は、単独で実質的な審議を行うことはないため[1]、以下では、党首討論（国家基本政策委員会合同審査会）の導入経緯、運営申合せ、開催例等について概説する。

(2) 国会審議活性化法の概要

第145回国会において「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（以下「国会審議活性化法」という。）が成立（平成11年７月26日）し、これに基づき、第147回国会の召集日である平成12年１月20日に、衆参両院に常任委員会として国家基本政策委員会がそれぞれ設置された。

国会審議活性化法は、国会改革の一環として国会審議の在り方を見直そうとするもので、①国家基本政策委員会の設置、②政府委員制度の廃止、③副大臣等の設置の３つを主な内容としている（資料１参照）。

(3) 「国会審議活性化法」成立までの経緯（図表１参照）

国会改革に関する議論は、当初、政府委員の廃止及び副大臣等の設置を軸に進められていた。これに「国家基本政策委員会の設置」が加えられたのは、政府委員の廃止及び副大臣等の設置について協議する「副大臣制度に関する協議会」（以下「実務者協議」という。）のメンバーが、平成11年５月に英国議会を視察して以降である。この視察で、政治家同士の議論が活発に行われている実情を見聞したことに刺激を受け、英国議会の「プライム・ミニスターズ・クエスチョンズ」（以下「首相のクエスチョンタイム」という。）に倣った党首討論を行う場として「国家基本政策委員会」の設置構想が浮上した。

これを受けて、同年６月14日には、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」という項目に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれに伴う関連事項の整理等に関する合意」が自民、自由、民主、明改の４党でまとめられ（「四党合意」）、同月16日、衆議院議院運営委員長に法案起草に向けた申入れが行われた。その後、起草案は議院運営委員長提出とすることになり、７月26日、「国会審議活性化法」が成立した。

この国会審議活性化法により改正された国会法に基づき、施行日の第147回国会召集日（平成

[1] 衆参の国家基本政策委員会が単独で委員会を開会するのは、理事の互選・補欠選任の場合や、合同審査会を開く前に「国政調査承認要求に関する件」及び「合同審査会開会に関する件」について議決する場合等である。

12年１月20日）に、衆参両院に国家基本政策委員会が設置された。常任委員会の一つである国家基本政策委員会は、衆議院30名、参議院20名の委員で構成され、衆参両委員会の合同審査会という形で党首討論を行うこととされている(図表２参照)。

（図表１）「国会審議活性化法」成立までの主な動き

平成5年 10 月	新生党（与党）の小沢一郎代表幹事が「政府委員制度廃止の基本構想」を発表
平成9年 11 月 20 日	新進、民主、太陽の野党３党が、「国会における審議の活性化を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を共同提出 → 同案は付託されないまま、審議未了、廃案
平成 10 年 11 月 19 日	小渕恵三総理（自民党総裁）と小沢一郎自由党党首が、連立の前提条件の一つとして、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置について合意
平成 11 年 1月 14 日	自民党と自由党の連立内閣が発足
3月 24 日	自民党と自由党プロジェクトチームが、「政府委員の廃止及びこれに伴う措置並びに副大臣の設置等に関する合意」（以下「自自合意」という。）を発表 → 翌日（３月 25 日）、国会対策委員長会談で報告
3月 31 日	上記の「自自合意」を受け、国会対策委員長の下に、自民、自由の与党２党と、民主、明改（公明党・改革クラブの略称）、共産、社民の野党４党からなる実務者協議（衆参両院の議員が参加）の場が設けられ、協議を開始
5月2～5日	上記の「実務者協議」の衆議院のメンバーが「衆議院英国副大臣制度及び議会制度実情調査議員団」（団長：大島理森君）として、英国議会を視察→ **国家基本政策委員会の設置構想が浮上**
6月 14 日	自民、自由、民主、明改の４党が、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれらに伴う関連事項の整理等に関する合意」（以下「四党合意」という。）を取りまとめ（共産は反対、社民は保留）
6月 16 日	上記の「四党合意」により、衆議院議院運営委員長に法案起草を申入れ
7月 13 日	国会法改正等小委員会が起草した「国会審議活性化法案」を、自民、自由、民主、明改の賛成により、議院運営委員長提出とすることとなり（共産、社民は反対）、衆議院議院運営委員会で採決、本会議に緊急上程され、可決、参議院に送付
7月 26 日	「国会審議活性化法」が参議院本会議で可決、成立し、同月 30 日に公布（平成 11 年法律第 116 号）

（図表２）国家基本政策委員会と合同審査会の関係

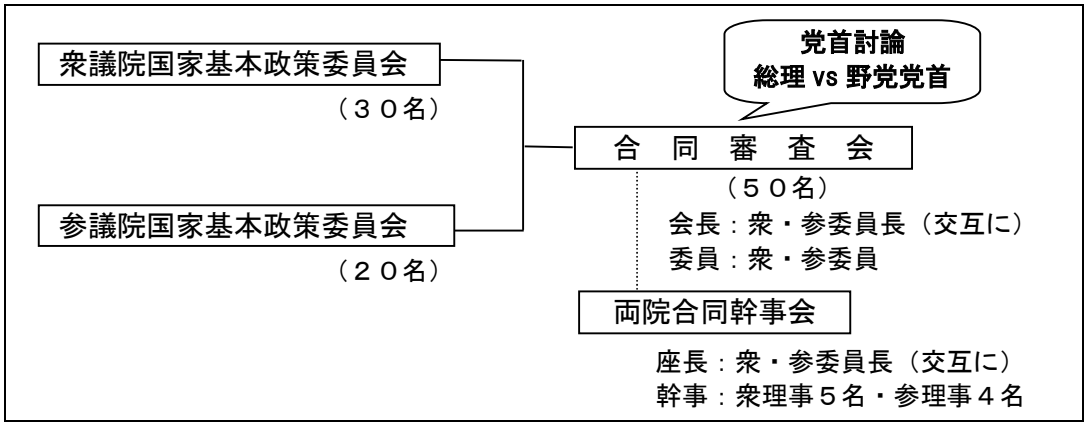

２　党首討論の運営申合せ

(1)　「運営申合せ」決定までの経緯

国会審議活性化法が公布された後も、引き続き国会対策委員長の下に設置された実務者協議で、

党首討論の運営に関する協議が続けられた。また、平成 11 年９月 10 日には、与野党の国会対策委員会幹部、予算委員会及び議院運営委員会理事による会談において、自民、自由、民主、明改の４党が、第 146 回国会における党首討論の試行を提案した。なお、同月 14 日から 18 日にわたり、英国の「首相のクエスチョンタイム」をはじめとする議会制度の実情調査のため、衆参両院合同による英国議会制度等実情調査議員団が派遣された[2]。

平成 11 年 10 月 29 日に召集された第 146 回国会では、同年 11 月 10 日及び 17 日の２回にわたり、衆参予算委員会の合同審査会の形で党首討論が試行された。その後、議院運営委員会理事を中心とする衆参両院の議員 19 人から構成される「新制度に関する両院合同協議会」が設置され、党首討論の運営について、試行を踏まえた協議が進められた。その結果、平成 12 年１月 18 日に「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方に関する申合せ」が衆参の各党代表者で合意され、翌日の国会対策委員長会談において確認された。同申合せに基づき、党首討論の運営に関する協議機関として「両院合同幹事会」が設置され、同年２月 16 日に「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」（以下「運営申合せ」という。）が決定された（資料３参照）。

なお、この運営申合せについては、その見直し条項に基づき、平成 15 年２月７日の両院合同幹事会で、開会回数を増やすよう与野党ともに努める、討議時間を 40 分から 45 分に拡大するなどの変更が行われた。

また、平成 21 年６月 11 日の両院合同幹事会において、党首討論の傍聴についての申合せが合意された（資料４参照）。

(2) 「運営申合せ」の概要

ア　総理と討議を行う野党党首の条件

衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派の党首が、総理と討議を行う。

（図表３）会派別所属議員数（令和６年１月 24 日現在）

衆　議　院		参　議　院	
会　派　名	所属議員数	会　派　名	所属議員数
自由民主党・無所属の会	259	自由民主党	116
立憲民主党・無所属	**96**	**立憲民主・社民**	**40**
日本維新の会・教育無償化を実現する会	**45**	公明党	27
公明党	32	**日本維新の会・教育無償化を実現する会**	**21**
日本共産党	**10**	**国民民主党・新緑風会**	**11**
国民民主党・無所属クラブ	7	**日本共産党**	**11**
有志の会	4	れいわ新選組	5
れいわ新選組	3	沖縄の風	2
無所属	7	ＮＨＫから国民を守る党	2
		各派に属しない議員	12
欠員	2	欠員	1
計	465	計	248

※　太字は総理と討議を行う条件を満たす野党会派

[2] 衆議院からは、羽田孜君（総団長、衆議院団長、民主）、中山正暉君（副団長、自民）、逢沢一郎君（自民）、島聡君（民主）、井上義久君（明改）、小沢一郎君（自由）、西田猛君（自由）、穀田恵二君（共産）、森喜朗君（自民）、冬柴鐵三君（明改）、参議院からは、岡野裕君（副団長、参議院団長、自民）、上野公成君（自民）、今泉昭君（民主）、山下栄一君（公明）、吉川春子君（共産）、三重野栄子君（社民）、戸田邦司君（自由）、奥村展三君（参議院の会）が参加

イ　討議

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

ウ　開会日時

合同審査会は、会期中、週１回 45 分間(当初は 40 分間)、水曜日午後３時から開会する。

ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会せず、また、閉会中には開会しない。

エ　会長及び開会場所

合同審査会の会長は、衆参の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。

開会場所は、衆参第１委員（会）室を交互に使用し、会長の属する議院において開会することを原則とするが、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会できる。

また、委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

（図表４）合同審査会配置図（衆議院第１委員室の場合）

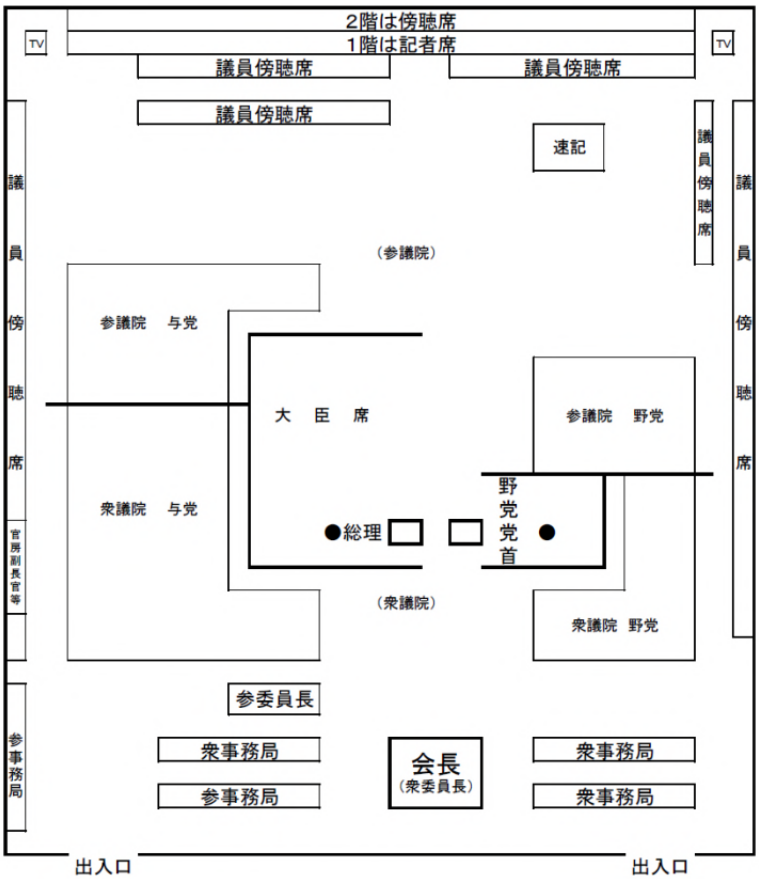

オ　時間配分

45 分間の各党時間配分は、野党間で調整する。その配分時間は、総理の発言時間を含む(いわゆる「往復方式」)。

カ　発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

３　直近の党首討論における主な討議内容

国家基本政策委員会の所管事項は、「国家の基本政策に関する事項」であることから、党首討論で討議されるテーマは、国の政策全てを網羅しており、非常に広範囲にわたっている。これまでに計68回開かれ、そのうち直近の党首討論は、第204回国会（令和３年１月18日～６月16日）に開かれ(６月９日)、総理と野党党首の主な討議内容は、下表のとおりであった。

（図表５）第204回国会に行われた党首討論の概要

国会回次	年月日	会　長	場　所	討　議　者
２０４回 （常会）	令和３年 ６月９日	参議院委員長 大塚　耕平君	参議院 第１委員会室	菅義偉内閣総理大臣 枝野　幸男君（立民） 片山虎之助君（維新） 玉木雄一郎君（国民） 志位　和夫君（共産）

日 付	討　議　内　容	発　言　者
令和3年 6月9日	**１　緊急事態宣言の解除基準**	
	令和３年３月に行った緊急事態宣言の解除が早過ぎたことを反省し、第５波を防ぐためにも現在発令している宣言の厳格な解除基準を設ける必要性	枝野　幸男君 （立民）
	２　東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係	
	(1)　令和３年６月７日の参議院決算委員会で、菅総理が東京オリンピック・パラリンピック競技大会について「国民の命と健康を守るのが開催の前提だ」と発言したことの意味	枝野　幸男君 （立民）
	(2)　東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市である東京都と政府の連携状況	片山虎之助君 （維新）
	(3)　新型コロナウイルス感染拡大防止の水際対策	
	①　「ワクチンパスポート」又は「デジタル証明書」を東京オリンピック・パラリンピック競技大会で先行導入する必要性	玉木雄一郎君 （国民）
	②　ＧＰＳの位置情報を活用しない訪日外国人向けスマートフォンアプリの有効性	
	(4)　専門家から感染拡大リスクが指摘される中、国民の命を危険にさらしてまで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する理由	志位　和夫君 （共産）
	(5)　東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止して、あらゆる力を新型コロナ対策に集中させる必要性	

日 付	討　　議　　内　　容	発　言　者
	3　新型コロナウイルス感染症対策のための令和３年度補正予算関係	
	(1)　30 兆円規模の補正予算を速やかに編成する必要性	枝野　幸男君（立民）
	(2)　財政民主主義の観点から、予備費ではなく、補正予算を編成する必要性	片山虎之助君（維新）
	(3)　ワクチン接種と同時に大規模補正予算を編成する必要性	玉木雄一郎君（国民）
	4　国会関係	
	(1)　第 204 回国会の会期を大幅に延長した上で、国会を挙げて新型コロナウイルス感染症に立ち向かう必要性	枝野　幸男君（立民）
	(2)　衆議院を解散せずに、任期満了による総選挙を行う可能性	片山虎之助君（維新）

(注)会派名の略称は当時のもの

４　党首討論の課題

近年、形骸化が指摘されている党首討論を活性化させるために、以下のような課題が指摘されている。

(1) 開会回数の確保

党首討論は、導入当初の平成 12 年に８回開かれたが、その後、減少傾向にあり、平成 29 年、令和２年、令和４年及び令和５年は１回も開かれなかった。

開会回数については、平成 26 年５月 27 日に、衆議院の与野党７党（自民、民主、維新、公明、みんな、結い、改革）の国会対策委員長が「国会審議の充実に関する申し合わせ」で、党首討論を毎月１回実施することで合意したものの、党首討論の運営について協議する「両院合同幹事会」には諮られておらず、正規のルールにはなっていない。

なお、平成 30 年７月 20 日には、超党派の議員による「『平成のうちに』衆議院改革実現会議」が、テーマを決めて２週間に１回開催することや、夜間開催を提言した。

(2) 討議時間の拡大

党首討論の開会回数が減っている背景には、全体の討議時間が 45 分間であり、また、野党の多党化で１党当たりの時間が確保できず、議論が深まらないという事情もある。直近の令和３年６月９日の党首討論では、立憲民主党に 30 分、日本維新の会、国民民主党及び日本共産党に５分ずつ配分された。

与党は、野党が求める討議時間の拡大については、総理に負担増となることから難色を示しており、一方、野党も、審議時間の長い予算委員会を重視して、党首討論の開催を積極的に求めない傾向にあるとも報じられている。

また、制度のモデルとなった英国は二大政党制であることから、現在の日本の運営方法は、野党の多党化が進んだ現状に適していないとの指摘もある。

(3) 発言時間における「片道方式」の導入

「運営申合せ」において、「野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする」とされており、また、党首討論の冒頭でも、合同審査会の会長が「発言は簡潔にするように」と注意喚起している。

しかし、実際には、相手の質問に正面から答えなかったり、持論を長々と展開したりして、議論がかみ合っていないと指摘されることもある。こうしたこと等から、平成30年には、立憲民主党の枝野幸男代表（当時）が「意味のないことをだらだらしゃべる総理を相手に、今の党首討論という制度の歴史的意味は終えた」と述べ、安倍晋三総理（当時）からは「党首討論終わった後、枝野さんは、党首討論の歴史的な使命は終わったと、そうおっしゃった。まさに今のやり取りを聞いていて、本当に歴史的な使命が終わってしまったなと、こんなように思った次第でございます」との発言があった。

立憲民主党は同年７月17日、国会改革の一環として、党首討論について、討議時間の拡大や、野党の配分時間に総理の発言時間を含めない「片道方式」の導入等を提言した。

資料１

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律の概要

（要綱より抜粋）

第一　趣旨（第１章関係）

この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。

第二　国家基本政策委員会の設置（第３条関係）

各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置するものとする。

第三　政府委員制度の廃止（第２条及び第４条関係）

一　国会における政府委員制度を廃止するものとする。

第五　副大臣等の設置等

一　副大臣及び副長官の設置（第８条関係）

１　内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置くものとする。

三　大臣政務官及び長官政務官の設置（第10条関係）

１　内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くものとする。

資料２

英国議会のクエスチョンタイム

英国議会には、議員が政策課題や時事問題について政府に対し情報の開示や説明を求める手段として、口頭質問、緊急質問及び書面質問の３種類の質問制度が設けられている。クエスチョンタイムとは、このうち、本会議の場で議員が首相及び閣僚に答弁を求める「口頭質問（口頭答弁を求める質問－Questions for oral answer)」の時間を指すものである。

英国のクエスチョンタイムは、1961 年に導入されたものであり、下院本会議場において、月曜日から木曜日までの本会議の冒頭、与野党の議員による質問に対し各省大臣が順番に日を定めて答弁に立つ形で行われている。その中でも、「首相のクエスチョンタイム」は水曜日の正午から 30 分間行われるもので、その時々の政策課題について野党党首を含む与野党議員と首相との間で討論が展開されている。

（図表６）党首討論（日本）と首相のクエスチョンタイム（英国）との主な相違点

	党首討論（日本）	首相のクエスチョンタイム（英国）
導入時期	2000 年２月	1961 年７月※１
実施形態	国家基本政策委員会合同審査会（討議）	下院本会議（口頭質問）
議事整理	会長（衆・参の国家基本政策委員長が交代で務める。）	下院議長
日　　時	週１回水曜日午後３時から 45 分間 （ただし、総理が本会議又は予算委員会等に出席する週には開会しない。）	毎週水曜日正午から 30 分間 （毎週必ず開会する。）
討 議 者	内閣総理大臣と 野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）党首	首相※２と ・野党第１党党首 ・野党第２党党首 ・抽選で選ばれた 10 名程度の下院議員 ・議長指名による６名程度の下院議員

※１　1961 年６月以前は、各大臣に対するクエスチョンタイムの中で、首相にも質問していた。
※２　首相が他の公務の日程の都合で出席できない場合は、代わりの者が答弁することもある。
しかし、首相の欠席率は比較的低い。

なお、英国の首相のクエスチョンタイムは、一問一答方式でテンポがよく、我が国の党首討論より討議時間が短いにもかかわらず、多くの質疑応答が行われている。

（図表７）実際の討議時間、討議者数の比較例

	党首討論（日本）	首相のクエスチョンタイム（英国）
実　施　日	2021 年６月９日	2021 年７月 14 日
討議時間	53 分	38 分
討議者数	４名	18 名　※1
質疑の往復回数	13 回	24 回　※2

※１　野党第１党党首（６問)、野党第２党党首（２問)、下院議員 16 名（各１問）の計 18 名。
※２　冒頭に儀礼的に行われる、首相の当日の予定に関する質疑応答は除く。

資料３

（H12.2.16 両院合同幹事会）
（H15.2. 7 見直し反映）

国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

１．合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員 10 名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

２．開会日時

合同審査会は、会期中、週１回 ~~40 分間~~ 45 分間、水曜日午後３時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、閉会中には開会しない。

３．会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。~~毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。~~

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

４．開会場所

衆議院第１委員室と参議院第１委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

５．両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて 11 名の幹事（自民４、民主２、明改２、自由１、共産１、社民１）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

６．配分時間

~~40 分間~~ 45 分間の各党時間配分については、野党間で調整する。

当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

７．野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。

野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議する。

８．総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

９．総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。

なお、内閣法制局長官は、陪席する。

10．発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

11．パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

12. 会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。

野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする。

13. 開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

14. 傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

15. 見直し

本申合せについては、第 147 回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

資料４

国家基本政策委員会合同審査会の傍聴について

平成 21 年６月 11 日
（両院合同幹事会合意）

議員は、国家基本政策委員会合同審査会において、総理と野党党首が静謐な環境のもと討議を行えるよう、不規則発言等、議事の妨げとなるような言動は、厳に慎まなければならない。

以上、申し合わせる。

内容についての問合せ先
国家基本政策調査室　水谷首席調査員（内線 68640）

予算委員会

予算調査室

所管事項の動向

１　我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳出・歳入の状況

令和６年度一般会計歳出（当初）は、112.6 兆円が計上された。令和５年度一般会計歳出（当初）から 1.8 兆円減額されているが、特定予備費の減額[1]と防衛力強化資金の繰入れ[2]という特殊要因を除けば、実質的には令和５年度当初予算を上回る額となっている。歳入は租税及び印紙収入が 69.6 兆円（歳入全体の 61.8%）、公債金は 35.4 兆円、公債依存度は 31.5%となっている。

一般会計における歳入・歳出の状況

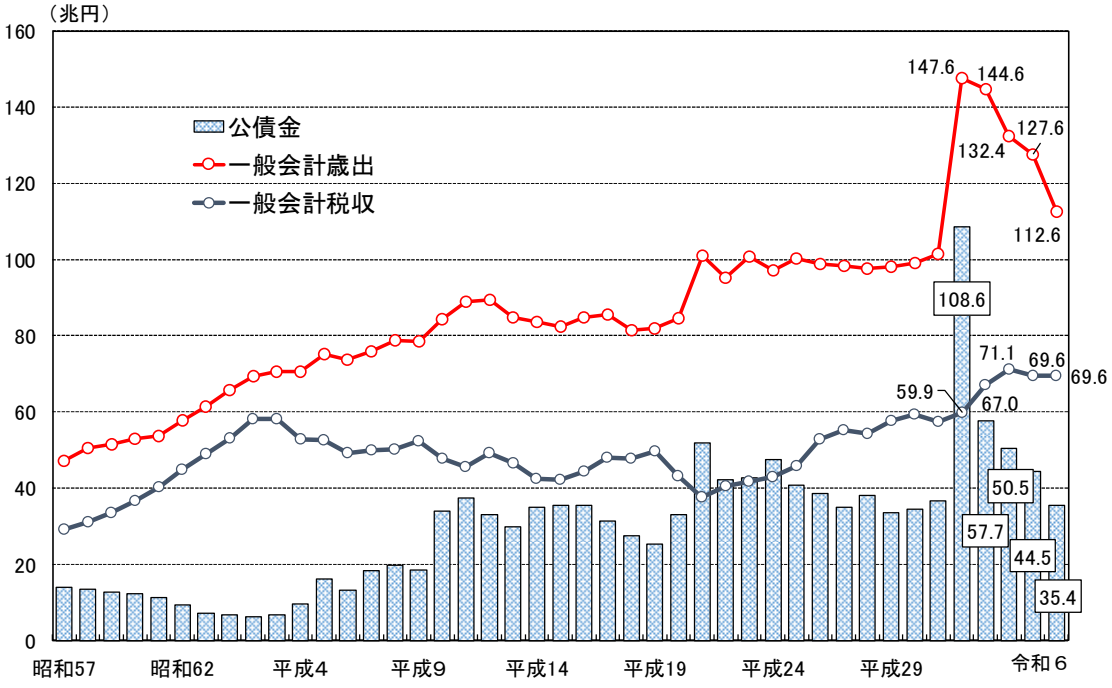

（注）令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は当初予算案。

（出所：財務省資料より作成）

近年の一般会計歳出では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）、社会保障関係費及び地方交付税交付金等が歳出全体の約７割を占めている。とりわけ高齢化等の影響により社会保障関係費が急増しており、令和６年度予算案では一般歳出[3]の過半を占めている。

---

[1] 令和５年度当初予算では、特定予備費として「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に４兆円、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」に１兆円の、計５兆円が計上されたが、令和６年度当初予算案では「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の１兆円へと減額されている。なお、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」は、令和５年度補正予算で「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」に使途の変更がなされた。

[2] 令和５年度当初予算では 3.4 兆円が計上されたが、令和６年度予算案では皆減となっている。

[3] 歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費。

一般会計歳出の主要経費の推移

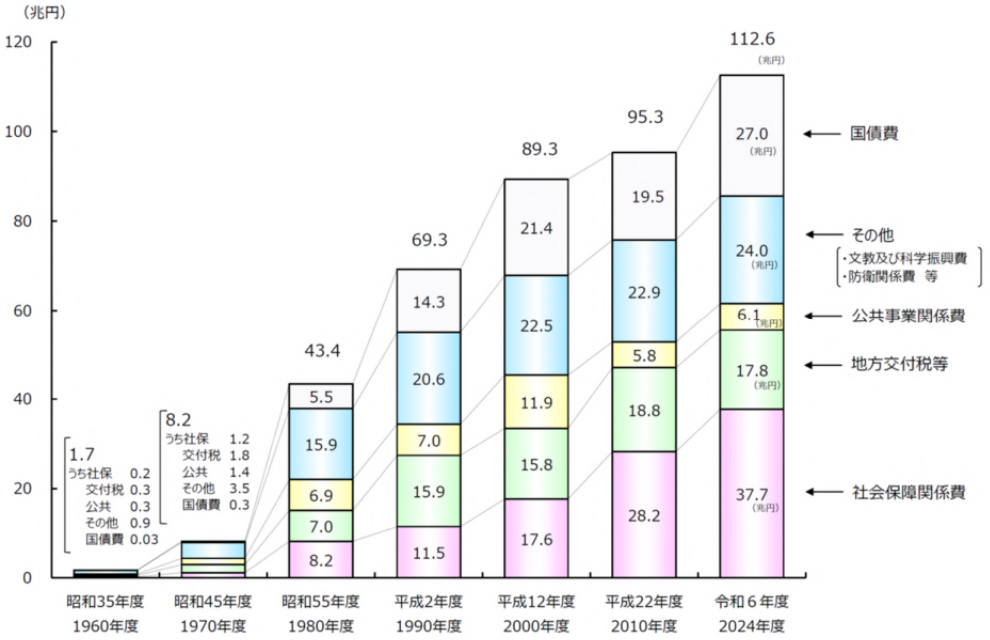

（注）平成 22 年度までは決算、令和６年度は政府案による。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和６年度予算政府案）』（令和６年１月））

歳入面では、税収構造がこの 30 年間で大きく変化している。平成２年度と令和６年度の税収構造を比較すると、消費税が税収全体の 7.7%（4.6 兆円）から同 34.2%（23.8 兆円）へ大幅に増加し、最大の税収項目となっている。他方で、所得税は同 43.3%（26.0 兆円）から同 25.7%（17.9 兆円）へ、法人税は同 30.6%（18.4 兆円）から同 24.5%（17.0 兆円）へと減少している。

一般会計税収の推移

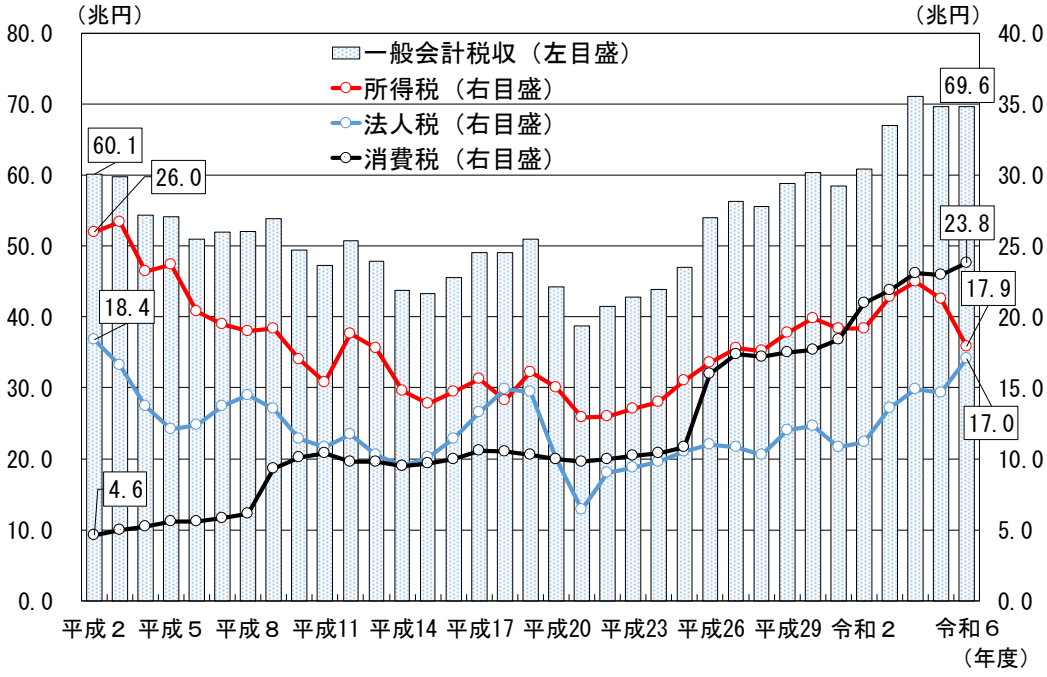

注：令和４年度までは決算、令和５年度は補正後予算、令和６年度は当初予算案。
（出所：財務省資料より作成）

(2) 普通国債残高の推移

普通国債[4]残高は累増の一途をたどっており、令和６年度末には 1,105 兆円に上ると見込まれている[5]。財務省によれば、特例公債の発行から脱却することのできた平成２年度以降の普通国債残高累増の要因としては、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加といった歳出の増加、過去の景気変動による税収減といった歳入の減少が挙げられている。近年は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため積極的な財政出動が行われ、普通国債残高は一段と増加している。

公債残高の累増

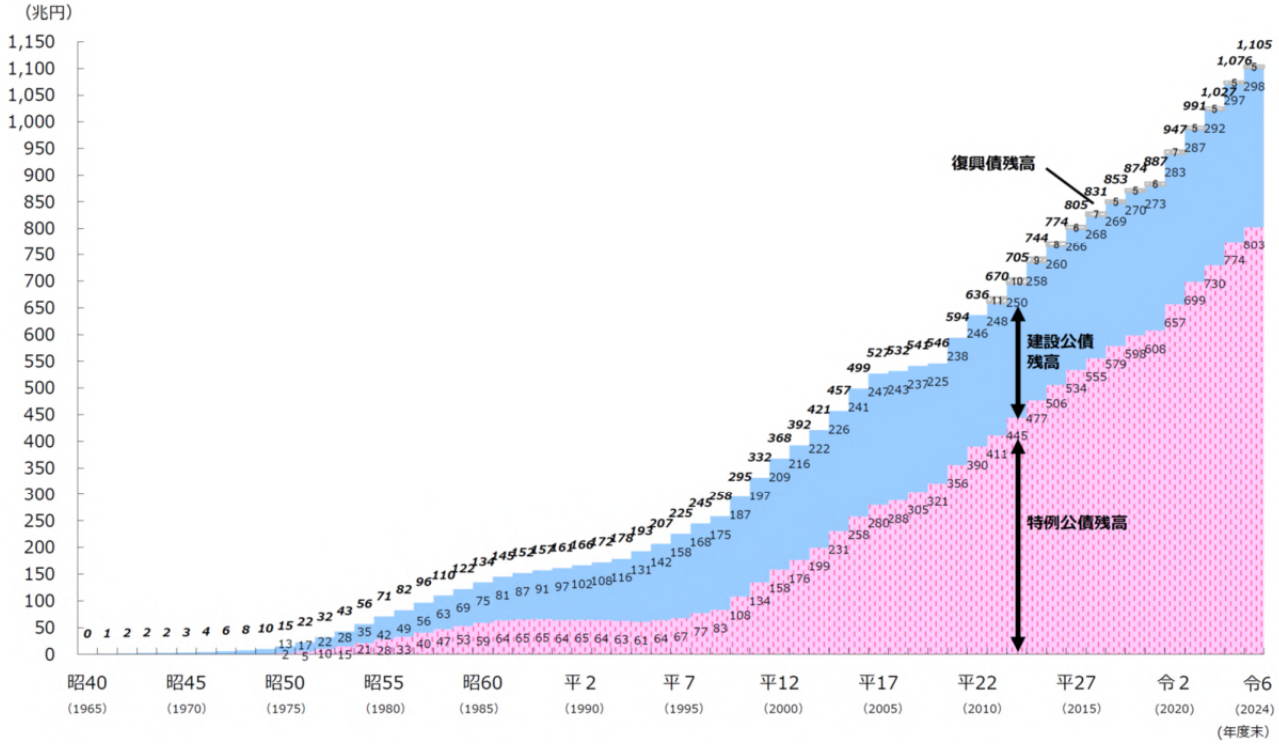

（注１）令和４年度末までは実績、令和５年度末は補正後予算、令和６年度末は政府案に基づく見込み。
（注２）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和 40 年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、ＧＸ経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債（仮称）を含む。
（注３）令和６年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は 1,061 兆円程度。
（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和６年度予算政府案）』（令和６年１月））

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。令和２年度、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため新規国債発行額が 108.6 兆円と過去最大になったことや名目ＧＤＰの水準が落ち込んだことから、国と地方の長期債務残高のＧＤＰ比は大幅に上昇した。その後も高水準で推移しており、令和６年度末には 1,302 兆円（対ＧＤＰ比 212%）に達すると見込まれている[6]。

---

[4] 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。
[5] 令和６年度予算政府案に基づく見込み。
[6] 同上。

国及び地方の長期債務残高

（単位：兆円）

	平成							
	10	15	20	24	25	26	27	28
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)
普通国債残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)
対GDP比（%）	55 (55)	87 (85)	106 (105)	141 (139)	145 (141)	148 (142)	149 (141)	152 (144)
地方	163	198	197	201	201	201	199	197
対GDP比（%）	30	38	38	40	39	38	37	36
国・地方合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)
対GDP比（%）	103 (103)	131 (130)	149 (148)	187 (184)	190 (185)	191 (186)	191 (183)	194 (186)

	平成		令和					
	29	30	元	2	3	4	5	6
国	881 (832)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,053 (1,037)	1,102 (1,067)	1,136 (1,092)
普通国債残高	853 (805)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,027 (1,012)	1,076 (1,041)	1,105 (1,061)
対GDP比（%）	154 (145)	157 (148)	159 (151)	176 (174)	180 (177)	181 (179)	180 (174)	180 (172)
地方	196	194	192	192	191	187	183	179
対GDP比（%）	35	35	35	36	35	33	31	29
国・地方合計	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,239 (1,224)	1,285 (1,250)	1,315 (1,270)
対GDP比（%）	194 (185)	197 (188)	199 (191)	217 (215)	219 (217)	219 (216)	215 (209)	214 (206)

（注１）計数は各年度末の数値。
（注２）ＧＤＰは、令和４年度までは実績値、令和５年度及び令和６年度は政府経済見通しによる。
（注３）債務残高は、令和４年度までは実績値。国は、令和５年度については補正後予算、令和６年度については政府案に基づく見込み、地方は、令和５年度及び令和６年度については地方債計画等に基づく見込み。
（注４）東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債、ＧＸ経済移行債、及び子ども・子育て支援特例公債（仮称）を普通国債残高に含めている。
（注５）令和４年度末までの（ ）内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和５年度末、令和６年度末の（ ）内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
（注６）交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成 19 年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成 19 年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分（令和６年度末で 28 兆円）である。
（注７）このほか、令和６年度末の財政投融資特別会計国債残高は 92 兆円。

（出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和６年度予算政府案）』（令和６年１月）より作成）

２　財政健全化に向けた取組

(1) 財政健全化目標

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」（第３章）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和３年６月 18 日閣議決定、以下「骨太の方針 2021」という。）において、経済と財政の一体

的な再生を目指し、全ての団塊世代が 75 歳になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする必要があるとされ、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支[7]（プライマリーバランス（以下「ＰＢ」という。））黒字化と、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す財政健全化目標が設定された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定、以下「骨太の方針 2022」という。）では、累次の方針で掲げられていたＰＢ黒字化目標への直接的な言及がなくなり、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。」とする一方で、「経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢がゆがめられてはならない。」「必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。」とする考え方が示された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和５年６月 16 日閣議決定、以下「骨太の方針 2023」という。）においても、財政健全化について前年の表現が踏襲され、令和６年度予算編成に向けては、同方針、骨太の方針 2022 及び骨太の方針 2021（下記「『骨太の方針 2021』で定める歳出の目安」参照。）に基づき、「経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。」とされた。

（「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安）

機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022 年度から 2024 年度までの３年間について、2019 年度から 2021 年度までの３年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。

② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（出所：「骨太の方針 2021」より作成）

(2) 国・地方を合わせたＰＢ黒字化の見通し

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和５年７月 25 日経済財政諮問会議提出）によれば、中長期的に名目３％程度、実質２％程度の経済成長を実現するとの成長シナリオに基づいた「成長実現ケース」では、2025 年度のＰＢ赤字は対ＧＤＰ比▲0.2％となり、ＰＢ黒字化は 2026 年度になると見込まれている。なお、この試算は、今後の歳出改革は織り込まれていないものであり、政府としてはこれまで同様の歳出効率化努力を続けることにより、ＰＢ黒字化は 2025 年度と１年程度の前倒しが視野に入るとしている。

他方、中長期的に名目、実質ともに０％台半ば程度の経済成長率を見込む「ベースラインケース」では、2025 年度のＰＢ赤字は対ＧＤＰ比▲0.4％となり、試算期間を通じてＰ

[7] 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）とは、「借入れを除く税収等の歳入」から「過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

Ｂ黒字化は達成しないと見込まれている。

国・地方のＰＢ（対ＧＤＰ比）

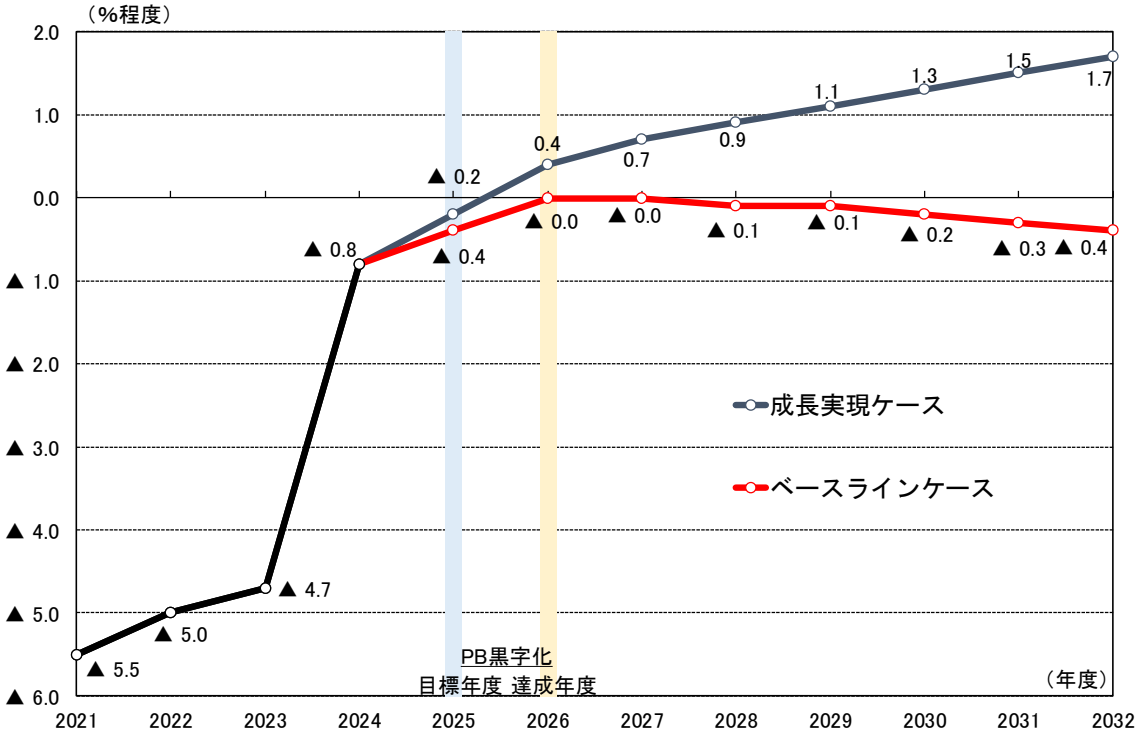

（出所：経済財政諮問会議資料より作成）

３　令和６年度予算編成

(1) 令和６年度予算の編成等に関する建議

財政制度等審議会は令和５年 11 月 20 日、鈴木財務大臣に対し、「令和６年度予算の編成等に関する建議」を提出した。その概要は、以下のとおりである。

●「令和６年度予算の編成等に関する建議」（総論）の概要

○基本認識

・我が国の経済・社会は構造的な変化に直面しており、依然として歴史的な転換点に立っていると言える。海外と同様、我が国でも物価高や金利上昇の常態化というこれまでとは異なる局面に入っていく可能性があり、利払費急増のリスクも念頭に置きながら、責任ある財政運営を行っていくことが一層重要。

・経済が平時化する中にあって歳出構造を平時に戻していくことは当然のこと。その際、将来を見据えた財政措置を制度改革等と合わせて講じ、民間主導の経済成長を実現できる環境を整えていくことが政府の重要な役割。

・少子化対策は国家の持続可能性を左右するといっても過言ではなく、長期的・継続的に実施する必要があり、そうである以上、財源も安定的に確保することが不可欠。世代間・世代内の公平性を確保し、全ての世代が相互に支え合う全世代型社会保障制度を構築し、あらゆる世代の将来不安を取り除いていく必要。

○経済・市場動向

・新型コロナの位置づけが５類感染症に変更されたことに伴い、個人消費、企業活動含めて我が国の経済情勢は平時に戻り、更に一部ではコロナ禍以前の水準を超えて経済活動が活性化。

・グローバルな経済・金融環境においては、低インフレ・低金利基調から高インフレ・金利上昇基調へという経済の潮目の変化が継続。我が国でも物価は依然として上昇傾向、金利は長期債・超長期債を中心に一層上昇傾向。

・労働市場では人手不足が顕在化。今後とも労働供給制約に直面する可能性が高いことを踏まえれ

ば、労働生産性の向上が急務。
○経済・財政運営の在り方
・ＩＭＦは、本年４月のレポートで、各国政府は財政余力の構築により重点を置くことが必要等と提言。主要先進国は、こうした認識を共有し、財政健全化に向けた取組を推進。
・現在の経済情勢の下では、財政措置は真に必要で効果的な施策に的を絞って講じる必要。同時に、単に現状維持志向の政策ではなく、将来を見据えた財政措置を制度改革等と合わせて講じ、企業・個人の行動変容や産業の新陳代謝などを促すことが望ましい。
・金利上昇に伴い利払費が急増し、そのために国債を増発するようなこととなれば、市場の信認が更に揺らぎ、国債発行に当たって追加のリスクプレミアム（国債金利上乗せ）を求められることになりかねない。そうなれば、財政運営に支障を来すおそれがあるほか、我が国の事業会社や金融機関などの資金調達にも悪影響を及ぼし得る。また、有事において機動的な対応ができるようにするためにも、常に財政余力を確保していくことが求められる。
・令和６年度予算については、財政健全化目標の達成に向けた道筋を示し、経済・財政運営に対する市場の信認を確保するとの覚悟を持って編成に臨むことが求められる。物価・金利動向など我が国の経済の現況に鑑みれば、今がまさに財政健全化に軸足を移すべき時であり、この機会を逃してはならない。

（出所：財政制度等審議会資料より作成）

(2) 令和６年度予算の編成の基本方針

政府は令和５年 12 月８日、「令和６年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。同基本方針では、令和６年度予算編成について、以下のような考え方を示している。

・足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、
◆ 人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、ＧＸ、ＤＸ、半導体・ＡＩ等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速
◆ 防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
◆ 防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応
を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。
・その際、骨太方針 2023 で示された「本方針、骨太方針 2022 及び骨太方針 2021 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
・歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針 2023 を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、ＥＢＰＭ[8]やＰＤＣＡの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

（出所：内閣府資料より作成）

(3) 令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

政府が令和５年 12 月 21 日に閣議了解した「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、我が国経済について、30 年振りとなる高水準の賃上げや企業の旺盛な投資意欲といった前向きな動きが見られることから、デフレ脱却のチャンスを迎えているとしている。他方で、賃金の上昇は物価の上昇に追い付いておらず、依然として力強さを欠く個人消費や設備投資を放置すればデフレに後戻りするリスクがあるとして、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年 11 月２日閣議決定）の裏付けとなる令和５年度補正予算を

[8] Evidence Based Policy Making の略。①政策目的を明確化させ、②その目的のため本当に効果がある行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

迅速かつ着実に執行し、経済財政運営に万全を期すとしている。こうした背景を踏まえて、政府は令和５年度の実質ＧＤＰ成長率を前年度比 1.6%程度、名目ＧＤＰ成長率を同 5.5%程度、消費者物価（総合）の上昇率を同 3.0%程度と見込んでいる。

令和６年度の経済状況については、同総合経済対策が所得環境の改善や企業の設備投資意欲を後押しすること等により、民需主導の経済成長が期待されることを踏まえて、実質ＧＤＰ成長率を前年度比 1.3%程度、名目ＧＤＰ成長率を同 3.0%程度、消費者物価（総合）の上昇率を同 2.5%程度と見込んでいる。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや物価動向の不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

(4) 令和６年度予算（案）の決定

以上のような経緯をたどり、政府は令和５年 12 月 22 日、令和６年度予算の概算を閣議決定した（令和６年度予算の概要は「Ⅱ　第 213 回国会提出予定予算の概要」を参照）。その後、令和６年１月１日に発生した能登半島地震への対応として、政府は同月 16 日、令和６年度予算の一般予備費を 5,000 億円増額する『令和６年度一般会計歳入歳出概算の変更』を閣議決定した。

４　今後の課題

令和６年度予算案一般会計歳出総額は、12 年ぶりに前年度比減額され、112.6 兆円となった。令和３年度以降、新型コロナ対策等として３年連続で５兆円という巨額の特定予備費が計上されてきたが、令和６年度は１兆円へと大きく減額されている。「骨太の方針 2023」において、コロナ禍で拡大した財政支出を見直し歳出構造を平時に戻していくとの考え方が示されており、本予算案でも平時化が前進したことがうかがえる。他方、この特定予備費の減額と、令和５年度に設けられた「防衛力強化資金」への繰り入れ(3.4 兆円)が６年度にはなくなったという一時的要因を除くと一般歳出は前年度比で増加しているため、歳出の効率化は進んでいないとの見方も多い[9]。

予算案のポイントに挙げられているのは、児童手当拡充などの少子化対策、物価高に負けない賃上げの促進、防衛力の強化、脱炭素やデジタル化の後押しなど、いずれも重要な分野である。他方、今後、景気の悪化や自然災害、地政学上のリスク等の予期せぬショックに備えるためには財政余力を確保していくことも必要であり、歳出の効率化や税・社会保険料の体系の適正化等に引き続き取り組んでいくことが求められる。

以下では、コロナ禍を経て予算措置上大きな変化のあった予備費、基金、及び「金利のある世界」への移行に関連した課題についてまとめておきたい。

(1) 予備費に関する説明の在り方

予備費は、予算の事前議決の原則(憲法第 86 条)の例外として「予見し難い予算の不足」

[9] 『朝日新聞』(2023.12.23)、『読売新聞』(2023.12.23) 等。

に充てることができるとされており、例年、災害等に備える予備費（一般予備費）3,000～5,000 億円が一般会計に計上されてきた。予備費の中には、使途を限定した特定予備費が設けられる場合もあり、過去に使用額の大きかったものとして、リーマンショック後の「経済危機対応・地域活性化予備費」（平成 22 年度、9,996 億円）、「東日本大震災復旧・復興予備費」（平成 23 年度、4,909 億円）、「経済危機対応・地域活性化予備費」（平成 24 年度、9,099 億円）、「熊本地震復旧等予備費」（平成 28 年度、2,476 億円）等が挙げられる。

コロナ禍においては、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が令和２年度に９兆1,420 億円、令和３年度に４兆 6,185 億円使用され、令和４年度は使途が拡大された「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として、その使用額も７兆814 億円に上るなど、特定予備費の使用額は大幅に増加した。特定予備費は、令和５年度の補正後予算で 2.5 兆円へ、令和６年度予算案では前述のとおり１兆円へと減額されたものの、コロナ禍以前と比較すると依然として規模の大きなものとなっている。

会計検査院が行った、令和２年度及び３年度に使用されたコロナ予備費についての検査結果では、他事業への流用や目内融通、全額を翌年度に繰り越している事業等が見られたこと等から、予備費の執行状況の公表や流用等を行った場合の丁寧な説明、全額を翌年度に繰り越す場合の経緯の説明等、国会及び国民に対して適時適切に情報提供に取り組んでいく必要があると指摘されている[10]。予備費の使用に当たっては、「予見し難い予算の不足」に充てるとの本来の趣旨も踏まえ、事後的に検証可能となるような情報開示のルールを設けるなど、透明性の向上が求められる。

(2) 急増した基金の効率的な運用

コロナ禍では基金への予算措置も急増した。コロナ禍以前、毎年度末の基金残高は２兆円台で推移していたが、令和２年度末に 8.3 兆円、令和３年度末に 12.9 兆円、令和４年度末には 16.6 兆円に上っている。基金は、2022 年度予算編成の基本方針において、「単年度主義の弊害是正のため必要に応じ新たに基金を創設する等の措置を講じていく」とされ、活用が進んできた。他方で、成果目標の設定されていない基金や執行率の低い基金の存続、基金を使った補助金に係る基幹業務を民間委託したことによる弊害等のデメリットが顕在化してきた。そのため、令和５年 12 月 20 日、政府のデジタル行財政改革会議は、基金の点検・見直しに関して、基金への新たな予算措置を検討する際、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては基金によらない通常の予算措置によるものとする、予算決定と同時に定量的な成果目標を策定・公表する、基金への新たな予算措置は３年程度とする等の方針を示した。

政府は平成 25 年度から基金シートを作成し、基金の執行状況等の把握及び公開を行っているが、安易な財政支出を防止するため、基金に関する基本法を制定するといった提案や、政府が予算書と併せて国会に提出している「予算の説明」において基金の全体像や個

[10] 会計検査院「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」（令和５年９月 15 日）

別の予算計上について付記するといった提案もある[11]。基金の効率的な運用に向け、一層の努力が求められる。

(3) 「金利のある世界」における財政運営

我が国の財政事情は、コロナ禍以前より、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等を背景に、公債残高が累増の一途をたどる等、厳しい状況にあった。加えて近年、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のための積極的な財政出動が行われた結果、公債残高は一段と増加している。

我が国の財政が危機的状況にあると言われながらも大きな影響を免れてきた背景には、低金利により利払費の負担が抑えられてきたことがある。平成 27 年度から令和４年度にかけて、普通国債残高は 805 兆円から 1,027 兆円に増加したにもかかわらず、利払費は 8.3 兆円から 7.1 兆円まで７年連続で減少を続けた。しかし、令和５年度補正後予算では利払費は 7.6 兆円、令和６年度予算案では 9.7 兆円へと急増している。政府は、日本銀行による金利操作の運用見直しを受けて長期金利が上昇したことを反映し、令和６年度予算案の利払費の算出に用いる想定金利を 17 年ぶりに 1.1%から 1.9%に引き上げた[12]。今後は、長期金利の動向が国債費に大きな影響を与えることが予想される。公債残高が積み上がる中、更なる金利上昇にも耐えられるような財政構造への転換が求められる。

「骨太の方針 2023」では、「中期的な経済財政の枠組みの策定に向け、経済・財政一体改革の進捗について 2024 年度に点検・検証を実施する」とされている。現在、政府は基礎的財政収支を令和７年度に黒字化するとの目標を堅持しているが、達成期限を来年に控え、改めて財政運営の在り方を見直すべき時期を迎えているといえよう。

内容についての問合せ先
予算調査室　奥川首席調査員（内線 68660）

[11] 藤井亮二「基金制度の沿革と課題（２）」参議院事務局企画調整室『立法と調査　No.367』(2015.8)

[12] 政府は、平成 19 年度以降、想定金利を引下げまたは据え置きとしており、平成 29 年度から令和４年度までは過去最低の 1.1%とされていた。

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

所管事項の動向

１　決算及び検査報告等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

この決算については、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」（憲法第90条第１項）とされており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第１項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、当該決算年度の翌年度11月後半に国会が開会している場合には、11月20日前後に国会に提出されている[1]。

令和４年度決算については、令和５年11月20日、第212回国会（臨時会）に提出された後、第213回国会（常会）に継続されている。また、令和２年度決算及び令和３年度決算については、第207回国会（臨時会）の令和３年12月６日及び第210回国会（臨時会）の令和４年11月18日にそれぞれ提出後、継続案件[2]となっている。

以下では、まず、直近に提出された令和４年度決算等の概要等及び同年度決算検査報告の概要を説明した後、令和２年度決算等の概要等を順次説明することとする。

(1) 令和４年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額153兆7,294億円余、支出済歳出額132兆3,855億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は21兆3,439億円余であった。また、財政法第６条の純剰余金は２兆6,294億円余であった。この純剰余金は、歳出において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用決定額が予算計上額よりも少なかったことなどにより11兆3,084億円余が不用となった一方、歳入において、税収が見込みを２兆7,783億円余上回るとともに、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを１兆3,042億円余上回り、公債金を12兆円余減額したことのほか、地方交付税交付金等財源の増加分7,616億円余を控除したことにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計[3]の単純合計）は、収納済歳入合計額447兆8,921億円余、支出済

---

[1] 11 月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成 16 年度決算、平成 26 年度決算及び令和２年度決算があり、第 164 回国会（常会）の召集日（平成 18 年１月 20 日）、第 190 回国会（常会）の召集日（平成 28 年１月４日）及び第 207 回国会（臨時会）の召集日（令和３年 12 月６日）にそれぞれ提出された。

[2] 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

[3] 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計。

歳出合計額432兆3,539億円余であって、計15兆5,382億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、４兆782億円余を積立金に積み立てるなどし、２兆8,369億円余を令和５年度一般会計へ繰り入れ、８兆6,230億円余を各特別会計の令和５年度歳入に繰り入れることとした[4]。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額96兆4,959億円余、支払命令済額及び歳入組入額95兆618億円余であり、資金残額は１兆4,341億円余である。

政府関係機関決算（４機関[5]の単純合計）は、収入決算総額１兆 2,693 億円余、支出決算総額１兆 243 億円余である。

国有財産の令和４年度末現在額は、令和３年度末現在額より５兆 2,862 億円余増加し、131 兆 8,347 億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和４年度末現在額は、令和３年度末現在額より 228 億円余増加し、１兆 2,437 億円余である。

令和４年度決算等は、令和５年９月１日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月７日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月20日の閣議決定を経て、同日第212回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月６日の本委員会への付託後、同国会において令和２年度決算等及び令和３年度決算等と同時に概要説明を聴取し、第213回国会（常会）に継続されている。

－最近５年間の予算・決算の推移－

（単位：億円）

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計	歳入	予算額	1,013,580	1,046,516	1,756,877	1,425,992	1,392,195
		決算額	1,056,974	1,091,623	1,845,788	1,694,031	1,537,294
	歳出	予算現額	1,056,550	1,097,283	1,822,658	1,733,796	1,616,468
		決算額	989,746	1,013,664	1,475,973	1,446,495	1,323,855
特別会計	歳入	予算額	3,902,745	3,918,113	4,252,632	4,654,997	4,525,290
		決算額	3,811,771	3,865,519	4,175,611	4,555,544	4,478,921
	歳出	予算現額	3,919,296	3,932,456	4,265,286	4,672,537	4,543,612
		決算額	3,689,360	3,741,696	4,045,188	4,410,814	4,323,539
政府関係機関	収入	予算額	16,524	17,565	24,316	26,775	20,047
		決算額	12,307	12,645	10,958	9,955	12,693
	支出	予算現額	17,272	18,172	25,370	32,335	25,192
		決算額	10,635	10,644	8,040	6,646	10,243

（備考）予算額又は予算現額は、補正後の額。決算額は、一般会計及び特別会計では収納済歳入額と支出済歳出額、政府関係機関では収入済額と支出済額

（出所）財務省資料を基に作成

(2) 令和４年度決算検査報告の概要

令和４年度の歳入、歳出等に関し、会計検査院が、国、政府関係機関、国の出資団体等の検査対象機関について実施した検査の結果、「令和４年度決算検査報告」に掲記された事項等の総件数は344件であり、指摘金額は計約580億2,214万円である。

---

[4] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆 669 億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和５年度歳入に繰り入れることとした。

[5] 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各機関。

－最近５年間の検査報告掲記事項の各事項等[6]の件数と指摘金額－

（単位:件、億円）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①不当事項	254	57.2	205	87.5	157	66.3	265	104.3	285	97.6
②意見表示・処置要求事項	27	576.0	14	55.3	15	204.8	19	327.9	20	309.6
③処置済事項	44	369.0	22	154.2	20	1,837.5	22	23.8	28	173.0
④特記事項	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
指摘事項(①～④の計)	325	1,002.3	241	297.2	192	2,108.7	306	455.2	333	580.2
⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)	4		3		2		1		3	
⑥国会からの検査要請事項に関する報告	2		2		5		1		4	
⑦特定検査対象に関する検査状況	4		2		11		2		4	
合　計	335	1,002.3	248	297.2	210	2,108.7	310	455.2	344	580.2

（備考）金額は「指摘金額」（租税等の徴収不足額、工事等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書等に適切に表示されていなかった資産等の額など）。なお、重複があるため、事項等別の金額を合算したものと合計の欄とは一致しない年度がある。

（出所）会計検査院資料を基に作成

(3) 令和２年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額184兆5,788億円余、支出済歳出額147兆5,973億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は36兆9,814億円余であった。また、財政法第６条の純剰余金は４兆5,363億円余であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより３兆8,880億円余が不用となった一方、歳入において、税収が見込みを５兆6,966億円余上回るとともに、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを6,164億円余上回り、公債金を４兆円余減額したことのほか、地方交付税交付金等財源の増加分１兆6,646億円を控除したことにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計[7]の単純合計）は、収納済歳入合計額417兆5,611億円余、支出済歳出合計額404兆5,188億円余であって、計13兆423億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、３兆2,930億円余を積立金に積み立てるなどし、１兆9,233億円余を令和３年度一般会計へ繰り入れ、７兆8,258億円余を各特別会計の令和３年度歳入に繰り入れることとした[8]。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2,569億円余、支払命令済額及び歳入組入額80兆8,247億円余であり、資金残額は１兆4,322億円余である。

---

[6] 各事項等は、検査報告に掲記される事項等であり、①「不当事項」とは検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの、②「意見表示・処置要求事項」とは会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は改善の処置を要求したもの、③「処置済事項」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じたもの、④「特記事項」とは事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に掲記を要すると認めたもの、⑤「国会及び内閣に対する報告（随時報告）」とは会計検査院法第 30 条の２の規定により国会及び内閣に対して報告したもの、⑥「国会からの検査要請事項に関する報告」とは国会法第 105 条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について、会計検査院法第 30 条の３の規定により国会に報告した検査の結果、⑦「特定検査対象に関する検査状況」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。なお、「不当事項」から「特記事項」までは、適切とは認められない事態の記述で通常「指摘事項」と呼ばれている。

[7] 脚注３参照。

[8] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆 521 億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和３年度歳入に繰り入れることとした。

政府関係機関決算（４機関[9]の単純合計）は、収入決算総額１兆 958 億円余、支出決算総額 8,040 億円余である。

国有財産の令和２年度末現在額は、令和元年度末現在額より７兆 3,885 億円余増加し、117 兆 2,598 億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和２年度末現在額は、令和元年度末現在額より 204 億円余増加し、１兆 2,142 億円余である。

令和２年度決算等は、令和３年９月３日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月５日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年12月６日の閣議決定を経て、同日第207回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同月20日の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）において令和３年度決算等及び令和４年度決算等と同時に概要説明を聴取し、第213回国会（常会）まで継続されている。

(4) 令和３年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額169兆4,031億円余、支出済歳出額144兆6,495億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は24兆7,535億円余であった。また、財政法第６条の純剰余金は１兆3,811億円余であった。この純剰余金は、歳出において、中小企業事業環境整備費が予算計上額よりも少なかったことなどにより６兆3,028億円余が不用となった一方、歳入において、税収が見込みを３兆1,578億円余上回るとともに、返納金等の税外収入が見込みを8,124億円余上回り、公債金を８兆円余減額したことのほか、地方交付税交付金等財源の増加分8,919億円余を控除したことにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計[10]の単純合計）は、収納済歳入合計額455兆5,544億円余、支出済歳出合計額441兆814億円余であって、計14兆4,730億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、４兆7,417億円余を積立金に積み立てるなどし、１兆4,264億円余を令和４年度一般会計へ繰り入れ、８兆3,048億円余を各特別会計の令和４年度歳入に繰り入れることとした[11]。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額90兆4,707億円余、支払命令済額及び歳入組入額89兆654億円余であり、資金残額は１兆4,053億円余である。

政府関係機関決算（４機関[12]の単純合計）は、収入決算総額 9,955 億円余、支出決算総額 6,646 億円余である。

国有財産の令和３年度末現在額は、令和２年度末現在額より９兆 2,887 億円余増加し、126 兆 5,485 億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和３年度末現在額は、令和２年度末現在額より 66 億円余増加し、１兆 2,208 億円余である。

令和３年度決算等は、令和４年９月２日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計

---

[9] 脚注５参照。

[10] 脚注３参照。

[11] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆 786 億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和４年度歳入に繰り入れることとした。

[12] 脚注５参照。

検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月７日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月18日の閣議決定を経て、同日第210回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月９日の本委員会への付託後、第212回国会（臨時会）において令和２年度決算等及び令和４年度決算等と同時に概要説明を聴取し、第213回国会（常会）まで継続されている。

(5) 令和４年度予備費使用等の概要及び審議状況

一般会計予備費の予算額は9,000億円（補正後）[13]であって、その使用総額は5,257億円余であり、差引使用残額は3,742億円余である。

また、令和４年度においては、令和２年度及び令和３年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」[14]が設けられ、当該予備費の予算額は９兆8,600億円（補正後）[15]であって、その使用総額は７兆814億円余であり、差引使用残額は２兆7,785億円余である。

なお、第２次補正予算において「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は１兆円であったが、その使用はなかった。

特別会計予備費の予算総額は8,048億円余（補正後）[16]であって、その使用総額は688億円余であり、差引使用残額は7,360億円余である。

特別会計予算総則第20条第１項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は733億円余である。

予備費使用等については、第211回国会（常会）の令和５年３月17日に「令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」等[17]が、同年５月23日に「令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）」等[18]がそれぞれ提出され[19]、同年６月20日の本委員会への付託後、第213回国会（常会）まで継続されている。

(6) 令和５年度予備費の予算計上等

一般会計予備費の予算額は、5,000 億円である。

また、令和５年度においては、令和２年度、令和３年度及び令和４年度に引き続き、一

---

13 当初予算で 5,000 億円計上、第１次補正予算で 4,000 億円増額。

14 当初予算で「新型コロナウイルス感染症対策予備費」として設けられた後、第１次補正予算で改組・使途拡大された。

15 当初予算で５兆円計上、第１次補正予算で１兆 1,200 億円増額、第２次補正予算で３兆 7,400 億円増額。

16 当初予算で 9,048 億円計上、第２次補正予算で 1,000 億円減額。

17 その他、「令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」及び「令和４年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」。

18 その他、「令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）」及び「令和４年度特別会計予算総則第 20 条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

19 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年４月から翌年１月までの分を記載した「その１」と２月及び３月の分を記載した「その２」の二つに区分されて国会に提出されている。

般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」[20]が設けられ、当該予備費の予算額は２兆円（補正後）[21]である。

さらに、令和５年度においては、令和４年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5,000億円（補正後）[22]である。

特別会計予備費の予算総額は、7,286億円余（補正後）[23]である。

これらの予備費の使用決定を受けて、予備費使用総調書及び各省各庁使用調書が第213回国会（常会）に提出されることが見込まれる。

２　会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の２の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。

なお、第212回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会及び内閣に対する報告（随時報告）を行っていない（令和６年１月19日現在）。

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の３の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

なお、第212回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会からの検査要請事項に関する報告を行っていない（令和６年１月19日現在）。

３　政策評価及び行政評価・監視に係る調査結果

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

(1) 政策評価

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行

---

[20] 当初予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として設けられた後、補正予算で改称され、使途が改められた。

[21] 当初予算で４兆円計上、補正予算で２兆円減額。

[22] 当初予算で１兆円計上、補正予算で5,000億円減額。

[23] 当初予算で7,936億円余計上、補正予算で650億円減額。

政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、次のような複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和５年度における客観性担保評価の取組結果として、「令和３年度　規制に係る政策評価の点検結果」が令和５年３月10日に、「令和５年度　租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が同年11月10日に、それぞれ公表されている。

なお、第212回国会（臨時会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和６年１月19日現在）。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果により、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第212回国会（臨時会）の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のとおりである（令和６年１月19日現在）。

名　称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省	勧告等の概要
国の庁舎におけるAEDの周知・管理等に関する調査＜行政運営改善調査（地域計画調査）の結果に基づく通知＞	令和5.11. 8	厚生労働省	①「財団全国AEDマップ」へのAED設置情報の登録の必要性について、各府省に周知徹底すること ②AEDの適切な管理等の実施について、省内に周知徹底すること

（出所）総務省資料を基に作成

内容についての問合せ先
決算行政監視調査室　近藤首席調査員（内線 68680）

災害対策特別委員会

第三特別調査室
（災害対策特別委員会担当）

所管事項の動向

１　最近の自然災害をめぐる状況

(1) 我が国における自然災害の状況

我が国は、その位置、地形、気象等の自然的条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい環境にある。

最近の我が国の主な自然災害

年　月　日	災　害　名	主な被災地等	死者・行方不明者数(人)
R2年 7月 3日～31日	令和２年７月豪雨	九州地方を中心とする全国（特に熊本）	８８
9月 4日～ 7日	令和２年台風第10号	九州地方	6
11月～ 3年 4月	令和２年11月からの大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	１１０
3年 2月13日	福島県沖を震源とする地震（M7.3）	福島県、宮城県	3
7月 1日～14日	７月１日からの大雨（熱海市土石流災害等）	全国（特に静岡）	２９
8月７日～23日	８月の大雨	全国（特に長野、広島、長崎）	１３
11月～ 4年 4月	令和３年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方	９９
4年 3月16日	福島県沖を震源とする地震（M7.4）	福島県、宮城県	4
7月14日～19日	低気圧や前線による大雨	九州から東北地方の各地（特に宮城）	1
8月 3日～26日	８月３日からの大雨等（台風第８号等も含む）	北海道、東北、北陸及び近畿地方	3
9月18日～20日	令和４年台風第14号	九州地方から東北地方の各地（特に宮崎）	5
9月23日～24日	令和４年台風第15号	東海地方（特に静岡）	3
5年 5月 5日	石川県能登地方を震源とする地震(M6.5)	石川県	1
6月28日～7月16日	梅雨前線による大雨	福岡県、佐賀県、秋田県	１５
6年 1月 1日	令和６年能登半島地震	石川県	２３２[1]

※死者数については、災害関連死を含む。　　＜令和５年版防災白書、内閣府資料、消防庁資料より作成＞

(2) 令和６年能登半島地震

石川県能登地方では、令和２年 12 月から地震活動が継続しており、令和６年１月１日、同地震により、最大震度７を観測するなど能登半島を中心に強い揺れが観測された。その後も地震の発生数は増減を繰り返しながら大局的には緩やかに減少しているが、平成 16 年新潟県中越地震や平成 28 年熊本地震などと比較しても、地震回数が多く推移している。

この地震により各地で火災、住宅倒壊等が発生し、死者232名、住家被害10,912棟（令和６年１月19日付消防庁資料[2]）の被害が発生したほか、各地で停電、断水等が発生している。

---

[1] 令和６年１月 19 日現在

[2] 新潟県について新潟市の住家被害（被災程度調査対象総数）、富山県について「未分類」とされている住家被害、石川県において「多数」又は「確認中」とされている情報、珠洲市における負傷者数、金沢市、七尾市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町等における住家被害は除く。

政府は、同年１月11日、この地震による災害を「激甚災害」[3]及び「特定非常災害」[4]に指定し、同月19日には、「非常災害」[5]に指定した。

なお、同月16日、岸田内閣総理大臣は、非常災害対策本部会議において、被災地・被災者の生活と生業の再建に関する支援パッケージを月内に取りまとめるよう各閣僚に指示した。

２　国土強靱化の推進

(1) 強靱化法及び強靱化基本計画

東日本大震災を契機に、強靱な国づくりを進めていく必要性が認識されたことにより、平成25年12月（第185回国会）に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「強靱化法」という。）が成立した。強靱化法は、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「強靱化基本計画」という。）の策定など国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に国土強靱化推進本部を設置することを定めている。

強靱化法に基づき、国土強靱化推進本部は「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、施策分野（個別施策分野と横断的分野）ごとに、国土の健康診断に当たる「脆弱性評価」を行い、その結果を受けて政府は、強靱化基本計画を閣議決定している[6]。なお、強靱化基本計画においては、毎年度の国土強靱化に係る施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を取りまとめた計画を年次ごとに策定することとされている[7]。令和４年10月、岸田内閣総理大臣は、強靱化基本計画について、現在取り組んでいる次期国土形成計画と一体として、関係閣僚が連携し、改定するべく、取組を開始するように指示し[8]、令和５年７月、今後５年間の新たな強靱化基本計画[9]が閣議決定された。

---

[3] ６(4)激甚災害制度 参照

[4] 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成８年法律第 85 号）に基づき指定される。指定により、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための各種措置（免許証等の有効期間の延長等）がとられる。

[5] 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号）に基づき指定される。指定により、地方公共団体の要請に基づき、災害復旧事業等に係る工事を国等が代行できる。

[6] 強靱化基本計画はおおむね５年ごとに見直しを行うものとされている（平成 26 年６月閣議決定、平成 30 年 12 月改定、令和５年７月改定）。

[7] 令和５年７月 28 日、「国土強靱化年次計画 2023」が決定された。

[8] 国土強靱化推進本部（第 15 回）議事録６頁（令 4.10.25）

[9] これまで進めてきた「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」の取組に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」の２点を新たな施策の柱としている。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策

平成30年12月、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」[10]を定め、特に緊急に実施すべき施策について３年間（平成30年度～令和２年度）で集中的に実施することとした[11]。その後、引き続き国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠であるとして、令和２年12月、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を閣議決定した。同対策は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和３年度から７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている[12]。

(3) 強靱化法の改正

地方自治体等からは、５か年加速化対策終了後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な対策の実施が求められていたが、同対策は法律に根拠を持たないため、今後の継続性等に不安の声もあがっていた。

このような状況に鑑み、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和５年６月（第211回国会）に強靱化法が改正され、国土強靱化実施中期計画を策定し、同計画に計画期間、実施すべき施策の内容及び目標等を定めることとなった。

３　地震・津波対策

(1) 南海トラフ地震対策

ア　南海トラフ法に基づく地震対策

平成26年３月、中央防災会議において、駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）[13]について「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」[14]（平成14年法律第92号）に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施

---

[10] 重要インフラの緊急点検を実施した結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、３年間で集中的に実施することとして取りまとめられたものであり、民間事業者等による事業も含め、おおむね７兆円程度を目途とする事業規模をもって目標の達成を図ることとされた。

[11] ３か年緊急対策の完了を踏まえた成果については、「国土強靱化年次計画 2021」（令和３年６月国土強靱化推進本部決定）において、全体としては目標はおおむね達成したと評価できるとされている。

[12] ５か年加速化対策の進捗状況は、令和５年度補正予算において、事業規模で約 2.36 兆円が追加され、約 11.8 兆円となった。

[13] 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後 30 年以内にＭ８～９クラスの地震が発生する確率は 70～80％とされている。

[14] 平成 25 年 11 月（第 185 回国会）、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、題名も本文のとおりに改められた。

策に関する事項等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「南海トラフ基本計画」という。）が策定されるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（29都府県707市町村）及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（14都県139市町村）が指定された。

イ　南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応（南海トラフ地震臨時情報等）

令和元年５月31日に、中央防災会議は、南海トラフ基本計画の変更を決定した[15]。変更された南海トラフ基本計画では、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとし、同情報が発表された場合に国、地方公共団体のとるべき対応が明示された。同月、南海トラフ基本計画の変更に伴い、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」[16]についても、同情報が発表された場合の対応について、内容が追加された。

同年６月には、内閣府から、最新のデータに基づく被害想定の再計算の結果が公表された。新たな被害想定では、死者最大23万１千人、全壊・焼失棟数最大209万４千棟、経済的被害最大213.7兆円とされている。

ウ　南海トラフ基本計画の見直し

南海トラフ基本計画の策定からまもなく10年を迎えることを踏まえ、令和５年３月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」が設置された。同ＷＧは、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行うとともに、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」[17]で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行い、今後推進すべき新たな対策の検討を進めることとしている。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

ア　日本海溝・千島海溝法に基づく地震対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震[18]である。これらの地域における地震については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措

[15] 南海トラフ基本計画は、その後、令和３年５月に施行された災害対策基本法等の改正等を踏まえ、同月にも変更されている。

[16] 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、平成 31 年３月に策定された。

[17] 令和５年２月、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定手法等を検討するため、内閣府に設置された。

[18] 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、様々なケースが想定されているが、例えば、根室沖で今後 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震が発生する確率は 80%程度とされている。

置法」（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝法」という。）に基づき、地震防災対策が進められてきた。

令和３年12月、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」において東日本大震災の教訓等を踏まえ、最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合の被害想定が公表され、令和４年３月には防災対策を取りまとめた報告書が公表された[19]。その中で、「巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、後発地震への注意を促す情報の発信が必要である」とされた[20]。

また、同年５月には、先行して地震防災対策の見直しが進められてきた南海トラフ地震と同程度に対策を強化するため、日本海溝・千島海溝法が改正された。法改正を受け、同年９月には「地震防災対策推進地域」（８道県272市町村）及び「津波避難対策特別強化地域」（７道県108市町村）が指定されるとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が変更され、同計画においても、後発地震への注意を促す情報の発信とその対応について盛り込まれた。

イ　後発地震への注意を促す情報の発信等（北海道・三陸沖後発地震注意情報等）

「後発地震への注意を促す情報」については、情報発信の必要性の指摘を踏まえ、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」[21]において、災害情報学や地震学、防災教育等の観点から適切な情報発信及び防災対応の呼びかけの方法について、ガイドライン作成に向けた検討が進められ、令和４年11月に報告書が公表された。内閣府は同月、同報告書を踏まえ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信することとし[22]、同情報が発信された際にとるべき防災対応を自治体が検討する際に参考とする事項をまとめた「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表した。

(3) 首都直下地震対策

ア　首都直下地震対策の概要

首都圏において、大規模な首都直下地震[23]が発生し、政治、行政及び経済の中枢機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が生じるとともに、その影響が海外に波及することが懸念される。また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念されるところである。平成25年12月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」[24]が示した被害想定では、死者は最大約２万３千人、全壊・

---

19 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和４年３月 22 日）

20 今回想定している日本海溝・千島海溝沿いの震源域の近傍での事例として、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震では、Mw7.3 の先発地震が発生した２日後に Mw9.0 の後発地震が発生している。

21 令和４年８月、中央防災会議の下に設置された。

22 同情報の運用は、令和４年 12 月 16 日から開始された。

23 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後 30 年以内に南関東でＭ７クラスの地震が起きる確率は 70％程度とされている。

24 平成 24 年３月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

倒壊家屋は最大約61万棟、経済的被害は最大約95兆円とされている。

平成26年３月、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）[25]に基づき、首都中枢機能の維持をはじめとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「首都直下地震緊急対策推進基本計画」[26]及び首都直下地震発災時に政府が業務を円滑に継続するための対応方針や執行体制を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定されるとともに、「首都直下地震緊急対策区域」（10都県の309市区町村）及び「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（東京都の千代田区、中央区、港区及び新宿区）が指定された。

令和７年３月には、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、令和５年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に首都直下地震対策検討ワーキンググループが設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策が検討されている。

イ　帰宅困難者対策

他の地域での大規模地震と比して特に問題となる帰宅困難者等対策[27]について、内閣府は、平成27年３月、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

その後、鉄道など公共交通機関の耐震対策の進展や、スマートホンの普及などデジタル化の進展などの社会状況の変化等を踏まえ、内閣府は、令和３年11月、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を設置し、令和４年８月に対応方針を取りまとめた。対応方針では、大規模地震発生後３日間の「一斉帰宅抑制」の基本原則は維持するとした上で、

①対策の実効性向上を図るための、一斉帰宅抑制等の正しい理解と認知度の向上

②デジタル技術の活用等による帰宅困難者の一斉帰宅抑制等の適切な行動の促進

③一斉帰宅抑制の適用期間中に一部鉄道が運行再開する場合の鉄道帰宅者への支援

の３つの観点から具体的な対応方策を検討することとしている。

(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策

中部圏・近畿圏直下地震については、中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が、平成18年から20年にかけて、順次、想定される震度分布や被害想定を公表してきた[28]。しかし、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地震・津波の想定を行うに当

---

[25] 平成 25 年 11 月（第 185 回国会）、首都直下地震発生時の首都中枢機能の維持と、国民の生命、身体及び財産の保護を目的として制定された。

[26] 平成 27 年３月 31 日、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後 10 年間で達成すべき減災目標等が設定された。

[27] 東日本大震災では、首都圏において約 515 万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性が顕在化した。なお、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」の最終報告では、平日の 12 時に都心南部直下の地震が発生した場合、東京都市圏で約 1,700 万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

[28] 同専門調査会は、平成 18 年 12 月に想定震度分布等を、平成 19 年 11 月に建物、人的被害等の想定結

たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととされたため、同地震に係る先行的調査・検討を踏まえ、現時点の最新の科学的知見に基づきあらゆる可能性を考慮した中部圏・近畿圏直下で発生しうる地震モデルを検討し、震度分布等を推計することを目的として、令和４年11月、内閣府に「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」が設置された。同検討会は、想定される震度分布等の推計を行った後、被害想定や防災対策の検討を行うことを予定している。

４　雪害対策

我が国では、地理的、地形的国土条件により日本海側を中心として毎年多量の降雪・積雪があり、雪下ろしなど除雪作業中の事故や雪崩災害により、多くの人的、物的被害が発生している。

特に、恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯については、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和37年法律第73号）[29]に基づき、豪雪地帯対策基本計画が策定され、雪害の防除をはじめとした総合的な豪雪地帯対策が実施されてきた。

令和４年３月（第208回国会）、豪雪地帯の現状に鑑み、同法が議員立法により改正された。主な内容は、①豪雪地帯対策の基本理念の新設、②財政上の措置に関する規定の見直し、③豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進、④地域における除排雪の安全確保のための交付金の交付その他の措置、⑤除排雪時の死傷事故防止、⑥幹線道路の交通の確保等のための規定の追加、⑦特別豪雪地帯における特例措置[30]の有効期限を令和14年３月31日まで10年間延長、等である。

令和４年12月、政府は、法改正及び近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応等を踏まえ、豪雪地帯対策基本計画を見直し、①「基本理念」の創設、②重点事項として「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」の新設、③重点事項として「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」の新設等の変更を行った。

５　火山対策

環太平洋火山帯に位置する我が国は、世界に約1,500あるといわれる活火山のうちの111が存在[31]する世界有数の火山国であり、有史以来、数多くの火山災害に見舞われてきた。

火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある地域等においては、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）により、避難

果を、平成 20 年２月に文化財の被災可能性を、同年５月に経済、交通、ライフライン等の被害想定結果を公表するとともに、同年 12 月に被害想定結果を踏まえた地震防災対策を公表している。

[29] 同法に基づき、24 道府県の 532 市町村が豪雪地帯に指定されており、このうち 15 道県の 201 市町村は特別豪雪地帯に指定されている（令和５年４月１日現在）。

[30] 基幹的市町村道の改築の道府県による代行、公立小中学校等の施設整備費の国の負担割合のかさ上げ

[31] 我が国の活火山については、火山噴火予知連絡会が「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義している。

施設緊急整備地域や降灰防除地域の指定に基づき、施設整備等に補助等が講じられる。同法は、平成26年の御嶽山噴火災害の教訓を踏まえて平成27年に改正され、国は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針[32]の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域を指定することとされ、火山災害警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、都道府県・市町村、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防を必須構成員とする火山防災協議会の設置が義務付けられた。令和３年５月現在、49火山[33]について、火山災害警戒地域（23都道県、179市町村（延べ202市町村））が指定されている。

また、火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、警戒地域内にある集客施設等（ホテル、ビジターセンター等）で、火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを「避難促進施設」として指定することが義務付けられ、避難促進施設においては、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成することが義務付けられた。

令和５年３月31日現在、避難促進施設の指定状況は、延べ202市町村中、指定済みが62市町村（約31％）、未指定（「候補施設と協議中」等を含む。）が69市町村（約34％）、「該当する施設なし」が71市町村（約35％）となっており、避難確保計画の作成状況は、避難促進施設を指定済みの62市町村中、全ての施設で作成済みが33市町村（約53％）、一部の施設で作成済みが17市町村（約27％）、未作成が12市町村（約19％）となっている[34]。

近年、火山活動が活発化した際の備えが急務となっており、活動火山対策を更に強化する対応が求められている状況に鑑み、令和５年５月（第 211 回国会）に活火山法が改正され、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山届提出の容易化等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日（８月 26 日）等について定められた（令和６年４月１日施行）。

６　災害に関する法制度等の動向

(1) 避難対策（災害対策基本法、避難情報に関するガイドライン等）

ア　避難情報に関するガイドライン

市町村長には、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）により、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されており、多くの市町村は、内閣府の策定した「避難情報に

[32] 平成 28 年２月 22 日に策定された。

[33] 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、火山噴火予知連絡会によって選定された 50 の常時観測火山のうち、周辺に住民や登山者等が存在しない硫黄島を除く 49 火山

[34] 令和４年９月に公表された、総務省の「「火山防災対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告」では、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、内閣府に対し、改正活火山法の趣旨・目的、避難確保計画の必要性・重要性等の周知徹底や、現場の計画作成に係る課題等の把握・分析、計画作成の進捗などを勧告している。

関するガイドライン」[35]を参考にして避難指示等の発令基準を定めている。

同ガイドラインは、災害の教訓等を踏まえて度々改定されており、令和元年５月には、水害・土砂災害等からの住民の主体的な避難行動を支援するため、防災情報からとるべき行動を直感的に理解できるものとするよう、避難のタイミングについて「警戒レベル」を５段階に整理し、段階ごとに住民がとるべき行動を明確化する等の改定が行われた。

しかしながら、令和元年東日本台風（台風第19号）等で顕在化した、行政による避難情報や避難の呼びかけの分かりにくさ等の課題を踏まえて、令和３年４月（第204回国会）に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化及び緊急安全確保の指示の創設が行われた。

また、内閣府は同年５月、法改正等を踏まえて、同ガイドラインを改定した[36]。

５段階の警戒レベル

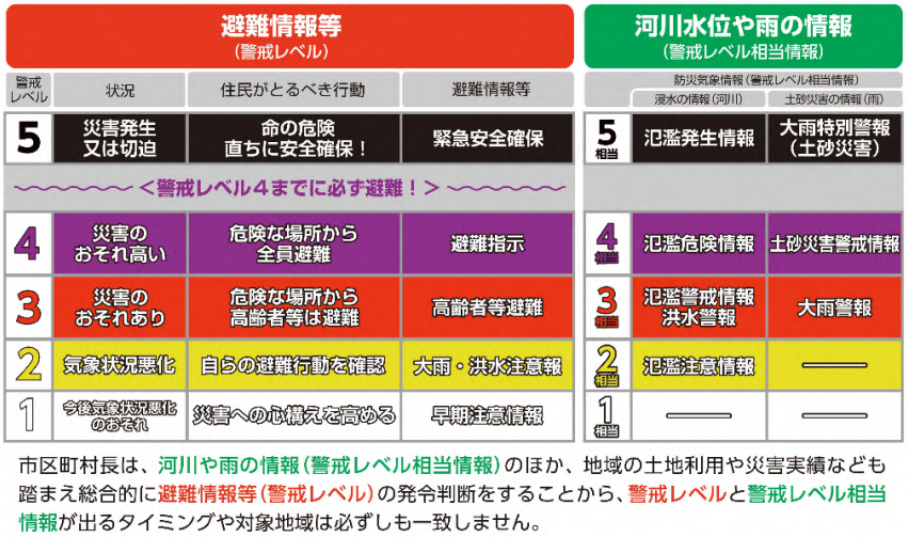

＜内閣府資料＞

新たな避難情報の運用については、令和３年７月からの一連の豪雨災害において指摘された課題[37]を受けて、内閣府は、避難対策の強化について検討するため、同年11月から「令和３年７月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」を開催し、令和４年２月に報告書を取りまとめた[38]。

---

[35] 平成 29 年１月の改定により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が変更され、令和３年５月の改定により、現在の名称に変更された。

[36] 避難のタイミングを明確にするため警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化、避難場所等への避難が安全にできない場合に自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル５「緊急安全確保」として位置付け、早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル３の名称を「高齢者等避難」に見直し、等

[37] 「市町村が避難指示などの避難情報の発令に躊躇しているのではないか」、「避難情報が発令されていても、住民は適切に避難行動をとれていないのではないか」等が指摘された。

[38] できる限り発令対象地域を絞り込むことや、防災教育の推進、市町村長等への研修の充実、避難情報等の発令等の各種判断に関して市町村長に助言を行う「気象防災アドバイザー」の拡充等が対応策として示された。

イ　避難行動要支援者に係る個別避難計画

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、平成25年（第183回国会）の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同年８月に内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者一人ひとりについて具体的な避難の在り方を定めておく「個別避難計画」を策定することが望ましいとされた。

しかしながら、近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっている実情があるため、令和元年東日本台風等を踏まえて、令和３年４月（第204回国会）に同法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた（同年５月20日施行）。また、内閣府は同年５月、法改正等を踏まえて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね５年程度で作成に取り組むとする目標等が盛り込まれた。

各市町村における個別避難計画の策定状況は、令和５年10月１日現在で、全て策定済が151団体（8.7％）、一部策定済が1,323団体（76.0％）、未策定が267団体（15.3％）となっている（令和５年11月２日付内閣府・消防庁資料）。

(2) 災害救助法による救助

「災害救助法」（昭和22年法律第118号）は、一定規模以上の災害が発生した場合等[39]に適用され、現に救助を必要とする者に対し、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食品の給与や飲料水の供給、住宅の応急修理などの救助が、原則として現物により行われる。

同法に基づく救助は、都道府県知事等[40]が行い[41]、市町村長がこれを補助して実施することとされており[42]、救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）（以下「救助の実施基準」という。）に従って都道府県知事等が定めることになっている。令和元年房総半島台風（台風第15号）等では、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、内閣府は、令和元年10月、救助の実施基準を改正し、住宅の応急修理について、これまでの内容[43]に加え、準半壊[44]の場合も同法による救助の対象とすることが認められた（同

---

[39] 令和３年の第 204 回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 30 号）により、災害が発生するおそれがある場合で、国の災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置されたときにも適用することが可能になった（令和３年５月 20 日施行）。

[40] 平成 30 年の第 196 回国会で成立した「災害救助法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 52 号）により、内閣総理大臣が指定する救助実施市については、救助実施市の長が実施することとされた（平成 31 年４月１日施行）。令和５年４月３日現在で、13 市が救助実施市に指定されている。

[41] 法定受託事務として行う。

[42] 救助に関する事務の市町村長への委任は可能

[43] ①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）、が対象とされていた。

[44] 損害割合が 10％以上 20％未満。なお、各区分の損害割合は、全壊が 50％以上、大規模半壊が 40％以上 50％未満、中規模半壊が 30％以上 40％未満、半壊が 20％以上 30％未満、準半壊に至らない（一部損壊）が 10％未満となっている。

年８月28日から適用)。

また、住宅の応急修理については、工事業者の不足等により修理期間が長期化し、その間、被災者が避難所生活等を継続せざるを得ない事例が多数存在することが課題となっていた。これまでは、応急修理と応急仮設住宅への入居との併給は認められていなかった[45]が、令和２年７月豪雨の被災地方公共団体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める声があったこともあり、令和２年７月、内閣府は、応急修理の期間が１月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者を対象に、災害の発生の日から原則６月まで応急仮設住宅への入居を可能とする事務連絡を発出した。さらに、修理期間についても、災害の発生の日から１月以内とされている完了期限を延長する取扱いが行われてきた[45]ことを踏まえ、同年６月、内閣府は、救助の実施基準に関する告示を改正し、修理期間を３月以内（国の災害対策本部が設置された場合には６月以内）に改めた。

(3) 被災者生活再建支援制度

災害時の具体的な被災者支援策については、市町村と連携しつつ、都道府県が重要な役割を担い、国がそれを支援する仕組みとなっている。

住宅被害を受けた被災者には、

①一定規模以上の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災地方公共団体が一定の支援金を支給する[46]。

②同法の適用に至らない被害であった地域については、必要に応じて被災地方公共団体が支援金等による被災者支援などの措置を講じる[47]。

という枠組みにより支援が行われてきている。

同法に基づき、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金として、全壊等の世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金として、居住する住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、民間住宅を賃借する世帯には50万円が支給され、基礎支援金と加算支援金を合わせて、最高で300万円が支給される。

被災者生活再建支援金の支給対象は、全壊世帯等及び大規模半壊世帯とされてきたが、令和２年11月（第203回国会）に同法が改正され、支援金の支給対象が、半壊[48]世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）まで

---

[45] これらの点について、令和２年３月 31 日、総務省行政評価局は、「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」に基づき、併給を可能とすべきこと、救助期間を見直すことを内閣府に勧告していた。

[46] 支援金額の 1/2 に相当する額を国が補助する。

[47] 都道府県が同法と同等の範囲内で独自の支援を行った場合には、都道府県による支援金支給額の 1/2 が特別交付税により措置される。

[48] 損害割合が 20％以上 50％未満。大規模半壊及び中規模半壊については脚注 41 参照。

拡大された（令和２年７月豪雨から適用）。中規模半壊世帯には、加算支援金として、建設・購入する世帯には100万円、補修する世帯には50万円、民間住宅を賃借する世帯には25万円が支給される。

(4) 激甚災害制度

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担の緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令により当該災害を激甚災害として指定し、併せて適用すべき措置も指定するものである。激甚災害に指定されると、公共土木施設等や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ、「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例等、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

激甚災害には、①全国規模で指定基準を上回る規模となった災害について指定される激甚災害（いわゆる「本激[49]」）と、②市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害について指定される局地激甚災害（いわゆる「局激[50]」）がある。

②の局激の指定は、被災規模と被災地方公共団体の標準税収入等を勘案する必要があるため、年度末に一括して指定されることが通例であるが、災害発生時点で局激の要件を満たすことが明らかな場合[51]は、年度末を待たずに速やかに指定される（早期局激指定）。

本激及び早期局激の指定は、被害に係る査定見込額等が一定の基準を上回る場合に行われるものであり、関係施設の被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間[52]を要するが、政府は、被災地方公共団体が財政面に不安を感じることなく迅速に災害復旧に取り組めるように早期に激甚災害指定を行うため、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに中央防災会議の答申[53]を受けた段階での指定見込みの公表等、運用の改善に取り組んできた。

平成29年12月には、中央防災会議幹事会は、激甚災害指定の更なる早期化に向け、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、内閣府が指定基準に達したものから順次、激甚災害の指定見込みを公表すること等を決定し、これにより、災害の終息後、最速で１週間程度経った時点から指定見込みを公表することができるようになった[54]。

内容についての問合せ先
第三特別調査室　本部首席調査員（内線68740）

---

[49] 災害被害に係る査定見込額等が所定の基準を超えた場合、地域を指定することなく、その災害自体を激甚災害に指定するもの。

[50] ある特定地域に激甚な被害を及ぼすような場合に対応する制度で、市町村における被害の額が所定の基準を超えた場合、その災害と適用の対象となる地域の両方を指定するもの。

[51] 査定見込額等が局地激甚災害指定基準の２倍超

[52] おおむね１～1.5か月

[53] 激甚災害の指定に関する政令は、中央防災会議の諮問・答申を経て閣議決定される。

[54] 同決定に基づく運用の改善は、平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年７月豪雨を含む。）による災害に初めて適用され、その後の大規模災害においても同様の措置がとられている。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

第二特別調査室

所管事項の動向

１　衆議院の一票の較差是正

(1) アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年３月23日）等[1]を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申」[2]を受け、平成28年５月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法[3]」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和２年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

> **アダムズ方式とは**
> **各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。**

(2) 令和２年国勢調査に基づく公職選挙法の改正

令和２年国勢調査の結果に基づき、令和４年６月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定と令和２年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和４年法律第89号）」、同月28日公布、12月28日施行）。新たな区割りは、施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用される。また、区割りが改定された選挙区が多数に上るため、附帯決議等において、有権者に混乱が生じないよう、政府による十分な周知徹底が求められている。

---

[1] 第45回衆議院議員総選挙（平成21年８月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、１人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を０増５減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、０増５減の対象県以外は１人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

[2] 平成26年６月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年１月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区６減、比例代表４減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差２倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

[3] 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

本改正の概要

① 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定

・都道府県別定数の異動　10増10減

定数増		定数減			
埼玉県	15→16（＋１）	宮城県	６→５（－１）	岡山県	５→４（－１）
千葉県	13→14（＋１）	福島県	５→４（－１）	広島県	７→６（－１）
東京都	25→30（＋５）	新潟県	６→５（－１）	山口県	４→３（－１）
神奈川県	18→20（＋２）	滋賀県	４→３（－１）	愛媛県	４→３（－１）
愛知県	15→16（＋１）	和歌山県	３→２（－１）	長崎県	４→３（－１）

・区割りが変更される選挙区の数　25都道府県140選挙区

・改定による最大人口較差

	改定後 **（令和２年日本国民の人口）**	改定前 （令和２年日本国民の人口）	平成29年区割り改定時 （平成27年日本国民の人口）
最大	**福岡２区　547,664人**	東京22区　574,264人	神奈川16区　554,516人
最小	**鳥取２区　273,973人**	鳥取２区　273,973人	鳥取２区　283,502人
	１．９９９倍	２．０９６倍	１．９５６倍

・改定による分割市区（32市区←改定前105市区町）

新たに分割された区の数	２区	北海道札幌市白石区、福岡県福岡市東区
分割の区域が変更された市区の数	12市区	埼玉県川口市 千葉県市川市、船橋市 東京都大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市 兵庫県川西市
分割の区域に変更がない市区の数	18市区	北海道札幌市北区・西区、 栃木県宇都宮市　など

② 衆議院比例代表選出議員のブロック別定数の改正

・ブロック別定数の異動

定数増		定数減	
南関東	22→23（＋１）	東北	13→12（－１）
東京都	17→19（＋２）	北陸信越	11→10（－１）
		中国	11→10（－１）

③ 適用選挙

新たな区割りは、令和４年12月28日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用される。この総選挙より前に実施される補欠選挙については、従来の選挙区で行われる。

(3) 次回以降の小選挙区選挙の区割り改定

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる[4]。なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から５年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査（次回は令和７年）において、選挙区間の人口較差が２倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から１年以内に行われる[5]。

令和７年簡易国勢調査に基づく区割り改定（※平成27年簡易国勢調査の実績等に基づく想定）	
令和７年10月	簡易国勢調査実施
令和８年２月	速報値公表（日本国民の人口公表）※令和２年大規模国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、６月の公表となった。
	区割り審が区割り改定作業を開始
令和９年２月まで	区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告
常会中	政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布
公布から１か月後（※前例による）	新たな区割り改定法施行

(4) 選挙制度に関する今後の協議

令和４年11月８日の衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法に関する特別委員会において、公選法改正案の採決に当たり、議員定数や選挙区割りの在り方等に関し、国会で抜本的な検討を行うに当たって、速やかに与野党で協議の場を設置し、令和７年簡易国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする等を内容とする附帯決議が付された[6]。

こうした中、与野党６党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受け、令和５年２月、衆議院の正式な機関への移行を念頭に、与野党６党の実務者による「衆議院選挙制度協議会」が設置された[7]。

同協議会は、16回にわたり、現行選挙制度の検証と評価や望ましい選挙制度の在り方等について協議を重ね、現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な視点の提示などを内容とする報告書を取りまとめ、同年12月26日、与野党国対委員長に提出した[8]。

---

[4] 衆議院議員選挙区画定審義会設置法第４条第１項

[5] 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第３条第３項及び第４条第２項

[6] 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議①この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。②当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、充分な議論を行い、次回の令和７年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。③今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

[7] 『朝日新聞』（令 5.2.3）

[8] 『読売新聞』（令 5.12.27）

(5) 第 49 回衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟

令和５年１月25日、第49回衆議院議員総選挙（令和３年10月31日執行）の小選挙区選挙における区割規定の合憲性に係る訴訟について、最高裁判所大法廷は、現行の区割制度は10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等により較差を是正することとしており、これと一体的な関係にある選挙区割りの下で拡大した較差も当該制度の枠組みの中で是正されることが予定されていることなどから、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、合憲と判示した。

２　参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数６増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年７月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.00倍、平成27年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大2.99倍）について、令和２年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和４年６月８日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和４年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻議長の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日には「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することを決定した。

また、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）[9]の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙区間較差は選挙当日の有権者数比率で最大3.03倍、令和２年国勢調査の結果による日本国民人口に基づく人口比率で最大3.03倍）について、令和５年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

３　公職選挙法等をめぐる最近の動き

(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

[9] 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

第49回衆議院議員総選挙（令和３年10月31日執行）における投票率（小選挙区選挙）は、55.93％で、前回から2.25ポイント増加したものの、戦後３番目に低い投票率であった。このうち18歳・19歳の投票率は、18歳は50.36％、19歳は35.93％となり、前回の衆議院議員総選挙と比べて、18歳は2.49ポイント増加、19歳は2.68ポイント増加したものの、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

（図表１）衆議院議員総選挙における投票率の推移

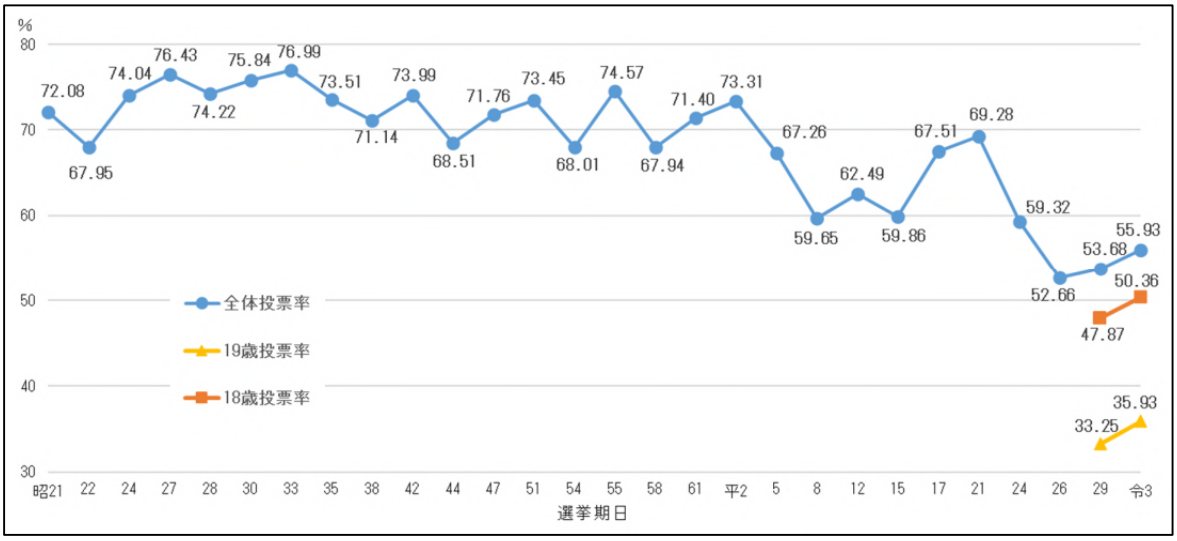

※令和３年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。
（注）平成８年以降は、小選挙区選挙の結果である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

直近の国政選挙である第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）の投票率（選挙区選挙）は52.05％（比例代表選挙は52.04％）で、過去４番目に低かった。

（図表２）参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移

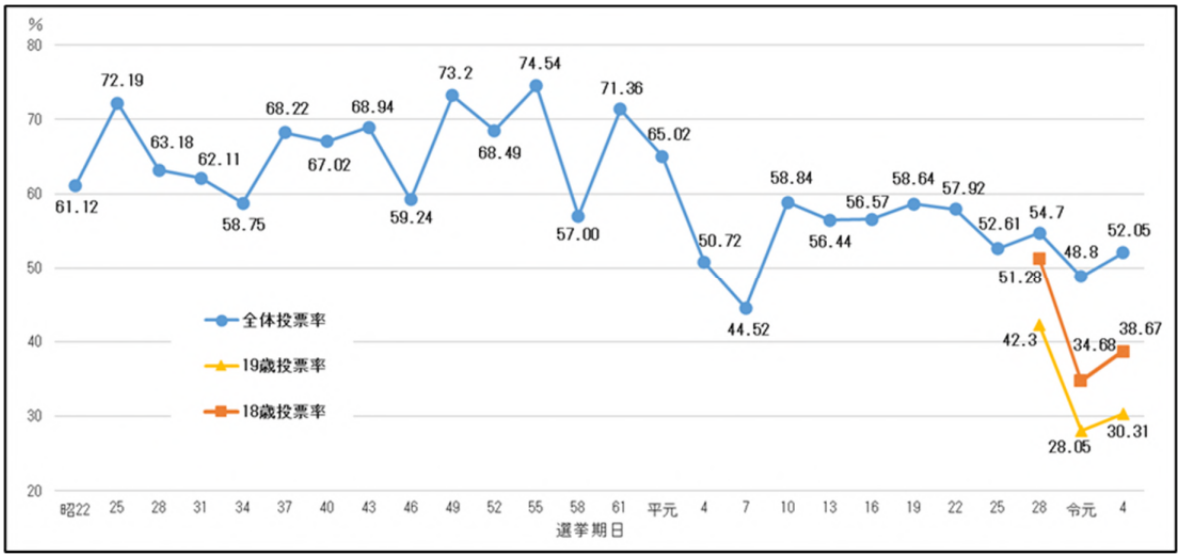

※令和４年通常選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査（平成28年は全数調査）による数値である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

地方選挙では、令和５年統一地方選挙（前半：令和５年４月９日執行、後半：同月23日執行）における投票率は、市区町村長選挙を除き[10]、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

（図表３）統一地方選挙における議会の議員の選挙の投票率の推移

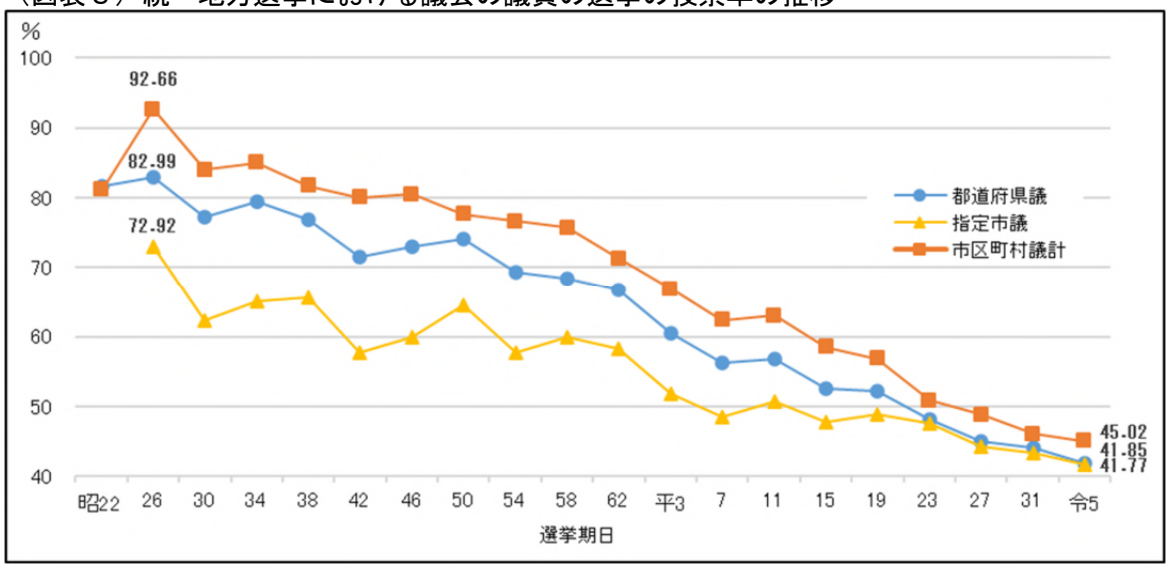

※令和５年統一地方選挙の結果は、速報値である。
（注）昭和22年の市区町村議計には指定市議を含む。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

こうした投票率の低下については、国会でもしばしば言及されており、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている[11]。このような問題への対策としては、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組（(2)参照）が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組（(3)参照）が行われている。

(2) 投票環境の向上方策

総務省では、平成26年５月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）等が検討されており、それらの現状はイ・ウで述べるとおりである。

なお、令和４年10月14日（第210回国会（臨時会））、最高裁判所裁判官国民審査法改正案[12]が提出され、11月11日に成立した。これにより、在外国民は在外選挙と同様に、在外国民

[10] 令和５年統一地方選挙における市区町村長選挙の投票率は47.68%（速報値）である。市区町村長選挙において、昭和22年以降で最も低い投票率となったのは、平成31年統一地方選挙における47.25%である。

[11] 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第６号（令4.11.8）、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第４号（平27.5.29）等

[12] 在外国民に対して最高裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示した令和４年５月25日の最高裁大法廷判決を受け、在外国民による在外国民審査を可能とすること等を内容とした最高裁判所裁判官国民審査法改正案が国会に提出された。

審査においても、①在外公館投票（分離記号式投票）、②郵便等投票、③国内における投票が可能となった[13]。

ア　共通投票所や移動支援等の充実

「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告（平成27年３月27日の中間報告、平成28年９月９日の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた[14]。

各選挙管理委員会は、大学・高等学校や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置を増やしたほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情等を踏まえて工夫した取組を行っている[15]。

イ　郵便等投票の対象者の拡大

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成28年12月９日から、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年６月13日に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した[16]。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護５の者に限られている対象を要介護３及び要介護４の者まで拡大することが提言された[17]。

第196回国会（常会）の平成30年５月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護３及び要介護４の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした[18]が、提出には至っていない。

なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、投票困難となっている者がいる状況に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち、一定の要件を満たしている者（特定患者等）[19]について、令和３年６月23日以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投

---

[13] 「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和４年法律第86号）」（令和４年11月18日公布、令和５年２月17日施行）附則第２条により、施行日以後その期日を告示される審査から適用される。

[14] 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し（平成28年法律第８号）、②共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大（平成28年法律第24号）、③都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、在外選挙人名簿の登録制度の見直し、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し（平成28年法律第94号）

[15] 総務省ＨＰ「投票環境向上に向けた取組事例集」（平成29年３月）

[16] 総務省ＨＰ「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年６月13日）

[17] 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約183万人（要介護３の者：約93万人、要介護４の者：約90万人）増えることが想定される（厚生労働省ＨＰ「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和５年10月分））。

[18] 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第４号４頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

[19] ①感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者、②検疫法の規定

票を認める、いわゆる特例郵便等投票制度が設けられた[20]。ただし、令和５年５月８日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和６年１月19日現在、同投票制度の対象となる者はいない。

ウ　インターネット投票の検討

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成29年12月26日から、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ＩＣＴの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年８月10日に報告を公表した[21]。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和２年１月末から２月上旬に全国計５市区町[22]で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行っている。

令和５年11月７日、鈴木総務大臣（当時）は衆議院総務委員会での答弁において、在外選挙インターネット投票の導入について引き続き検討し、課題の整理、対応など調査研究を進めるが、インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹に関わることであるため、各党各会派で十分な議論をいただきたい旨を述べた[23]。

第211回国会（常会）の令和５年６月６日、立憲及び維新の２会派共同で、インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進することを目的とする「インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号）」が提出され、本委員会において継続審査となっている。

(3) 主権者教育

平成27年の公職選挙法改正[24]により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まり、平成28年７月執行の第24回参議院議員通常選挙に向けて、学校や選挙管理委員会をはじめ、マスコミ関係、ＮＰＯ法人、啓発団体等により、政治や選挙等に関する教育が積極的に行われた。その結果、同選挙において、18歳・19歳の投票率は全体の投票率を下回ったものの（３（1）図表２参照）、20歳代の投票率（35.60％）を上回った。

同選挙の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題等について整理するために開催

より隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

20 「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和３年法律第82号）」

21 総務省ＨＰ「投票環境の向上方策等に関する研究会　報告」（平成30年８月10日）

22 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

23 第212回国会衆議院総務委員会議録第２号（令5.11.7）

24 「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）

された「主権者教育の推進に関する有識者会議」は、同選挙について、学校や選挙管理委員会などの関係者による取組が奏功して社会全体で投票参加の機運が高められたと評価する一方、当該取組が短期間において高校での知識学習等に重点を置いて行われたものであることなどを挙げ、主権者教育の取組が一過性に終わることのないよう、更なる充実を図る必要があるとした。また、主権者教育の今後の方向性については、あらゆる世代に対して継続した主権者教育の機会を提供すべきであるとした上で、発達段階に応じた取組、計画的・組織横断的な取組、国及び地方公共団体による取組それぞれについて、有効と考えられる具体的な取組や課題を提示した[25]。

これらを踏まえた主権者教育の拡充の具体的な取組として、選挙管理委員会と学校が連携して実施する選挙の体験プログラムである出前授業や、主権者教育に関する有識者をアドバイザーとして派遣する主権者教育アドバイザー制度、若者選挙啓発団体等による出前授業や同世代の者への啓発活動などが行われている。

(4) 女性や若者の政治参画促進

ア　女性の政治参画の促進

(ｱ) 法律の制定等

政治分野における女性の参画拡大のために制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」（以下「政治分野男女共同参画推進法」という。）は、基本原則として、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとしている。

本法は、令和３年６月の改正[26]により、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、候補者の選定方法の改善等が規定されるとともに、セクハラ・マタハラ等に対応するための国及び地方公共団体の施策の強化が規定された。

政府は、令和２年12月25日、第５次男女共同参画基本計画を閣議決定した。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が30％程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35％とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた。

なお、政府は、第３次～第５次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の参画拡大に向け、令和５年９月までに計10回にわたり各政党に対して要請を行っている。

(ｲ) 国政選挙の状況

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61年以降おおむね上昇傾向にあるが、諸外国と比較すると依然として低い水準にとどまっている。

---

[25] 総務省ＨＰ「主権者教育の推進に関する有識者会議　とりまとめ」（平成29年３月28日）

[26] 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第67号）」（令和３年６月16日公布、同日施行）

（図表４）衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合

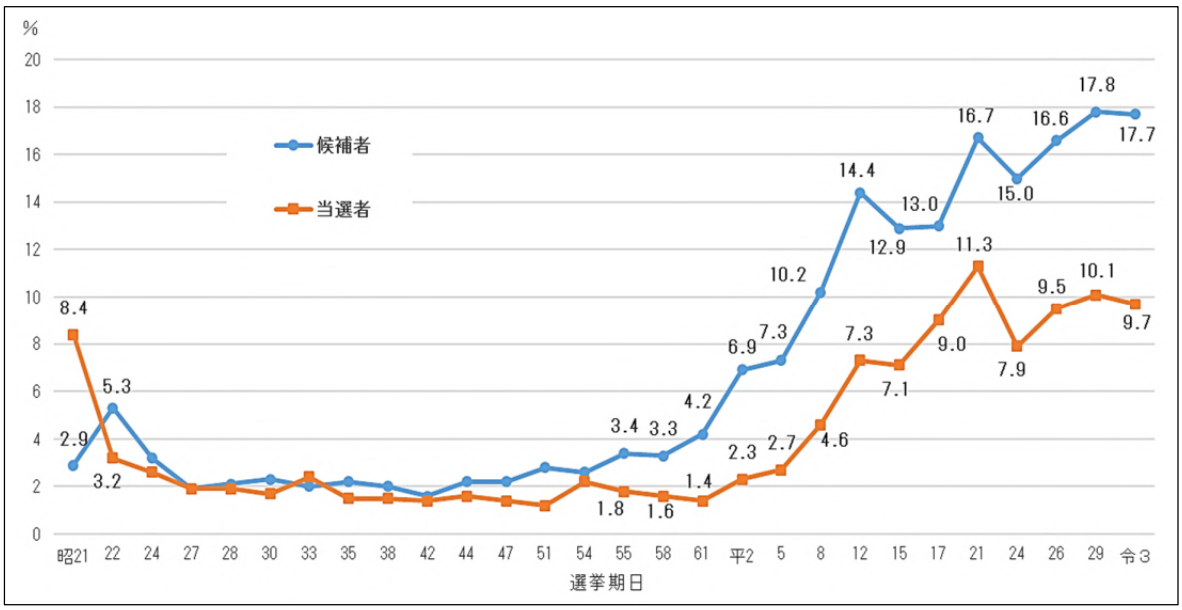

※令和３年総選挙の結果については、速報値である。
（出所）総務省資料をもとに当室作成

第49回衆議院議員総選挙（令和３年10月31日執行）は、政治分野男女共同参画推進法及び同改正法の施行後初めての総選挙であったが、候補者のうち女性は186人で、候補者全体に占める割合は、前回総選挙からほぼ横ばいの17.7％であった。また、当選者のうち女性は45人で、当選者全体に占める割合は、前回をやや下回る9.7％であった。

一方、第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）においては、候補者のうち女性は181人で、候補者全体に占める割合は33.2％であった。また、当選者のうち女性は34人で、当選者全体に占める割合は27.4％（通常選挙と合併して行われた補欠選挙の当選人を除く。当該当選人を含めると35人となり、28％）であり、候補者・当選者とも女性の占める割合は過去最高であった（いずれも速報値）。

イ　被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の18歳以上への引下げを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた[27]。

第26回参議院議員通常選挙（令和４年７月10日執行）においても、各党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた[28]。

27　「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』（平30.11.29）等

28　自民党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2022Ｊ－ファイル）、立憲民主党は「現行の各種選挙の被選挙権年齢を７歳引き下げ」（政策集2022）、公明党は「被選挙権年齢の引き下げをめざします」（参院選2022政策集）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引き下げる」（維新八策2022）、国民民主党は「各級選挙に立候補できる年齢について、衆議院議員、市区町村長、地方議員は18歳、参議院議

第208回国会（常会）の令和４年５月20日、立民から、衆議院議員及び都道府県の議会の議員等については18歳以上に、参議院議員及び都道府県知事については23歳以上に、それぞれ被選挙権年齢を引き下げること等を内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外４名提出、第208回国会衆法第39号）」が提出され、本委員会において継続審査となっている。

４　政治資金規正をめぐる動き

(1) 政治資金規正法改正の経緯

政治資金規正法は、昭和23年の制定以後逐次改正され、政治資金の収支の公開と政治資金の授受の規正等の強化がなされてきた。

政治資金の収支の公開に関しては、平成６年の法改正で、政治団体に対する寄附の収支報告書における明細の記載基準を年間５万円超に改めた。その後、平成19年７月の法改正では、資金管理団体について、人件費以外の１件５万円以上の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書の添付が義務付けられた。さらに、同年12月の法改正で、国会議員関係政治団体制度が創設され、国会議員関係政治団体は、人件費を除く１件１万円を超える支出について収支報告書への明細の記載及び領収書の添付等が義務付けられた。

政治資金の授受の規正等に関しては、昭和50年の法改正で、寄附の量的制限、質的制限が導入された。平成４年の法改正で、政治資金パーティーに対する規制が設けられ、その後、平成６年の法改正では、会社、労働組合等の団体の政党、政治資金団体及び資金管理団体以外への寄附が禁止され、さらに、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体への寄附が禁止された。

ア　会社、労働組合等の団体からの寄附の制限強化

会社、労働組合等の団体のする寄附について、政治資金規正法は、金額の制限と寄附の相手方の制限を行っているが、その制限はこれまでに数次の改正を経ている。

昭和50年の法改正では、初めて寄附の制限が規定され、会社、労働組合等の団体がする寄附について、資本金、組合員数等に基づく寄附の総枠制限と同一の寄附の相手方に対する個別制限が設けられた。

平成６年の法改正では、政治改革の一環として、政治資金の調達を政党中心にするために、会社、労働組合等の団体は、政党、政治資金団体及び資金管理団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をしてはならないものとされた。なお、この改正においては、資金管理団体に対してする寄附については、改正法の施行後５年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとすることとされ、平成11年の法改正で、会社、労働組合等の団体の資金管理団体に対してする寄附が禁止された。

員、知事は20歳とする」（政策パンフレット）、共産党は「被選挙権年齢を引き下げます」（2022参院選挙政策）、ＮＨＫ党は「被選挙権の引き下げを積極的に提案していく」（ＮＨＫ党の公約）とする旨をそれぞれ掲げた。

イ　個人献金の拡充

会社、労働組合等の団体のする寄附の制限とあいまって、政治資金の調達を個人献金中心に移行するため、昭和50年の法改正で、個人のする政党及び政治団体への寄附のうち一定の要件に該当するものについて、租税特別措置法の定めるところにより、所得控除の対象とすることとされた。また、平成６年の法改正で、政党及び政治資金団体に対する個人献金を促進するために税額控除制度が創設され、従来の所得控除制度との選択制とされた。

ウ　政治資金パーティーの規制

政治資金パーティー券の購入は、社会通念上の価額を超えない限り、パーティー出席のための対価の支払であり、政治活動に関する寄附に該当するものではないとされている。しかし、パーティーによる政治資金集めが盛んに行われるようになったことから、その運営の適正さを確保するため、平成４年の法改正において、政治資金パーティーについては、パーティー券の購入限度額を１パーティー当たり150万円までに制限することとし、同一の者から１パーティー当たり100万円を超える対価の支払を受けた場合には支払者の氏名及び支払金額等を収支報告書に記載することとされた。さらに、平成６年の法改正で、公開基準について、「100万円を超えるもの」から「20万円を超えるもの」に引き下げられた。

エ　政治資金の透明化

平成19年７月の法改正で、資金管理団体について、不動産の取得等を制限するとともに人件費以外の経常経費も１件５万円以上の支出については、収支報告書に明細を記載し領収書等の写しの添付を義務付けることとされた。

しかし、資金管理団体に限定した改正は不十分との指摘がなされ、同年12月の法改正で、国会議員又は国会議員になろうとする者の関係する政治団体（国会議員関係政治団体）について、①すべての支出についての領収書等の徴収、②人件費を除く１件１万円を超える支出についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付、③登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、④１万円以下の少額領収書等の公開等の特例を設けるとともに、総務省に政治資金適正化委員会を設置する等の措置を講ずることとされた。

(2) 本委員会に付託されている政治資金規正法改正法案

第208回国会（臨時会）において、立民から、企業団体献金の禁止等を内容とする「政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外４名提出、第208回国会衆法第48号）」及び、収支報告書のインターネットの利用等による公表の義務付け等を内容とする「政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外４名提出、第208回国会衆法第49号）」が提出された。

また、第212回国会（臨時会）において、立憲から、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎの制限等を内容とする「政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外３名提出、第212回国会衆法第６号）が提出された。

これら３法律案は、いずれも本委員会において継続審査となっている。

(3) 最近の動き

第212回国会（臨時会）において、政治資金パーティーをめぐる問題に関連し、衆参の本会議・委員会において企業・団体献金の廃止や政治資金パーティーに係る規制の強化等、政治資金規正法の改正を求める声が上がっている[29]。

５ 本委員会の最近の動き

選挙運動等についての自由討議

選挙運動に関する公職選挙法の規制について、インターネットの普及や人口減少が進む中で時代に合わないという指摘があることなどから[30]、令和４年12月７日（第210回国会（臨時会））、本委員会で選挙運動等についての自由討議が行われた。

第211回国会（常会）、本委員会では、令和５年４月20日の理事懇談会において、第210回国会において行われた自由討議での発言項目から選定した７項目[31]について自由討議を行うことが決定され、同月26日、当該７項目を討議項目として選挙運動等について自由討議が行われた。

２度の自由討議を受け、各会派間で公職選挙法の改正に向けた協議が行われたが、６月７日の理事懇談会において、委員会としての議論の成果を報告書として取りまとめることが決定された。これを受けて作業が進められ、同月21日の委員会において、２度の自由討議の議論を「選挙運動等のあり方に関する報告書」として取りまとめた旨が平口委員長（当時）から報告された。

同報告書は、委員会における意見を踏まえて(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目として３項目、(2)さらに議論を深めるべき論点、その他問題提起があった論点として18項目を選挙運動等のあり方に関する提言とし、これを参考に検討を深め、次国会以降において、公職選挙法等の改正につなげるよう努めるものとしている。

なお、同報告書において(1)公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目として挙げられているのは、①公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、②公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化、③投票所への移動支援事業等の充実である[32]。

内容についての問合せ先
第二特別調査室　花房首席調査員（内線68720）

---

[29] 令和５年11月29日参議院本会議山添拓議員討論、令和５年12月８日参議院予算委員会石橋通宏議員質疑、令和５年12月12日衆議院本会議太栄志議員、三木圭恵議員及び宮本徹議員討論、等

[30] ＷＥＢ版『ＮＨＫニュース』（令4.12.7）

[31] ①選挙運動用文書図画規制のあり方（選挙運動用ビラ、ポスター等の規格の統一・制限の緩和、証紙の貼付）、②事前運動と期日前投票の制度改革、③特定の候補者に対する誹謗中傷対策、選挙におけるディスインフォメーション（偽情報）対策、④インターネット選挙運動の規制緩和、⑤郵便等投票の対象者拡充、⑥投票所への移動支援事業等の充実、⑦その他

[32] 第211回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第３号（令5.6.21）参照「選挙運動等のあり方に関する報告書」

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

第一特別調査室
（沖縄及び北方問題に関する特別委員会担当）

所管事項の動向

１　沖縄関係

(1) 沖縄振興

ア　沖縄の日本復帰と特別措置法の制定・改正の経緯

米国の施政権下におかれた沖縄は、戦後 27 年にわたり我が国の復興政策や産業政策等が適用されなかったこともあり、本土に比べて社会資本整備や産業基盤の面で大きく立ち遅れていた。このほか、広大な米軍施設・区域の存在や基地依存型と言われる経済構造、低い県民所得、高い失業率など多くの分野において本土との著しい格差が存在していた。そのため、政府は、沖縄の日本復帰に先立って「沖縄振興開発特別措置法」「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律[1]」「沖縄振興開発金融公庫法」等の法律を制定し、昭和 47（1972）年５月の復帰以降、これらの法律に基づいて沖縄振興策を進めてきた。

沖縄振興開発特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の振興開発を図る施策を推進することを目的とした 10 年間の限時法であり、昭和 47（1972）年５月 15 日の施行後、２度の期限延長を経て、平成 13（2001）年度までの約 30 年間、同法に基づき国が策定する沖縄振興開発計画（第１次～第３次計画）により様々な施策が実施された[2]。その結果、社会資本整備の面では本土との格差が縮小するなど一定の成果が上がったものの、１人当たり県民所得は全国平均の約７割にとどまり、失業率も全国平均を大きく上回るなど、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在していた。

（図表１）沖縄の特殊事情

歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設･区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済

等

（出所）内閣府資料を基に当室作成

こうした状況の下、従来の社会資本整備に加え、沖縄の地域的特性を生かした民間主導による自立型経済の構築と豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とした「沖縄振興特別措置法」が 10 年間の限時法として平成 14（2002）年３月に新たに制定（同年４月１日施行）され、沖縄の特殊事情に鑑み、同法に基づいて国が策定する沖縄振興計画（第４次計画）により振興策が進められることとなった[3]。

---

[1] 沖縄の復帰後、直ちに、本土の諸制度を適用した場合、沖縄の社会、経済の全般にわたって急激な変化を伴うことから、制度の移行過程における県民生活の安定や企業の保護等を目的として制定された。経済分野の特別措置として、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置や揮発油に係る揮発油税の軽減措置等が盛り込まれた。

[2] この期間に実施された施策には、高率補助制度や沖縄開発庁（現在は内閣府沖縄担当部局）への予算の一括計上等がある。

[3] このとき、新たに盛り込まれた特別措置は、銀行業・証券業等の金融業務の集積を図るための「金融業務特別地区」等の創設や国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学の整備等である。

沖縄振興特別措置法は、平成 24（2012）年３月に改正され、同年４月１日から 10 年間の限時法として施行された。この改正では、法の目的に「沖縄の自主性の尊重」が追加されるとともに、沖縄県が主体的に施策を展開できるよう、沖縄振興計画の策定主体が国から県に変更されたほか、使途の自由度が高い沖縄振興一括交付金の創設や経済特区制度の拡充・創設等が行われた。県は、政府が策定した沖縄振興基本方針を踏まえ、同年５月に、同法に基づく沖縄振興計画（平成 24 年度～令和３年度）（第５次計画）としての性格を併せ持つ「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定し、各種振興策を実施した。

その後、同法は平成 26（2014）年３月に改正され、従来の「金融業務特別地区」を抜本的に見直した「経済金融活性化特別地区」に係る特例措置の創設、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲の拡大等が行われた。

イ　令和４年の沖縄振興特別措置法の改正及びその後の沖縄振興策

令和４（2022）年３月、同月末に期限が切れることとなっていた沖縄振興特別措置法が改正された[4]。改正法の延長期間はこれまで同様に10年とした一方、施行後５年以内の見直し規定が新たに盛り込まれた。この改正では、更なる産業振興のため、全ての特区・地域（観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融）において、事業者が作成した設備投資等に係る措置実施計画の沖縄県知事による認定制度が導入されたほか、沖縄振興の充実を図るため、離島や北部地域の振興、子どもの貧困対策、脱炭素社会の実現、多様な人材を育成するための教育の充実、デジタル社会の形成等に関し、国及び地方公共団体の努力義務規定が創設された。

政府は、同年５月10日、改正法に基づき新たな沖縄振興基本方針を策定し、約半世紀にわたって講じられてきた沖縄振興策について「社会資本の整備や観光及び情報通信関連産業等のリーディング産業の成長など、一定の成果を挙げてきている」と評価した上で、子どもの貧困問題や一人当たりの県民所得の低さなど様々な課題が引き続き存在していると指摘し「沖縄振興策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある」とした[5]。

県は、同基本方針を踏まえ、同月15日に第６次沖縄振興計画に相当する「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（令和４年度～13年度）を策定した。同計画は、2030年頃の沖縄の将来像を示した「沖縄21世紀ビジョン」（平成22（2010）年３月策定）の後半期間に当たり、「自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現」を目標に、今後10年間の沖縄の施策展開の基本方向として、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を取り入れ、社会、経済、環境の３つの分野で「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指すとしている。なお、改正沖縄振興特別措置法の施行後５年以内の見直し規定を踏まえ、県は、必要

---

[4] このほか、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」や「沖縄振興開発金融公庫法」などの改正も併せて行われた。なお、これらの改正を含む法律案に対し、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、６会派共同提案による 11 項目の附帯決議が全会一致で付された。

[5] 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針、令和４年６月７日閣議決定）においても「復帰 50 年を迎えた沖縄が、『強い沖縄経済』を実現し、日本の経済成長の牽引役となるよう、改正沖縄振興特別措置法等を最大限に活用し、観光を始めとする各種産業の振興、北部・離島地域の振興、子供の貧困対策、人材の育成、基地跡地の利用等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する」と明記された。

に応じて同計画を改定するため、令和７年度中に検証作業を終えるスケジュールを示している。

（図表２）沖縄振興計画による振興策

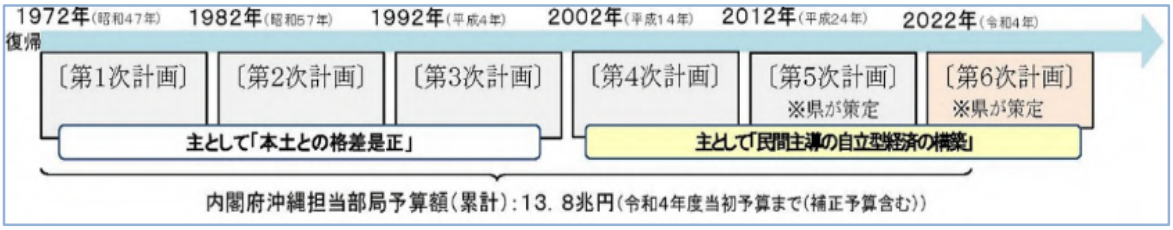

（出所）内閣府資料

ウ　沖縄振興予算等（令和６年度予算案等）

沖縄振興予算については、沖縄振興計画に基づく関連事業の全体把握及び事業相互間の進度調整等を図る観点から、これらの事業に必要な経費は内閣府に一括計上され、必要に応じて事業を実施する所管府省に予算を移し替えて執行される。

令和５（2023）年 12 月 22 日に閣議決定された令和６年度予算案のうち沖縄振興予算には、前年度比１億円減の 2,678 億円が計上された。沖縄振興予算が当初予算で 3,000 億円を下回るのは３年連続となる[6]。なお、内閣府の概算要求額は、2,920 億円（＋事項要求）であった。

（図表３）沖縄振興予算：近年の概算要求額及び当初予算額の推移　（単位：億円）

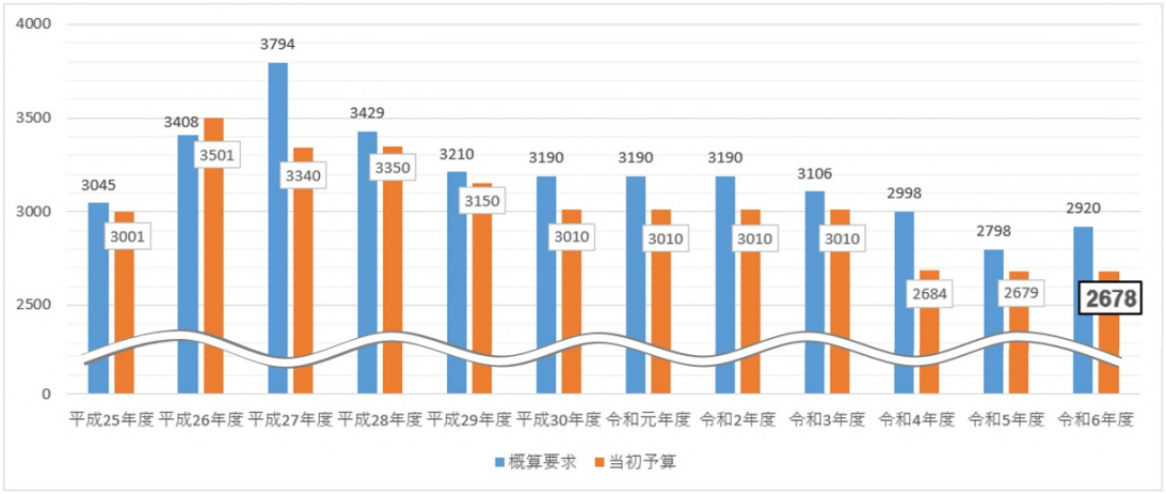

（出所）内閣府資料を基に当室作成

主な事項では、県が自主的な選択に基づき沖縄振興に資する事業を実施できる沖縄振興一括交付金は、前年度比４億円増の 763 億円が計上され、物価高騰を受けた措置で 10 年ぶりの増額となる。また、県を通さずに国から市町村や民間企業に直接配分される沖縄振興特定事業推進費は、前年度比同額の 85 億円が計上された。さらに、公共事業関係費等は

[6] 安倍内閣総理大臣（当時）は、平成 25（2013）年 12 月の閣議において、沖縄への投資は未来への投資であり、沖縄振興の取組を強化するため、現行の沖縄振興計画期間（平成 24～令和３年度）においては、沖縄振興予算について、毎年 3,000 億円台を確保すると表明した。以降、令和３年度まで毎年 3,000 億円台の予算額が確保されていた。

1,262 億円で前年度と同水準となり、沖縄こどもの貧困緊急対策事業は前年度比２億円増の 19 億円が計上された。

このほか、「強い沖縄経済」の実現に向けて、沖縄観光人材不足緊急対策事業に５億円、持続可能な国際観光景観モデル事業に２億円が新規に計上され、新たな沖縄観光サービス創出支援事業（２億円）、農林水産物・食品の販売力強化支援事業（１億円）、ＩＴ関連産業の沖縄域外競争力強化促進事業（10 億円）、沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業（７億円）等が前年度に続き計上された。また、駐留軍用地跡地の利用推進のため、令和６年度中に事業完了予定の沖縄健康医療拠点整備経費として 143 億円が計上された。

なお、令和６年度税制改正では、沖縄型特定免税店制度、石油石炭税の免除など電力に関する税制、揮発油税等の軽減措置について、いずれも３年間延長されることとなった。

エ　近年の主な施策

⑺ 沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ）の整備

沖縄科学技術大学院大学（ＯＩＳＴ〔オイスト〕：Okinawa Institute of Science and Technology Graduate University）は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興策の１つとして位置付けられており、平成 21（2009）年７月に制定された「沖縄科学技術大学院大学学園法」（以下「学園法」という。）に基づき、平成 24（2012）年９月に開学した。

学園法では、ＯＩＳＴの設置について、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすると規定されている。

令和３（2021）年８月、内閣府の「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」は、ＯＩＳＴの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告を取りまとめた。同報告では、ＯＩＳＴの今後の展開について、「研究の質は高く、少数精鋭で世界レベルの研究成果をあげている」と評価した上で、「設置目的の達成には、なお国の財政支援は必要であり、国に対して適切に支援することを求める」とされた。

令和４（2022）年３月、沖縄振興特別措置法の改正に合わせて学園法も改正され、「この法律の施行後 10 年を目途として」行うこととしていたＯＩＳＴに対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況の検討について、「おおむね５年ごと」に行うことが規定された。その後、政府が同年５月に策定した沖縄振興基本方針では、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を持続的に推進し、沖縄の振興と日本及び世界の発展に貢献できるよう、ＯＩＳＴに外部資金の調達の拡大を促しつつ、ＯＩＳＴにおける教育研究活動への支援を適切に図る」との方針が示された。

⑴ 子どもの貧困

沖縄の子どもを取り巻く環境については、高い離婚率や若年出生率に起因すると考えられる母子世帯の出現率（全国平均の約２倍）、１人当たり県民所得（全国最下位）のほか、非正規雇用の割合（全国６位）、大学等進学率（全国最下位）等の指標からも明らかなように、全国と比較して極めて厳しい状況であり、令和４（2022）年５月公表の沖縄県の調査による子どもの相対的貧困率も28.9％（全国：13.5％）と深刻な状況にある。

内閣府は、平成28（2016）年度から令和３（2021）年度までを集中対策期間として「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を実施した。同事業は集中対策期間終了後も継続され、寄添い型の支援を行うための「支援員」の配置や、子どもが安心して過ごせる「居場所」の運営支援等が行われてきた。そして、令和４（2022）年５月に政府が策定した沖縄振興基本方針では、支援員の配置や子どもの居場所の運営の支援、雇用の確保を始めとする保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保等の取組を通じて、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すこととした。

県は、同基本方針を踏まえて同月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」を掲げ、子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子どもへの支援及びひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組むこととしており、現在、同計画に沿って施策を講じている。

(2) 在沖米軍基地問題等

ア　在沖米軍基地の現状と政府及び県の対応

在沖米軍基地については、これまで北部訓練場の過半や西普天間住宅地区等の返還が実現してきているが、今なお国土面積の0.6％の沖縄に、全国の在日米軍専用施設・区域面積の70.3％が集中している。

このような状況を踏まえて、政府は、沖縄の基地負担軽減に向けて、平成25（2013）年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で合意された嘉手納飛行場以南の土地の返還等、現行の合意の実施に取り組んでいく考えを示している。

他方、県は、米軍基地について、県土の振興開発上の大きな制約となっているだけでなく、航空機騒音、墜落事故、米軍人等による凶悪犯罪、基地周辺での高濃度ＰＦＡＳの検出等に象徴される過重な負担を沖縄にもたらしているとしており、令和４（2022）年５月に決定した「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、在沖米軍基地の更なる整理縮小や基地負担の軽減など基地問題の早期解決を図ることを求めている。

イ　普天間飛行場移設問題

(ｱ) 普天間飛行場の移設計画

在日米海兵隊の航空基地である普天間飛行場には24機のオスプレイ等が配備され、岩国飛行場と並ぶ拠点となっているが、周辺には住宅や学校等が密集しているため、その危険性の除去が課題となっている。普天間飛行場については、平成７（1995）年に発生した米軍兵士による少女暴行事件を契機として沖縄県民の怒りの声が高まったことを背景に、平成８（1996）年４月の橋本総理・モンデール駐日米国大使会談で全面返還が合意され、同年12月の「沖縄に関する特別行動委員会」（ＳＡＣＯ）最終報告において、５年ないし７年以内に代替施設が完成し運用可能になった後に全面返還されることが明記された。

その後、日米両政府、沖縄県、関係市町村の間で協議が進められ、平成11（1999）年12月に代替施設を辺野古沿岸域に建設する旨の政府方針が閣議決定された。また、平成18（2006）年５月の日米安全保障協議委員会（「２＋２」）で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において、辺野古沿岸域を埋め立てて２本の滑走路をＶ字型に配置する案が明記された。これらの方針は、平成22（2010）年５月の「２＋２」等において改めて確認され、その後、日米両政府の間で、普天間飛行場の固定化を避けるためには辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場が繰り返し確認されている。

（図表４）米軍普天間飛行場

（出所）防衛省資料

(ｲ) 辺野古崎大浦湾側の工事をめぐる経過

普天間飛行場代替施設の建設地である名護市辺野古では、平成 30（2018）年 12 月から埋立区域への土砂の投入が開始され、辺野古崎南側の埋立区域は陸地化した。

他方、辺野古崎北側の大浦湾側では、海底に広がる軟弱地盤への対応が課題となっている。防衛省は現在、軟弱地盤に約７万 1,000 本の砂杭等を打ち込んで地盤を強化する改良工事を計画しており、令和元（2019）年 12 月、この地盤改良工事を含む全体の工期を、県による設計変更承認から約 12 年、総工費を約 9,300 億円とする再試算の結果を公表した。

防衛省は令和２（2020）年４月、軟弱地盤改良工事の追加等に伴う辺野古埋立ての設計変更承認申請を県に提出したが、玉城知事は令和３（2021）年 11 月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして不承認とする処分を下した。これを受けて、沖縄防衛局は翌 12 月、不承認処分の取消しを求めて国土交通大臣に対し行政不服審査法に基づく審査を請求し、国土交通大臣は令和４（2022）年４月、県による不承認処分の取消しを裁決するとともに、辺野古埋立ての設計変更を承認するよう県に対して是正の指示を行った。翌５月、県は国土交通大臣の裁決と是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会に審査の申出を行ったが、８月までに県の主張が退けられた。これを受けて、県は、裁決と是正の指示のそれぞれについて関与取消訴訟を提起した。

２件の関与取消訴訟は、令和５（2023）年９月までに最高裁が県の訴えを退けて県の敗訴が確定し、県は設計変更を承認する義務を負った。その後、県は対応を検討していたが、国土交通大臣は設計変更を承認するよう県に勧告・指示し、玉城知事は期限内に承認することは困難と回答した。これを受けて、国土交通大臣は、同年 10 月に承認の代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。同訴訟において福岡高裁那覇支部は、同年 12 月に県に防衛省の設計変更を承認するよう命じたが、県はこれを承認せず、国が代執行した。地方自治法に基づく代執行は初めてのことであり、異例の事態との指摘もある。工事は令和６（2024）年１月に着手されたが、前記の防衛省による再試算に基づけば同飛行場の移設は早くとも 2030 年代半ば以降になるものとみられる。

前記の代執行に向けた訴訟は県が上告している[7]ほか、辺野古埋立工事に関連した係争中の案件としては、設計変更をめぐり、県の不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決の

[7] 上告しても代執行の効力は維持され、最高裁判所で県が逆転勝訴しない限り工事を止めることはできない。

取消しを求める抗告訴訟と、沖縄防衛局のサンゴ類特別採捕申請を許可するよう県に求めた農林水産大臣の是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟の計３件がある。これらを含めて、平成 27（2015）年以降、県と国の間で 14 件の訴訟が行われているが、これまでに県が勝訴した例はない。

ウ　日米地位協定

日米地位協定[8]は、日米安全保障条約第６条に基づき、在日米軍の日本における施設・区域の使用と法的地位を規定したもので、米軍に対する施設・区域の提供手続や米軍人・軍属[9]・家族に関する出入国や租税、刑事裁判権、民事請求権等について幅広く規定している。

日米地位協定をめぐっては、例えば、米軍人・軍属による公務外犯罪では日本側が第一次裁判権を持つが、米側からの被疑者の身柄引渡しは起訴後とされているために日本側が十分に捜査できないケースがあることや、米軍基地が汚染源と見られる環境汚染が発生していても基地内への立入調査が認められないことなど、様々な問題点が指摘されている。しかし、日米地位協定は昭和 35（1960）年の締結以来、一度も改正されておらず、日米両政府は運用改善や補足協定の締結により対処してきた[10]。

これまでに行われた運用改善の例としては、平成７（1995）年の米軍兵士による少女暴行事件を受けて、殺人又は強姦という凶悪犯罪については起訴前の被疑者の身柄の引き渡しに米国が「好意的な考慮を払う」ことを定めた日米合同委員会合意がある。また近年では、地位協定の内容を補足するものとして、平成 27（2015）年には環境補足協定が、平成 29（2017）年には軍属補足協定が締結された。さらに令和元（2019）年７月、米軍の施設・区域外で発生した米軍機事故に際し日本の当局が米側の設定した制限区域内に迅速に立ち入ることができるよう「航空機事故ガイドライン」の改正が行われた。ただし、これらの運用改善でも、例えば、起訴前の被疑者引渡しに応じるか否かの判断や、米軍機事故に際し日本側当局の規制線内への立入りに同意するか否かの判断が事実上、米側に委ねられているなど、依然として多くの課題[11]が残されている。

このような状況を踏まえ、県は地位協定の抜本的な見直しを求めており、平成 29（2017）年９月、17 年ぶりに地位協定の見直し案を取りまとめ、日米両政府に要請した。同案には、県が従来要請してきた起訴前の被疑者の身柄引渡しや基地内への立入り、航空法や環境、検疫等に関する国内法の適用、緊急時以外の米軍による民間空港及び港湾の使用禁止等に

---

[8] 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

[9] 合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう。（日米地位協定第１条（ｂ））

[10] この理由について、政府は「日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている」と説明している。第 200 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第３号 10 頁（令和元年 11 月 27 日）有馬外務省大臣官房参事官答弁

[11] 例えば、令和５（2023）年 11 月に屋久島沖でオスプレイが墜落した際には、日本側は捜査の協力を要請したが、米側は日本側が回収した機体の残骸を回収し、日本側による主体的な墜落原因の調査や捜査が事実上不可能になった。

加え、米軍機事故等を念頭に、米軍の施設・区域外にある米軍の財産に対し日本当局が捜索、差押え又は検証する権限を明記することなどが盛り込まれている。また、県は、米国が他国と締結している地位協定について独自に調査を行い、欧州諸国や豪州、フィリピンでは、基地受入国の国内法を米軍にも適用していることなどを紹介している。

エ　南西地域の防衛体制の強化等

我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、尖閣諸島周辺への侵入を繰り返す中国が令和４（2022）年８月に与那国島近海に弾道ミサイルを落下させ、台湾有事の可能性も指摘されている。こうした状況の中、自衛隊は、沖縄を含めた南西地域の防衛体制の強化を進めており、平成 28（2016）年以降、与那国島及び宮古島に駐屯地を開設した。また、石垣島でも令和５（2023）年３月に駐屯地を開設し、地対空、地対艦誘導弾部隊を配備している。

令和４（2022）年 12 月 16 日、政府は、国家安全保障に関する最上位政策文書である「国家安全保障戦略」など安全保障関連３文書を閣議決定した。このうち「国家防衛戦略」では、沖縄を「安全保障上極めて重要」と位置付けたうえで、「一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく」こととしている。また、「防衛力整備計画」では、南西地域における補給処支処の新編や空港・港湾等の整備・強化に取り組むとともに、那覇駐屯地に拠点を置く第 15 旅団を「師団」に改編することとしている。

その後、令和５（2023）年 12 月 22 日に閣議決定された令和６年度予算案では、防衛省予算として、うるま市に新たな陸上自衛隊の訓練場を整備するための土地の取得、宮古島駐屯地への電子戦部隊配備に向けた整備、石垣駐屯地の訓練施設整備に向けた拡張や射場整備などのための経費が計上された。

２　北方関係

(1) 北方領土問題と平和条約締結交渉

ア　北方領土問題の発生と日本政府の基本方針

昭和 20（1945）年８月９日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約[12]を無視して対日参戦し、日本のポツダム宣言受諾後の同年８月 28 日から９月５日までの間に、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）を占領した。当時、

（図表５）北方領土の面積・元居住者等

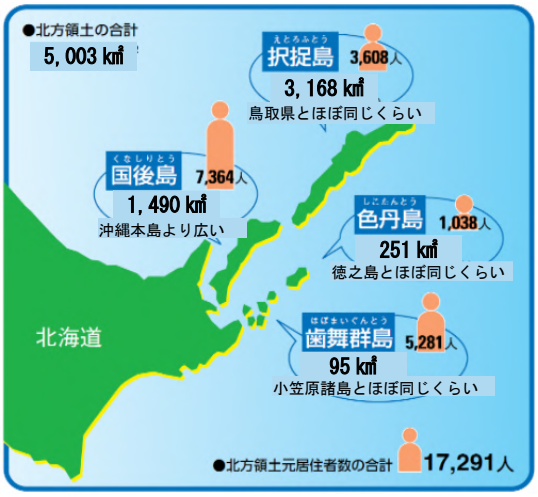

（出所）（独）北方領土問題対策協会資料を基に当室作成
面積は外務省ＨＰ（最終アクセス：令和６年１月 15 日）

[12] 同条約の有効期間は５年間（昭和 21（1946）年４月 24 日まで有効）であり、期間満了の１年前までに破棄を通告しなければ５年間自動的に延長されると規定、ソ連は昭和 20（1945）年４月に同条約を延長しない旨を通告した。

北方四島に住んでいた約17,000人[13]の日本人は強制退去等を余儀なくされ、以降、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いている[14]。なお、北方領土問題について、日本政府は、「領土問題を解決して平和条約を締結する」との基本方針[15]に基づいて、ロシア政府との間で平和条約締結交渉を行うとしている。

イ　北方領土問題と平和条約締結交渉の歴史的経緯

北方領土問題及び平和条約締結交渉の歴史的経緯の概要は、次のとおりである。

年　月	概　要
1855年　2月	**日魯通好条約調印（1856年12月発効）** 択捉島とウルップ島の間に国境を定める。
1875年　5月	**樺太千島交換条約署名（同年８月発効）** ウルップ島以北の千島列島を日本領とし、樺太をロシア領とする。
【第二次世界大戦開始後の動き】	
1945年　2月	**ヤルタ協定（米英ソ三国の首脳により署名）** ソ連の対日参戦の条件の一つとして、「樺太の南部及びこれに隣接する全ての諸島がソ連に返還されること、及び千島列島がソ連に引き渡されること」が規定された[16]。
8月	**９日、ソ連が当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦** **14日、日本、ポツダム宣言受諾（同年９月２日発効）** **28日、ソ連が択捉島に侵攻開始（同年９月５日北方四島を占領）** **（これ以降、不法占拠し続けている）**
1951年　9月	**サンフランシスコ平和条約署名（1952年４月発効）** 日本が千島列島[17]と北緯50度以南の南樺太に対する権利、権原及び請求権を放棄することが規定された。
1956年10月	**日ソ共同宣言署名（同年12月発効）** **（鳩山総理、河野農林大臣、松本衆議院議員－ブルガーニン議長、シェピーロフ外務大臣）** 両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約締結交渉を継続することとし、平和条約締結後に歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことで合意した。
1960年　1月	**ソ連政府の対日覚書** （新日米安保条約締結を受け）日本からの外国軍隊（米軍）の撤退及び日ソ間の平和条約の調印を条件として、歯舞群島及び色丹島が引き渡されるだろうと通告した。 この対日覚書に対し、我が国は、同年２月の対ソ覚書により、国際約束である日ソ共同宣言の内容を一方的に変更することはできない旨反論した。
1991年　4月	**日ソ共同声明（海部総理－ゴルバチョフ大統領）** 北方四島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象と初めて文書で確認した。
【ロシア連邦発足後の動き】	
1993年10月	**東京宣言（細川総理－エリツィン大統領）**

[13] 元島民等の団体である千島歯舞諸島居住者連盟（千島連盟）によれば、令和５（2023）年12月末現在の元島民数は5,193人、平均年齢は88.2歳となっている。

[14] 内閣府北方対策本部「令和５年度　北方対策　～北方領土の返還にむけて～」による。

[15] 外務省ＨＰでは「北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結する」としている。

[16] ソ連（ロシア）は、ヤルタ協定により、北方四島のソ連への引渡しの法的確認が得られたと主張しているが、日本は、同協定は当時の連合国の首脳間で戦後の処理方針を述べたに過ぎず、領土の最終的処理に関する決定ではなく、また当事国でないことから法的にも政治的にも拘束されないとの立場である。なお、米国も1956年９月７日の覚書で、ヤルタ協定に関する法的効果を否定している。

[17] 日本は、同条約にいう千島列島に北方四島は含まれないとしており、米国も1956年９月７日の覚書で「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」としている。しかし、ソ連（ロシア）は、同条約により日本は北方四島を含む千島列島を放棄したと主張している。

	領土問題を北方四島の帰属に関する問題と位置付け、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約の早期締結に向けて交渉を継続すること、また、日ソ間の全ての条約その他の国際約束が日露間で引き続き適用されることを確認した[18]。
1997年11月	**クラスノヤルスク合意（橋本総理－エリツィン大統領）** 東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合意した。
1998年 4月	**川奈合意（橋本総理－エリツィン大統領）** 平和条約が東京宣言第２項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むべきことで一致した。
2001年 3月	**イルクーツク声明（森総理－プーチン大統領）** 1956年の日ソ共同宣言が平和条約締結交渉プロセスの出発点と位置付け、その法的有効性を文書で確認した。
2003年 1月	**日露行動計画（小泉総理－プーチン大統領）** 日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎と認識し、交渉を加速することを確認した。
2013年 4月	**日露パートナーシップの発展に関する共同声明（安倍総理－プーチン大統領）** 戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常との認識で一致し、双方の立場の隔たりを克服して、四島の帰属に関する問題を双方に受入れ可能な形で最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
2016年12月	**プレス向け声明（安倍総理－プーチン大統領）** 北方四島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るとして、共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、平和条約問題を解決する真摯な決意を表明した。
2018年11月	**日露首脳会談（シンガポール、安倍総理－プーチン大統領）** 首脳会談終了後の記者会見で、安倍総理は「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる。本日そのことをプーチン大統領と合意した」と述べた。

（出所）外務省資料等を基に当室作成

ウ　近年の情勢

(ｱ) 平成30（2018）年11月の日露首脳会談後の状況とロシア側の動き

平成30（2018）年11月のシンガポールでの日露首脳会談後、日露双方は、外務大臣を責任者として平和条約に関する交渉を積み重ね、令和元（2019）年６月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談では、平和条約締結交渉を引き続き進めていくことで一致した。その一方、同年８月にメドヴェージェフ首相（当時）が４年ぶりに択捉島を訪問したほか、同年12月には、北方四島周辺水域で操業していた日本のタコ漁船５隻がロシアの警備当局により国後島に「連行」され、また、令和２（2020）年７月には、領土の割譲禁止等が盛り込まれた改正憲法が「国民投票」において７割を超える賛成を得るなどして発効するなど、ロシア側が実効支配を強める動きも見られた。

(ｲ) ロシアによるウクライナ侵略後の状況

令和４（2022）年２月24日、プーチン大統領はウクライナ東部の親露派支配地域に住む

[18] ソ連は、平成３（1991）年12月の独立国家共同体（ＣＩＳ）創設協定署名の際、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの指導者により消滅が確認されるなどしたことから、事実上解体した。なお、エリツィン大統領は、日露間で有効な国際約束に日ソ共同宣言も含まれると発言した。

住民の保護を目的に特別軍事作戦を実行すると表明し、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。これを受けて翌25日、政府は、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携し、対露制裁措置を速やかに実施することとした。日本の対露制裁措置に対し、３月21日、ロシア外務省は声明を発表し、「ロシアには現状において日本との平和条約に関する交渉を継続する意思はない」とした上で、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱や北方四島交流等の中止を表明した。

令和５（2023）年９月発足の第２次岸田第２次改造内閣において就任した上川外務大臣は、北方領土問題に関し「領土問題を解決して平和条約を締結する」との方針を堅持するとした上で、「漁業などの経済活動や海洋における安全に係る問題のように、日露が隣国として対処する必要のある事項については、何が我が国の国益に資するかという観点から適切に対応していく」と述べた。岸田総理も翌10月の所信表明演説で「日露関係は、厳しい状況にあるが、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する」と表明した。

一方、ロシア側は、同年12月に、ラヴロフ外務大臣が「日本を含めて領土をめぐる全ての論争は終結した」などとして平和条約締結交渉に応じない姿勢を改めて示すとともに、北方領土で「対日戦勝記念日」の記念行事や軍事パレードを行っており、交渉の進展は厳しい状況にある。

(2) 北方四島における共同経済活動に関する動き

平成30（2018）年９月の日露首脳会談において、北方四島における共同経済活動について、５件のプロジェクト候補[19]の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。令和元（2019）年６月の日露首脳会談において「ゴミ処理」及び「観光」のパイロット・プロジェクトを実施することで一致し、その後、国後島及び択捉島への観光パイロットツアー等が実施された。

ウクライナ侵略開始後の令和４（2022）年３月、ロシアがクリール諸島（北方領土と千島列島のロシア側呼称）への外国企業誘致を目的とした免税特区を導入したことについて、政府は、北方四島における共同経済活動の趣旨と相容れない旨を申し入れた。これに対し、同月21日、ロシア外務省は、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱を表明し、先行きの見えない状況となっている。

(3) 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業）

政府は、北方四島に対するロシアの管轄権を前提にした形で我が国の国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の法的立場と相容れないとして、北方領土問題の解決までの間、①北方四島交流（旅券・査証を必要としない相互訪問、いわゆる「ビザなし交流」）、②自由訪問（元島民及びその家族が旅券・査証なしで元居住地等を訪問）、③

[19] 平成29（2017）年９月の日露首脳会談において、早期に取り組むプロジェクトの候補として合意された①海産物の共同増養殖、②温室野菜栽培、③島の特性に応じた観光ツアーの開発、④風力発電の導入、⑤ゴミ処理のことである。

北方領土墓参（元島民及びその家族による北方四島への墓参）の枠組みに基づく訪問を除き、四島への入域を行わないよう国民に求めている。

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況やロシアによるウクライナ侵略の影響により、北方四島交流等事業の実施は見送られている。このような状況の中、洋上慰霊や納沙布岬での慰霊祭等が実施されてきたが、令和４（2022）年９月、ロシアは北方四島交流と自由訪問に関する合意の効力を停止する政府令を発表した。

政府は、同政府令の対象に含まれていない北方領土墓参に重点を置いて事業の再開を求める方針を示しているが[20]、墓参の対象者である元島民等で構成される千島連盟がロシア最高検察庁によって「望ましくない外国ＮＧＯ団体」に指定されるなど[21]、事業の早期再開に向けた具体的な展望は見通せない状況にある。

内容についての問合せ先
第一特別調査室　周藤首席調査員（内線 68700）

[20] 上川外務大臣記者会見（令和５年９月 14 日）

[21] ロシア最高検察庁は、千島連盟を「望ましくない外国ＮＧＯ団体」に指定した理由について「千島連盟の活動がロシアの領土保全を侵害し、ロシアの憲法秩序と安全を脅かしている」とした。これに対し、日本側は「ロシア側の主張は、極めて一方的なものであり、元島民の方々とその御家族、関係者の気持ちを傷つけるものである」として、外交ルートを通じて、受け入れられない旨抗議した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室
※肩書は当時のもの

所管事項の動向

１　北朝鮮による拉致問題

(1) 北朝鮮による拉致問題とは

北朝鮮による拉致問題とは、1970～80年代にかけて多くの日本人が行方不明となり、後に警察の捜査や元北朝鮮工作員の証言から、北朝鮮により拉致されたことが判明した問題である。当初、北朝鮮側は拉致を否定し続けていたが、2002（平成14）年９月の第１回日朝首脳会談において、金正日（キム・ジョンイル）国防委員会委員長（以下「金正日国防委員長」という。）は、小泉総理に対し、日本人の拉致を認め、謝罪した。翌10月に５人の拉致被害者の方々が帰国したが、その後は、１人の拉致被害者の帰国も実現していない。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

岸田総理は、2021（令和３）年 10 月８日、第 205 回国会における所信表明演説で、「拉致問題は最重要課題です。全ての拉致被害者の１日も早い帰国を実現すべく、全力で取り組みます。私自身、条件を付けずに金正恩（キム・ジョンウン）委員長と直接向き合う決意です」と述べ[1]、安倍・菅政権の方針を引き継ぎ日朝首脳会談の実現を目指す旨を表明した。さらに、2023（令和５）年５月、岸田総理は「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と述べた[2]。これに対し、同月、北朝鮮側は、パク・サンギル外務次官が「日本が新たな決断を下し、関係改善の活路を模索しようとするなら、朝日両国が会えない理由はない」との談話を発表したが、拉致問題については「解決済み」との姿勢を取り続けている。

拉致被害者の帰国が実現しないまま、2020（令和２）年に有本恵子さんの母親の嘉代子さん、横田めぐみさんの父親の滋さんが、2021（令和３）年末には、田口八重子さんの兄の飯塚繁雄さんが亡くなられた。2023（令和５）年 12 月末現在、帰国していない認定拉致被害者[3]の親世代で御存命なのは、横田めぐみさんの母親の早紀江さんと有本恵子さんの父親の明弘さんの２人のみとなるなど、拉致被害者だけでなく拉致被害者の親世代の高齢化が進み、深刻な問題となっている。

(2) 経緯と現状

北朝鮮による拉致疑惑が表面化したのは、1988（昭和 63）年１月に、1987（昭和 62）年 11 月の大韓航空機爆破事件で犯行を自供した北朝鮮工作員金賢姫（キム・ヒョンヒ）が「日本人女性『李恩恵（リ・ウネ）』から日本人化教育を受けた」と供述し、翌２月に日韓両国の捜査当局が、李恩恵が北朝鮮により拉致されたとする捜査資料を発表したことがきっかけである。「李恩恵」問題は、

---

[1] 岸田総理は、その後の施政方針演説等においても同様の発言をしている。

[2] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年５月 27 日

[3] 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成 14 年法律第 143 号）第２条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致されたと内閣総理大臣が認定した日本国民

1988（昭和63）年３月に参議院予算委員会において取り上げられ、政府は答弁で北朝鮮による拉致事件の存在に初めて言及した[4]。

拉致問題がより広く知られるようになったのは、1997（平成９）年２月、新聞各紙が、1977（昭和52）年に新潟県で失踪した少女が北朝鮮に拉致された可能性が強まったと報道してからである。また、同年１月に提出された「北朝鮮工作組織による日本人誘拐拉致に関する質問主意書（第140回国会（衆）質問第１号）」に対し、翌２月、政府は「北朝鮮に拉致された疑いのある日本人の数は、これまでに６件、９人であり、また、拉致が未遂であったと思われるものは、１件、２人であると承知している」との答弁書を国会に送付した[5]。

こうした中、同年３月に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」（家族会）が、また、1998（平成10）年４月には「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（救う会）が、結成された。

2002（平成 14）年９月 17 日、小泉総理と金正日国防委員長との第１回日朝首脳会談において、拉致問題に大きな動きがみられた。両者が日朝国交正常化に向けた「日朝平壌宣言」に署名した同会談において、日本側が８件 11 人及び欧州にて失踪した２人の拉致容疑について北朝鮮側にただしたところ、金正日国防委員長は、13 人の日本人を拉致した事実を初めて認め、謝罪した。しかし、そのうち生存者は５人に過ぎず、８人は既に死亡していると通告された。拉致被害者５人は同年 10 月に、その御家族８人は 2004（平成 16）年５月及び７月に帰国・来日した。

なお、北朝鮮側が認めた拉致事案と日本側が認めていた拉致事案の内容には食い違いがあり、北朝鮮側は、日本側が調査依頼をしていなかった曽我ひとみさんについて拉致を認めた一方で、久米裕さんの入境については否定した。また、その後の調査において、北朝鮮側は、曽我ひとみさんと同時に行方不明となった母親の曽我ミヨシさんについても入境の事実はない旨主張した。

政府は、その後の調査を踏まえ、田中実さんを 2005（平成 17）年４月に、松本京子さんを 2006（平成 18）年 11 月に、それぞれ拉致被害者と認定したが、北朝鮮側は両名の入境を否定した。

現在、政府は、12件17人について北朝鮮による拉致被害者と認定している（図表１参照）[6]。

---

[4] 第 112 回国会　参議院予算委員会会議録第 15 号７頁（1988（昭和 63）年３月 26 日）梶山静六国家公安委員会委員長の答弁

[5] その後、警察庁は、1997 年５月及び 2002 年３月に、それぞれ１件１人を新たに拉致容疑事案と判断して公表

[6] なお、このほかに、認定拉致被害者ではないものの、警察庁は、1974（昭和 49）年６月に朝鮮籍の高敬美・剛姉弟が行方不明になった事案を 2007（平成 19）年４月に北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。

（図表１）拉致被害者支援法に基づく認定拉致被害者※1一覧（12件17人、■は帰国者）

		拉致被害者（敬称略） （　）の数字は当時の年齢	事　件・事　案 （　）内は失踪場所	北朝鮮からの回答	備　　考
北朝鮮側が拉致を認めた13人	第１回日朝首脳会談以前に政府が北朝鮮による拉致の疑いがあるとしていた８件11人及び欧州行方不明者２人	久米　裕（ゆたか）（52）	宇出津（うしつ）事件 （石川県） 1977年９月	入境を否定	
		横田めぐみ（13）	少女拉致容疑事案 （新潟県） 1977年11月	1986年に結婚 1987年に一児を出産 1994年病院で自殺	北朝鮮側が提供した遺骨はＤＮＡ鑑定の結果他人のものと判明
		田口八重子（22）	李恩恵（リ・ウネ）拉致容疑事案 （不明） 1978年６月頃	1984年原敕晁さんと結婚 1986年交通事故死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明 北朝鮮側は李恩恵の存在を否定
		■地村　保志（23） ■地村（濵本）富貴恵（23）	アベック拉致容疑事案 （福井県） 1978年７月		2002年10月帰国 家族は2004年５月に帰国
		■蓮池　薫（20） ■蓮池（奥土）祐木子（22）	アベック拉致容疑事案 （新潟県） 1978年７月		2002年10月帰国 家族は2004年５月に帰国
		市川　修一（23） 増元るみ子（24）	アベック拉致容疑事案 （鹿児島県） 1978年８月	1979年に結婚 1979年市川修一さん 心臓麻痺で死亡 1981年増元るみ子さん 心臓麻痺で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		原　敕晁（ただあき）（43）	シン・ガァンス辛光洙事件 （宮崎県） 1980年６月中旬	1984年田口八重子さんと結婚 1986年病死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		有本　恵子（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案（欧州） 1983年７月頃	1985年石岡亨さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		石岡　亨（22）	欧州における日本人男性拉致容疑事案（欧州） 1980年５月頃	1985年有本恵子さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		松木　薫（26）		1996年交通事故死	北朝鮮側が提供した遺骨はＤＮＡ鑑定の結果他人のものと判明
	第１回日朝首脳会談後に政府が北朝鮮による拉致と断定した拉致容疑者４人	■曽我ひとみ（19）	母娘拉致容疑事案 （新潟県） 1978年８月		2002年10月帰国 家族は2004年７月に帰国・来日
		曽我ミヨシ（46）		入境を否定	
		田中　実（28）	元飲食店店員拉致容疑事案（兵庫県） 1978年６月頃	入境を否定 ※2	
		松本　京子（29）	女性拉致容疑事案 （鳥取県） 1977年10月	入境を否定 ※3	

※１　「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）に基づく認定日は、田中実さんが2005年４月27日、松本京子さんが2006年11月20日、それ以外の15人は2003年６月

※２　田中実さんと、警察庁が「拉致の可能性を排除できない」とする金田龍光さんに関しては、2014年に北朝鮮側から生存が伝えられ、一時帰国も打診されたとする情報もあったが、政府は、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、その具体的内容や報道の一つひとつにお答えすることは差し控えたいとしている。

※３　松本京子さんに関しては、マカオで失踪したタイ人女性とみられる女性とともに平壌郊外に居住していることを、韓国の拉致被害者でつくる「拉北者家族会」の崔成龍代表が明らかにしたことが2019年11月に報じられた。

（出所）政府拉致問題対策本部ホームページ等を基に当室作成

(3) 「特定失踪者」の問題

第１回日朝首脳会談で北朝鮮側が13人の日本人拉致事案を認めた後、政府が認めている拉致被害者以外にも、「自分の家族も拉致されたのではないか」という申し出が全国から殺到したとされる[7]。これに関し、警察庁は、北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」を公表している。また、民間団体である「特定失踪者問題調査会」は、独自の調査に基づき北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々を「特定失踪者」として公表している（図表２参照）。

（図表２）北朝鮮に拉致された疑いがある方々

警察庁公表　北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」	871 人

特定失踪者問題調査会の調査による「特定失踪者」（政府認定拉致被害者を含む。）		約 470 人
	リスト公開	274 人
	拉致濃厚	77 人

（出所）警察庁及び特定失踪者問題調査会のホームページ（ともに2023年12月現在）等を基に当室作成

２　国会の対応

北朝鮮問題に関する調査を集中的に行うため、第 159 回国会の 2004（平成 16）年２月 13 日、衆議院外務委員会に「北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会」が設置された。その後、小委員会に代えて、第 161 回国会の同年 11 月 30 日に、「北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会」（以下「拉致問題特別委員会」という。）が衆議院に設置された[8]。

(1) 北朝鮮関連法の制定及び改正

国会は、帰国者の支援、北朝鮮への制裁等を実施するため、以下のとおり北朝鮮関連法を制定及び改正している（図表３参照）。

（図表３）主な北朝鮮関連法

① 被害者支援・人権関連法

法 律 名	制定・改正	委員会	主　な　内　容
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	2002年 制　定	厚生労働	被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給等必要な施策を講ずるもの
	2010年 一部改正	拉致問題	「拉致被害者等給付金」の支給期間を５年から10年に延長
	2014年 一部改正	拉致問題	永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるもの
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）	2006年 制　定	拉致問題	2005年12月16日に国連総会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明及びその抑止を図るため、拉致問題の解決を国の責務として明記し、北朝鮮による人権侵害状況が改善されない場合には、経済制裁等の必要な措置を講ずるものとするもの
	2007年 一部改正	拉致問題	政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決等に資するものとなるよう十分に留意するとともに、外国政府及び国際機関等に対する適切な働き掛けを行わなければならないとする条項を追加

[7] 特定失踪者問題調査会ホームページ

[8] 参議院は、第159回国会の2004（平成16）年６月２日に設置

② 主な経済制裁関連法

法 律 名	制定・改正	委員会	主 な 内 容
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律	2004年	財務金融	従来は国際的な枠組みの中でしか行えなかった経済制裁を、政府が我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき、送金の許可制や輸出入の承認制等を日本単独で行うことを可能とするもの
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	2004年	国土交通	北朝鮮船籍の入港制限を念頭に、政府が我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議決定に基づき、期間を定めて、特定の外国の国籍を有する船舶等（「特定船舶」）の日本の港への入港を禁止することができることとするもの
国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法	2010年	国土交通	国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資等の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が特別の措置として北朝鮮特定貨物の検査等を実施するもの

(2) 国政調査

拉致問題特別委員会では、(1)で述べた被害者支援・人権関連法の改正・制定に係る審査・起草を行うとともに、国政調査として、政府に対する質疑、拉致被害者家族等の参考人質疑、拉致現場等への委員派遣や視察、海外派遣、決議等を行っている（図表４参照）。

（図表４） 拉致問題特別委員会の主な活動（第212回国会閉会日まで） ※ 通常の対政府質疑を除く

事 項	内 容	実 績	直 近 の 例
参考人質疑	拉致被害者家族や有識者等からの意見聴取及び質疑	８回	2022年５月20日（第208回国会） 横田拓也家族会代表外３名
委員派遣 ・視察	拉致現場の視察や拉致被害者家族への面会等	８回 （うち視察６回）	2022年９月14日（第209回国会閉会中） 茨城県（ＫＤＤＩ八俣送信所）［委員派遣］
海外派遣	海外における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	２回	2017年８月27日～９月３日（第193回国会閉会中） 欧州各国における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、ベルギー外３か国を訪問
委員会決議	拉致被害者の早期帰国の実現等を求める決議を採択	３件	2013年７月26日（第183回国会閉会中） 全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のための具体的な施策の拡充を求める件
連合審査会	国の安全保障に関する件 （北朝鮮による弾道ミサイル発射等に関する件）	１回	2022年10月13日（第210回国会） 安全保障委員会外務委員会北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会連合審査会

３ 政府の取組

(1) 「拉致問題対策本部」の設置

2013（平成25）年１月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置した（右図参照）。同対策本部は、総理大臣が本部長を、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣が副本部長を務めており、各大臣は、拉致問題の解決に向け、本部長、副本部長を中心に連携を密にしている。

「拉致問題対策本部」の組織体制

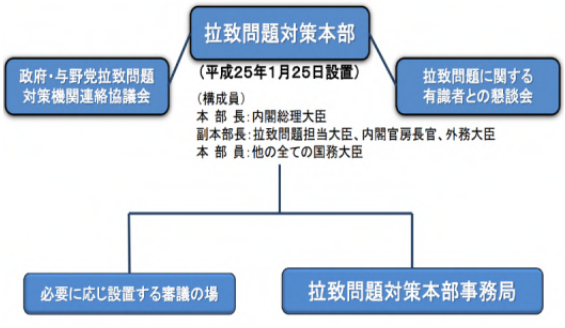

（出所）政府拉致問題対策本部ホームページ

⑵ 日本と北朝鮮との会談・協議等

北朝鮮側との交渉において、日本側は拉致問題解決を含む日朝国交正常化を取り上げてきた。主な日朝会談・協議等の場として、二国間交渉や六者会合が挙げられる。

ア　二国間交渉

2002（平成 14）年９月 17 日、小泉総理は平壌を訪問し、金正日国防委員長と第１回首脳会談を行った。両首脳は、日朝両国が国交を回復するに当たって障害となっている諸問題を解決するための原則を示す「日朝平壌宣言」（図表５参照）に署名し、同宣言に基づき、同年 10 月に日朝国交正常化交渉が再開された。

（図表５）「日朝平壌宣言」の概要

- 2002 年 10 月中に日朝国交正常化交渉を再開
- 日本側は過去の植民地支配について、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明
- 日本側は国交正常化の後に、無償資金協力などの経済協力を実施。1945 年８月 15 日以前に生じた財産請求権は、相互に放棄
- 日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題について、北朝鮮側は再発しないよう適切な措置をとることを確認
- 北東アジア地域の平和と安定のために、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備
- 核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進
- 北朝鮮側はミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も延長

（出所）外務省資料を基に当室作成

しかし、2004（平成 16）年 11 月の日朝実務者協議（於：平壌）で横田めぐみさんのものとして提供された遺骨から別人のＤＮＡが検出されるなど、北朝鮮側の説明には不自然な点が多く、その信憑性が疑われた[9]。

その後、2014（平成 26）年５月の日朝政府間協議（於：ストックホルム）で、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（いわゆる「ストックホルム合意」）（図表６参照）。日本側も、北朝鮮側のこうした動きを踏まえ、北朝鮮側が調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとした。しかし、調査結果の具体的な回答がない中、北朝鮮による 2016（平成 28 年）年１月の核実験及び同年２月の弾道ミサイル発射等を受け、日本が独自制裁の実施を発表したところ、北朝鮮はこれに反発し、調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言した。

これ以降、拉致問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

[9] 拉致問題対策本部資料「すべての拉致被害者の帰国を目指して －北朝鮮側主張の問題点－」

（図表６）「ストックホルム合意」の概要

「ストックホルム合意」（2014年５月の日朝政府間協議に基づく合意）

北朝鮮　残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束

日　本　北朝鮮に科している独自制裁措置の一部解除を約束

(1) 合意後の経過

2014年７月	北朝鮮側が日朝政府間協議で特別調査委員会の体制を説明（１日） 北朝鮮側は調査開始を発表、日本側が独自制裁の一部を解除（４日）
2016年２月	北朝鮮の核実験（１月６日）、弾道ミサイル発射（２月７日）を受け、日本が独自制裁措置の実施を発表（10日） 北朝鮮は特別調査委員会の調査中止、同委員会の解体を表明（12日） 以後、日本側に「ストックホルム」合意に基づく公式な調査結果の回答がないまま、協議が中断

(2) 日朝の立場

北朝鮮	「ストックホルム合意」について「既に無くなった」（宋日昊（ソン・イルホ）日朝国交正常化交渉担当大使、2017年４月17日）
日　本	北朝鮮に対して「ストックホルム合意」の履行を求めつつ、全ての拉致被害者の１日も早い帰国を実現すべく全力を尽くす

（出所）外務省資料等を基に当室作成

イ　六者会合

六者会合は、北朝鮮の核問題について、その平和的解決を図るため、2002（平成14）年から2003（平成15）年の北朝鮮核危機の発生を契機に、多国間（日本、米国、韓国、中国、ロシア及び北朝鮮）で協議する場として開催されたものであり、2008（平成20）年12月まで計６回行われた。同会合は、核問題だけでなく、拉致問題の解決を含む日朝国交正常化の問題も同時に解決する包括協議の場となっていたが、非核化の検証方法などをめぐり対立が激化し、2008（平成20）年12月の「第６回六者会合に関する首席代表者会合」を最後に開催されていない。

(3) 近年の日本政府の動き

安倍総理は、2018（平成30）年１月（第196回国会）の施政方針演説までは「北朝鮮に対する国際社会の圧力を梃子としつつ、北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた決断を迫ることが不可欠」として、北朝鮮に対し圧力を重視する方針を維持していた。しかし、同年、平昌（ピョンチャン）冬季オリンピック競技大会や南北首脳会談を通じて南北の融和が進展したことや、６月に初の米朝首脳会談が実現するなど対話へのムードが高まる中、安倍総理も「私自身が金委員長と向き合わなければならない」と言及するようになり、2019（令和元）年５月には「私自身が金正恩委員長と向き合わなければならない、条件を付けずに向き合わなければならないという考え」であると表明した[10]。この政府の方針は、安倍政権後の菅政権及び岸田政権においても踏襲されている。

また、2018（平成30）年まで11年連続で欧州連合（ＥＵ）と共同提出していた国連人権理事会への北朝鮮人権状況決議案について、我が国は、2019（平成31）年３月の国連人権理事会では共同

[10] 2019（令和元）年５月６日　安倍総理記者会見

提出を見送るだけでなく共同提案国にもならず[11]、それ以降も国連総会[12]や国連人権理事会[13]への同決議案の提出に際してＥＵとの共同提出を見送り、共同提案国となるにとどまっている。

2021（令和３）年10月、岸田総理は総理就任後の記者会見で、「私自身、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う覚悟」であると表明し、2022（令和４）年12月には「最重要課題である拉致問題は時間的制約のある人道問題です」と答弁した[14]。さらに、2023（令和５）年５月には、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と表明し[15]、同年11月には、「様々なルートを通じて様々な働き掛けを絶えず行い続けているが、早期の首脳会談実現に向け、働き掛けを一層強めていく」と述べている[16]。

(4) 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮は、2006（平成18）年に初めての核実験を行って以来、核実験や弾道ミサイル発射をたびたび行うなど、国際社会への挑発行為を繰り返している。

これに対し、国連は安保理決議に基づく北朝鮮への制裁措置を実施しているが、我が国や米国、韓国等は、独自の制裁措置の実施により更に圧力を強化することで、北朝鮮に政策変更を促してきた。我が国は独自制裁措置として、2023（令和５）年は３度にわたり、核・ミサイル開発に関与した団体や個人を資産凍結の対象とする追加制裁措置を行った。

（図表７）我が国が行っている主な制裁措置

2023年12月現在
※　下線：国連安保理決議に基づく措置

１　人・船舶・航空機の往来
(1) 人的往来の規制（国連安保理決議上の特定人物の渡航禁止も担保）
北朝鮮籍者の入国の原則禁止、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請、我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合せ等
(2) 全ての北朝鮮籍船舶（人道目的のものを含む）、北朝鮮に寄港した全ての船舶（日本籍船舶を含む）及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止
(3) 北朝鮮との間の航空チャーター便の乗入れ禁止
(4) 禁制品を積載している疑いのある航空機の離着陸・上空通過の不許可

２　物資の流れ
(1) 北朝鮮への全ての品目の輸出禁止
（安保理決議上の輸出禁止（武器（小型武器を含む）、奢侈品、航空燃料、新品のヘリコプター及び船舶等）、原油及び石油精製品の北朝鮮への供給規制も担保）
(2) 北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止
（安保理決議上の輸入禁止（武器、特定の天然資源（石炭、鉄、鉄鉱石、銅、ニッケル、銀、亜鉛等を含む）、海産物、繊維製品等）も担保）
(3) 貨物検査法等に基づく北朝鮮関連の特定貨物の検査（安保理決議上の検査を担保）

３　資金の流れ
(1) 北朝鮮の核・ミサイル計画等に関連する団体・個人の資産凍結（安保理決議に基づく措置を含む。）
(2) 北朝鮮との間の資金の移転の防止措置の強化
①北朝鮮の核関連計画等に貢献しうる活動に寄与する目的で行う送金、送金の受取、資本取引の禁止
②北朝鮮向けの送金の原則禁止
③北朝鮮を仕向地とする現金等の携帯輸出届出下限額：10万円超
(3) 本邦金融機関等による北朝鮮における支店開設及び北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の確立、並びに北朝鮮金融機関の本邦における支店開設等の原則全面禁止

（出所）外務省資料を基に当室作成

[11] 決議案に関しては、文案作成を主導する提出国と、関与の度合いは低いもののその趣旨に賛同し文案修正に参加できる提案国とがある。なお、決議案への対応を変更した理由について、菅官房長官は、３月13日の記者会見で「（２月28日の）米朝首脳会談の結果や拉致問題等を取り巻く諸情勢を総合的に検討した結果」としている。
[12] 国連総会での直近の決議は、2023（令和５）年12月に採択され、2005（平成17）年以来19年連続の採択となった。
[13] 国連人権理事会での直近の決議は、2023（令和５）年４月に採択され、2008（平成20）年以来16年連続の採択となった。
[14] 第210回国会参議院予算委員会会議録第６号12-13頁（令和４年12月１日）
[15] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年５月27日
[16] 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」 2023（令和５）年11月26日

(5) 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動

拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることに鑑み、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年６月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）[17]が公布・施行された。

同法に基づき政府は、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送（日本語・韓国語）、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。特に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間では、政府や地方自治体等が多くの会議、シンポジウム等を開催し、国内外に拉致問題等の解決を訴えている。

また、拉致問題対策本部は、拉致問題に触れる機会の少ない若い世代への啓発活動が重要な課題となっていることを踏まえ、動画投稿サイト「ユーチューブ」に公式チャンネルを、「X（旧ツイッター）」に公式アカウントを開設して情報を発信しているほか、2022（令和４）年６月には小中高生向け電子図書館を開設し、2023（令和５）年８月には拉致問題に関する中学生サミットを開催するなど、若年層への啓発も行っている。

４　米朝協議及び北朝鮮の動向等

(1) 米朝協議の動向

北朝鮮は、2006（平成18）年10月、2009（平成21）年５月、2013（平成25）年２月、2016（平成28）年１月、同年９月及び2017（平成29）年９月の計６回にわたり核実験を実施している。これらの核実験により、北朝鮮は、必要なデータの収集を行うなどして核兵器開発計画を進展させている可能性が高いとみられている。

(出所) 外務省ホームページを一部加工

こうした北朝鮮の核開発問題等について協議するため、2018（平成30）年６月に、米国のトランプ大統領と金正恩委員長（以下「金委員長」という。）による史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開催された。同会談においては、共同声明で、米国は北朝鮮に対し安全の保証の提供を約束すること、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化に向けての取組を約束すること等が明記された。しかし、2019（平成31）年２月にベトナムのハノイで行われた２回目の交渉は非核化に向けた協議で合意に至らず決裂し、同年６月の南北軍事境界線がある板門店（パンムンジョム）での３回目の交渉では、両国が膠着状態にある非核化交渉の再開で合意するにとどまった。

[17] 同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めている。

米朝交渉の実現により、朝鮮半島の非核化のみならず拉致問題の解決に対する期待も膨らんだが、2019（令和元）年10月の実務者協議が物別れに終わって以降は、米朝間の公式な協議は行われていない。

2021（令和３）年１月に発足した米国のバイデン政権は、対北朝鮮政策の見直し作業を行い、「朝鮮半島の完全な非核化という目標は変わらない」とした上で、「調整された現実的アプローチ」を掲げ、北朝鮮との対話を通じた解決を目指す方針を示している[18]。しかし、同政権発足直後から複数のルートで「非核化に向けた措置をとるなら、米国も段階的に（制裁緩和で）対応する用意がある」と北朝鮮へ対話を呼び掛けてきたものの、北朝鮮は対話を拒絶し続けている[19]。

(2) 近年の北朝鮮の核・ミサイル開発の状況等

北朝鮮は、これまでに計６回の核実験を実施するなど、核開発を進展させている。2018（平成30）年６月の米朝首脳会談では、金委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明したが、2022（令和４）年１月には、米国に対して論じてきた「信頼醸成措置」の全面的な再考と「暫定的に中止していた全ての活動」の再稼働を指示したとされる[20]。これについて、防衛省は「北朝鮮は核実験を実施するための準備が整っている可能性がある」として、「引き続き、米国、韓国等と緊密に連携しながら、必要な情報の収集、そして分析及び警戒監視に全力を挙げていく」との方針を示している[21]。

また、北朝鮮は、金正恩体制（2012（平成24）年以降）になってから高い頻度でミサイル発射を繰り返しており、特に2022（令和４）年における弾道ミサイルの発射は少なくとも59発と、過去最多となった。

北朝鮮は2023（令和５）年も、１月１日に弾道ミサイルを発射して以降、計18回、弾道ミサイルや衛星打ち上げを目的とした弾道ミサイル技術を使用した発射を行っている。

一方、国連安保理は、北朝鮮への対応を協議するため、2023年に会合を11回開催した。国連安保理は、2006（平成18）年から2017（平成29）年にかけて、11件の北朝鮮制裁決議をいずれも全会一致で採択してきたが、2022年５月、制裁を強化する米国提出の決議案が初めて否決されるなど、欧米と中露の意見が対立し、議長声明の採択など一致した対応には至っていない。このため、安保理の機能不全が深刻になっているとの指摘もある[22]。

---

18 2021（令和３）年５月２日　読売新聞
19 2022（令和４）年12月２日　朝日新聞デジタル
20 2022（令和４）年１月20日　時事通信ニュース
21 第210回国会参議院外交防衛委員会会議録第１号５頁（令和４年10月13日）浜田靖一防衛大臣の答弁
22 2022（令和４）年５月28日　産経新聞

（図表８）　北朝鮮と国際社会の主な動き（2019年～）

2023年12月31日現在

年　月　日		事　　項
2019年	１月28日	安倍総理が施政方針演説で、金委員長と直接向き合う意思を表明
	２月27、28日	２回目の米朝首脳会談（於：ハノイ）
	５月４日	北朝鮮が弾道ミサイルを発射。以降、年内に計13回発射
	６日	日米首脳電話会談で、安倍総理が条件を付けずに日朝首脳会談の開催を目指す方針を表明
	６月30日	トランプ大統領と金委員長が面会（於：板門店）
	10月５日	米朝実務者協議（於：ストックホルム）
2020年	３月２日	北朝鮮が弾道ミサイルを発射。以降、年内に計４回発射
	９月16日	菅内閣が発足。加藤勝信内閣官房長官が拉致問題担当大臣を兼務
2021年	１月20日	米国で、ジョセフ・バイデン氏が大統領に就任
	３月25日	北朝鮮が弾道ミサイルを発射。以降、年内に４回発射
	10月４日	岸田内閣が発足。松野博一内閣官房長官が拉致問題担当大臣を兼務
	８日	岸田総理が所信表明演説で、条件を付けずに金委員長と直接向き合う意思を表明
2022年	１月５日	北朝鮮が弾道ミサイルを発射。以降、年内に計31回発射
	５月10日	韓国で、尹錫悦氏が大統領に就任
	26日	国連安保理で、北朝鮮への制裁を強化する米国提出の決議案を採決し、中国及びロシアが常任理事国として持つ拒否権を行使して否決
	９月８日	北朝鮮が核兵器の使用条件に関する法令を採択。核攻撃された際の反撃だけでなく、国家指導部や重要施設が攻撃された場合にも、核兵器を使用できる旨を規定
2023年	１月１日	北朝鮮が弾道ミサイルを発射。以降、年内に計18回発射（「軍事偵察衛星」を含む。）
	５月20日	Ｇ７広島サミット（19日～21日）：北朝鮮による前例のない数の不法な弾道ミサイル発射を強く非難するとともに、北朝鮮に対し拉致問題を即時に解決するよう求める首脳コミュニケを採択
	29日	朝鮮中央通信は、岸田総理が日朝首脳会談を早期に実現すべく総理直轄のハイレベルで協議を行いたい旨を表明したことを受け、「日本が新たな決断を下し、関係改善の活路を模索しようとするなら、朝日両国が会えない理由はない」とする外務次官の談話を報道
	８月18日	日米韓首脳会談（於：ワシントンD. C. 郊外）：拉致問題等の即時解決を含めた人権・人道問題に取り組んでいくことなどを確認
	９月28日	朝鮮中央通信は、最高人民会議が26、27日に開かれ、北朝鮮の生存権と戦争抑止力を確保するため高度な核兵器を開発する旨の憲法改正案を採択したと報道
	12月14日	松野博一内閣官房長官兼拉致問題担当大臣が辞任。後任に林芳正衆議院議員が就任

（出所）外務省資料等を基に当室作成

５　国際社会への働き掛け

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働き掛けることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠とされる。そのため、政府は、米国や韓国を始めとする各国首脳との会談やＧ７サミット、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題について提起している。また、2005（平成17）年12月から人権担当大使を任命しているほか、米国等との共催により、拉致問題解決に向けた国連シンポジウムを開催している。

国連では、人権理事会[23]、総会（第３委員会（社会開発・人権問題）及び本会議）において、北朝鮮による外国人拉致などの人権侵害を非難した「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。また、安保理においては、北朝鮮の人権問題について公式会合で協議する等の取組が行われている。さらに、拉致被害者家族の方々は、国内はもとより、国際シンポジウムへの参加等を通じて国際社会に拉致問題の早期解決を訴えている。

[23] 2006（平成18）年３月15日、国連総会の決議により、国連人権委員会が発展的に解消され、同年６月に、人権問題に広く対応するための国連人権理事会が創設された。

（図表９）北朝鮮の人権問題に関する国際社会への働き掛け

１　政府の働き掛け

・2017 年５月、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関する日本と欧州議会との初の政策対話（於：ベルギー・ブリュッセル）
・2019 年５月、菅官房長官兼拉致問題担当大臣が国連本部で開かれた北朝鮮による拉致問題に関するシンポジウムで講演（於：ニューヨーク）
・2021 年、2022 年及び2023 年に「拉致問題に関するオンライン国連シンポジウム」を米国等と共催

２　国連の取組

・国連人権理事会における「北朝鮮人権状況決議」の採択（2008 年から 16 年連続）
直近の決議は2023 年４月１日に採択（日本は2018 年までＥＵと共同提出していたが、2019 年から 2023 年は米朝首脳会談の結果や拉致問題などを取り巻く諸情勢に鑑み、共同提出は見送り。2019 年は採択には賛成。2020 年から 2023 年は、決議案の共同提案国になり、採択に賛成した。）

・国連総会第３委員会（社会・人道問題）及び国連総会本会議における「北朝鮮人権状況決議」の採択（2005 年から 19 年連続）
直近の決議は2023 年 11 月 15 日（第３委員会）、同年 12 月 19 日（本会議）に採択（日本は2018 年までＥＵと共同提出していたが、2019 年から 2023 年は共同提出を見送り、共同提案国として賛同するにとどまった。）

・「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（ＣＯＩ）」最終報告書（2014 年２月公表）
北朝鮮において組織的で広範かつ深刻な人権侵害が行われていること、日本人を含む外国人の拉致や強制失踪について、北朝鮮が国家政策として関与したことなどが「人道に対する罪」に当たると認定。北朝鮮、国連等に対して勧告

・国連人権理事会の「北朝鮮の人権状況を審査する作業部会」
2019 年５月、北朝鮮に対し、拉致問題の解決等を求める 262 件の勧告を盛り込んだ報告書を採択

・国連安保理における北朝鮮人権問題の議題化
直近は 2023 年８月に開催（2014 年から４年連続で公式に議題とされたが、2018 年及び 2019 年は、開催に必要な９か国以上の賛同が得られず断念。2020 年、2021 年及び 2022 年には、非公式・非公開の会合が開かれ、日本、米国等が共同声明を発表）

３　家族会・救う会などの最近の活動

・2019 年２月、2021 年４月及び2023 年２月、家族会・救う会が、金委員長宛てに「全拉致被害者の即時一括帰国を決断していただきたい」とのメッセージを発表
・米国政府関係者、各国国連代表部関係者らとの意見交換（2017 年、2018 年及び 2019 年にはワシントンD. C.、ニューヨーク、2023 年にはワシントンD. C. を訪問）
・国際シンポジウム等への参加（上記１で例示した政策対話やシンポジウム等）
・2019 年５月、来日したトランプ大統領と面会
・2022 年５月、来日したバイデン大統領と面会

（出所）外務省資料等に基づき当室作成

内容についての問合せ先
拉致問題特別調査室　水谷首席調査員（内線 68640）

消費者問題に関する特別委員会

第一特別調査室
（消費者問題に関する特別委員会担当）

所管事項の動向

１　令和６年度の消費者庁関係予算案の概要

(1) 予算案の概要

令和６年度予算案における消費者庁関係予算額については、一般会計 141.3 億円（前年度当初予算 123.7 億円）と東日本大震災復興特別会計３億円（前年度当初予算 2.4 億円）の合計 144.3 億円が計上されている。昨年度の当初予算額(合計 126.1 億円)と比べると 14.4%増となっている。

消費者庁は、主な取組の概要として、①消費者を取り巻く取引環境の変化への対応、②消費生活相談のサービス向上への体制再構築、③消費者市民社会の実現に向けた取組の推進、④食品関係政策の総合的な推進、⑤消費者政策の推進に必要な基盤の整備を挙げている。

機構及び定員については、令和４（2022）年９月の新型コロナ感染症対策本部決定[1]を受け、厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品の衛生規格基準等の食品衛生基準行政が令和６年度から消費者庁に移管[2]されることに伴って、食品衛生基準審議会並びに食品衛生・情報分析審議官及び食品衛生基準審査課が新たに設けられたほか、企画官（企画調整担当）の新設が措置された。定員については、当該移管に伴う体制整備のため 52 名の増員のほか、高齢化・デジタル化の進展に伴い新たに必要となる規律等の検討・設計等のための体制整備等のため 15 名の増員、合わせて 67 名の増員（ただし、定員合理化等により７名削減となっており、定員 60 名の純増）となっている。

なお、令和５年度補正予算においては、デジタルを活用した行政サービスの向上及び消費者の安全・安心の確保の観点から（独）国民生活センター運営費交付金及び地方消費者行政強化交付金等として 70.0 億円が措置された。

(2) 地方消費者行政に対する国の支援に関する予算案の概要

消費者行政の現場は「地域」にあり、地方公共団体による消費者行政（地方消費者行政）の役割が極めて大きい。国で法律や制度を作っても、地方消費者行政が充実していなければ、消費者が安心・安全に消費生活を送ることは困難である。

地方消費者行政は、地方自治法上の自治事務と位置付けられており[3]、地方公共団体自ら

---

[1] 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和４年９月２日）

[2] 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第 36 号）（令和６年４月１日施行）

[3] 昭和 44 年の地方自治法の改正により「消費者の保護」が地方公共団体の事務（いわゆる「固有事務」）として規定された。その後、平成 12 年の地方自治法の改正により、現在では、地方公共団体における消費者行政に関する事務は「自治事務」として位置付けられている。

が予算の措置、人員の配置に努めることにより、その充実・強化を図ることが基本とされている。しかしながら、地方財政の悪化により、地方公共団体の消費者行政予算は、平成７年度の約 200 億円から平成 20 年度には約 101 億円に半減した。平成 21（2009）年の消費者庁を設立するための法案の国会審議などにおいて、地方消費者行政の充実・強化が課題となり、政府は「地方消費者行政推進交付金[4]」などを平成 29 年度まで累計約 540 億円計上し、地方消費者行政を支援してきた。

平成 30 年度には、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的な取組を行う地方公共団体を支援する観点から、「地方消費者行政強化交付金」が創設された。

令和６年度予算案においては、同交付金として 16.5 億円（前年度当初予算額 17.5 億円）が計上されている。また、消費生活相談のサービス向上への体制再構築として、同交付金に関連する先進的モデル事業のための経費 0.8 億円が計上されているほか、消費生活相談員の担い手確保・研修充実・認知度向上のための経費として 0.5 億円などが計上されている。

なお、令和５年度補正予算においては、消費生活相談のデジタル化、サービス向上への体制再構築を推進する新システムへの円滑な移行など消費生活相談のデジタル化や広域化に取り組む地方公共団体を支援するため、また、霊感商法等の悪質商法への対策や、認知症対策に資する消費生活相談や見守りの機能強化に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を図るため、同交付金が 15.0 億円措置された。

(3) 消費者庁新未来創造戦略本部に関する予算案の概要

消費者庁は、消費者行政の発展・創造のための新たな恒常的な拠点として、令和２（2020）年７月に「新未来創造戦略本部」を徳島県に設置した。同本部は、全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、消費者政策の研究拠点及び新たな国際業務の拠点として位置付けられているほか、首都圏における大規模災害発生時のバックアップ機能を担わせるとともに、働き方改革の拠点としても位置付けられている。

令和６年度予算案においては、新未来創造戦略本部に関連して 4.9 億円（前年度当初予算額 4.9 億円）が計上されている。

[4] 本交付金は、地方消費者行政の充実・強化のためのスタートアップ支援（支援例：消費生活センターの整備、消費生活相談員の計画的・集中的な養成）を目的とするものであった。

（図表１）消費者庁新未来創造戦略本部の組織と取組

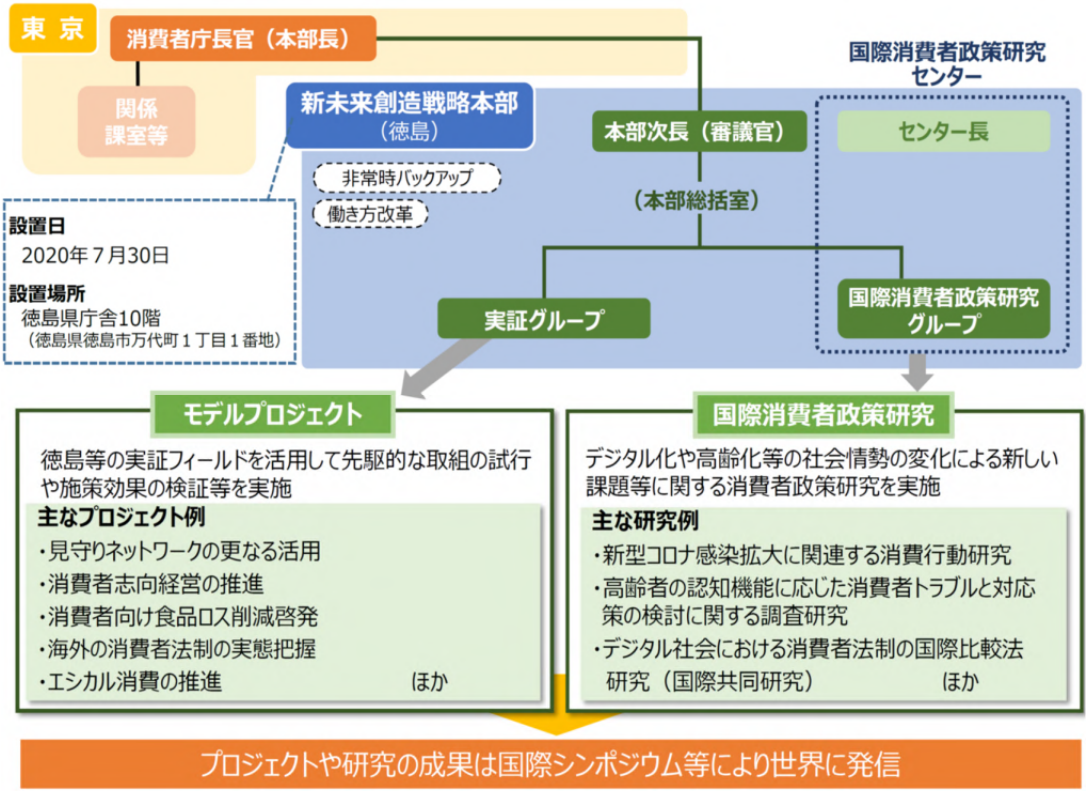

（出所）消費者庁資料

(4) 食品衛生基準行政の機能強化に関する予算案の概要

新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和４（2022）年９月２日）により、食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図ることとなり、現在厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）が令和６年度から消費者庁に移管される。

これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となるとされている。

（図表２）食品の安全を守る仕組み

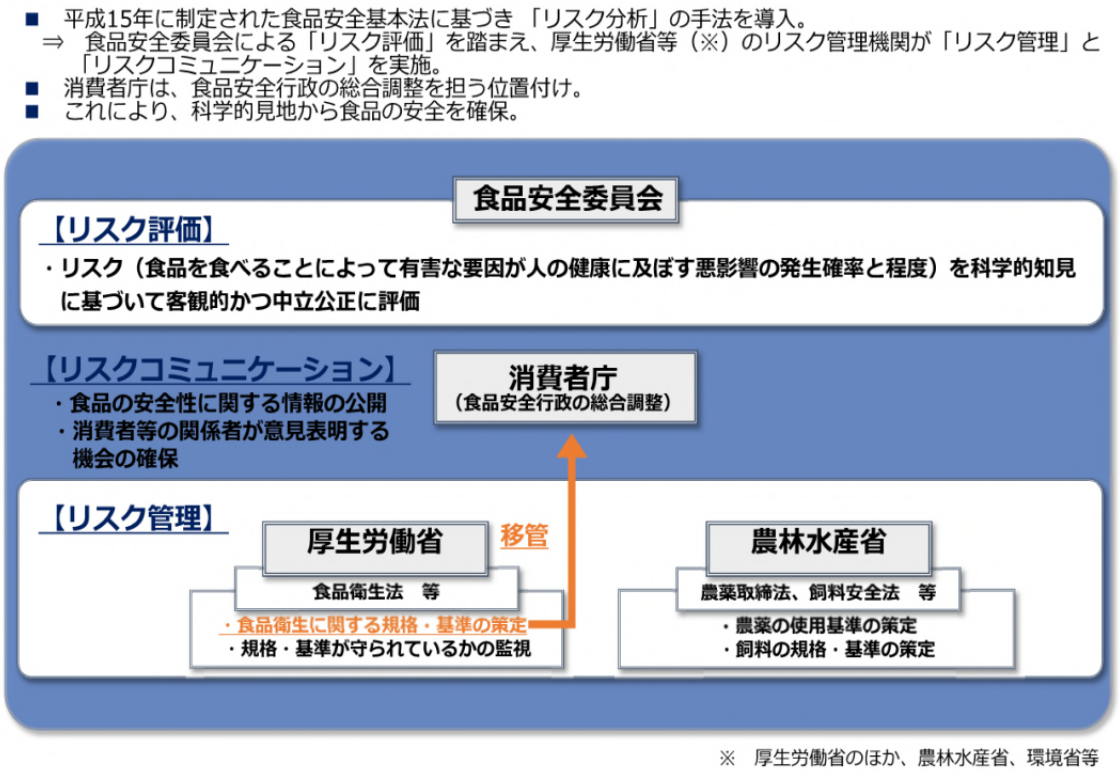

（出所）厚生労働省第２回食品安全制度懇談会資料より抜粋

令和６年度予算案においては、消費者庁が担うこととなる食品衛生基準行政の機能強化として、①食品衛生規格基準の企画立案に関する調査・分析（残留農薬の基準設定に係る分析法の開発、一日摂取量の調査、残留農薬・食品用器具・容器包装等の規格基準の策定に関する調査・分析を実施するため）に 18.1 億円、②食品の安全性確保に関する研究の推進（培養肉等、食経験のない食品の海外の規制動向等、厚生労働省が実施中の研究を着実に継続させるため）に 2.6 億円、がそれぞれ計上され、対前年度増額分の主要な要因となっている。

２　最近の消費生活相談の傾向と特徴

(1) 消費生活相談の傾向と特徴

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、2022 年度 89.6 万件で、2021 年度の 84.8 万件に比べ約５万件増加した。特に「定期購入」に関する相談が約 10.2 万件（前年度に比べ約４万件増）となり、相談件数全体の約１割を占めている。

また、相談件数について、契約当事者を年代別に見ると、70 歳以上の相談の割合が 23%と依然として最も高くなっている。

2022 年度において、前年度に比べ相談件数の増加が見られる商品・役務等としては、①ＳＮＳやインターネット上の広告をきっかけとしたインターネット通販での定期購入トラブルなどがあった「化粧品」、②解約の電話がつながらないという相談やサロンの破産によ

る相談などがあった「エステティックサービス」、③身に覚えのない商品が届いたという相談や、架空請求に関する相談などがあった「商品一般」、④行政機関を名乗り金銭の支払いを求めるメッセージが届いたという相談などがあった「他の行政サービス」、⑤クレジットカードの入退会や会費等の相談などがあった「その他金融関連サービス」などがある。

（図表３）消費生活相談件数の推移（直近 10 年間）

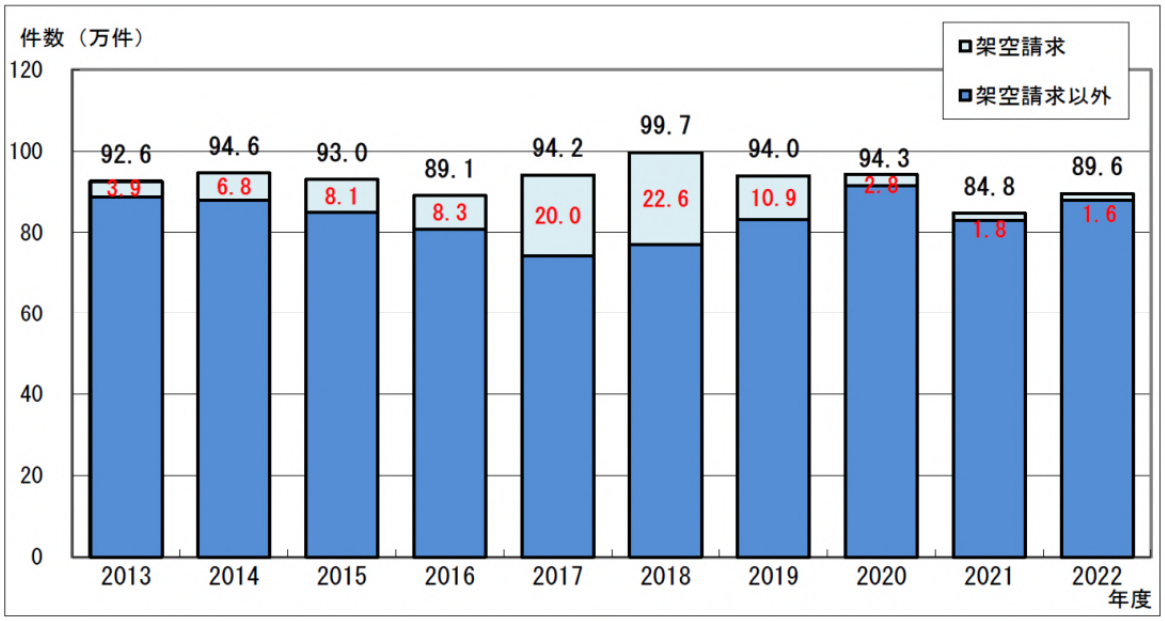

（出所）（独）国民生活センター資料「2022 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－」

このような全国で受け付けられた消費生活相談は全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ[5]）によって集約されており、その情報は法執行の端緒となったり、消費者政策の立案に活用されたりしている。

(2) 定期購入に関する相談

通信販売での「定期購入」に関する相談は全国の消費生活センター等に多く寄せられており、令和４（2022）年６月に施行された改正特定商取引法[6]により、定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化や取消制度の創設、通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止等の措置が講じられた後も相談件数は増加している。

[5] ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット）とは、（独）国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと

[6] 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第 72 号）

（図表４）PIO-NET にみる通信販売での「定期購入」に関する相談の受付月別推移（2022 年度）

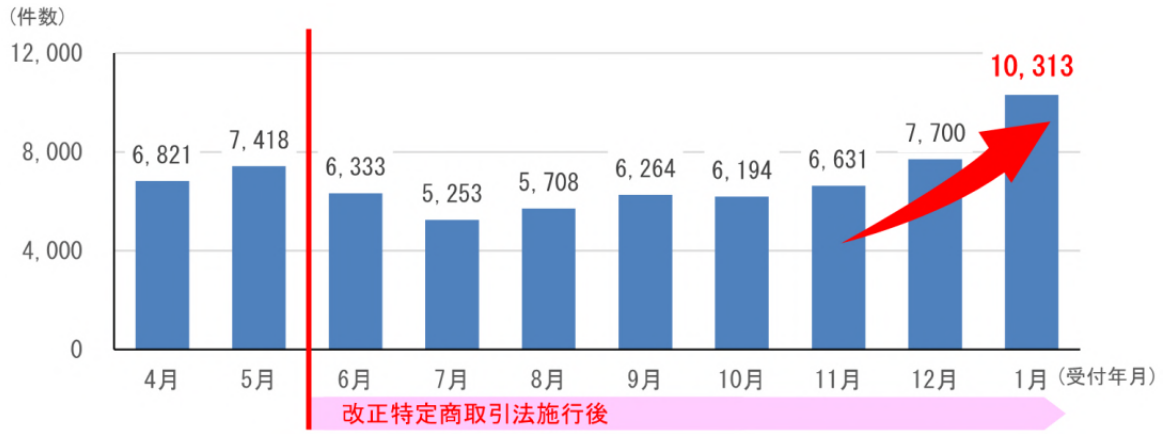

（出所）（独）国民生活センター資料

具体的な相談事例としては、「初回限定と表示された広告を見て、美容液を低価格で購入したつもりが、複数回の定期購入契約だった」とするものや「いつでも解約可能な定期購入で化粧品を注文し、初回のみで解約しようとしたが、うまく解約手続きができない」といったものなどがある。

このような定期購入に関するトラブルに対して国民生活センターでは、①インターネットで注文する際は、契約条件の細部までしっかり確認する、②「いつでも解約できる」と表示されていても、実際には容易に解約ができないケースもあるので、注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認する、③不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談する、といったアドバイスを行うとともに、契約条件のチェックリストを作成し消費者に対し注意喚起を促している。

３　食品ロスの削減の推進

2015 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ「持続可能な開発目標（ＳＤＧs）」を踏まえ、我が国では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」を家庭系及び事業系ともに 2030 年度までに 2000 年度（980 万トン）と比べて半減させる目標（以下「半減目標」という。）を設定している[7]。

令和元（2019）年の第 198 回国会には、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）が議員立法により成立した（同年 10 月施行）。また、令和２（2020）年３月 31 日には、同法に基づき「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、食品ロスの削減に向けた取組が

[7] 家庭系の目標については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年６月 19 日閣議決定）において、事業系の目標については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号）において示された。なお、半減目標は、後述する「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和２年３月 31 日閣議決定）においても掲げられている。

実施されている。

一方、我が国におけるコロナ禍の影響を除いた直近５年間の平均の食品ロス量は 614 万トンとなっており、半減目標まで 100 万トン超の削減が必要な状況となっている。こうした中、令和５（2023）年６月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太の方針）では、食品の寄附等を促進するための法的措置等の検討を含む半減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定することとされた。

これを受け、同年 12 月、食品ロス削減推進会議において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」が策定され、具体的な施策として、①食品ロス削減推進の観点からの期限表示の在り方の検討、②食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化（食品寄附に関するガイドラインの策定、食品の寄附に伴って生ずる民事責任の在り方の検討等）、③フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援（地方消費者行政強化交付金による支援等）、④外食時の食べ残しの持ち帰りの促進（持ち帰りに伴って生ずる法的責任や食品衛生に関するガイドラインの策定等）などが示された。今後、これらを令和６年度にかけて実行に移しつつ更に検討を深め、同年度末に予定されている基本方針の見直しに反映させることとしている。

なお、消費者庁は、令和６年度予算案において、「食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援」0.3 億円（新規事業）、「食品ロス削減に向けた期限表示の在り方の検討」0.1 億円（新規事業）などを計上している。

（図表５）食品ロス量の推移と削減目標

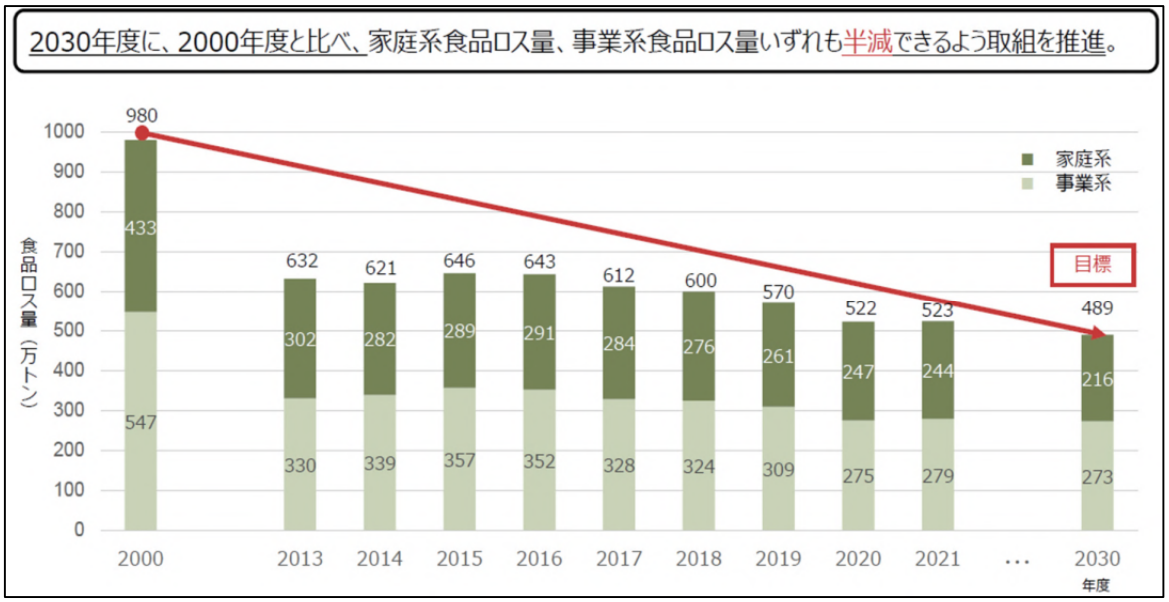

（出所）消費者庁資料

４　ＳＮＳを用いた勧誘販売の規制の在り方

ＳＮＳをきっかけとした消費生活相談件数は年々増加を続けており、令和４（2022）年においては、過去最多の 60,552 件の相談が寄せられた。幅広い年齢層でトラブルが発生しており、50 歳代が 12,521 件と最も多く、前年まで最多であった 20 歳代（11,964 件）を初めて上回った。

このトラブルの主な特徴として、ＳＮＳ上の投稿や広告等をきっかけにしたものや、ＳＮＳのメッセージでのやりとりを経て契約し、トラブルが発生しているもの等が見られる。具体的には、「有名デパートの閉店セールの広告をＳＮＳで見てブランドのジャンパーを注文したが詐欺サイトだった」といった相談などが寄せられており、こうした偽サイトのケースは中高年にも多くみられ、中高年の相談件数増加の一因になっている。

令和４（2022）年１月、デジタル化の進展によるＳＮＳの投稿や広告を端緒とした消費者問題等が増加している現状を踏まえ、被害の防止及び救済の観点から検討することを目的として、内閣府の消費者委員会において、「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」が設置された。同ワーキング・グループは、同年８月に令和４年報告書を取りまとめ、消費者委員会は、同報告書を踏まえて、翌９月に「ＳＮＳを利用して行われる取引における消費者問題に関する建議」及び「ＳＮＳを利用して行われる取引に関する消費者委員会意見」を発出した。同建議においては、法執行の強化等について消費者庁に必要な対応を求める[8]とともに、積極的な勧誘がなされる通信販売に対する規制等について、消費者委員会において引き続き調査・審議等を行っていくことが示された。

これを受け、令和５（2023）年１月、同ワーキング・グループは議論を再開し、特に消費生活相談の事例が多いとされるチャットを利用した勧誘がなされる通信販売について、「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）による規制等の在り方を中心に検討が行われた。同年８月、同ワーキング・グループはチャットを利用した勧誘のうち不意打ち性があるものを対象として、①勧誘に先立っての事業者名・販売目的等の明示、②再勧誘など禁止行為等の創設、③クーリング・オフなどの民事ルールの創設等を求める令和５年報告書を取りまとめた。消費者委員会は同報告書を踏まえ、同月、消費者庁に対して、チャットを利用した勧誘による販売に関して勧誘規制の導入に向けた検討を求める意見[9]を発出した。

（図表６）ＳＮＳ関連の消費生活相談件数の推移（年齢層別）

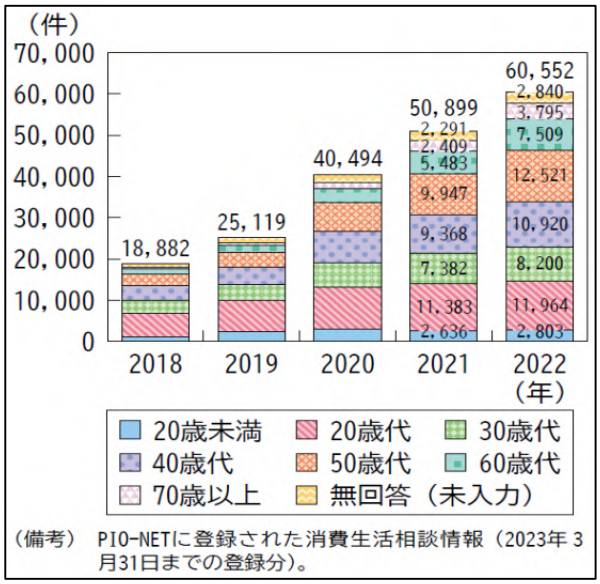

（備考）　PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2023年３月31日までの登録分）。

（出所）消費者庁資料

５　「破綻必至商法」に対する方策等

内閣府の消費者委員会の「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」は、公正な市場を実現するために中長期的な観点から消費者法におけるルール

[8] 令和５年３月 31 日、消費者庁は消費者委員会に対して同建議に係る実施状況の報告を行っている。

[9] 「チャットを利用した勧誘の規制等の在り方に関する消費者委員会意見」

形成の在り方及びルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体等の役割について検討する目的で、平成 30（2018）年に設置され、令和元（2019）年６月、令和３（2021）年８月にそれぞれ報告書を公表している。

近年、消費者取引の国際化や急速なデジタル化の進展の下、消費者被害はこれまで以上に複雑化・多様化しているところ、悪質商法への対応については、これまで幾つかの法改正（景品表示法[10]の課徴金制度の導入等）が実現し、運用されている。しかし、近年においても大規模な消費者被害は発生しており、一度発生した場合、被害を十分に回復することは難しい状況にある。このため、内閣府の消費者委員会は、令和元年報告書で示された、自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法に関して、実効的な法整備や違法収益のはく奪、財産保全等の制度について検討するため、令和４（2022）年３月より同ワーキング・グループを再開させた。そこでは、近年の多数消費者被害事案[11]を分析することで対象とすべき事案（いわゆる「破綻必至商法」）[12]を整理し、当該事案について行政が主導してその事業を止めて被害を回復するための具体的方策を検討し、令和５（2023）年８月に報告書[13]を取りまとめた。消費者委員会は同報告書を踏まえ、同月、消費者庁に対して、破綻必至商法を行う事業者を排除するため、行政による消費者被害拡大防止等に資する措置を可能とする制度整備に向けた検討などを求める意見[14]を発出した。

なお、同報告書では、現行制度の課題として、行政処分を潜脱して事業を継続したとみられる事業者の存在[15]や被害回復のための手段が欠けていることなどが挙げられ、新たな被害者の発生抑止（潜脱的営業の禁止）、消費者の被害回復や行政の主体的・迅速な対応などの視点を踏まえた制度的手当が必要であるとされた。

---

[10] 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号）

[11] 近年発生した事案（被害者・被害額）として、ジャパンライフ（約 7,000 人・約 2,000 億円）、ケフィア事業振興会（約 30,000 人・約 1,000 億円）、ＭＲＩインターナショナル（約 8,700 人・約 1,365 億円）が挙げられた。

[12] 高配当、高利益が得られるとうたって多数の消費者を誘引し、多額の出資をさせて、多数の消費者の被害回復が困難になっている事案
なお、対象とすべき「破綻必至商法」というには、次の①から④を全て備えていることが必要だとされた。（①事業（事業の実施のために必要な行為を含む。以下同じ。）の実体がないにもかかわらず、②金銭の出資若しくは拠出又は物品若しくは権利の提供（以下「金銭出資等」という。）をすれば事業の収益により一定期間経過後に金銭その他の経済的利益の配当等（以下単に「配当等」という。）を行う旨を示して消費者を勧誘し、③多数の消費者に金銭出資等をさせ（金銭出資等をした消費者を「出資者」という。以下同じ。）、④そのため、新たな消費者を勧誘して金銭出資等をさせ、当該金銭出資等を原資として先行の出資者への配当等を継続的に行わざるを得ないスキーム）

[13] 「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書～『破綻必至商法』を市場から排除して消費者被害を救済するために～」

[14] 「多数消費者被害に係る消費者問題に関する意見～消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を受けて～」

[15] 例えば、ジャパンライフは消費者庁から業務停止命令等を受けたが、潜脱的に営業を継続したとみられる。

（図表７）令和５（2023）年報告書の概要

〇破綻必至商法を止めて被害を回復するための具体的方策	
①破綻必至商法の禁止の明確化	→市場からの排除
②破綻必至商法を停止するための行政処分の創設	→被害の拡大防止
③行政庁による破産申立て権限の創設	→被害の拡大防止・被害回復
④違法収益はく奪のための行政手法の創設	→被害の拡大防止・被害回復
⑤「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）の解散命令の活用・拡充	→被害の拡大防止・被害回復
〇上記方策の実効性を高めるための方策	
＜現行制度の運用＞	
・事業者の内部に調査への協力者を確保（例えば公益通報者保護制度の活用）	
・関係機関（例えば国民生活センターなど）が相互に連携	
・運用面（ＰＩＯ―ＮＥＴなど）の更なる改善	
＜制度的手当＞	
行政に行政処分に必要な限度で報告徴求・立入検査等の調査権限の付与	
・調査を拒まれた場合等に備えて、行政に臨検の権限を与えることの検討	
・「高利率をうたう取引」への定期報告を含めた行政への届出義務の検討　等	
〇残された課題	
①「破綻必至商法」の定義の更なる具体化による対象の明確化	
②具体的方策の内容や有効性等の更なる検討	
③新たな調査権限についての必要性と許容性の検討	

（出所）消費者委員会資料を基に当室作成

内容についての問合せ先
第一特別調査室　周藤首席調査員（内線 68700）

東日本大震災復興特別委員会

東日本大震災復興特別調査室

所管事項の動向

１　東日本大震災の概要

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災[1]をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降４番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 ㎞、幅約 200 ㎞の断層が３分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1ｍの遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曽有の大災害となった。

	東日本大震災	（参考）阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14：46	平成7年1月17日5：46
マグニチュード	9．0	7．3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県（宮城，福島，茨城，栃木，岩手，群馬，埼玉，千葉） 震度7：宮城県北部、 震度6強：宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県（兵庫）
津波	各地で大津波を観測 （最大波　相馬9．3m以上，宮古8．5m以上，石巻市鮎川8．6m以上）	数十cmの津波の報告あり、被害なし
被害の特徴	大津波により，沿岸部で甚大な被害，多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19，765名（震災関連死を含む） （岩手：5，145名、宮城：10，570名、福島3，935名） 行方不明者 2，553名（岩手：1，110名、宮城：1，215名、福島：224名）	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害（全壊）	122,039棟（岩手：19，508棟、宮城：83，005棟、福島：15，469棟）	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）	25市町 （大阪、兵庫の2府県）
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150㎢（平成25年8月（最大））、避難者数47万人（発災当初）	－

令和5年版「防災白書」及び緊急災害対策本部とりまとめ報（令和5年3月9日）を基に作成

（出所）復興庁資料

２　復興の基本方針の策定及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立

平成 23 年７月、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の５年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興期間」と位置付け、各種施策を講じてきた。復興の司令塔として、平成 24 年２月、内閣

[1] 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年４月１日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

に令和３年３月末までの時限組織として復興庁が設置された。平成 28 年３月には、同基本方針を見直し、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、「復興・創生期間」と位置付けられた平成 28 年度以降の５年間（平成 28 年度～令和２年度）では、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、各事項に重点的に取り組んできた。

政府は令和３年３月末までの復興・創生期間の満了が近づく中、令和元年 12 月、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み・組織・財源についての方針を示した。令和元年の基本方針を踏まえ、政府は「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」を第 201 回国会に提出し、同法律案は令和２年６月に成立、公布された。これにより復興庁の設置期間は令和 13 年３月 31 日まで 10 年間延長されることとなった。

法改正を踏まえ、令和２年７月、政府は「令和３年度以降の復興の取組について」を決定し、令和３年度から令和７年度までの５年間を新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付けた。事業規模については、これまでの 10 年間で 31.3 兆円程度、第２期復興・創生期間で 1.6 兆円程度が見込まれるとし、合わせて平成 23 年度から令和７年度までの 15 年間で合計 32.9 兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると 32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うとされた。

令和５年 12 月 22 日、令和６年度予算が閣議決定され、事業規模を機械的に足し上げると 32.6 兆円程度に達することが明らかとなった。同日の記者会見において、土屋復興大臣は「今後、予算の執行状況や令和７年度に予算計上すべき事業等について見極めていく必要がありますが、令和７年度に必要となる事業の所要額次第では、第２期復興・創生期間の最終年度に向けて、復興財源フレームの見直しも考えられるところです。いずれにしても、令和７年度予算編成過程において財政当局とも調整していくこととなります。」と述べた。

なお、第 201 回国会に成立した改正法において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案し、令和８年度から復興庁設置法第 21 条の規定により復興庁が廃止されるまでの間において東日本大震災復興基本法第２条に定める基本理念に基づき実施する施策のための財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている[2]。

３　「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の策定

第１期復興・創生期間の満了を迎える令和３年３月、政府は令和元年の基本方針の見直しを行い、「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「新基本方針」という。）を閣議決定した。

地震・津波被災地域では、第２期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事

[2] 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）附則第 17 条

業がその役割を全うすることを目指すとしている。また、原子力災害被災地域では、福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第２期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。

なお、新基本方針は、「本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、３年後を目途に必要な見直しを行う」とするほか、復興庁の組織の在り方についても「第２期復興・創生期間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、５年目に当たる令和７年度に組織の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる」としている。

４　復旧・復興の現状

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域の一部で住民の帰還が実現するなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題が明らかになっており、政府は今後も残された課題に取り組むとしている。

(1) 被災者支援

発災から 12 年 10 か月という時間の経過により、被災者や被災地の置かれた状況が多様化する中、今後も引き続き、きめ細かい対応をしていく必要がある。そのため、政府は避難生活の長期化に伴う見守り、心身のケア、住宅や生活の再建に向けた相談支援、生きがいづくりへの支援、災害公営住宅等でのコミュニティ形成など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

(2) 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建については、令和２年 12 月末時点で災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く。）や住宅用宅地の整備が完了した。

また、交通・物流網の整備も進み、復興道路・復興支援道路については、令和３年 12 月に約 570 ㎞が全線開通した。鉄道についても、令和２年３月にＪＲ常磐線が全線開通したことにより、被災した鉄道は全て復旧した[3]。

一方で、土地区画整理事業により生じた空き区画や防災集団移転促進事業の移転元地等の活用に課題があり、政府は被災自治体の取組を支援している。

(3) 産業・生業

被災３県の製造品出荷額等はおおむね震災前の水準まで回復しているが、地域・業種間で回復状況に差がある。農林水産業については、津波被災農地、漁港施設等のインフラ復

[3] ＢＲＴ（Bus Rapid Transit バス高速輸送システム）による復旧を含む。

旧はおおむね完了する一方で、中核産業である水産加工業の売上げは回復が遅れており、政府は販路の回復、開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援している。

		震災前又は最大値	現　状
被災者	避難者数	47万人 （発災当初）	3.0万人 【令和５年11月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年４月（最大）】	958人 【令和５年11月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 （青森、岩手、宮城、福島）	570km （計画）	570km（100%） 【令和３年12月】
	災害公営住宅 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野） ※調整中及び帰還者向けを除く	29,654戸 （計画戸数）	29,654戸（100%） 【令和２年12月】
	高台移転による宅地造成 （岩手、宮城、福島）	18,226戸 （計画戸数）	18,226戸(100%) 【令和２年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 （岩手、宮城、福島）	10兆7,637億円 【平成22年】	11兆6,193億円 【令和２年】
	営農再開可能な農地面積 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）	19,660ha （津波被災農地面積）	18,660ha（96%） 【令和５年３月】

復興庁資料を基に当室作成

５　福島の復興・再生

(1) 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

ア　避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成 24 年４月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成 25 年８月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編が完了した[4]。

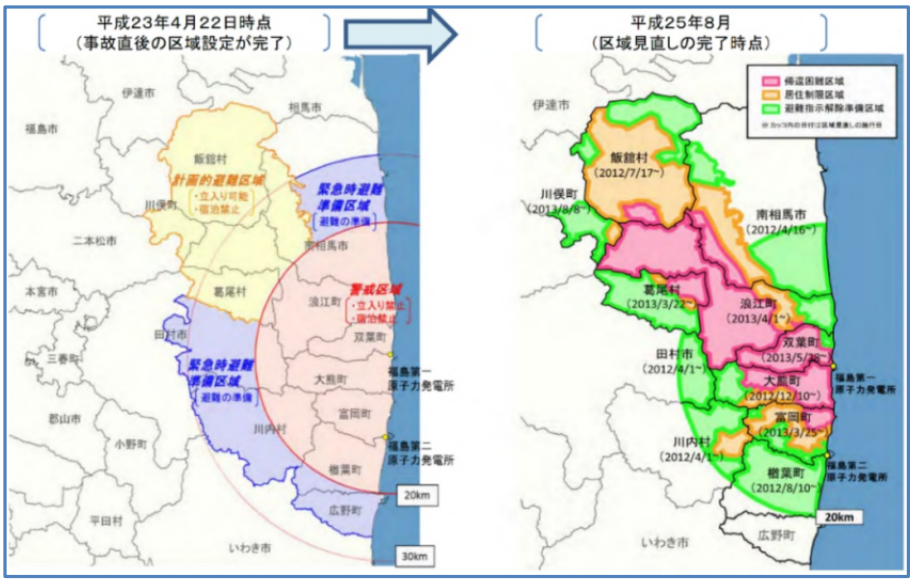

（出所）復興庁資料

[4] 避難指示区域のうち、平成 24 年３月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域を「帰還困難区域」、20mSv を超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv 以下となる

再編された避難指示区域では、避難指示解除が進められ、令和２年３月、全町避難が続く双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたことにより、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

イ　帰還困難区域の復興・再生

(ｱ) 特定復興再生拠点区域の復興・再生

現在も南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の７市町村に帰還困難区域が残されている。

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている[5]。

こうした方針等を踏まえ、平成 29 年５月、「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号）の改正により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を整備する制度を創設した。帰還困難区域を有する７市町村のうち、南相馬市を除く６町村で拠点区域が設定され、避難指示解除に向け、インフラ復旧や除染・家屋解体等が一体的に進められてきた。

令和４年６月には、葛尾村、大熊町の拠点区域の避難指示が解除され、拠点区域での居住が可能となった。８月には全町避難が続いていた双葉町の拠点区域の避難指示が解除され、居住人口ゼロの自治体は無くなった。また、令和５年３月に浪江町、４月に富岡町、５月に飯舘村の拠点区域の避難指示が解除され、帰還困難区域内の全ての拠点区域において居住が可能となった。11 月には富岡町の一部に残されていた拠点区域の避難指示も解除され、全ての拠点区域の避難指示の解除が完了した。

避難地域12市町村の居住状況（2023年10月末時点）

解除時期	区分	市町村	居住率
－	－	広野町	90.6%
2014年	全域解除	田村市（都路地区）	86.0%
2015年	全域解除	楢葉町	66.9%
2016年	一部解除	葛尾村	36.4%
2022年	一部解除（拠点）		
2016年	全域解除	川内村	82.8%
	一部解除	南相馬市（小高区等）	62.7%
2017年	全域解除	川俣町（山木屋地区）	50.7%
2017年	一部解除	浪江町	13.9%
2023年	一部解除（拠点）		
2017年	一部解除	飯舘村	32.5%
2023年	一部解除（拠点）		
2017年	一部解除	富岡町	19.6%
2023年	一部解除（拠点）		
2019年	一部解除	大熊町	6.0%
2022年	一部解除（拠点）		
2020年	一部解除	双葉町	1.8%
2022年	一部解除（拠点）		

※居住率は市町村のＨＰ等の数値を基に計算しています。

（出所）福島県資料

(ｲ) 特定復興再生拠点区域外の復興・再生

一方、新基本方針では、「特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難

ことが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

[5] 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年８月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

指示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。」とされ、拠点区域外の方針が待たれていた。

令和３年８月、政府は「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、拠点区域外について、2020 年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める方針を示した。

帰還困難区域【総面積約 337 ㎢】

特定復興再生拠点区域【約 28 ㎢（8.3%）】

●除染、家屋等の解体を実施中。除染の進捗は９割を超えており、概ね除染済み（令和５年 11 月末）、解体の進捗は８割を超えている（令和５年 11 月末）

⇒令和４年６月に葛尾村、大熊町、８月に双葉町、令和５年３月に浪江町、４月・11 月に富岡町、５月に飯舘村で避難指示解除。

特定復興再生拠点区域外【約 309 ㎢(91.7%)】

●住民の意向確認を踏まえて必要な箇所を除染し、2020 年代をかけて希望者が帰還できるよう取組を進める旨、政府方針を決定（令和３年８月）

⇒政府は拠点区域外に「特定帰還居住区域」の設定を可能とする福島復興再生特別措置法案を第 211 回国会に提出

（出所）環境省資料

拠点区域外の政府方針を受けて、内閣府は拠点区域外を有する自治体と共同で、令和４年８月～令和５年１月にかけて第１期の帰還意向確認調査を大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町で実施した。４町の拠点区域外の約 2,000 世帯のうち３割弱が帰還の意向を示した[6]。

特定復興再生拠点区域外：帰還意向確認調査結果

	大熊町※	双葉町※	浪江町※	富岡町※
世帯数（世帯）	597	411	757	240
返送世帯数	340（57%）	212（52%）	429（57%）	168（70%）
帰還意向あり	143（24%）	93（23%）	229（30%）	85（35%）
帰還希望なし	120（20%）	44（11%）	118（16%）	40（17%）
保留	77（13%）	75（18%）	82（11%）	43（18%）

※調査実施期間：大熊町（８月19日～９月15日）／双葉町（８月26日～９月20日）
浪江町（11月30日～１月15日）／富岡町（12月23日～１月31日）

（出所）経済産業省資料

さらに政府は、令和６年度から始まる拠点区域外の本格除染に向けて、大熊町及び双葉町の一部の地域で先行的に除染に着手するため、令和５年度予算に 60 億円を計上した。以上の経緯等を踏まえ、政府は、令和５年２月７日、市町村長が帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す

[6] 報道によると、残る南相馬市、葛尾村及び飯舘村の対象世帯は計約 15 世帯で、政府と各自治体が今後意向を確認するという（『共同通信』令和５年４月４日）。

「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設する「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同法律案は６月２日に成立した。

岸田内閣総理大臣は、令和５年９月 29 日、大熊町及び双葉町から同法に基づき申請された「特定帰還居住区域復興再生計画」について、関係行政機関の長への同意を得て、初めて認定を行い、政府は、認定した計画に基づき、12 月 20 日から除染作業等を開始した。また、令和６年１月 16 日には、浪江町が申請した「特定帰還居住区域復興再生計画」も認定された。今後、除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等を一体的に進め、特定帰還居住区域における避難指示解除に向けた取組を推進していく。

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞（令和５年６月９日公布・施行）

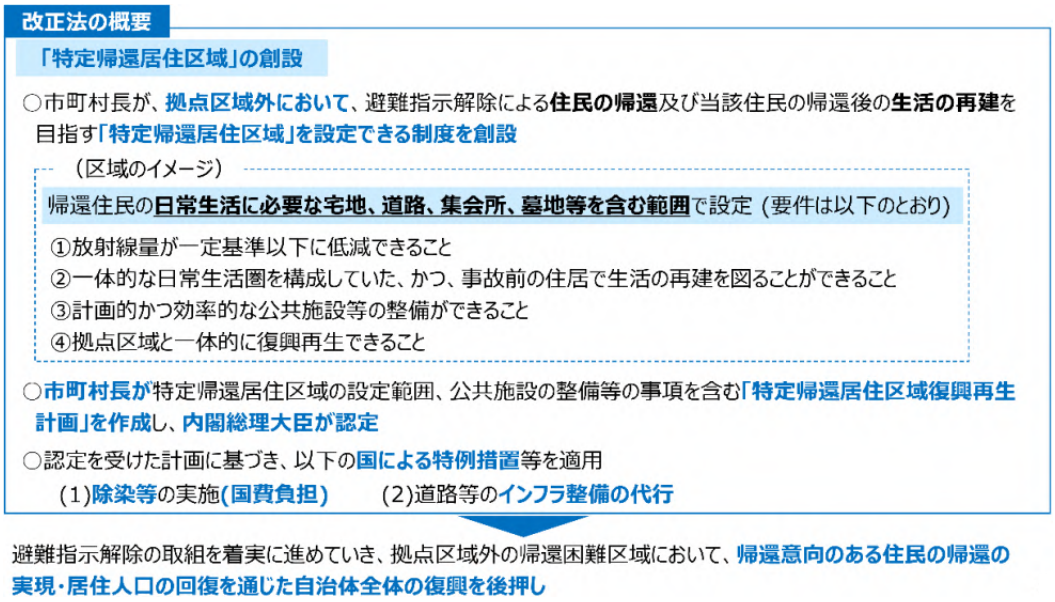

（出所）復興庁資料

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

ア　除染

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くために行われた除染は、帰還困難区域を除き、平成 30 年３月までに８県 100 市町村の全てで完了した。

また、平成 29 年 12 月から帰還困難区域の特定復興再生拠点区域において除染が開始された。工事全体の進捗は９割を超え、おおむね実施済みとなっている（令和５年 11 月時点）。

イ　中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

中間貯蔵施設の施設整備に必要な用地取得も進められており、施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、令和５年 12 月末までに地権者と契約済みの面積は約８割となっている。

環境省は、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和３年度末までにお

おむね中間貯蔵施設への搬入を完了するとの目標をおおむね達成した。現在、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めている。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上[7]、中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年３月）に福島県外で最終処分することとされている。政府は、県外での最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できる限り再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすための取組を進めている。

(3) 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策

ア　福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ[8]」（令和元年 12 月 27 日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。

目標工程（マイルストーン）

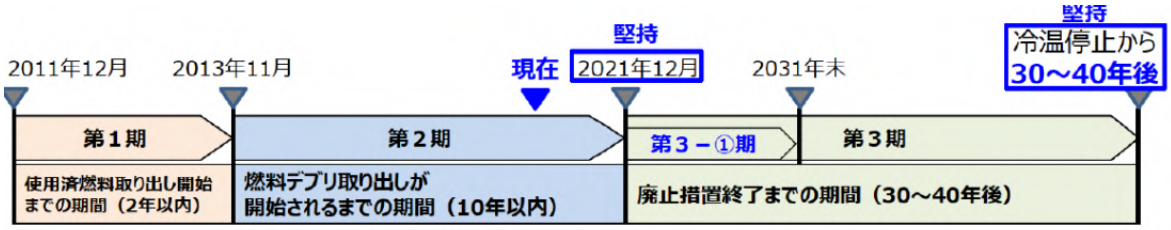

主な目標工程

		現行	改訂案	
汚染水対策	汚染水発生量を１５０m³／日程度に抑制	２０２０年内	２０２０年内	
	汚染水発生量を１００m³／日以下に抑制（更なる発生量の低減）	－	**２０２５年内**	新設
滞留水処理	建屋内滞留水処理完了※	２０２０年内	２０２０年内(※)	
	原子炉建屋滞留水を２０２０年末の半分程度に低減	－	**２０２２年度～２０２４年度**	新設
燃料取り出し	**１～６号機燃料取り出しの完了**	－	**２０３１年内**	新設
	１号機大型カバーの設置完了	－	**２０２３年度頃**	新設
	１号機燃料取り出しの開始（安全確保・飛散防止対策のため工法変更）	２０２３年度目処	**２０２７年度～２０２８年度**	見直し
	２号機燃料取り出しの開始（安全確保・飛散防止対策のため工法変更）	２０２３年度目処	**２０２４年度～２０２６年度**	見直し
燃料デブリ取り出し	初号機の燃料デブリ取り出しの開始（2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大）	２０２１年内	２０２１年内	
廃棄物対策	処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し	２０２１年度頃	２０２１年度頃	
	ガレキ等の屋外一時保管解消	－	**２０２８年度内**	新設

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。

（出所）経済産業省資料

令和元年 12 月の５回目の改訂では、周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復

[7] 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成 15 年法律第 44 号）

[8] 本ロードマップは「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成 23 年 12 月 21 日 原子力災害対策本部政府・東京電力中長期対策会議決定）を継続的に見直しているものである。

興と廃炉の両立」を大原則として打ち出し、リスクの早期低減、安全確保を最優先に進めるとし、廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持するとした。燃料デブリの取り出し開始時期は、令和３年内に２号機から着手することとし[9]、使用済燃料プールからの燃料取り出しは、１号機で４～５年、２号機で１～３年後ろ倒しし、令和13年内までに１～６号機全てで取り出し完了を目指すこととした。汚染水対策としては、１日当たりの汚染水発生量について、令和２年内に150㎥まで低減させる現行目標を堅持し、加えて、令和７年内に100㎥まで低減させる新たな目標を設定した[10]。

イ　東京電力福島第一原発のＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始

令和５年８月24日、東京電力は福島第一原発から発生するＡＬＰＳ処理水の海洋への放出を開始した。

ＡＬＰＳ処理水等のタンクによる保管量は８月24日時点で約134万５千ｔ、1,000基以上設置されたタンクの容量の約98%に達しており、東京電力の試算では令和６年２月～６月に満杯になるとされていた。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出は、令和３年４月に政府の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議が処分方法を海洋放出と決定し、令和５年８月22日に岸田内閣総理大臣が全漁連幹部との面会等を踏まえ、８月24日の海洋放出の開始を表明していた。

我が国のＡＬＰＳ処理水の海洋放出計画については、令和５年７月４日に岸田総理がＩＡＥＡのグロッシー事務局長から受領したＡＬＰＳ処理水の安全性に対する評価を含む包括報告書において、「国際的な安全基準に合致している」とされ、計画通りの段階的な放出であれば、人や環境への放射線の影響は「無視できるほどごくわずかである」と評価されていた。

東京電力は、福島第一原発構内のタンクに保管されているＡＬＰＳ処理水を海水と混ぜ合わせ、トリチウム濃度を国の法令基準の40分の１に当たる1,500Bq/ℓ未満まで希釈し、海底トンネルを使って沖合１㎞の地点に放出する。放水口付近（発電所から３㎞以内10地点）で700Bq/ℓ、放水口付近の外側（発電所正面の10㎞四方内４地点）で30Bq/ℓを超えた場合、海洋放出を停止する。

本年度中に約３万1,200ｔのＡＬＰＳ処理水を４回に分けて放出する予定で、令和５年12月までに３回の海洋放出が行われた。４回目は２月下旬を予定している。本年度に放出されるトリチウム総量は５兆Bqの見込みで、年間のトリチウム放出総量の上限として設定された22兆Bqを下回る予定である。今後、放出期間は30年程度と見込まれている。

ＡＬＰＳ処理水に含まれる放射性物質については、東京電力等が分析を行っているが、海域モニタリングについては、政府や福島県もデータを収集、公表し、国内外に安全性を

[9] その後、燃料デブリの取り出し開始時期は、新型コロナウイルス感染症の影響や取り出しに使うロボットアームの改良の必要等により遅れが生じており、令和５年度後半を目指すとしている。

[10] これまで取り組んできた重層的な汚染水対策が効果を発揮し、汚染水発生量は大幅に低減したため（降雨量が平年より少ないこともあり、令和４年度は約90㎥/日と対策実施前の1/6程度）、令和４年12月、汚染水処理対策委員会は、更に令和10年度までに約50～70㎥/日に抑制することを目指し、建屋周辺の舗装の８割完了や局所的な建屋止水等を実施することを公表した。

アピールしていく。放出開始前から海域モニタリングを実施しているが、放出開始後も大きな変化がないことが確認されている。

ウ　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う国際社会の反応

東京電力福島第一原発事故に伴う日本産食品の輸入規制については、科学的知見に基づき規制を撤廃することが適当であると判断し、令和５年８月３日にＥＵ、ノルウェー、アイスランド、同月 15 日にスイス、リヒテンシュタインが輸入規制を撤廃した。その結果、日本産食品に輸入規制措置を講じた 55 か国・地域のうち、48 か国・地域で輸入規制が撤廃されることとなった。

一方、中国、香港、マカオ、ロシアは、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い日本産食品への輸入規制を強化した。日本からの水産物輸出は令和４年実績で 3,873 億円に上り、このうち中国、香港、マカオ向けの合計が 1,647 億円と約４割を占める。国・地域別の輸出額は、１位が中国（871 億円）、２位が香港（755 億円）となっている。農林水産省は、11 月の中国向け水産物の輸出額が前年同月比 86.9%減の 10 億円であったと公表した。ＡＬＰＳ処理水の海洋放出以降、中国による日本産水産物の輸入停止の影響が深刻化している。

2023年10月16日現在

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、48の国・地域で輸入規制を撤廃、7の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数※			国・地域名
事故後輸入規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 48		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、ＵＡＥ、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン
	輸入規制を継続して措置 7	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 2	ロシア、仏領ポリネシア
		一部の都県等を対象に輸入停止 5	中国、香港、マカオ、韓国、台湾

※ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 4	全都道府県の水産物を輸入停止	中国、ロシア
	10都県の水産物等を輸入停止	香港
	10都県の生鮮食品等を輸入停止	マカオ

※ この他、タイ、マレーシアにおいて日本産水産物に対する輸入時の検査が強化等されている。

（出所）農林水産省資料

エ　「水産業を守る」政策パッケージ

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出以降の中国等の輸入規制強化等を踏まえ、令和５年９月４日、岸田総理は「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表した。科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意してい

た 800 億円の基金による支援や東京電力による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設する。具体的には、以下の５本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すこととしている。９月５日、政府は追加の支援策のために 207 億円の予備費の活用を閣議決定した。

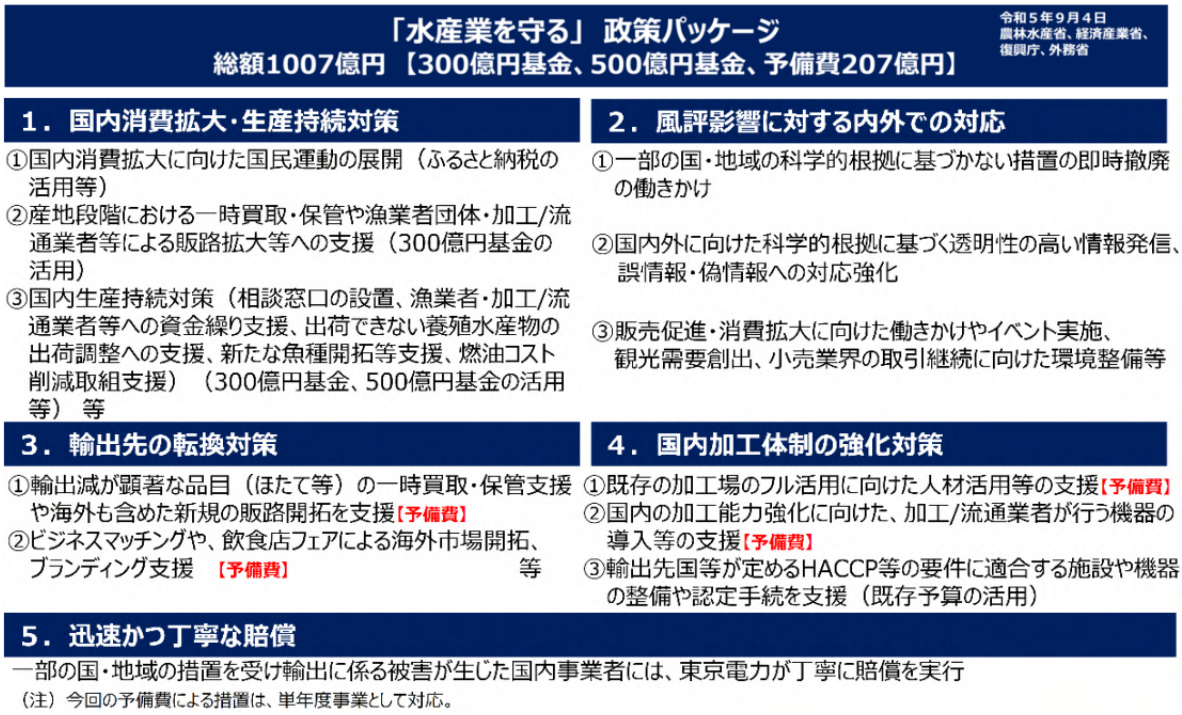

（出所）経済産業省資料

(4) 福島国際研究教育機構の設立

令和５年４月１日、福島県浪江町に福島国際研究教育機構（略称「Ｆ－ＲＥＩ（エフレイ）」）が設立され、初代理事長に前金沢大学学長の山崎光悦氏が就任した。

Ｆ－ＲＥＩは、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すとし、ロボットや放射線科学などの５分野で重点的に研究開発を進め、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成にも取り組むこととしている。

Ｆ－ＲＥＩの施設については、令和５年度までに施設基本計画を取りまとめ、令和 12 年度までに順次、供用開始を目指すとしている。令和４年 12 月、政府の復興推進会議において、Ｆ－ＲＥＩの令和５年度から 11 年度までの中期計画期間の事業規模として 1,000 億円程度を想定する[11]とともに、Ｆ－ＲＥＩの長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、復興推進会議の下に「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を設置することを決定した。

内容についての問合せ先
東日本大震災復興特別調査室　本部首席調査員（内線68770）

[11] 政府は令和６年度予算にＦ－ＲＥＩ関連事業として 154 億円を計上している。

原子力問題調査特別委員会

原子力問題調査特別調査室

所管事項の動向

１　原子力問題調査特別委員会の設置等

(1) 原子力問題調査特別委員会の設置

平成 23 年３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）の調査のため、政府は、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を設置し、同年６月から調査を開始した。

国会においても、政府から独立した立場で調査を行う第三者機関を設置することについて与野党間で協議が行われた結果、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（国会事故調）が設置され、同年 12 月８日に調査を開始し、翌 24 年７月に７項目にわたる提言をまとめた報告書を衆参両院の議長に提出した。

同報告書は、国会に原子力問題に関する常設の委員会等を設けて規制当局の活動を監視し、定期的に当局から報告を求めるよう提言しており、当該委員会には専門家からなる諮問機関を設けるよう求めている。同提言を受けて、第 183 回国会、平成 25 年１月 28 日の衆議院本会議において、原子力に関する諸問題を調査するための「原子力問題調査特別委員会」の設置が議決された[1]。また、諮問機関の設置については、委員会設置後も引き続き与野党間で協議が続けられ、平成 29 年５月 25 日の原子力問題調査特別委員会理事会において、会員７名から成る助言機関「アドバイザリー・ボード」の設置が決定された。

(2) 原子力規制委員会の発足

福島第一原発事故の発生後、資源エネルギー庁の原子力安全・保安院と内閣府の原子力安全委員会によるダブルチェック体制の実効性や規制と推進の分離が不十分であることなど、これまでの原子力安全規制体制の問題点が指摘された。

これらの指摘を受け、平成 24 年９月、いわゆる３条委員会の「原子力規制委員会」[2]を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」が設置された[3]。

これに伴い、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は廃止された。また、翌 25 年４月には、原子力規制に関する業務の一元化のため、それまで文部科学省が所管していた原子力規制に関する業務が原子力規制庁に移管された。さらに、同年の第 185 回国会において、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」が成立し、翌 26 年３月に独

---

[1] 参議院においても、第 184 回国会から「原子力問題特別委員会」が設けられたが、その後「東日本大震災復興特別委員会」と統合され、第 189 回国会から第 191 回国会まで「東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会」が設置されていた。

[2] 現在の委員長の山中伸介氏は、令和４年９月 26 日、更田豊志氏の後任として任命された。また、現在の委員は、田中知委員、杉山智之委員、伴信彦委員、石渡明委員の４名となっている。

[3] 平成 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案及び自民・公明案が提出されたが、与野党協議の結果、同年６月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

立行政法人原子力安全基盤機構（ＪＮＥＳ）が規制委員会（原子力規制庁）に統合された。

２　現行の規制基準の概要等

(1) 原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し

福島第一原発事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、ＩＡＥＡ安全基準等の海外の動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、平成 24 年の第 180 回国会において「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、法の目的に、国民の健康の保護、環境の保全等が掲げられた。また、実用発電用原子炉施設（原子力発電所）については、以下の措置等が講じられた。

① 重大事故（シビアアクシデント）対策の強化
② 最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新たな規制基準への適合を義務付ける制度（バックフィット制度）の導入
③ 運転期間延長認可制度の導入
④ 発電用原子炉の安全規制に関する規定の原子炉等規制法への一元化

この法改正を受けて、平成 25 年７月に、実用発電用原子炉施設の新たな規制基準（新規制基準）が施行された。

新規制基準では、地震・津波に対する基準を強化した上で、「深層防護[4]」の考え方の下、仮に新規制基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制など、影響を最小限に抑えられるようなシビアアクシデント対策を要求している。

（図表１）発電用原子炉に係る従来の規制基準と新規制基準の比較

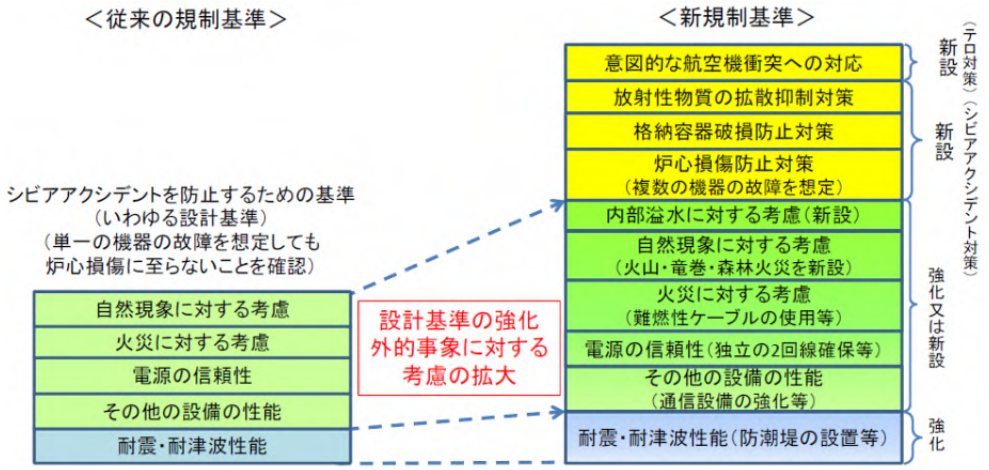

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

[4] 原子力施設の安全確保に関する考え方の一つで、安全対策が多層的に構成されていることをいう。この考え方では、ある目標（「異常発生の防止」、「事故発生時の影響の最小化」など）を持ったいくつかの障壁（防護レベル）が設定され、各層ごとの対策が独立して有効に機能することが求められる。

(2) 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況

平成 25 年７月の新規制基準施行を受け、各電力会社は同基準への適合性審査を相次いで申請し、原子力規制委員会において順次審査が進められている。

令和５年 12 月末現在、10 発電所 17 基が原子力規制委員会の設置変更許可を受けており、再稼働を経て営業運転を再開した原子炉は 12 基となっている（現在定期検査中の原子炉も含む）。

なお、原発の再稼働に当たっては、立地自治体の同意[5]が実質的な条件となっている[6]。

（図表２）実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査状況（令和５年 12 月末現在）

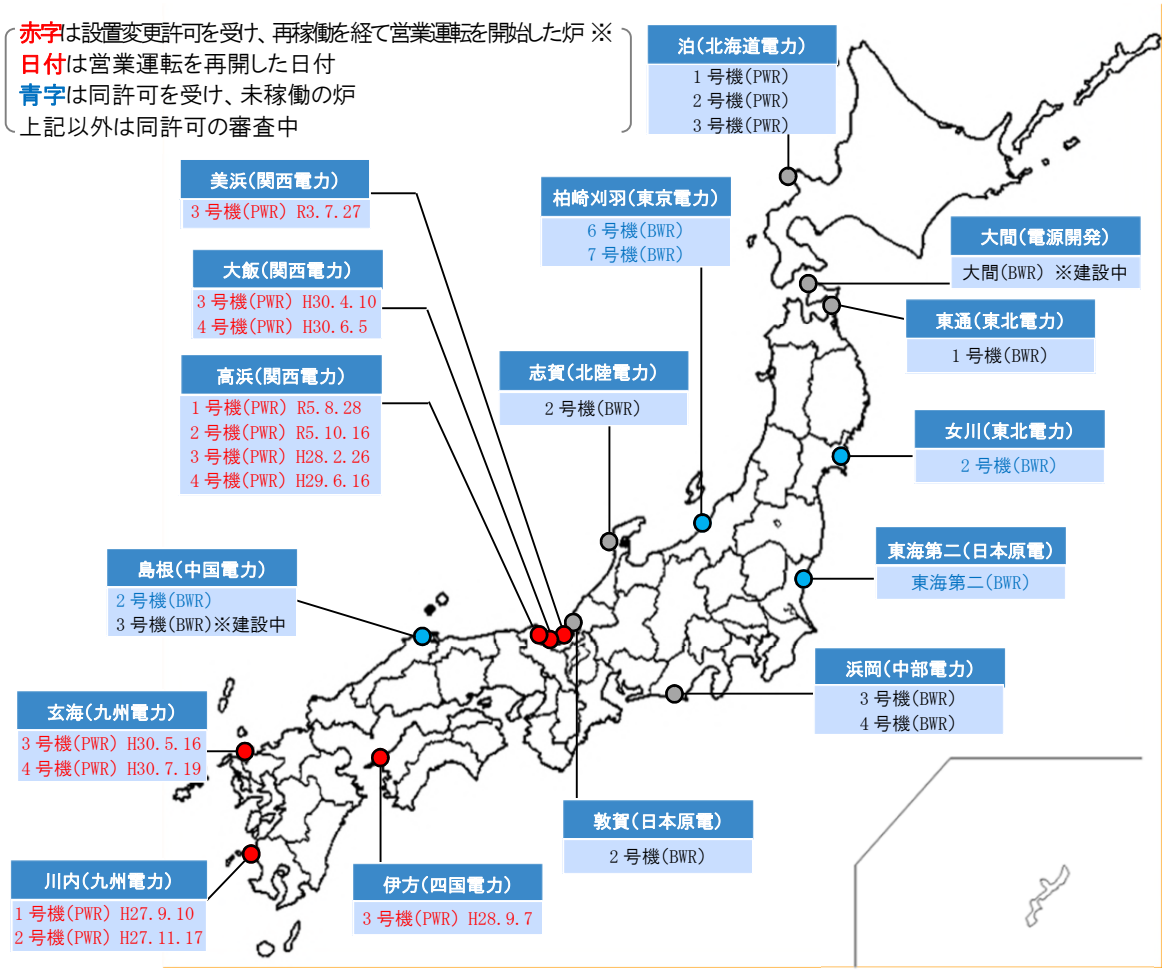

※　我が国で使用している実用発電用原子炉は、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（ＢＷＲ）と加圧水型炉（ＰＷＲ）の２種類に分けられる。

（出所）原子力規制委員会資料を基に作成

---

[5] 同意は法定の要件ではないが、設備の新増設や再稼働に当たっては、原子力安全協定に基づき、原子力事業者が事前に立地自治体の同意を得ることが通例となっている。

[6] 避難計画の策定は、地域住民の安全、安心の観点から、原発が稼働するか否かにかかわらず必要であり、しっかりとした避難計画がない中での再稼働は実態として進むことはないとされている（第 211 回国会参議院経済産業委員会会議録第 10 号 10 頁（令 5. 5. 18）等）。

（図表３）原子炉設置（変更）許可に至った原発の審査経過等（令和５年 12 月末現在）

会社名	発電炉名	原子炉設置(変更)許可手続		工事計画認可	営業運転再開	運転状況等
		審査申請	審査書決定			
東北電力	女川２	2013.12.27	2020.02.26	2021.12.23		
日本原子力発電	東海第二	2014.05.20	2018.09.26	2018.10.18		
東京電力	柏崎刈羽６	2013.09.27	2017.12.27			
	柏崎刈羽７	2013.09.27	2017.12.27	2020.10.14		
関西電力	美浜３	2015.03.17	2016.10.05	2016.10.26	2021.07.27	停止中（定期検査中） 2024.01 中旬発送電開始予定
	高浜１	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.08.28	運転中
	高浜２	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.10.16	運転中
	高浜３	2013.07.08	2015.02.12	2015.08.04	2016.02.26	停止中（定期検査中） 2024.01 下旬営業運転開始予定
	高浜４	2013.07.08	2015.02.12	2015.10.09	2017.06.16	運転中
	大飯３	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.04.10	運転中
	大飯４	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.06.05	運転中
中国電力	島根２	2013.12.25	2021.09.15	2023.08.30		
四国電力	伊方３	2013.07.08	2015.07.15	2016.03.23	2016.09.07	運転中
九州電力	玄海３	2013.07.12	2017.01.18	2017.08.25	2018.05.16	停止中（定期検査中）
	玄海４	2013.07.12	2017.01.18	2017.09.14	2018.07.19	運転中
	川内１	2013.07.08	2014.09.10	2015.03.18	2015.09.10	運転中
	川内２	2013.07.08	2014.09.10	2015.05.22	2015.11.17	運転中

（出所）一般社団法人日本原子力産業協会資料、原子力規制委員会ＨＰを基に作成

(3) 特重施設の設置

新規制基準は、意図的な航空機の衝突等のテロリズムへの対策として、可搬型設備の分散保管・接続を要求している。また、信頼性向上のためのバックアップ対策として、航空機の衝突等の際に遠隔で原子炉の冷却などを行うための「特定重大事故等対処施設」（特重施設）を導入している。

特重施設は、設置期限が原発本体の工事計画認可から５年以内とされているが、大規模な工事が必要なため、設置期限に間に合わないとの見通しが九州、四国、関西電力から示された。これに対して、平成 31 年４月、特重施設の期限内設置が行われない原発について、その設置者に対し、使用停止命令を行う方針が原子力規制委員会によって決定された。

ただし、同年 10 月の原子力規制委員会で、定期検査により使用を停止していることが明らかである発電用原子炉施設には、使用の停止を命ずることはしない方針が了承されている。この結果、電力各社は特重施設が期限内に完成しない発電用原子炉施設の使用を定期検査により停止しているため、原子力規制委員会による停止命令が行われたことはない。

(4) 現行の運転期間延長認可制度（令和５年改正前）

発電用原子炉を運転することができる期間は、原子炉等規制法第 43 条の３の 32 において、運転開始から 40 年とされ、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けた場合は、１回に限り、20 年を上限として延長することができることとされている。

延長が認められるためには、当該期間において安全性の基準に適合することが求められ

る。

これまで、関西電力高浜発電所１・２号機、美浜発電所３号機及び日本原子力発電東海第二発電所、九州電力川内原子力発電所１・２号機の運転延長が原子力規制委員会により認可されている。

また、令和５年４月には、関西電力から高浜発電所３・４号機について運転期間延長認可申請がなされている。

(5) 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の見直し

令和４年８月に開催された政府のＧＸ実行会議[7]において、岸田内閣総理大臣は、ＧＸの推進とエネルギーの安定供給確保の観点から、既設原発の長期運転等について検討を加速するよう指示した。

この指示を受けた政府内における検討、同会議の取りまとめを経て令和５年２月、「ＧＸ実現に向けた基本方針」が閣議決定された。この中では既存原発を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、「運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとされた。

他方、上記のような運転期間の在り方の検討が進められる中、原子力規制委員会は、どのような運転期間の定めになろうとも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を引き続き厳格に実施できるよう検討を行い、令和５年２月に高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要及び同安全規制を盛り込んだ原子炉等規制法改正案を取りまとめた。

そして、これらの基本方針の内容や原子炉等規制法改正案を含む「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（ＧＸ脱炭素電源法案）が第 211 回国会に提出され、同年５月 31 日に成立した[8]。この中で既存原発の活用については、運転期間は 40 年、延長を認める期間は 20 年とした原子炉等規制法上の枠組みを維持した上で、運転期間のカウントから他律的な要因によって止まっていた一定の停止期間に限り 60 年の運転期間のカウントから除外することを認める制度を設けるなどの措置を講じている。この運転期間の定めについては、電気事業法に新たに設けられており、これまで原子炉等規制法に置かれていた規定（(4)参照）は削除されている。

また、高経年化した発電用原子炉に関する新たな安全規制として、運転開始後 30 年を超えて運転しようとする発電用原子炉に対して、10 年を超えない期間ごとに、事業者があらかじめ施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を策定して原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けることとされた[9]。

---

[7] 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革、すなわちＧＸ（グリーントランスフォーメーション）を実行するべく、必要な施策を検討するため、令和４年７月より政府が開催している会議。内閣総理大臣（議長）と関係大臣、有識者から構成されている。

[8] 令和７年６月６日から本格施行される予定となっている。

[9] 電力会社が運転開始から 30 年を超えて運転しようとする場合に必要な審査の申請については、令和５年 10 月１日から受付が開始されている。

（図表４）高経年化原子炉の安全を確保するための制度

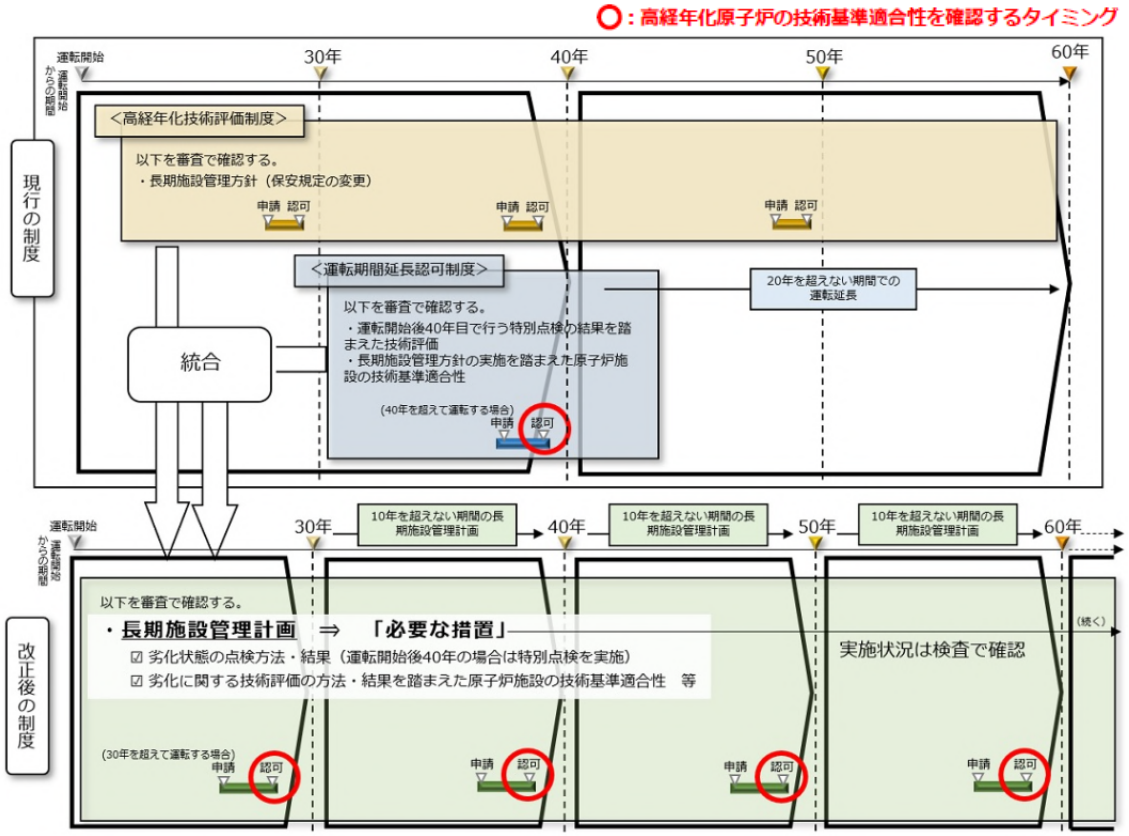

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

３　原子力規制検査制度

(1) 現行の検査制度

平成 29 年の第 193 回国会において改正された原子炉等規制法により、事業者検査及び原子力規制検査等の見直しを始めとする原子力事業者等に対する検査制度の見直しに関する規定等が整備され、現行の検査制度（原子力規制検査）が令和２年４月１日に施行された。

それまでの検査制度には事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確などの問題点があったが、改正後の制度では、事業者自らに検査義務等を課した上で原子力規制検査が行われている。

これにより、原子力規制庁が、事業者に対し、自ら改善活動を積極的かつ的確に運用することを求めた上で、原子力規制検査を行うことで、事業者の弱点や懸念点等に注視して監督を行えるようになり、安全上の影響が大きい事象に至る前に改善に結びつくことが期待されている。

（図表５）原子力規制検査における監視業務の概略フロー

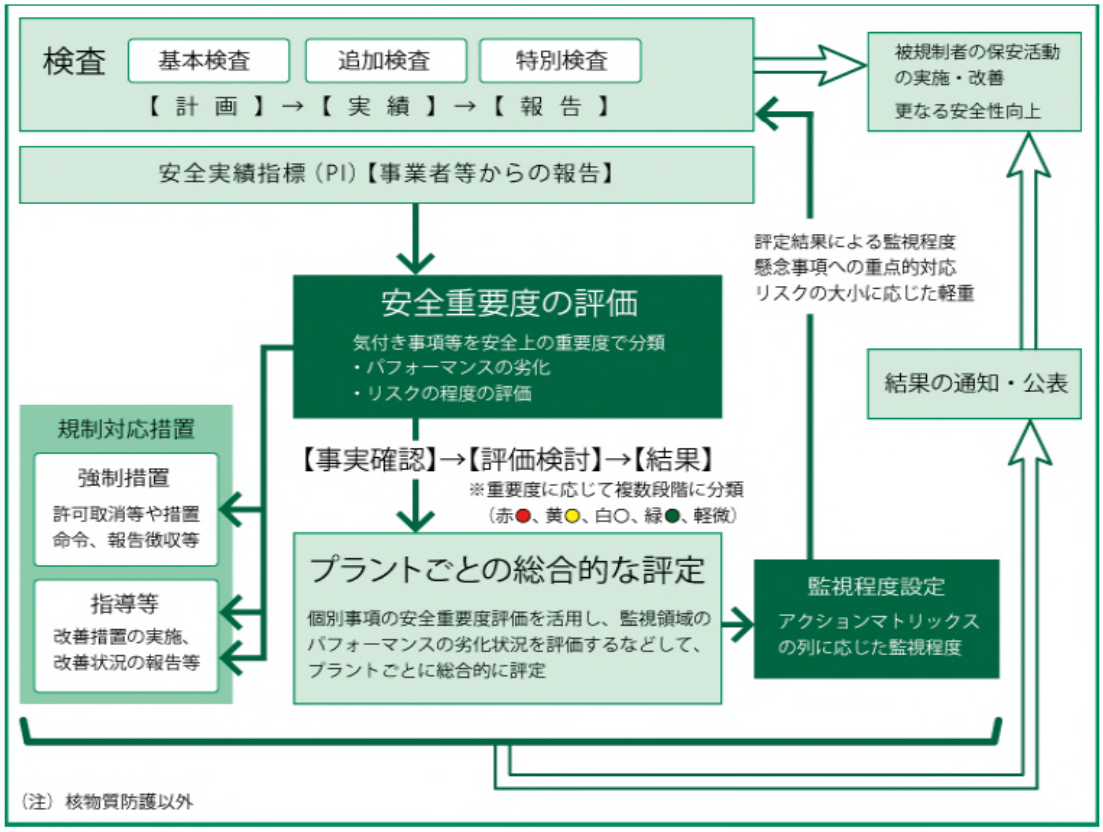

（出所）原子力規制委員会ＨＰ

(2) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況

東京電力柏崎刈羽原子力発電所では、東京電力社員が令和２年９月に他人のＩＤカードを使用して防護区域にある中央制御室まで入域した事案が判明し、原子力規制委員会は、令和３年２月、重要度「白」（図表６参照）と評価した。

また、令和２年３月以降、同発電所内の核物質防護設備の機能の一部が喪失したにもかかわらず、実効性のある代替措置を講じていなかったことから複数箇所において不正な侵入を検知できない可能性がある状態となっていた事案について、原子力規制委員会は、令和３年３月、重要度「赤」（図表６参照）と評価した。

原子力規制委員会は、これらの個別事案の重要度評価の結果を踏まえ、令和３年３月、同発電所の原子力規制検査に係る対応区分を「第４区分」（図表７参照）に変更した。さらに、追加検査を行うことを決定した。

加えて、翌４月には東京電力に対して対応区分が「第１区分」（図表７参照）となるまで同発電所における特定核燃料物質の移動を禁止する是正措置命令（事実上の運転禁止命令）を発出した。

一方、東京電力は令和３年９月 22 日、原子力規制委員会の求めを受け、前述のＩＤ不正使用事案と核物質防護設備機能の一部喪失事案に対する根本原因分析、改善措置活動の計画等を取りまとめ、同委員会に報告書を提出し、同年 10 月から原子力規制委員会による本格的な追加検査が実施された。

追加検査の結果、令和５年 12 月の原子力規制員会において、追加検査報告書が了承され、同発電所の原子力規制検査に係る対応区分を「第１区分」（図表７参照）に変更し、特定核燃料物質の移動を禁止する是正措置命令の解除が決定された。

（図表６）実用発電用原子炉施設の検査指摘事項に対する重要度の分類

重要度	検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類
緑 ●	機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準
白 ○	機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄 ●	機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤 ●	機能又は性能への影響が大きい水準

（出所）内閣府原子力委員会ＨＰを基に作成

（図表７）実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等の追加検査対応区分の分類

対応区分	施設の状態
第1区分	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態
第2区分	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態
第3区分	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態
第4区分	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態
第5区分	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態

（出所）内閣府原子力委員会ＨＰを基に作成

４　東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組

(1) 廃止措置等の実施に向けた基本方針等

東京電力福島第一原子力発電所は６基全てで廃炉が決定しており、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）（令和元年 12 月改訂版）に基づき、廃炉に向けた取組が進められている。

ロードマップでは、東京電力福島第一原子力発電所の安定化に向けた取組を３期に分けて実施することとしており、平成 25 年 11 月から４号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しが開始（平成 26 年 12 月に完了）されたことにより、現在は第２期の工程に入っている。なお、廃炉措置が終了するまでには 30～40 年かかると想定されている。

(2) 汚染水・処理水対策

ア　汚染水問題への対応

原子炉建屋内では、原子炉内に注水して冷却を続けることで低温の安定状態を維持しているが、この放射性物質に汚染された水が建屋に流入した地下水と混ざり合うことで、日々新たな汚染水が発生している。このため、平成25年９月に原子力災害対策本部が「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」を決定し、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という３つの基本方針に沿って対策が進められている。

汚染源に水を「近づけない」対策は、建屋への地下水等の流入を抑制することにより汚染水の発生量の低減を図るものである。ロードマップでは、汚染水の発生量を2025（令和

７）年内に１日当たり100㎥程度に抑制することが掲げられており、令和４年度の実績では、１日当たり約90㎥の発生量となっている。

汚染源を「取り除く」対策として、原子炉建屋内に滞留している汚染水は、多核種除去設備（ＡＬＰＳ）[10]などを含む複数の浄化設備で処理されている。汚染水を浄化処理し、放射性物質の大部分を取り除いたＡＬＰＳ処理水[11]には、ＡＬＰＳ等の浄化設備で除去できず放射性物質の環境放出に関する規制基準値を超えるトリチウム[12]が含まれるため、その取扱いについて検討が重ねられてきた。

イ　ＡＬＰＳ処理水の海洋放出

敷地内のタンクに貯蔵されているＡＬＰＳ処理水等については、令和２年12月に約137万㎥のタンクの設置が完了しているが、東京電力の試算（令和５年４月27日）によれば、令和６年２月頃から６月頃にはタンクが満杯になる見通し[13]とされていた。

ＡＬＰＳ処理水の処分方法について、政府の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」における議論が３年以上かけて行われた結果、令和２年２月、「実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢である」こと等を内容とする報告書が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、政府は地元の地方自治体や農林水産業を始めとする業界関係者等の意見の聴取を進めつつ、書面による意見募集を行い、政府内で検討を深め、令和３年４月に開催した「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」において、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、処理水の処分を行うこととし、処分方法としては、国内での実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能とされている点を評価して、２年後を目途に、ＡＬＰＳ処理水を海洋放出する基本方針を決定した。

基本方針では、海洋放出の具体的な方法として、風評影響を最大限抑制するため、トリチウムの濃度は、サブドレン等の排水濃度の運用目標（１Ｌ当たり1,500ベクレル未満）[14]と同水準まで海水で希釈することとし、海洋放出の実施に当たっては、周辺環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少量での放出から開始して客観性・透明性を最大限高めるべく放出前・放出後のモニタリングを強化・拡充することとしている。

令和３年８月、東京電力は、海洋放出について、港湾内の放射性物質の影響を避け、港

---

[10] 薬液による沈殿処理や吸着材による吸着など、化学的・物理的性質を利用した処理方法で、トリチウムを除く 62 種類の放射性物質を国の安全基準を満たす水準まで取り除くことができる設備。

[11] トリチウム以外の放射性物質が、環境放出の際の規制基準値を確実に下回るまで、ＡＬＰＳ等で浄化処理した水を指す。令和３年４月のＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の決定を機に風評被害防止を目的にＡＬＰＳ処理水の定義が変更された。なお、ＡＬＰＳ等で浄化処理したものの、規制基準を上回る水については「処理途上水」と呼び、これらも敷地内のタンクに貯蔵されている。

[12] 三重水素とも呼ばれるトリチウムは、水素の放射性同位体で、極めて弱いベータ線を放出する。核分裂や放射化によっても生成するが、宇宙線でも発生するため、自然界にも存在する。その多くが水の形で拡散し、原子炉や再処理施設の排気・排水中にも含まれる。トリチウムを含む水は、生物学的半減期が 10 日で、体内に取り込んだ場合も速やかに体外に排出され、特定の臓器に蓄積することはないとされている。

[13] 令和５年度以降の汚染水増加量を１日当たり 120 ㎥±20 ㎥と仮定した場合の試算。

[14] トリチウム濃度の規制基準値は１Ｌ当たり 60,000 ベクレルであるため、海洋放出されるＡＬＰＳ処理水のトリチウム濃度は規制基準値の 40 分の１の水準となる。

湾外から取水した海水でＡＬＰＳ処理水を希釈し、また、放出した水が取水した海水に再循環することを抑制するため、岩盤をくり抜いた海底トンネル（約１㎞）を経由して放出する計画を公表し、同年12月には、ＡＬＰＳ処理水希釈放出設備等に係る実施計画を原子力規制委員会に申請した。同実施計画は、令和４年７月、原子力規制委員会より認可され、翌８月には、設備の本格工事が開始された。

政府は、令和５年１月に開催した「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」[15]（実行会議）において、具体的な海洋放出の時期については、海洋放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査やＩＡＥＡの包括的報告書等を経た、同年春から夏頃を見込む、と見通しを示した。その後、同年６月にＡＬＰＳ処理水希釈放出設備等の工事が完了し、７月に原子力規制委員会による設備の使用前検査が終了した。また、同月には、ＡＬＰＳ処理水の安全性レビューを行ってきたＩＡＥＡが「海洋放出に対する取組及び、東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致している」と結論付けた包括報告書を公表した。

このような状況を踏まえ、政府は同年８月22日、関係閣僚等会議を開催し、東京電力に対して速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるように求め、放出の開始は８月24日を見込むと示し、東京電力は同日に海洋放出を開始した。

ウ　ＡＬＰＳ処理水の海域モニタリングの実施

東京電力は、トリチウム濃度の低いものから順次放出するとしており、令和５年度は約３万1,200㎥の処理水を放出する計画で、それにより放出されるトリチウムの年間総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値である22兆ベクレルを下回る約５兆ベクレルとなる。来年度以降の放出については、毎年度末に翌年度の放出計画を策定、公表していくとしている。

これまで、福島第一原発の周辺の海域等では、政府のモニタリング調整会議が策定した総合モニタリング計画等を踏まえ、関係省庁や福島県、東京電力等が連携して環境中に放出された放射性物質の拡散や移行等の状況の把握を目的として、セシウムやストロンチウムを中心に海域モニタリングを実施し、その濃度を計測・公表してきた。

処理水の海洋放出開始後は海域モニタリングをより強化・拡充し、モニタリングの各実施主体は、これまで実施してきた検査の測定の頻度や測点を増やすとともに、トリチウム濃度を速やかに把握するための測定を追加で行っている。東京電力により、これまで３回のＡＬＰＳ処理水の海洋放出（第１回目：令和５年８月24日～９月11日、第２回目：10月５～23日、第３回目：11月２～20日）が実施されているが、これまで環境省から公表された海域モニタリング測定の結果では、トリチウム及びガンマ線核種（セシウム137等の関連核種）はいずれも検出下限値未満となっている。なお、令和５年度最後となる第４回目の放出は２月下旬から開始される予定である。

---

[15] 風評影響の最大限の抑制など基本方針に定めた事項を確実に実施していくためには、風評影響の継続的な実態把握や対策の進捗管理、必要な追加対策を機動的に実施していくことが必要であることから、「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」の下に令和３年４月に設置された。

エ　風評影響対策

令和３年８月に開催された実行会議では、風評を生じさせないための仕組みとともに、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みの構築に向けて「ＡＬＰＳ処理水の処分に伴う当面の対策」が取りまとめられた。これを受けて、同年12月の実行会議では、取組の一層の加速のため、対策ごとに今後１年間の取組や中長期的な方向性を整理する行動計画が策定された。同行動計画は、随時追加・見直しを行うこととされ、対策の更なる強化・拡充に向けた改定が行われている。

同行動計画を踏まえた取組として、風評を生じさせないための仕組み構築のため、外務省及び経済産業省から国際機関､各国政府等及び海外の報道機関への説明を行うとともに、国際機関等の第三者による監視として、ＩＡＥＡにより処理水の安全性レビューが実施されている（イ参照)。

また、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組み構築のため、風評が生じたとしても水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施できるよう、令和３年度補正予算によって、水産物の一時買取り・保管、販路拡大等を行うための300億円の基金が創設された。加えて、漁業者が長期に亘る海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現するため、令和４年度第２次補正予算によって500億円の基金が創設された。その他にも、水産業・農林業・商工業・観光業の各事業者が安心して事業を継続・拡大できるよう、安全証明・生産性向上・販路拡大等の支援が農林水産省や経済産業省等により講じられている。また、風評被害が生じた場合の賠償基準については、令和４年12月23日に東京電力により取りまとめられ公表された。

海洋放出以降については、一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、水産物の新たな需給構造構築に向けて、新たな輸出先の開拓や新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援するため、水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業に関する令和５年度予備費207億円が令和５年９月に閣議決定されている。

５　原子力災害対策

現行の原子力災害対策は、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害対策重点区域等が設定され、緊急時には定められた基準に則って避難や屋内退避等の防護措置が実施されることとなっている。

（図表８）原子力災害対策重点区域

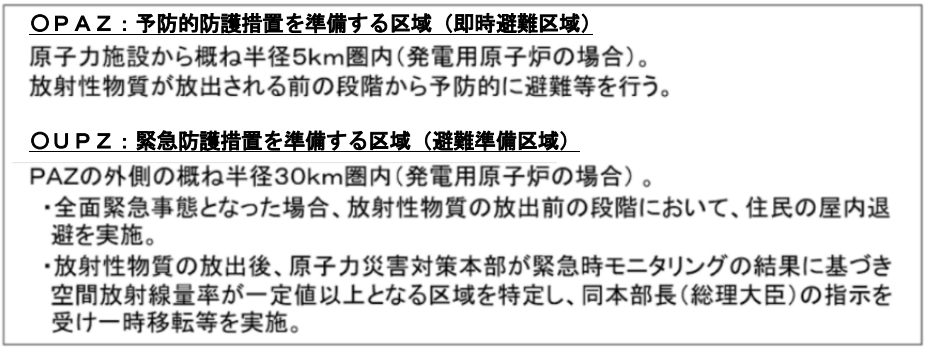

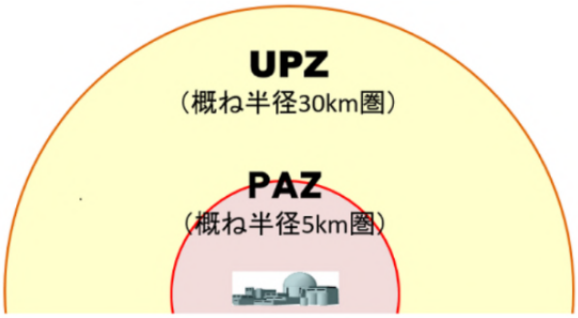

（出所）内閣府ＨＰを一部加工

地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記ＰＡＺ及びＵＰＺの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等及び施設の特徴を勘案して原子力災害対策重点区域を設定することとされている。また、地方公共団体は、地域防災計画等に基づき避難方法や経路等に関して避難計画を策定している。

地域防災計画・避難計画の策定に当たっては、原発が立地する13の地域ごとに内閣府が設置した「地域原子力防災協議会」及びその作業部会において、その具体化・充実化の取組が行われている。同協議会において、各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」が取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認された上で、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される「原子力防災会議」に確認結果が報告され、「緊急時対応」に対する国としての了承が行われる。

これまで、「原子力防災会議」において、地域の緊急時対応の確認結果が了承されたのは、川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯、女川、美浜及び島根の計９地域となっている。

６　核燃料サイクル

(1) 核燃料サイクルの仕組み

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。

核燃料サイクルとは、原子力発電所から発生する使用済燃料の中からウランやプルトニウムといった燃料として再利用可能な物質を取り出し（再処理）、ウランやプルトニウムを混ぜ合わせた「ＭＯＸ燃料」と呼ばれる燃料に加工して、もう一度発電に利用することをいい、現在の原発（軽水炉）にＭＯＸ燃料を使用することを「プルサーマル」という。ＭＯＸ燃料を現在の原発で使用するサイクルを軽水炉[16]サイクル、高速炉を開発しＭＯＸ燃料を使用するサイクルを高速炉[17]サイクルという。

[16] 軽水（普通の水）が減速材と冷却材に兼用されており、濃縮ウランが燃料に用いられる。軽水炉は世界の原子力発電の主流となっており、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（ＢＷＲ）と加圧水型炉（ＰＷＲ）の２種類に分けられる。

[17] 高速炉は、核分裂により発生する高速中性子による核分裂連鎖反応を用いて発電する原子炉である。従来の軽水炉とは異なり、減速材は使用せず、冷却材には中性子を減速・吸収しにくいナトリウムを使用し、原子炉で発生した熱で水を蒸気に変えタービンを回す。

現在、再稼働を経て営業運転している11の原発のうち、ＭＯＸ燃料を使用する炉（プルサーマル炉）は４基ある。

(2) 使用済燃料の貯蔵

再処理が行われるまで使用済燃料を安全に管理することは核燃料サイクルの重要なプロセスとなっている。使用済燃料は、各原子力発電所の貯蔵プールなどで貯蔵・管理されているが、令和４年12月末で各原子力発電所には16,480tU（トンウラン：金属ウランの重量を示す単位）が存在し、貯蔵容量がひっ迫している状況にあり、敷地内の乾式貯蔵施設の設置、使用済燃料プールのリラッキング[18]をはじめ、中間貯蔵施設の建設など、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組が実施されている。

使用済燃料の乾式貯蔵施設[19]については、令和２年９月に四国電力伊方原子力発電所、令和３年４月に九州電力玄海原子力発電所における設置変更許可が原子力規制委員会からなされている。中間貯蔵施設については、東京電力と日本原子力発電の両社が設立したリサイクル燃料貯蔵株式会社（ＲＦＳ）のむつ中間貯蔵施設が令和２年11月に原子力規制委員会から使用済燃料貯蔵事業の変更許可を受けている。また、令和５年８月、山口県上関町は、中間貯蔵施設の立地可能性調査に関する中国電力からの申入れ[20]に対して受入れを表明している。

(3) 使用済燃料の再処理

使用済燃料の再処理、ＭＯＸ燃料の加工等は、青森県六ヶ所村にある日本原燃六ヶ所再処理施設を始めとする関連施設で行われる予定となっている。発電用原子炉以外の新規制基準に基づいて審査が行われ、六ヶ所再処理施設は令和２年７月に、ＭＯＸ燃料加工施設については、同年12月に事業の変更許可がなされた。現在は、使用済燃料の再処理施設等が未完成のため、フランスで再処理・加工されたＭＯＸ燃料を使用したプルサーマルが行われているが、今後、設備の工事計画の認可等を経て、竣工、稼働すれば、年間約800トンの使用済燃料を処理することが可能とされている。

(4) 高速炉開発

我が国における高速炉開発については、日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」が平成６年に初臨界に達したが、平成７年に発生したナトリウム漏えい事故等のトラブルが相次ぎ、平成28年、原子力関係閣僚会議において、もんじゅの廃止移行措置が決定し、平成30年３月に原子力規制委員会により廃止措置計画が認可された。平成19年よ

高速増殖炉は、高速炉の一種で、高速中性子による核分裂反応を用いてウラン238からプルトニウム239を生産することで、発電により使用する燃料より多くの燃料を新たに生成することができるとされている。

[18] 使用済燃料プールの大きさを変えることなく、使用済燃料の貯蔵ラックの間隔を狭めることにより貯蔵能力を増やすことを指す。

[19] 貯蔵用プールで水を循環させ冷却する湿式貯蔵によって十分冷却された使用済燃料を、金属製の頑丈な容器（乾式キャスク）に収納し、空気の自然対流によって冷却する貯蔵方法。

[20] 調査・検討は、中国電力と関西電力との共同開発を前提に進めるとしている。

り運転を停止している同機構の高速実験炉「常陽」については、現在、実験炉のための研究開発等に向けた運転再開を目指しており、令和５年７月に原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を受けている。

７　高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

高レベル放射性廃棄物の処分方法については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）に基づき、地下300m以深の安定的な地層中に処分すること等が定められている。また、最終処分法に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定、最終処分施設の建設と管理、最終処分、処分場の閉鎖、閉鎖後の管理等の実施主体として、原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）が平成12年10月に設立され、事業に当たっている。

最終処分法では、処分地の選定プロセスとして、①概要調査地区の選定（文献調査）、②精密調査地区の選定（概要調査）、③最終処分施設建設地の選定（精密調査）という３段階のプロセスを経ることが定められている。

（図表９）処分地選定のプロセス

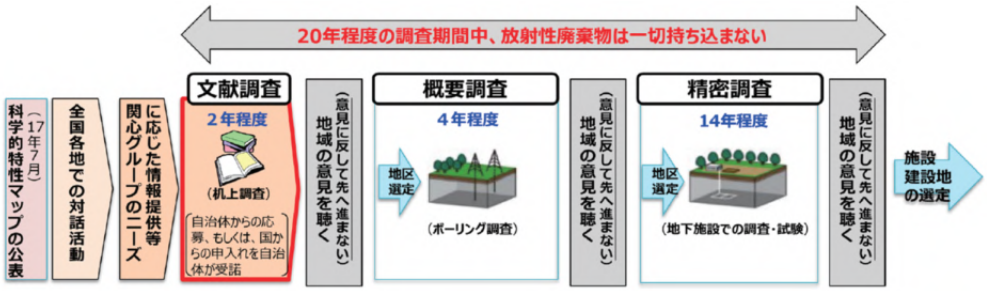

（出所）経済産業省ＨＰ

また、最終処分法に基づき、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が策定されており、平成27年の改定においては、現世代の責任で地層処分を前提に取組を進めること、地域の地下環境等の科学的特性を国から提示すること等を通じ、国民や地域の理解と協力を得ていくことに努めること等とされた。

同方針の下、地下環境の科学的特性を提示するための要件・基準が政府において議論され、地層処分に関する地域の科学的特性を全国地図の形で示した「科学的特性マップ」が平成29年７月に公表された。同マップは、地層処分の仕組みや地質環境等についての国民的理解を深めるために、文献等により一律の基準で特性の有無を処分地の可能性として評価したものである。

処分地選定までには、処分の実施主体であるＮＵＭＯにより、様々な要素を含めて法律に基づいた段階的な調査（文献調査、概要調査、精密調査）等がなされる必要がある。そこで、科学的特性マップの公表後、最終処分事業の更なる理解の促進を図るため、ＮＵＭＯと国によって全国各地で対話活動が進められている。

また、令和２年11月から北海道寿都町と神恵内村で文献調査が実施されており[21]、現在、必要な文献・データの収集、情報の整理が終了し、今後、ＮＵＭＯが文献調査の報告書を取りまとめる予定となっている。

一方で、最終処分法では、経済産業大臣は、次の段階の調査に進む場合には、都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、それを十分に尊重しなければならない旨規定しており、その意見に反して次の調査に進むことはないとされている。

北海道は、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を平成12年に制定し、同条例において、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言している。

なお、政府は、上記基本方針を令和５年４月28日に改定し、その中で、最終処分に向けた取組強化策として、①関心自治体の掘り起こしのための全国行脚とＮＵＭＯの地域体制強化、②関心等を有する自治体との協議の場の設置、③関心地域における文献調査受入れ判断の前段階からの地元関係者への段階的な申入れ、④文献調査受入れ自治体等への政府一丸となった支援などを示している[22]。

内容についての問合せ先
原子力問題調査特別調査室　鈴木首席調査員（内線 68790）

[21] 文献調査については、令和５年９月 12 日、長崎県対馬市議会で文献調査受入れ促進を求める請願が採択されたが、同月 27 日に比田勝市長は同調査を受け入れない方針を表明した。

[22] 改定内容の要旨は令和５年２月のＧＸ実現に向けた基本方針と令和５年７月のＧＸ推進戦略の二つの閣議決定にも盛り込まれている。

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

所管事項の動向

１　地域活性化

(1) デジタル田園都市国家構想

ア　背景

我が国は、急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少[1]が経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっている[2]。

このため、政府は、平成26年以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標に掲げ、地方創生（まち・ひと・しごと創生[3]）の取組を進めてきたが、東京圏への人口集中の傾向はむしろ加速した。

しかし、令和２年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大すると、地方移住への関心の高まりやテレワークの普及等によって、東京圏の転入超過数が減少に転じた。また、感染拡大を契機として、社会全体のデジタル化を進める気運が高まり、地方創生の取組についても、デジタル技術を活用することの重要性が指摘されるようになった。

このような中、令和３年10月に「デジタル田園都市国家構想」を掲げる岸田内閣総理大臣が就任し、政府として、同構想を推進することとなった。

イ　デジタル田園都市国家構想の意義

「デジタル田園都市国家構想」は、デジタル技術の活用によって、地方の社会課題の解決や魅力の向上を実現し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すもので、これによって、東京圏への一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へのボトムアップの成長につなげていこうとするものである。

政府は、第２次岸田内閣の発足（令和３年11月）以降、「デジタル田園都市国家構想実現会議」（以下「実現会議」という。）において、構想の具体化に向けた検討を進め、令和４年12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（計画期間：令和５年度～９年度）（以下「総合戦略」という。）を閣議決定[4]し、これに基づく取組を進めている。

---

[1] 我が国の生産年齢人口（15～64歳人口）は、令和２年の約7,500万人から令和22年の約6,200万人（推計）へと約1,300万人の減少が見込まれている（「デジタル行財政改革中間とりまとめ」（令和５年12月デジタル行財政改革会議決定））。

[2] 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

[3] 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第３号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

[4] 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「第２期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(2020改訂版)」（令和２年12月閣議決定）（計画期間：令和２年度～６年度）の変更という形で策定されたものである。

なお、政府は、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくとしているが、デジタルによらない地方創生の取組も改善を加えながら推進するとしている。

ウ　デジタル田園都市国家構想総合戦略

総合戦略は、構想の実現に必要な施策の方向や、達成すべき重要業績評価指標（ＫＰＩ[5]）などを示したもので、施策の方向については、**「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」**の取組の加速化・深化を図るため、下表の①から④の類型に分類して取組を推進するとした上で、そのために必要となる**「デジタル実装の基礎条件整備」**として、下表の⑤から⑦の取組を強力に推進し、構想の実現を図るとしている。

デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向（概要）

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上
①地方に仕事をつくる スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業ＤＸ（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光ＤＸ、地方大学を核としたイノベーション創出　等
②人の流れをつくる 「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり　等
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるＤＸ等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進　等
④魅力的な地域をつくる 教育ＤＸ、医療・介護分野ＤＸ、地域交通・インフラ・物流ＤＸ、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化　等
デジタル実装の基礎条件整備
⑤デジタル基盤の整備 デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ＩＣＴの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備　等
⑥デジタル人材の育成・確保 デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保　等
⑦誰一人取り残されないための取組 デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立　等

（総合戦略を基に当室作成）

さらに、施策間連携・地域間連携を推進する観点から、地方が目指すべき地域ビジョンのモデルの例（スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域等）を提示するとともに、その実現に向けた支援策（ワンストップ型の相談体制の構築、官民連携のプラットフォームの設置・活用等）が示された。

---

[5] 主なＫＰＩとしては、①デジタル実装に取り組む地方公共団体：1,000団体（2024年度まで）、1,500団体（2027年度まで）、②地方と東京圏との転入・転出均衡（2027年度）、③デジタル推進人材の育成：230万人（2022～2026年度累計）、④デジタル推進委員の取組：推進委員５万人（2027年度まで）などがある。

なお、政府は、総合戦略を着実に実行していくため、毎年夏に「当面の重点検討課題」を整理した上で、政府内で検討を進め、年末に改訂を行う総合戦略に位置付けるとしている。加えて、総合戦略に位置付けられた取組に係るＫＰＩの達成状況等について、令和７年度中に中間検証を行い、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて総合戦略の改訂を行うとしている[6]。

エ　総合戦略の改訂

政府は、デジタル行財政改革の動き[7]や「当面の重点検討課題」（令和５年６月実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況などを踏まえ、総合戦略の改訂に向けた作業を進め、令和５年12月、総合戦略（2023改訂版）を閣議決定した。

主な改訂内容としては、①地域交通分野における不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用の検討、②地域における生活物資の円滑な配送等を実現するためのドローンの飛行に関する運用・規制の見直し、③令和６年度からのデジタル情報配信道（自動運転車の社会実装等を支援する道路）やドローン航路（ドローンの社会実装等を支援する航路）の設定などのほか、④住民、民間事業者等が市町村に対し住宅団地再生の計画を提案できる仕組みの創設等を内容とする地域再生法[8]の改正の検討が明記された。

なお、政府は、今後の総合戦略の改訂について、総合戦略の基本方針に変更の必要が生じた場合に限って改訂を行っていきたいとしている[9]。

オ　地方版総合戦略と地方の取組に対する主な支援

総合戦略では、地方自治体は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略[10]を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を推進するものとされている。その上で、地方自治体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的にデジタル実装を通じた社会課題の解決に取り組めるよう、「デジタル田園都市国家構想交付金」（以下「デジ田交付金」という。）や地方財政措置[11]等を通じて、分野横断的な支援を行うこととしている。

6　「デジタル田園都市国家構想総合戦略の実行について」（第12回実現会議（令和５年３月31日）資料）

7　デジタル行財政改革は、急激な人口減少社会に対応するため、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現しようとするもので、令和５年10月以降、デジタル行財政改革会議（議長：内閣総理大臣）において検討が進められており、同年12月には、同会議において、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」が決定されている。

8　平成17年法律第24号。地域再生法は、地方創生の推進のための具体的な支援措置を提供するもので、地方自治体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、同法に規定された各種支援措置（デジタル田園都市国家構想交付金、地方拠点強化税制、企業版ふるさと納税等）の適用を受けることができる。

9　河野デジタル大臣記者会見（令和５年12月26日）

10　まち・ひと・しごと創生法に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。地方版総合戦略の策定は任意（努力義務規定）であるが、令和５年４月時点で、ほぼ全ての地方自治体が地方版総合戦略を策定している。なお、令和４年度までにデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年12月）を勘案した地方版総合戦略を策定しているのは201団体（11.2%）となっている。

11　令和６年度地方財政計画においては、デジタル田園都市国家構想事業費１兆2,500億円（令和５年度と同額）が計上され、これに相当する一般財源（地方交付税等）が確保された。

このうち、デジ田交付金（令和５年度補正予算：735億円、令和６年度当初予算：1,000億円）は、従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等を一本化したもので、①デジタル実装タイプ（デジタル実装に必要な経費を支援）、②地方創生推進タイプ（地方創生に資するソフト事業等を支援）、③地方創生拠点整備タイプ（地方創生に資する拠点施設の整備等を支援）がある。

このほか、地方創生関連の主な支援策は下表のとおりである。

地方創生関連の主な支援策

事業名	概　　要
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【令和６年度まで】	○地方自治体の地方創生の取組に法人が寄附を行った場合、寄附額の６割相当額を法人住民税・法人事業税等の税額から控除（損金算入措置による軽減効果と合わせて、寄附額の約９割相当額を軽減）
地方拠点強化税制【令和５年度まで】	○事業者が本社機能を有する業務施設（事務所、研究所等）を①東京23区から移転する場合、②三大都市圏の中心部以外の地域において拡充する場合に、法人税等の課税の特例（オフィス減税・雇用促進税制）により支援
地方創生移住支援事業【デジ田交付金(補助率1/2)】	○東京23区在住者又は通勤者が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合（テレワークにより移住前の業務を継続する場合を含む。）に、移住支援金（最大100万円＋子供１人当たり最大100万円）を支給
地方創生起業支援事業【デジ田交付金(補助率1/2)】	○地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業等する者に対して起業等のための伴走支援と起業支援金（最大200万円）を支給
地方創生人材支援制度	○地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣

（内閣府地方創生推進事務局資料等を基に当室作成）

カ　地方創生移住支援事業及び地方拠点強化税制の拡充

政府は、令和６年度から、地方創生移住支援事業（**上表**参照）を拡充することとしており、東京都内に本部を置く大学の学生が卒業時に地方へＵＩＪターンすることを促進するため、地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費の２分の１を支援することとしている。加えて、令和７年度からは、この交通費に対する支援を受けた学生が実際に地方に移住する際にかかる移転費についても支援を行う予定としている。

また、令和６年度税制改正では、地方拠点強化税制（**上表**参照）の延長・拡充を行うこととしており、同税制の適用期限を２年間延長（令和７年度まで）するとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用を創出するため、当該税制の対象にインサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事務所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事務等を実施する事務所のほか、地域再生法の改正を前提に、保育施設等の育児関連施設を追加することとしている。

これを受け、地方拠点強化税制の対象施設の拡大や地域住宅団地再生事業[12]の拡充（**エ④**参照）等を内容とする地域再生法の改正案が今国会に提出される見込みである。

[12] 市町村が、多様な主体と連携して事業計画を作成することで、多様な建物用途の導入、地域交通の利便性向上、介護サービス等の充実など、住宅団地再生のための各種行政手続をワンストップ化するもの。

(2) 地方分権改革

ア　提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成５年６月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第１次分権改革（平成５年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第２次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年７月） （平成８年12月第１次～平成10年11月第５次勧告）	【第１次地方分権改革】 ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等
11	地方分権一括法成立	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	【第２次地方分権改革】 ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年３月） （平成20年５月第１次～平成21年11月第４次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第１次一括法成立 第２次一括法成立	
25	地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第３次一括法成立	
26	第４次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	【提案募集方式】 ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討
27 ～ 令和 5	第５次一括法成立 ～ 第13次一括法成立	

（内閣府資料を基に当室作成）

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年１回、その年の上旬から３か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており[13]、平成27年から令和５年までの間に第５次一括法から第13次一括法が成立している。

[13] 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年４月）

イ　令和５年の提案募集

令和５年の提案募集では、内閣府において、同年２月21日から５月19日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等236団体から230件の提案がなされた（令和４年：287団体から291件）。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして、①地方自治体と関係機関等との「連携・協働」、②地域住民の生活に重要な業務を担う「人材（担い手）確保」が設定されており、提案件数230件のうち、「連携・協働」に関する提案が17件、「人材（担い手）確保」に関する提案が28件となっている[14]。

令和５年12月22日、「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和６年通常国会に提出することを基本とするとされた。

【令和５年の提案等のうち法律の改正が見込まれる主な事項】

○里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの構築
○幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長
○獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し

なお、地方分権有識者会議は提案募集方式を導入してから10年目の節目を迎え、その総括と地方分権改革を一層推進する観点から、今後の方向性を取りまとめ、公表した[15]。この中では、引き続き「提案募集方式」による取組の推進を求めた上で、①提案を行ったことのある町村の割合が３割弱にとどまっていること、②近年、現行制度の見直しにとどまる提案が少なくないこと、③国民の関心が高まっているとはいえないことなどを指摘し、これらの課題への適切な対応を求めている。

ウ　計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている[16]。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和２年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和５年３月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（以下「ナビガイド」という。）が閣議決定された。この中で

---

[14] 第54回地方分権改革有識者会議・第148回提案募集検討専門部会合同会議 議事録（令和５年６月15日）

[15] 地方分権改革有識者会議「地方分権改革の今後の方向性について―提案募集方式の導入以後10年の総括と展望―」（令和５年12月15日）

[16] 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

は、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則[17]を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の指針が示された。

今後、内閣府は法令協議等を通じてナビガイドに沿った運用がなされているか、確認・協議をしていくとしているほか、既存の計画等に関しては、令和５年度の見直しに着手することが適切と考えられるものについて、その在り方の見直しを支援し、見直し結果について地方分権有識者会議に報告するとしている[18]。

(3) 国家戦略特区制度

ア　国家戦略特区制度の創設

平成25年６月、第２次安倍内閣は、成長戦略を具体化する「日本再興戦略」を閣議決定し、その中に国家戦略特区の創設が盛り込まれた。国家戦略特区制度は、国が主導して特定の地域において規制改革等の取組を行うものであり、平成25年12月、国家戦略特区法[19]の成立により創設された。

平成26年９月、地方創生が内閣の重要課題とされると、国家戦略特区制度は地方創生の手段と位置付けられることとなった。

これまで国家戦略特区法の制定及び改正により、創業人材等の多様な外国人の受入れ促進、地域限定保育士の創設、スーパーシティ、地域限定型規制のサンドボックス制度の創設等の規制改革が実現した。

イ　国家戦略特区の指定

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

第１次指定（平成26年）：東京圏、関西圏、沖縄県、新潟市、養父市、福岡市
第２次指定（平成27年）：愛知県、仙台市、仙北市
第３次指定（平成28年）：広島県・今治市、北九州市
第４次指定（令和４年）：（スーパーシティ型）つくば市、大阪市
（デジタル田園健康特区）加賀市・茅野市・吉備中央町

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、デジタル技術を活用して大胆な規制改革を行い、最先端のサービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。

スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。

---

17 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（令和４年６月閣議決定）において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

18 第55回地方分権改革有識者会議・第155回提案募集検討専門部会合同会議 議事録（令和５年８月４日）

19 「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）

ウ　国家戦略特区をめぐる最近の動き

令和５年12月26日、第61回国家戦略特別区域諮問会議が開催された。同会議において、救急救命処置へのエコー検査の追加や、地域限定保育士と小規模認可保育所の対象年齢拡大の規制緩和の全国展開等が決定された。

岸田総理は、今後、デジタル田園健康特区の実績を踏まえ、他分野への展開に向け、全国からアイデアを募り、令和６年６月を目途に地域の社会課題解決のための自治体連携による新たな特区の取組を発掘するとともに、金融・資産運用特区[20]に関し、金融庁を中心に関係省庁と連携して国・自治体による支援や規制の特例措置等について、同月を目途に金融・資産運用特区のパッケージを策定する旨発言[21]した。

２　こども政策

(1) 少子化の現状

令和４（2022）年、我が国の出生数は77万759人と、統計を開始した明治32（1899）年以来最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.26となった。

図表　出生数及び合計特殊出生率の推移

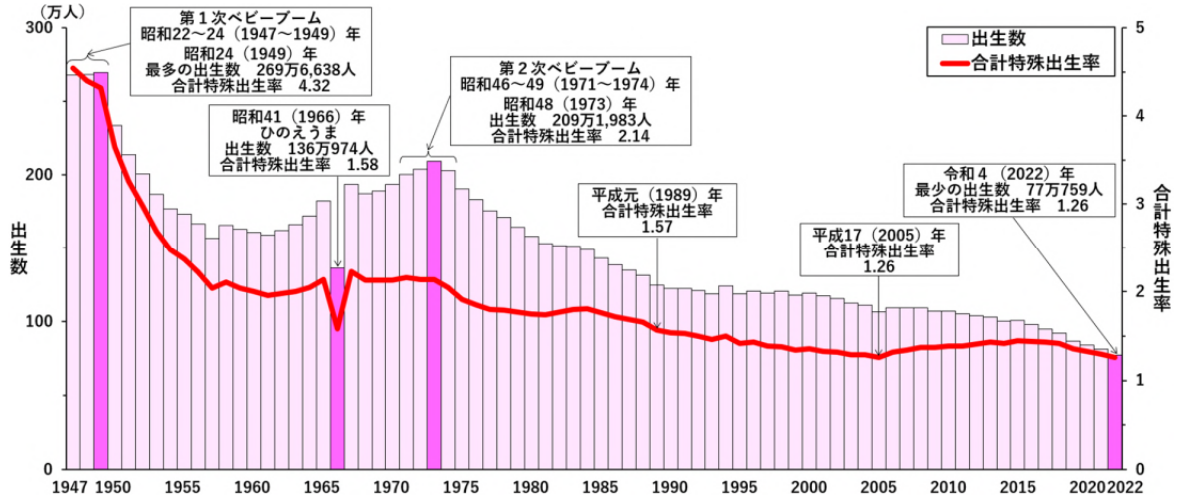

（厚生労働省「令和４年（2022）人口動態統計（確定数）」第２表－１、第２表－２を基に当室作成）

(2) こども家庭庁

こどもに関する施策は多岐にわたり、従前、担当省庁も複数にまたがっていた。このような状況の下、令和３年４月、菅内閣総理大臣（当時）は、こどもたちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことも必要であるとの認識を示した[22]。

---

[20] 主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討するもの（第61回国家戦略特別区域諮問会議資料４「資産運用立国について」）

[21] 首相官邸ＨＰ「総理の一日」（令和５年12月26日）

[22] 第204回国会参議院決算委員会会議録第１号11頁（令3.4.5）菅内閣総理大臣答弁

その後、岸田内閣において具体的な組織の在り方の検討が進められ、令和４年６月、こども家庭庁設置法[23]、関係法律整備法[24]及びこども基本法[25]が制定・公布された。そして、令和５年４月、これらの３法律が施行され、こども家庭庁が発足した。

こども家庭庁は、こども政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、児童虐待、いじめ、こどもの貧困など、こどもを巡る様々な課題に対し、常にこどもの視点に立って、こどもの最善の利益を第一に考え、縦割りを排した行政を進めるための司令塔として、政府内の総合調整を適切に行いつつ、各省庁より一段高い立場からこども政策を主導し、必要に応じてちゅうちょなく勧告権を行使するとされている[26]。

また、こども家庭庁は、発足後、「こども大綱」（こども基本法第９条第１項）の策定作業を進め、令和５年12月に同大綱が閣議決定された[27]。

(3) こども未来戦略

ア　経緯

令和５年１月、岸田内閣総理大臣は、令和４年の出生数が80万人を割り込む見込みであることに触れ、少子化の問題はこれ以上放置できない課題であるとの認識を示した上で、従来とは次元の異なる少子化対策の実現に取り組む方針を表明し、令和５年６月までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとした[28]。

これを受けて、小倉国務大臣（当時）の下、関係府省会議が同年３月に試案[29]をまとめた。翌４月からは、岸田内閣総理大臣を議長に、関係閣僚、有識者、子育て当事者・関係者、関係団体（経団連、連合、知事会等）から構成される「こども未来戦略会議」が試案を基に具体策を検討し、同年６月13日に「こども未来戦略方針」が閣議決定された。そして、同会議が更に検討を進め、同年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定された。

イ　内容

こども未来戦略は、今後３年間の集中取組期間において実施すべき「こども・子育て支援加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示したものである。同プランには、児童手当や育児休業給付の拡充等が盛り込まれており、その予算規模は現時点で国・地方合わせて3.6兆円程度とされている。

財源に関しては、「こども・子育て支援特別会計（仮称）」（いわゆる「こども金庫」）を新設し、政策の全体像と費用負担の見える化を進めるとしている。そして、歳出改革等により国民の実質的な追加負担の回避を目指しつつ、企業を含む社会・経済の参加者全員が

---

23 令和４年法律第75号

24 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和４年法律第76号）

25 令和４年法律第77号。内閣提出法案であったこども家庭庁設置法等と同時に、議員立法にて制定された。

26 令和５年３月24日小倉内閣府特命担当大臣記者会見要旨

27 「こども大綱」（令和５年12月22日閣議決定）

28 令和５年１月４日岸田内閣総理大臣年頭記者会見

29 こども政策担当大臣「こども・子育て政策の強化について（試案）」（令和５年３月31日）

公平に広く負担する「こども・子育て支援金制度（仮称）」の構築により令和10年度までに安定財源を確保し、また、その間に財源不足が生じないよう、必要に応じて「こども金庫」から「こども・子育て支援特例公債（仮称）」を発行するとしている。

さらに、上記プランの効果を検証しつつ、2030年代初頭までに、こども家庭庁予算で見て、国の予算又はこども１人当たりの国の予算の倍増を目指すとの方針を示している。

（図表）「こども・子育て支援加速化プラン」で示された主な具体策

項　目	摘　　要
①　ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組	○　児童手当の拡充（所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間を３年間延長、第３子以降は一律３万円） ○　出産等の経済的負担の軽減 ○　高等教育費の負担軽減
②　全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	○　幼児教育・保育の職員配置基準の改善 ○　「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設
③　共働き・共育ての推進	○　男性育休の取得促進
④　こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	○　こどもまんなか応援サポーター

（「こども未来戦略」を基に当室作成）

(4) 児童手当法等改正

政府は、こども未来戦略で示された諸施策を実施するための関連法律案を今国会に提出する予定である。

主な内容としては、まず、児童手当の拡充策として、所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長するとともに、第３子以降の多子加算額を３万円に引き上げる児童手当法[30]の改正が提案される。その中では、多子加算における子の数え方も変更され、対象期間を過ぎた子を全て除外する従来の方法に代えて、大学生など22歳の年度末までの子について親等の経済的負担がある場合には含めることとされる方向である。この拡充は令和６年10月分から適用し、あわせて支給を４か月単位・年３回から２か月単位・年６回に改め、同年12月に拡充後初の支給を行うこととされる[31]。

また、妊娠・出産期から２歳までの支援を強化するための「出産・子育て応援給付金」を制度化し、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付けるとともに、一定時間を限度として就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」を令和７年度から制度化するための子ども・子育て支援法[32]の改正なども提案される[33]。

一方、財源に関しても、「こども・子育て支援特別会計（仮称）」、「こども・子育て支援金制度（仮称）」及び「こども・子育て支援特例公債（仮称）」を新設するための所要の法整備が行われる見込みである（(3)イ参照）。

30　昭和46年法律第73号

31　「こども未来戦略」14頁

32　平成24年法律第65号

33　「こども未来戦略」14, 18-20頁

(5) 日本版ＤＢＳ法案

教育、保育等の現場における従事者のこどもに対する性犯罪・性暴力を未然に防止するため、教育職員等や保育士に関して児童生徒性暴力等（わいせつ教員対策法[34]第２条第３項）による資格失効者等のデータベースの整備や資格再授与時の審査等の立法措置が講ぜられたのに続き、イギリスのＤＢＳ[35]制度を参考にした仕組みが検討されている。

こども家庭庁の有識者会議は、令和５年９月、職業選択の自由、営業の自由等に留意しつつ、教育、保育等の従事者の性犯罪歴を確認する仕組みが必要との報告書をまとめた。その中では、設置に認可等を要する学校や児童福祉施設等の設置者に確認義務を課すこと、認可等が不要な学習塾などの事業者については認定制度を設け、認定事業者に確認義務を課すこと、被害者の年齢を問わず性犯罪の前科者を対象とすることなどが提言された[36]。

政府は、当初、この提言を基に、法律案を同年の第212回国会（臨時会）に提出する予定であったが、確認の義務化の対象などの再検討が必要として見送り、令和６年の第213回国会（常会）以降できるだけ早期の法律案提出へ向け検討を進めるとしている[37]。

３　マイナンバー制度

(1) マイナンバー制度の概要

ア　マイナンバーとは

個人番号（マイナンバー）は、本人を識別するための12桁の番号である。日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の基本４情報（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けて管理されている。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、マイナンバー法[38]に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。マイナンバー制度の目的は、①公正な給付と負担の確保、②国民の利便性の向上、③行政の効率化の３つである。

マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる事務は限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

イ　情報連携

情報連携とは、個人情報を管理する各機関が、マイナンバー等を用いて個人情報を相互に活用する仕組みである。これは、行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略し、住民の利便性を図るとともに、行政を効率化すること等を目的としている。

---

34 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和３年法律第57号）

35 Disclosure and Barring Service

36 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書（令和５年９月12日）

37 『読売新聞』（令5.10.16夕刊）

38 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

情報連携に当たり機関同士でやり取りされるのは、マイナンバーではなく機関ごとに異なる符号（機関別符号）である。これにより、マイナンバーのみが流出しても、各機関が保有する個人情報が芋づる式に引き出されることはないとされている（図表参照）。

（図表）マイナンバー制度における符号を用いた情報連携の例

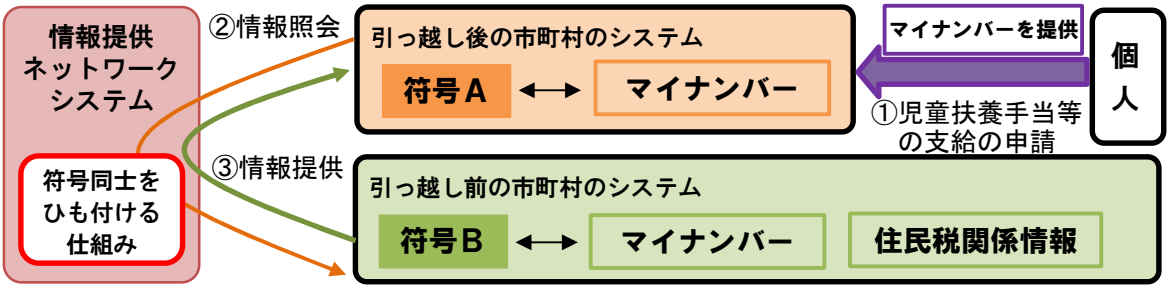

（デジタル庁「マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携」を基に当室作成）

(2) マイナンバーカード及びマイナポータル

個人番号カード(マイナンバーカード) は、本人に交付されるＩＣチップのついたプラスチック製のカードである。表面には基本４情報・顔写真・有効期限等が記載され、裏面にはマイナンバーが記載される。また、ＩＣチップには券面記載事項や電子証明書等が搭載されている。

マイナンバーカードの公的個人認証（電子証明書）及び空き領域については、マイナンバー自体を利用するものではないため、民間事業者も含めて様々な用途に活用することができる。

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスであり、提供されるサービスとして①手続の検索・電子申請、②行政機関等が保有する自分の特定個人情報の確認、③行政機関等からのお知らせの確認、④情報提供等記録表示（住民の情報のやりとり履歴の確認）等がある。手続の電子申請、②～④の利用にはマイナンバーカードが必要である。

(3) マイナンバー法の制定及び近年の改正

平成25年にマイナンバー関連４法[39]が成立した。マイナンバーの付番は平成27年10月から、マイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付は平成28年１月から、情報連携及びマイナポータルは平成29年11月から、それぞれ開始された。

マイナンバー法は平成27年、令和元年、令和３年及び令和５年に改正された。令和５年改正法[40]の主な内容は以下のとおりである（一部の規定を除き、令和６年度施行予定）。

・マイナンバーの利用範囲を社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務に拡大

[39] マイナンバー法、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成25年法律第28号）、「地方公共団体情報システム機構法」（同第29号）及び「内閣法等の一部を改正する法律」（同第22号）

[40] 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第48号）

・マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し（法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務においてもマイナンバーの利用を可能とする等）
・マイナンバーカードと健康保険証の一体化（いわゆるマイナ保険証）
・マイナンバーカードの普及・利用促進（郵便局における交付申請受付を可能とする等）
・戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加
・公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

(4) マイナンバー制度の今後

ア　マイナンバーに関するトラブル

令和５年改正法の成立と前後して、①マイナ保険証や障害者手帳情報のひも付けの誤り、②コンビニ交付サービスでの証明書の誤交付、③公金受取口座の誤登録やマイナポイントの誤付与、といったトラブルが相次いだ。政府は令和５年６月に「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、マイナンバーとのひも付けを行っている全ての事務の実施機関に対して、ひも付け方法を確認し、個別データの点検が必要となるケースの整理を行うとともに、当該データの総点検を行った。

同年12月、マイナンバー情報総点検本部において、総点検の結果が報告された[41]。これを受けて、令和５年改正法の健康保険証の廃止に関する規定は令和６年12月２日に施行されることとなった[42]。

イ　マイナンバー法の改正に向けた動き

令和５年６月に策定された重点計画[43]においては、令和８年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指しており、必要があれば令和６年の第213回国会（常会）に法案の提出を目指すこととしている。

内容についての問合せ先
地域・こども・デジタル特別調査室　相原首席調査員（内線68777）

[41] マイナンバーのひも付け誤りが点検対象件数（8,208万件）の0.010％に当たる8,351件あった。

[42] 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和５年政令第374号）

[43] 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）